



裏面白紙

国立公文書館	
分	国立公文書館
分類	法務省 平成11年
排架番号	4 A 18 2216

23-11-12 2

高橋義次

Opinion of Mr. Justice Roling
Member for the Netherlands
Japanese Translation by Language
Division, LAFB

オランダ代表裁判官
ローリング判事の意見

序	一
法に關する考察	二
管轄權	八
平和に對する罪	五
不作爲の責任	六
事實に關する考察	二
各個人に對する判定	一七八

英文頁

一九四八年十一月十二日

裏面白紙

B-1

序論

極東国際軍事裁判所が直面している争點の意義は、どんなに強調しても、強調しすぎるといふことにはほとんどない。審理の初めに裁判長は「今回の如き重要な刑事裁判は、實に世界史上に其の比を見ないものである。」(註一)とまで云つた。この裁判は、世界史上のある出来事に對して責任があるものとされてゐる被告を、この戦争の前にはほとんど例を見なかつた起訴事實について審理するものである。どの裁判官にもせよ、反対意見をもつ者は、法律の問題と事實の認定について、多数意見に同意しないと、結果を導いた諸考察を充分に述べるべき理由を、右の見解のうちに見出すことが出来る筈である。しかし、極東国際軍事裁判所のオランダ代表判事が、本國の國內法の慣例に反して、多数意見による判決の認定のいくつかについて、自分の論究した反対意見を述べる理由は、最高司令官に與えられたところの「何時ニテモ刑ニ付之ヲ輕減スルコトヲ得ズ。」(註二)フルコトヲ得。但シ刑ヲ加重スルコトヲ得ズ。」(註三) (裁判所條例第十七條) という極限に含括されてゐる意義に見出されるものである。従つて、この反対意見は、右の規定に關連して何かの意義をももてる範圍に限ることとする。

註一、公式速記録二一頁。

今後速記録の頁を示すときは「記録・・・頁」とする。

五-2

罪と刑罰の問題に直接に關係のないある種の意見
や認定、例えばジュネーヴ條約に關する裁判所の立
場のようなことについては、これに對して異議を申
立て得る場合でも議論は述べないことにする。また
ジュネーヴ條約の第六〇―六三條の範圍についての、
あの運命を左右する決定――すなわち合衆國最高裁判
所が『山下事件』でとつた見解がそのまま採用され
ている決定――についても議論しないことにする。
最後に、裁判所が示した理由とは異なる理由からで
あるが、とにかくある決定の結果に同意見である場
合、例えば『訴因第三十九ないし第四十三について
は決定を下すことは不必要である』との決定につい
ては、議論を述べないことにする。

管轄権

「人と犯罪に關する管轄権」を取り上げている裁判所條例の第五條は、裁判所の管轄権の範圍を人と犯罪に限つてゐる。

ニールンベルグの判決（一）には——また本件において、檢察側と裁判官の多数は同じ見解をとつた——裁判所はその裁判所條例によつて拘束されてゐると述べてゐる。これは、裁判所が裁判所條例を越えて「審理シ處罰スル」ことは決してできないという意味では正しい。しかし、裁判所條例のなかに、國際法に反する規定が含まれてゐる場合に、裁判所がそれに拘束されることになるという意味を含むものではなく、また含むことはできない。

註一、ニールンベルグ裁判所は、その條例の第六條を引用した後に、「これらの規定は本件に適用されるべき法として本裁判所を拘束するものである」（イギリス版、王室印刷局、ロンドン、一九四六年、三頁）と定めており、後にまた「裁判所條例の法は本裁判所にとつて決定的であり、これを拘束するものである」（上掲、三八頁）とそれを再確認した。しかし、同裁判所は、例えは國體に關する條文（ニールンベルグ判決文六七頁）については、右の原則を固守しなかつた。

ニールンベルグの判決で、「裁判所條例の本質そのものは、個々の國家によつて負わされてゐる服

従という國家的義務を超越する國際的な義務を個人はもつていないことである。』(註一)と述べているのが正しいならば、連合國の名において定められた裁判所條例は、たゞ現行の國際法を無視した場合でも、裁判所を拘束するという趣旨であるとしたら、それは驚くべきことであろう。合衆國最高裁判所が『クイリン事件』(註二)で指摘したように、軍事裁判所の權限の源は自家の主權にあるが、敵の處分についての軍事裁判所の法の源は國際法にある。

註一、ニールンベルグ判決、四二頁

註二、合衆國判決録第三一七卷一頁、一九四二年
 多致意見による判決でとられている立場は、次のような結果になる。戦勝國は、戦争犯罪人の裁判と處罰について規定するに當つて、裁判所條例を公布し、裁判所を創設する權利があるというのである。『このような目的の裁判所を創設する權利を行使し、その裁判所に權限を與えるにあつて、交戦國は、國際法の範圍内で行動することができにすぎないのである。』しかし、『裁判所條例の法は本裁判所にとつて決定的であり、これを拘束するものである。』本裁判所は被告を裁判することはできるが、『いかなる場合にも裁判所條例に定められた法を、裁判に適用するという義務と責任の下に常に立たされてい

る。』
 したがつて、多致意見による判決によれば、本裁判所は、正義に基いて處罰を加えることを求められてはいるが、戦勝國が國際法の範圍内にとどまっていたかどうかを判定することを求められている權威

考ではないのである。従つて、國際軍事裁判所の裁判官は、裁判所條例がこれらの範圍を越えてゐると認められた場合には、就任を拒否するか、辭職し、裁判所條例に示された見解に同意する用意のある裁判官と交代することしかできないのである。

このように見かたは將來に對して危険であるばかりではなく、現在においても正しくない。

正義に基いて處罰を加えることを求められている國際裁判所が、はたして正義に基く法氣を適用しているかどうかをみずから審査する權能も義務も果たすに、戰勝國の軍高司令官の定めた法氣を適用しなければならぬということの本裁判所が規則として確立するようなことがあるならば、本裁判所は國際法のためにこの上もなく有害なことをしたということになるであらう。實際において、ニュールンベルグの判決も、東京の多數意見も、裁判所條例の中に述べてある犯罪が國際法上で犯罪であるかどうかという問題を考慮して來たのである。

その上に、多數意見による判決は、裁判所條例に拘束されてゐると述べてはいるが、適宜と認められた場合にはその規定を無視した。共同謀議者は、「斯カル計畫ノ遂行上爲サレタル一切ノ行爲ニ付、其ノ何人ニ依リテ爲サレタルトヲ問ハズ、責任ヲ有ス」と述べている第五條の(イ)があるにもかかわらず、訴因第一に述べてある共同謀議について有罪と認定された被告が、その共同謀議の結果として起つた戦争の遂行については有罪の認定をうけなかつた。この決定に違つたのは、荒木と前のようにかれらがこ

E-6

の戦争で積極的な役割をはたしたことを示す證據が出されなかつた場合はかりでなく、戦争中ドイツ駐在の大使として、その進行に積極的な役割を演じた大島の場合にもそうであつた。裁判所條例は管轄權と裁判手續の規定だけを與ふるものと考ふる解釋は、裁判所の構成そのものによつて示されている。東京裁判所においては、その判定に權威を與ふるために、十一カ國を代表する十一名の裁判官が一つの裁判所を構成していることがわかる。このよりの裁判所が殆んど事實の認定だけのためだけに開廷されたとすれば、それはまづたく驚くべきことである。しかし、その裁判所が國際法の分野で權威を作り出すように構成され、この權威によつて國際的な刑事責任に關する決定を支持しようとするならば、その結果として、その裁判所は、裁判所條例に従つて提出された事實が、國際法による犯罪であるかどうかを決定する權限をもつということになる。裁判所條例は、どの事實が法律的な審理を受けべきかを定めている。本裁判所は、裁判所條例によつて、『審理シ處罰スルノ權限』(第五條)を與えられているのであるから、これらの事實のうちのがれが國際法による犯罪であるかどうかを決定するものである。これは一般國際法の原則から當然そうなることである。

E-7

本件においては、裁判所條例の歴史が同じ考えを示している。裁判所條例は、最高司令官が合衆國軍。陸ミソリー號の艦上で『嚴肅な協定』と正しく名附けたところの降伏文書によつて、その範圍を限定されていている(一)。この降伏文書のなかで、一九四

五年八月十四日の宣言に従つて、日本はポツダム宣言の條件を受諾した。降伏文書の言葉づかいからして、戦勝国の権限、したがつてまた戦勝国の最高司令官の権限は、この文書の規定の履行に限定されていることとなる。

註、F. L. ミラー著、第二次世界戦争史、一九四五年フイラデルフィヤ・トロント出版三一頁、そのときに、マツカアサー元帥は「ここで示され、受諾されることになつてゐる日本帝国軍除の降伏の條件は、現在貴下の前にある降伏文書の中に含まれてゐる」(同上三二頁)と述べた。

降伏文書が言及してゐるポツダム宣言には、次の規定が含まれてゐる。「一切ノ戦争犯罪人ニ對シテハ戦後ナル正義ニ基キ處罰ヲ加フベシ」モスコイ合議で「四巨頭」は、最高司令官が降伏條件を実施するため一切の命令を發するといふことに同意した。これらの指令によつて、「戦争犯罪人ニ對シテ戦後ナル正義ニ基キ處罰ヲ加フベキ事ヲ要求スル降伏條件遂行ノタメ」(一)最高司令官は本裁判所を設立し、裁判所條例を定めた。以上のことから、二つの結論を引出すことができる。第一は、戦後であるうとなかろうと、正義を行つことが本裁判所の主要な任務であるといふことである。第二は、裁判所條例に述べてある「戦争犯罪人」に直接に關連してゐなければならぬといふことである。

註一、一九四六年一月十九日、最高司令官の特

別宣言書

戦勝国は新しい国際犯罪を作り出す権限はなく、
 現行の国際法の規定に拘束されていると述べること
 が正しいとすれば、その結果として、裁判所條例は、
 ある行為、またはある行為をしなかつたことが犯罪
 であるかどうかという問題を決定することはできな
 いのであつて、ただ国際法で認められてあるある犯
 罪が本裁判所の管轄内に入るかどうかといふことを
 決定できるだけである、といふことになる。裁判所
 條例がある行動を犯罪的なものとする、ということに
 あり得ない。(一)

註一、多数意見による判決は、このように考え
 たようである。通例の戦争犯罪を犯す共同
 謀議を論ずる際に、判決は「このよき罪
 を犯す共同謀議は本裁判所の條例では犯罪
 とされていない」と言明している。(判決
 文三四頁)

戦勝国は裁判所を開廷し、その手続に關する規則
 を公布し、どの行為または「不作為」を審理し、處
 罰する権限を裁判所がもつかを定めることができる。
 これらの行為または「不作為」が国際法上の犯罪で
 あるかどうかを決定することを求められているのが
 本裁判所である。

ポツダム宣言から推論すれば、犯罪に關する管轄
 権が限定されているばかりでなく、人に關する管轄
 権も制限されている。ポツダム宣言には、「日本回
 ニ對シ、今次ノ戦争ヲ終結スルノ機會ヲ與フル」條
 件が示されてゐる。これらの條件のうちの一つは、

戦争犯罪人に対して、峻厳な正義に基く處罰を加ふることであつた。これによつて、われわれの裁判所條例は、今次の戦争、即ち降伏文書に定められてゐる日本の降伏をもたらしめた戦争における戦争犯罪人についてだけ定めることができるといふことになる。従つて、本裁判所は他の戦争で犯された戦争犯罪を取扱ひ管轄権をもつてゐない。たゞこれら戦争がたまたま極東で行われたとしても、またそのために行者をいつそ度い意味で「極東ニ於ケル重大戦争犯罪人」(裁判所條例第一條)または「極東戦争犯罪人」(條例第五條)と呼ぶことができたとしてもさうである。

E-9

「太平洋戦争」で犯された戦争犯罪だけとするこの制限は、裁判所條例が太平洋戦争を戦つた連合國の最高司令官によつて定められた事實と、本裁判所の裁判官と檢察官が、降伏文書の調印國であつた諸國の代表者と、この戦争に参加はしたが、その當時はまだ國家としての獨立を達成してゐなかつたために、降伏文書の調印國でなかつた二つの國家の代表者であるという事實とによつても、示されてゐる。この制限は最高司令官の特別宣言書からしても推論される。この宣言書は、本裁判所を構成したものであり、それには、裁判所條例の基礎となつてゐる考慮の一つとして、次のように述べてゐる。

「極軸諸國家ノ不法ナル侵略戦争ニ反抗セル
 合衆國並ビニ之ガ連合諸國家ハ戦争犯罪人ハ裁
 判ニ附セラルベキモノナリトノ意圖ノ宣言ヲ隨
 時爲シ來リタルガ故ニ」

連合諸國は、最近の戦争、すなわち獨逸の滅亡と日本の降伏で終つた戦争において犯されたもの以外のどのような戦争犯罪についても、宣言を行つたことは全くない。この制限からして、原因第二十五、第二十六、第二十五及び第三十六で侵略戦争として標榜されてゐるハサン湖（一九三八年）とハルビンゴール地獄（一九三九年）における日境衝突、たとい戦争と考へなければならぬものであつたとしても、本裁判所の管轄には入らなう。これらの戦争であるとするは、これらの戦争は講和條約によつて終結してゐる。すなわち、張鼓峯事件は、一九三八年八月十日に、モスコイにおいてモロトフと重光との間で調印された協定（法廷證第二六六一A號記録二三一頁）によつて、ノモンハン事件は、一九三九年九月十六日の東京（モロトフ共同聲明）（法廷證第二六四一號記録二二八七八頁）と、その後一九四一年四月十三日にソビエト・ロシアと日本との間に結ばれた中立條約（法廷證第四五三號、記録五〇〇頁）によつてである。

E-10

これらの條約によつて、これらの戦争は太平洋戦争とは別なものとされたのであり、従つて、本裁判所の管轄権の範圍外にあるものである。（一）なお、右の中立條約以前に存在したかも知れなうところの、原因第四、第五及び第十七で標榜されてゐるソビエト連邦に對する侵略戦争遂行の共同謀議について10も、そうである。同じ理由で、太平洋戦争に屬してないものとして、戦争をもたらさなかつた共同謀議の單なる存在は、一般に本裁判所の管轄から除外

されることにならう。さらに、第五條の各の字句は、共同諒解が戦争をもたらした場合に限り、これを裁判所の管轄の範囲内に入れるというのが裁判所條例の趣旨であつたことを示している。

註(ここに述べた国境衝突は、たとひ侵略戦争と見做されても、本裁判所の管轄に入るものではないという理由がもう一つある。もしこれらの事件が戦争であつたならば、それを終結した條約は、講和條約であつた。これらの講和條約においては、戦争犯罪人の處罰に關する規定は設けられなかつた。講和が成り立つた後は、戦争犯罪の裁判ができるのは講和條約がこのよゝうな裁判について規定している場合に限るといふのが国際法の規則である。この規則に例外のあることは確かである。たとへば、不法な威嚇の場合、または敗戦國によつて樹立された傀儡政権との間に條約が結ばれた場合である。これらの例外は、今ここで決定しなればならない件については重要でない。上に述べた一般的規則はこの二つの国境衝突に關連して行われた戦争犯罪に關する裁判を禁ずるものであり、條因第二十五、第二十六、第三十五、第三十六、第五十一及び第五十二の各々の起訴事實をわれわれの條約から除外するものである。

平和に對する罪

裁判所條例は、第五條第ロ號で、平和に對する罪について述べている。國際法がこの犯罪を認めているか、認めていたかについての問題に関しては、國際法上の「犯罪」という言葉は、國內法上においてと同様に、全く違つた性質の概念を現わすことである、ということ銘記しなければならぬ。

E-11

國際法においては、「犯罪」とは、たとえ捕虜の拷問のように、すべての文明國で道徳的にも法律的にも非とされていゝ行為と同様に、國境のこちら側では名譽とされ、むこう側では罰せられる間諜と戦時叛逆の行為をも包含している。

合衆國政府を代表してロンドン協定に署名したジャックソン判事は、その「大統領への報告」(一一)の中で、不正な戦争を行う犯罪を、「もつと軽い犯罪のすべてを包括する犯罪」と規定した。ニユーレンベルグの判決は、侵略戦争を開始する罪のことを、「最高の國際犯罪であつて、他の戦争犯罪と異なる點は、ただそのうちに全戦争犯罪の善惡を含んでいることにある」と一一と述べた。

註一、一九四五年六月七日、ホワイト・ハウス發表。全文は一九四五年六月十日の國務省公報

(The Dept. of State Bulletin)

一〇七一頁以下に載つてゐる。そのうちで關係ある部分は「戦争犯罪人の裁判、國務省出版物第二四三〇號、ワシントン、一九

四五年」中に出版された。

註三、判決一三頁

東京の首席検察官は、かれの最終論告のなかで「記録三八九六五頁」、平和に対する罪を「最も悪質なものである」といつた。そのほか、検察側の方で、第五條(イ)、(ロ)に述べてある犯罪と(ハ)に述べてある犯罪との間には、何の違ひもないとした例は、多数擧げることができる。(註一)

註一、たとえ「通例の戦争犯罪人」といふ戦争に責任があるもの」との間には、原則上、少しも違ひはない。(記録三九〇一七頁)。

ここで、悪質な行爲という意味での「犯罪」ということを、法的秩序を維持するためには、刑罰を科さなければならぬやうなやりかたで法を破ることを考えると、「平和に対する罪」が現行国際法上で右のような犯罪であるかどうか、という問題に答えなければならぬ。

註二、E-12
国際法の分野の權威者であつて、戦争の遂行は、国際連盟とパリイ條約の時代までは諸國家の主權であつた、と認めるものを列挙する必要はないであらう。オツベンハイム、ラウターバート(一)によれば、「戦争は、法律上は國家の自然の機能であり、國家の無制約な主權がもつ特權であつた。」また、パリイ條約を締結した交渉中に、一九二七年にボラ13
上院議員が合衆國の議會に提出した決議案の中で、戦争の不法化についてのかれの勳議の理由として述べたもの一つは、次の通りである。「國家間の戦

争は、常に合法的な制度であつたし、また今でもそうである以上、どの國家も、理由があるとないと争同わず、はかのどの國家に對して戦争を宣言しても、秘密にその法的権利の範圍内にある。一二人の國際法の學者と一人の政治家とを引用すれば充分であらう。この點については、ほとんど意見の一致した説があるのである。本件で檢察官が述べたように、侵略戦争の不法性は、一九一四年以來採用された諸條約から主として發生し、またはそれらのなかにふくまれているところの一つの近代的な概念である。(記録三九〇一七頁)

証一、 オッペンハイム・ラウターバハト著國際法第二卷、紛争、戦争および中立。六版、一九四四年、一四五頁。

証二、 この決議案は、次の首初に載つてゐる。ハンス・ヴェーベルグ博士著、戦争の非合法化。ワシントン一九三一年、一三三頁。またはジェイムズ・T・ショットウエル著、國家的政策の手段としての戦争とパリ條約におけるその放棄。ニューヨーク一九二九年、一〇八一—一〇九頁。

法の変化を示すために、時としてヴェルサイユ條約が引用される。しかし、ニュールンベルグの判決で引用されている第二二七條は、それが作らうとした前例を設けるというよりは、むしろその當時存在した國際法の眞の状態を示そうとしているものである。戦争惹起者の責任と刑罰の實施とに關する委員会、一九一九年に、戦争をもたらした行爲

E-13

については、その行為の惹起者を訴追したり、またはその行為を裁判所における訴訟の対象としたりすべきではない。(一)と警告した、したかつて、提訴された皇帝ワエルヘルム二世の裁判は、国際法による犯罪に基くものではなくて、『国際道徳と條約の神聖』に對する最高の罪』に基くものであつた。正義を裁判所の決定的な原則とするといふのではなく正義が『国際政策の最高の動機』によつて。(第二二七條)指導を支けるといふのであつた。皇帝の引渡を要求する連合國は、オランダ政府に對して、『司法上の訴追ではなく、高度の国際政策上の行為を念頭にもつてゐるところの、かれらの要求の特別な性格』。(二)を強調した。したがつて、国際法の權威者が、一体ワイルヘルム二世を眞に罰することかてさるかどうかを疑問としたことも、驚くには當らない。ガーナーが述べたように、『かれは犯罪について訴追されなかつたのであるから、刑事法の違反に對して規定されている刑罰を支けるべきものとは、ほとんど忘れたい』。(三)

註一、戦争の惹起者の責任と刑罰の實施とに關する委員會が一九一九年三月二十九日に予備講和會議に提出した報告書、一三頁。

註二、J. W. ガーナー著、国際法と世界大戦、一九二〇年、第二卷、四九三頁に引用。

註三、J. W. ガーナー前掲書四九四頁。

E-14
問題は、戦争を國家の主權として認めた慣定國際法において、國際連盟の規約と諸決議、その他の國際機關の諸決議およびケロッグ・ブリアン條約によ

つて、左にかの變化がもたらされたかどうかといふことである。

日本が一九三三年に國際連盟規約から脱退したといふ事實は別としても、侵略戦争の犯罪性といふことは、この規約からは出てこない。この規約は戦争の防止を目的としたが、第十五條は、連盟理事會が全員一致の報告に到達できない場合とともに、國際法上尋常争國ノ管轄ニ屬スル前項ニ付生じた紛争を認めている。ここに有名な「戦争の抜穴」があり、それを後にジュネーヴ議定書が除こうとしたが、成功しなかつた。

註一、連盟規約を修正することによつて、同規約にあるこの「戦争の抜穴」をふさぐことが、一九二四年十月二日に總會によつて採用され、普通に「ジュネーヴ議定書」と呼ばれているところの、國際紛争の平和的處理のための議定書の主な目的の一つであつた。この議定書が、有効となるために必要を該の批准を確保できなかったといふ事實は、イギリスの反対に基くことが大きかつたのであり、この反対は、すでに適用できなくなつた條約を、連盟規約第十九條に添いて改正するための機構、または實效的を機構が存しないから、この議定書は、その參加國をして、いかに不正で危険を現狀であつても、それを保證するように引き入れることにならう、という見解に主として基いていた。「オツペンハイム・ラウター

E-15

バハト、上掲書九一頁、証二

國際連盟總會が、一般的條約という手段によつて、國際的事態に變化を興えようと試みたのは、特に、連盟規約の欠陥、すなわち「戦争の抜穴」と呼ばれてゐるものをふさごうと努力してであつた。

列國の團結によつて戦争を防止しようとした相互援助條約（一九二三年）は、第一條で次のように規定した。「締約國は侵略戦争が國際犯罪であることを嚴肅に宣言し、締約國はいずれもその遂行の罪を犯さないことをそれぞれ約定する」。この條約は遂に效力をもつに至らなかつた。

註一、正文は國際連盟月報、一九二三年、二、三六頁以下にある。

一九二四年に、第五回總會によつて、一般的熱意の中に可決された「ハーグジュネーブ議定書（國際紛争平和的處理のための議定書）は、國際社會の構成員の連帯性を認め、侵略戦争はこの連帯性の侵害であり、國際犯罪であることを主張して、「一國文」、紛争の平和的處理のための規則を定めた。しかし、この條約も遂に效力をもつに至らなかつた。

註二、この引用文は第六回總會に於けるシアロ

イヤの演説からとつたものである。國際連

盟第六回總會議事録、ジュネーヴ、一九二

五年、八〇頁を見よ。正文は一九二四年、

國際連盟第五回總會採用決議および通告第

二一頁以下に發表されている。このように

熱意のあらわれにもかかわらず、諸國の代

表は、單にこの議定書を「真剣に考慮す

E-16

るようにそれぞれの政府に進言することを
約定したに止まつたといふことは、記憶す
べき重要なことである。ヘアルフレッド・
フィンメルン著、國際連盟と法の支配、一
九一八年―一九三五年、ロンドン、一九三
六年、三五〇―三五二頁

さて、これらの條約が成立しなかつたのは、侵略
戦争は犯罪であるといふ條項に對して唱えられた反
對以外の理由による、と言われている。しかし、平
和的處理の承認というような、その他の條件が實現
されるまでは、侵略の犯罪性についてのこのような
宣言は意義と正当性を獲るものではない、という
ことが認識されなければならぬ。不成功に終つた
ジュネーヴ議定書の上述の宣言に效力を與えて、
これが國際關係の變化を證明するものであるとする
ことは、實に現實を曲げるものであらう。

ジュネーヴ議定書が成立しなかつたことは、事態
を一層明らかにするものである。なぜなら、その正
文そのものによつて、本格的な種類の紛争が義務的仲
裁裁判から除外されたからである。これらの紛争の
うちには、ある國の國內管轄内の問題に關する
紛争（第五條）、ならびに現に效力ある條約と諸
國家の領土的保全とに關する紛争（一―）がある。

註一、この最後の例外は、總會報告者として
のポリテイスによれば、議定書中には正
式には述べられていなかつたが、それが認
められていることは、さわめて明瞭に理解
されていた。國際連盟第五回總會議事録、

E-17

ジュネーヴ、一九二四年、三二九頁。

一九二五年の國際連盟第六回總會は、明らかにジュネーヴ議定書の不成立によつて影響された。軍縮縮少についての會議の手筈をととのえることを理事會に要求する決議案を採用するようにとの、スペイン代表ギノネス・デ・レオンの提案は、同じ見地から考えられなければならぬ。この決議案には、次のように述べてある。「侵略戦争が國際犯罪を構成することを重ねて宣言すること。」(一)

註一、この決議案の正文は、國際連盟第六回總會議事録、ジュネーヴ、一九二五年、七四一七五頁に載つてゐる。

スペインの提案は第一および第三委員會に送られ、それからさらに小委員會に送られた。「議事録、一九二五年、一〇五、一五七頁」これらの小委員會の協議は、議事録中に發表されなかつた。第三委員會の第五回會議で、小委員會の報告者ベネシユは、「ギノネス・デ・レオン氏が提案し、第一委員會の小委員會が修正した決議案の原文は、そのまゝ、第三委員會の小委員會によつて承認された」と言明した。「議事録、上掲、二〇二頁」

これらの修正の結果として、この原文は次の通りになつた。「侵略戦争が國際的犯罪と看做されるべきことを重ねて宣言すること。」(議事録、上掲、二三九頁)。この決議案はこの形で採用された。「議事録、上掲、二四七頁」。

E-18

「侵略戦争が悪質な犯罪である」という趣旨のことを示すものが一九二五年の總會の議事の中に見出すこ

とかできなないことは、以上にかんかみて明らかであると思われ。總會が採用したものを考えると、國際連盟協會の國際的連合が一九二五年七月の第九回定期會議で採用した諸決議（一）を重要視すことはできなない。この決議のなかには、ジュネーヴ議定書に關して、連盟規約第八條に従つて軍備縮少の促進を目的とする協定つまり「次の原則、すなわち、い、あらゆる侵略戦争は國際犯罪である」ということの承認を含むべき協定の締結を進言した決議も含まれている。

註一、上掲議事録、一一四頁以下に發表されている。

一九二七年の總會が開かれたときの國際情勢は、一九二五年の總會のときよりも良好なものではなかつた。一九二五年にロカルノ條約が締結され、特にイギリスで反對にあつたジュネーヴ議定書の一設的保證のかわりに、特別の保證が規定されたことは眞實である。しかし、その時以來、ジュネーヴにおける三國軍縮會議は失敗に終つたのであつた。

一九二七年に開かれた連盟總會の會議の記録からは、この總會の精神を判断することはむずかしい。會期の始めに、ポーランド代表ソカルが、一種の東ロカルノを作り上げること提案したようである。秘密手続會議で、この提案は修正され、違つた性質のものゝ總會の討議に移された。不侵略條約の草案が侵略戦争の不法化の宣言になつていた。この宣言は、ポーランド代表ソカルの説明によれば、道徳的な意義しかもたない宣言であつた。（一）

E-19

註一、ハンス・ヴェーベルク著戦争の非合法化、ワシントン、一九三一年、四三頁

一九二七年の決議の意義を判断するためには、總會での討議をいつそう綿密に研究するのがよい。一九二七年九月二十四日の會議で、最終的に採用されたときのソカルの提案は、次の通りであつた。

「總會は、國際共同社會を結合している連帯性を認識し、一般的平和の維持の確固たる希望に動かされ、侵略戦争は決して國際紛争解決の手段として役立つことかできず、したがつて國際犯罪であることを確信し、すべての侵略戦争を嚴肅に放棄することは、軍備縮少のために企てられてゐる仕事の進捗を促進するものと思われ、一般的確信の空氣を作り出してゆくであらうと考へて、

「次のことを宣言する。(一)すべての侵略戦争は禁止され、かつ今後も常に禁止されるべきこと。(二)國家間に起るべきあらゆる種類の紛争を解決するためには、あらゆる平和的手段が用いられたなければならないこと。

「總會は、連盟國がこれらの原則に従う義務を負うものであることを宣言する。(一)

註一、一九二七年九月二十四日一〇・〇〇時の國際連盟第八回通常總會遠記録、九頁

このような宣言の意義はどのようなものであり得たであらうか。

國家は生きてゐる組織体であるから、變化する。状態が變化すれば、關係の變化が必要になる。かくて、國家間の紛争の起源は、國家の性質そのものに

E-20
ある。これらの紛争は解決を要求する。これは平和的手段によつて行うこともできようが、もし平和的手段によつて解決が興えられないときは、残された唯一の道は戦争である。したがつて、平和を維持するためには、紛争解決のための平和的手段を発見することが最も重要である。

裏面白紙

これらの手段が発見された時には「戦争の不法化」という結果が論理的に生れるであろう。紛争解決の手段が発見されないうちに戦争を禁止することは、実際には、單に現状を維持するにすぎないということになるであろう。

一九二七年の總會における討議の間に、ポリチス氏はこの關係を正しく指摘した。

「すべての戦争……すなわちすべての侵略戦争……を禁止し、仲裁裁判という方法で侵略者を定めようと試み、しかも他方で規約第十五條第八項を現在の形で存続させる方式は、依然として同條の缺陷を全く今日のままだにしてかくことになるであろう。それは制裁がないためであつて、ジュネーヴ議定書の規定では、それがあつたので、この体制を作り得たのである。さらに、わたくしがどれほど強調しても足りないところの、この缺陷に加えて、實際にはわれわれが退歩したのに、大衆にはわれわれが進歩したという印象を興える大きな危険があるであろう。」(一)

註一第八回國際連盟年次總會議事録

六百、一九二七年九月八日

午前十時三十分、

ポリチス氏が諸國家の平和的解決に對する用意の程度を正確に評價したということとは、ジュネーヴ議定書に關する討議を再開せよというオランダ代表の提案に對して、同總會の示した反響からみて、明白である。以下に、オースティン・チエンバレン卿の演説から引用をする。

「むかしからの論争がすべて、むかしからの意見

の相違がすべて、今でもなお表明されている。一方の側か、他方の側か——またはおそらく両方の側で……當事者の見解がある程度接近するに至るまでは、意見の一致する可能性はない。(上掲、九月十日、四一頁)

E-21

それにもかかわらず、侵略戦争は犯罪であると宣言するソカルの提案は承認された。ブリアンは、この提案の辯護として、誤解を生む比喩を使った。

「われわれがしつかりした建物を建てようとするときに、われわれの友人ポリテイス氏が好みます。われわれの友人シアローヤ氏も好んでいるような法律上の設計をわれわれがもつているときに、われわれの建物を一舉に完成することができず、完成した建物はおそらく六階、おそらく二十階の高さになるはずであるのに、最初は一階か、二階か、三階で止まらなければならぬことがわかつたときに、われわれはこの企てをあきらめざるべきであろうか。わたくしは否という。われわれは仕事を続けなければならぬ。しかし何かほかの方法を見つけなければならぬ。別の手段を、すなわち連盟のもつ宣傳力を、使わなければならぬ。」(上掲、九月十日、六頁)

これは誤解を生むものである。なぜなら、紛争の平和的解決が根本であるからである。家を建てるのに、まだ土台を置くことができないうちに、屋根から手をつけることができるものかどうかを、ブリアン氏が自問したとしたら、もつと適切な比喩になつたであろう。

ブリアンの演説は別としても、決議自体が誤解を

生むものであつた。その本文は、すべての侵略戦争が實際においてすでに禁止されているという印象を與えるようなものであつた。しかし、その討議から見ても考慮されていた對象は、連盟規約の中で言及され、またすでにこれによつて禁止されていた戦争だけであつたことがわかる。日本代表長岡は次のように述べたけれども、なんの批判も招かなかつた。

「委員會における意見の交換からみて、決議案は全体として、規約に定められていないどの義務の範圍も越えるものではないと自分は了解した。(一) これらの事情にかんがみて、オランダ代表ロウドンが一切の戦争の禁止を提案したが、無駄であつたことが理解できるのである。」(議事録、上掲二二五頁)。

註一 國際連盟第八回通常總會議事録、

ジュネーヴ、一九二七年、

二二六頁

E-22

決議が誤解を生むものであるのは、それが表面にあらわれているほどの實質をもつていないからだけではなく、單に道徳上の價值しかない宣傳的行為のつもりであつたからである。ソカルは、そもそもものはじめから、自分の提案は「具體的な法律的範圍をもたない」(原語のフランス語は、もつと明瞭であつて、「具體的な法律的の力をもたない」)のであつて、單に道徳上の意義をもつにすぎないと言明した。(議事録、上掲一二四頁)

このポーランドの提案に對して、この提案は無意味であり、制裁を缺いている點で連盟規約の程度にも達していないという趣旨のいろいろな反對に對し

て、ブリアンは次のように答えた。

「いろいろな演説があつてから、會議の終りに、われわれが大きな叫び聲をあげたら、人に聞えないわけはないということをおれわれはよく知っている。それは個人の良心に反響をひきおこし、人々の心の中に根をおろし、反響が反響をよんで、海外にひろまり、そしてその目的を充分に達成する。」

「何か法的の價値があろうとなかろうと（傍線は本官による）、このように叫び聲をこの總會が發することは、そうするだけの値打があると諸君は考えるか。それとも、法律的價値がないとしても、總會の魂から、平和の理想に對する熱望がわき上るのをわれわれは感ずべきだと考えるか。」（速記録、一九二七年九月十日、六頁）

本官は一九二七年の決議についてやや詳細に論じたが、その理由は、學者も、またニュールンベルグ及び東京の判決（一）も、ともにこの文書に特別の注意を喚起し、侵略戦争は一九四五年のロンドン協定とその後ニュールンベルグ及び東京の裁判所條例より前に、すでに悪質の犯罪と考えられていたという理論を支持しようとしたからである。

註一ドイツ主要戦争犯罪人の裁判のための國

際軍事裁判所の判決、ニュールンベルグ、

一九四六年九月三十日および十月一日。王

室印刷局出版、G m d . 六九六四、四一頁。26

一九二八年一月十六日から二月二十日まで、ハバナで開かれた第六回アメリカ諸國國際會議が、同じ目的でしばしば引用される（一）。この會議で、

E-23

他のこととともに、二つの決議が可決された。第一は仲裁裁判に關するもので、その一部は次の通りである。

「アメリカ諸共和国は、その相互關係において、國家的政策の手段としての戦争を不法とすることを表明しようとするゆえに、」

註一、上掲ニールンベルグ判決文、四一頁。

第二に、「侵略戦争は人類に對する國際犯罪を構成する」と認められた決議が採用され、次のことが同意された。

「(一)すべての侵略は不法と認められ、そのようなものとして禁止されるものと宣言されること。及び

「(二)アメリカ諸國は、その間に起ることのある紛争を解決するために、一切の平和的手段を用いること。」

さて、第一に氣がつくのは、侵略戦争はアメリカ諸國の間では犯罪であるかもしれないが、その他の諸國の間ではそうではないことが容易にわかるということである。アメリカ諸國が友誼的で緊密な同族的な關係を達成し、それによつて、かれらの間に起る紛争を解決することができるようになつたならば、そのときには、これがその結に、すなわち、暴力は犯罪になるということに結びつけられるかもしれない。地球の一部で、事實上の關係に基いて、法律的な概念のある種の發展があつても、地球の低かの部分にも適用される決議が必然的に自動的に引き出されるものではない。

しかし、第二に、このような関係がすでに達成されていたのであろうか。

議題となつていた問題の一つは、「國際的紛争の平和的解決」に關するもので、廣範な内容の提案草案が提出された(一)。合衆國代表ヒューズが反對をとまえ、どのような國も仲裁裁判に付託する用意のない紛争が澤山ある(國家の主權に關連する諸問題、「政治的便宜だけに關係する紛争」、「内政事項」(二)ことを指摘した後、この問題の全部は、右に述べた決議で、次の會議に附託されることになつたが、その決議の要旨は次の通である。

註(一)一九二八年ハバナにおいて開催の第六回アメリカ洲諸國國際會議のアメリカ合衆國代表團の報告。合衆國政府印刷局、ワシントン、一九二八年(二二頁)

註(二)右の報告二三頁

(一)アメリカ洲諸共和國は法的性質の國際的紛争を平和的に解決するために用いるべき手段として、義務的な仲裁を採用すること。

(二)アメリカ洲諸共和國は、この原則の實現を協定の形にするために、一年以内にワシントンで調停と仲裁の會議を開くこと。これに伴う例外は、諸國の國內關係事項とともに、國家の獨立と立憲を守るのに缺くことのできないものとこれらの諸國が考える最少限度にとどめ、またその協定に参加しない國家の利益に關連し、またはその行動に關係のある事項も除外すること。(上掲二六頁)

言いかえれば、この試みは失敗し、次の會議の會

E-25

期中においてさえ、すべての紛争の平和的解決について、アメリカ諸國が同意するに至るものとは期待されないことがわかった。さらに、現在に對しても將來に對しても、ある留保を行つて、主權と「國內問題」とに關連する「政治的」を紛議を除外し、これを紛争の平和的解決の條約の外におかなければならぬということもわかった。重大な利害關係のある問題、すなわち通常戦争の萌芽をふくんでいる紛議そのものは、義務的仲裁裁判に服させることはできないと考えられた。移民がその一つである。ハバナにおける同じ會議で、この點についての決議案が討議されているときに、ヒューズは次のように述べた。

「合衆國政府は、移民の統制は主權の行使のあらわれであるところの純粹な國內關係の事項であると考へていること、アメリカ合衆國に關する限り、移民問題における議會の權限は他の干涉を許さぬといふこと……」（上掲二七一頁）。

平和的手段による紛争の解決を義務的とする議案が成立しなかつたにもかかわらず、侵略戦争は犯罪を構成するといふ決議案は容易に通過した。この會議でも、具体的な成果がえられないので、言葉に頼ろうとしたことを感じないわけにはいかない。ハバナ會議におけるこれらの試みが當然失敗に終るより低かくなかつたことは、「諸國家の權利義務の宣言」（上掲一〇頁以下）についての提案と討議から容易に推斷される。というのは、これらの提案や討議にあらわれているのは、國家的個人主義の精神状態で

あつて、これは紛争の平和的解決と侵略戦争の不法化という結果をもたらすことになる超国家的責任の受諾には適しないものだからである。無制限な国家主権の代償は、戦争が時々起るといふことである。もし侵略戦争が犯罪的なものと認められれば、それは国家主権の一部が抛棄されたことを示すものであり、もはや非成員の間の暴力を許さない国際社会ができ上つてゐる筈であり、その社会では、戦争はあつてゐる意味で国内戦争の性格をもつことになるのである。これができ上つてゐない以上は、戦争の不法化をどのように宣言しても、それはまづ空虚な言葉である。この言葉は、関係諸国が紛争の平和的解決によつて戦争を避けたいと思つてゐることを示すかもしれない。しかし、その場合に、この言葉の価値は、それが表面上示してゐる法的事態のうちに残存するのではなく、たとい歴史的な権利を失うことになつても、紛争を解決しようとする用意そのものの程度いかに存するものである。

E-26

結局、一九二八年には「紛争の平和的解決のための一般的設定書」は實現しないで、パリイ條約が締結された。以上のことから見て、同條約前の国際的事件であつて、戦争の不法化という意味で国際関係になんらかの變化があつたと結論して差支ないようなものは、一つもあげることができなかつたといふことである。成り立たなかつた條約も、誤解を生む決議も、この變化をなし遂げることではなかつたのである。

その上、パリイ條約前に、侵略戦争が犯罪的であ

ると認められたものと考えるのは非論理的であろう。なぜなら、その場合には、われわれは、將來において犯罪を犯さないようにとの協定に到達するため、何か月もの期間にわたる交渉が行われたと結論するよりほかはないからである。同條約の起草者の一人であるブリアンが、それ以前のどの決議にも、右のような意義を與えなかつたことは、動かすことのできない事實である。かれは、批准の際の演説の中で、他のこととともに、次のように言つた。

「初めて、全世界の面前で、嚴肅な規約において、政治的紛争の重い過去を背後にもつてゐるすべての大國がその名譽をかけて、戦争は國家的政策の手段としては、言いかえれば、利己的な勝手を以ていう、最も明確な恐るべき形においては、無條件に放棄されるのである。この形の戦争は、以前は神授の權利に基くものと考えられ、國際倫理の上で、常に主權の屬性となつていたものであるが、その最も重大な危険を構成してゐたもの——その適法性を遂に法律上で奪われるに至るのである。今後はそれは不法性の烙印をおされ、共同の同意によつて、實際に不法とされ、それによつて、この罪を犯した國家は、その締約國のすべてから、必ず排斥を受け、おそらくは敵意を受けることになるのであらう。」
 (傍線は引用者による) (一)

註(一)戦争放棄の條約、合衆國政府印刷局、ワシントン、一九三三年、三一四頁。

日本をふくむ六十三カ國の名において調印されたパリ條約は、戦争權について、本官と違つた概念

E-27

を基礎づける唯一の眞の根據であるように見える。しかしながら、それが事實において侵略戦争は悪質な犯罪となるというような變化をもたらしただかどうかは、疑問である。この條約自体は、單に一つの制裁を規定しているだけである。それは、この條約に違反して戦争を行う國家は、「本條約ノ供與スル利益ヲ拒否セラル」(前文)という制裁である。侵略戦争は犯罪であり個人責任を伴うという歸結については、この條約を解した人々は、(第二次世界大戦前には)殆ど何も言っていないのである。(一)

註(一)第二次世界大戦前にパリ條約に與えられた意義を評價するためには、「ブダペスト解釋條項」が重要なものである。これらの條項は、一九四三年にブダペストで開かれた第三十八回國際法協會會議で滿場一致で採用された。このときに、ステイムソンは、これらの條項は、「わたくしの知るかぎり、今までに發表されたものうちで、この問題に關して國際法を述べた最も權威あるもの」(ハックワース著、國際法提要七卷、ワシントン、一九四三年、六八〇頁に引用)であると述べた。ブダペスト條項の中には、刑事責任については何も述べていない。パリ條約の違反は、そのほかの國に對して、傳統的な中立の概念のもとでは持つていたかつた各種の權利を附與する(第四條)。責任を負うべき國家は、すべての關係國に賠償を拂わなければならない

(第六條)。 (正文はアメリカン・ジャーナル・オブ・インタナショナル・ロー。一九三五年、九二頁以下に載つてゐる。)

パリ條約の本質的な意義は、疑いもなく第二條にある。そこで締約國は次のことを協定している。

相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之ガ處理又ハ解決ヲ求メザルコト。

しかし、條約の正文だけでは、締約國が表明した意圖を充分にはあらわしてゐない。その準備的な文書を検討してみると、この協定は防衛措置に訴ふる締約國の自由を制限すべきではないことをはつきりと承認する追加的説明條項に相當するもののあることが明らかになる。

一九二八年六月二十三日、合衆國政府が九カ國の政府に手交した同文通牒に、自衛について、次のことが述べてあつた。

「不戦條約に關するアメリカの草案中には、自衛の權利を制限し、または毀損するものはない。この權利はすべての主權國に固有のものであつて、一切の條約の中に、默示的に包含されている。各國家は、いつでも條約の規定に拘らず、攻撃または侵入に對してその領土を防禦する自由を有する。そして、その國家のみが自衛のために戦争に訴えるのを必要とする情勢にあるかどうかを決定する權限を有する。」(一)

註一、戦争放棄のための條約。條約文、交換公文、批准書および加盟書その他の文書。國務省出版文書、四六八號。ワシントン一九三三年、五七頁。

一九二八年七月十四日にブリアンは、フランスを代表して次のように答えた。

「新條約のなかには、いやしくもなんらかの方法で、自衛權を制限または毀損するようなものはない。この點については、各國は、今後も常に、攻撃または侵略に對してその領土を護る自由をもつ。事態が自衛戦争に訴えることを必要とするかどうかを決定する權限は、その國だけがもつている。」(一)

註一、上掲六八頁

オーステン・チエンバレンは、一九二八年七月十

八日に、イギリスを代表して、次ぎのように答えた。

「ケロツグ氏が四月二十八日の演説中で表明したところの、提案された條約は、ごのような方法においても自衛權を制限または毀損しないという見解、並びに、事態が右の目的のために戦争に訴えることを必要とする場合を決定する權限は、各國だけがもっているというかれの意見に、わたくしは完全に同意するものである。」

(一)

註一、上掲七三頁。

日本は、これより前に、一九二八年五月二十六日の手紙のなかで、すでに次ぎのように述べていた。

「合衆國の提案は、獨立國の自衛權を否認するものは少しもふくまないものご了解する。」

……(一)

註一、上掲五一頁。

E-29

しかし、自衛權の範圍はごここまでであるか。自衛權の問題は、それ自体非常に複雑である。ケロツグ・ブリアン條約が提案され、承認された當時に、合衆國では、それがごのように了解されていたかは、その批准の前に議會で行われた言明から、知ることができる。上院議院ボラーは、すべての國家がその國民の生命が外國において危険におちいるおそれのある場合は、それを護るために武力を行使する權利を留保したことは事實である、ごまで主張した(一)。國務長官ケロツグは、自衛權の留保は、「國家を防

爾するために、または國家を危険に陥れるおそれある事態を防止するために、この政府が必要と信ずる措置をこる権利をもつてゐること（二）（傍線は引用者による）を意味する、と言明した。

註一、議會記録。第七十議會、第二會期、一、二八六頁。

註二、合衆國上院外交委員會、一九二八年十月七日、「戦争放棄に関する一般條約」五頁。一九二八年十二月十一日の議事記録の二七頁に見られるように、同意員會の議事の右の記録が、その出版前に、國務長官ケロツグによつて修正されてゐることに注意することは、重要であると考えられよう。

これは、あらゆる國家が、攻撃または侵略に對して、その領土を護る権利を留保するといふこと以上に進んだもののよゝに思われる。しかし、この文章はこのままではいまいであるから、諸國の議會がどのような考えをいだいてこの條約を批准するつもりであつたかを知ることがどうしても必要である。この條約のもつ意味について、起草者ケロツグの説を考へるとき、特にそうである。

この點で、パリ條約の第二の留保事項が、特別な意義をもつてくる。それは、事態が自衛のために戦争を必要とする場合を決定する権限は、各國家だけがもつてゐるという留保である。シヨットウエル³⁶がいつたように、「パリ條約の解釋上、この最後の言葉の重要さは、どんなに強調しても強調しすぎることはないであろう。各國家が依然として自國の

行動の判定者であることになつてゐる。これこそ、
パリイ條約の眞の留保である。(一)

註一、ジエイムズ・P・シヨットウエル著、
國家的政策の手段としての戦争とパリイ條
約におけるその放棄。ニューヨーク一九二
八年、二一七頁。

E-50

この留保によつて、同條約の違反を證明すること
は、不可能でないまでも、きわめて困難になる。こ
の點について、ニユールンベルグ判決の推論は、ほ
んど問いに答えるに同いをもつてするよつに思わ
れる。すなわち、それは次ぎのよつにいつてゐる。

「いやしくも國際法が實際に行われるべきで
あるとすれば、自衛と主張してとられた行動が
事實において侵略的であつたか、防禦的であつ
たかは、最後には、調査と判定によつてきめら
れなければならぬ。(一)

註一、ニユールンベルグ判決、イギリス版、
三〇頁。

問題は、締約國がはたして同條約を司法的な方法
で實施させることを意圖していたかどうかである。
ハイドが次のよつに述べたのは正しい。

「自衛という理由で、平和的でない措置に訴
える加盟國は、なにかの特定の組織に對して、
その主張の正當さを立證することが必要である、
さうよつな規定は、この條約には含まれてい
ない。(一)

註一、チャールズ・チエニー・ハイド著、主として合衆國による解釋と適用を通じて見た國際法、第三卷第二版、ボストン、一九四五年、一六八三頁。

國務長官ケロツグは、一九二八年十二月七日に、合衆國上院外交委員會に對して同條約を説明し、次のように述べた。

「自衛の問題をどのような裁判所に對してもゆだねることは、少くもこの政府は決して同意しないことを私は知っていた。また、この國の政府も、そのようなことはしない。私は考える。」(記録、四頁)

ブリアン・ケロツグ條約をアメリカ合衆國が批准するまで、非常に有力な役割を演じた上院議員ボラーは、上院におけるその討議のはじめに、次ぎのよう

に述べた。

「唯一の檢閲者——われわれはこれらのことを了解し、卒直に認めて差支えない——自衛權を行使する國家が、それを正しい原則にもとづいて行使しない場合に、その國家にとつての唯一の檢閲者または批判する權力は、世論の力である。超政府というものも、訴えるべき裁判所もなく、超政府を作りたいと思ふ者もなく、またその他にも問題を判定する權威もないのであるから、世論こそ、同條約のこの部分を檢閲するものとして、われわれが頼ることのできる唯一の裁判官である。諸國家がこの自衛權を行使

するに當つて、それが正當であるかどうかに
いて、われわれが訴えることのできる裁判所が
このほかにあるかどうか私は知らない。(一)

註一、議會記録第七十卷、一〇六三頁。第七

十議會、第二會期、一九二九年一月三日。

さらに一九二九年一月四日にも(上掲、一

一二六頁)

つぎの言葉があつた。『世界の判断を除い
ては、訴えることのできる上級法廷その他
の裁判所は存しない』あるいはまた、『し
かし、この條約はどのような裁判所に對し
ても訴えることは決してできない。なぜな
らば、この條約が破られる場合には、われ
われ自身がそれについての裁判官であり、
各締約國自身がその國の裁判官であるから
であるのである』またあるいは、『この條約
は、どのような裁判所についても規定して
いるものではない』(上掲一一三三頁。)
これらの保證にもとづいて、上院議員たち
は、批准に『賛成』したのであつて、かれ
らのうちのあるものは、當時、これは『無
償値ではあるが、完全に無害な平和條約』
であると認めていたのである。(上掲一七
二八頁。一月十五日)

右のことに關して、主要な問題は、パリ條約が侵
略戰爭を個人に責任を負わすことのできる國際犯罪
としたかということである。

同條約の第一條は、締約國は、『國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トス』と述べている。この『非トス』という言葉は、非とされた行動の犯罪性を示すことができるであらうか。この言葉自体はたしかにそのような結論を正當とするものではなく、犯罪的なものとして定めるというよりは、強い非難の感情を示したのである。さらに、一般に條約に用いられているところによれば、たしかにこの言葉は、非とされた行爲または状態に犯罪的という烙印をおすために用いられるものではない。一九三三年五月三日にキリーのケンテイアゴで調印されたところの、アメリカ洲諸國間の紛争の回避または防止のための條約においては、第五回アメリカ洲諸國國際會議に代表者を出していた諸國の政府が、『武装平和』を非としていたが、これはたしかに新しい國際犯罪を作る意圖のものではなかつた。

國際法の分野における權威者の間においてさえ、紛争の解決に關連する場合のパリイ條約の意味については、意見の相違がある。

ミラーによれば、(一)この條約は締約國に對して、そのすべての紛争を平和的手段によつて解決する義務を負わすものである。しかしながら、オツペンハイム・ラワターバハトは次のように指摘している(上掲書一五一頁)。

たとい第二條が平和的手段による紛争の解決をはかる積極的な義務を意味するものと解釋されるとしても、この方法で紛争を解決する義務を意味していないことはたしかである。

註一、デイヴィッド・ハンダー・ミラー著、
パリイ平和條約。ニューヨークミロンドン、
一九二八年、一二九頁

平和的手段による以外の解決をはからないこと、
という第二條の否定の形の言葉使いは、まことにそ
の特質を示すものである。(一) 言いかえれば、
締約國の一國が、權利または特權を平和的に讓歩す
ることによつて協力する用意がない場合には、現狀
が維持されることになる。しかも、平和を維持する
ためには、時によつて權利を拋棄することがどうし
ても必要である。なぜなら、重大なものは、嚴密に
法律的な紛争ではなくて、政治的紛争である。この
紛争は、その紛争の進行中に、既存の法律的な關係
の變更をはかろうとするものである。

註一、この否定の形の言葉使いの意義は、國
際連合憲章第二條第三項の、肯定の形の言
葉使いによつて強くされている。

國家間の關係が、依然として、どの國でも、その
主權によつて、重大な紛争における自國の立場を決
定するといふのであるかぎり、戦争を不法化する余
地はないであろう。法は家屋と同じようにたがいに
依存していると言われている。これをわれわれの
場合に於てはゆるぎ、戦争の禁止は、國家間のある
法律的な關係の歸結でしかあり得ないといふ意味に
なる。

ケルゼンが次ぎのように述べているのは正しい。
「ブリアン・ケロッグ條約が完全に失敗した

ことは、法律的に未解決な、また確定できない紛争の可能性を除去しないで、戦争を不法化することは、無益であるといふことをはつきり示している（ヘーン）。

註一、ハンス・ケルゼン著、法による平和、一九四四年、三二頁。

E-33

る。

決議中に使われた崇高な言葉も、あいまいなパリ条約も、不法な戦争の遂行が通常の意味で確かに犯罪になつたといふ意味で、戦争を不法化したのではなかつた。この意見をいいた多数の戦前の権威者を引用するには及ばないであろう。この交渉中に、重要な役割を演じた、アメリカの外交官で著述家であるデイヴィッド・ハンター・ミラーの意見をあげるだけで充分である。ミラーは次のように述べている。

「このようにして、ブリアン・ケロッグ条約は、「戦争の不法化」というアメリカの表現を、戦争を防ぐことか、止めることかということを意味する通俗的な意義に用いるべきにだけ、「戦争の不法化」の条約である。この意義で、ときどき、この言葉は外交上の往復文書で用いられている。しかしながら、戦争を「不法」または「犯罪」とする国際法典の案を提唱したところの、ある著述家やその他の人々が「戦争の不法化」に與えた意義をこの言葉がもつものと考えらるならば、そのときはブリアン・ケロッグ条約は決して「戦争の不法化」のための条約で

はない。ブリアン・ケロッグ條約は、締約國自身の威嚇を同意によつて、これらの諸國間のどのような事件についても、戦争を防止することを趣旨とするものである。それは仲裁裁判條約が締約國間の（一般に）ある種の事件について戦争を防止することを趣旨とするのと同様である。しかし、ごちらの條約にしても、國際法の原則または規則を設定したり、設定または「法典化」する趣旨であつたりするものではない。（一）

註一、デイヴィッド・H・ミラー著、パリイ平和條約、ニューヨーク・ロンドン、一九二八年一二七頁。

パリイ條約には、勝手に戦争をするという諸國家の主權の否認と、國家的政策の手段としての戦争を放棄する。意志の表示を認めることはできよう。それ以上のことを讀みとらうとするのは、この新しい見解に伴うことを避けられない法律的な歸結に對して、なぜ規定を設けなかつたかという問題を、未解答のままに殘すことになるであろう。

しかし、侵略の犯罪性ということは、諸決議と同條約を合せた一体から、當然推論されるものではないか、という問題が出されている。グリユツクは、かれの意見の變化の根據をつぎの命題においた。⁴³「パリイ條約は、これを他の條約や決議と合せて見れば、十分に發達した慣習の證據として認められ、國際法として承認されるにたりる。（一）」

註一、シエルドン・グリユツク著、ニユー
ンベルグ裁判と侵略戦争、ニユーヨーク、
一九四六年、五頁。また三七頁をも見よ。

E-34

しかし、これは国際司法裁判所規程の第三十八條
に述べられている国際法の法源の意味を誤解したも
のである。同條によれば、同裁判所は、『法として
認められた一般的慣行の證據としての国際慣習』を
適用することになっている。慣習は、右のように認
められた行爲を示す場合には、法を意味することが
できる。グリユツクの議論のなかで述べられている
慣習は、眞の係争點が具体的に確定しなかつた場合
に、多かれ少かれ空虚な言葉を使うという慣習だけ
である。一九二八年以來、諸國間の相互の交渉にお
ける實際の慣行、すなわち根本的な変化と稱される
ものを示すことのできる唯一の慣行は、右の新しい
觀念を少しも支持するようなものではない(一)。

註一、パリイ條約に関する議論のさいに、辯
護側は、本裁判所に代表されている諸國が
おかした同條約の違反と解釋できる國際的
行爲の諸場合に關する證據を提出した。こ
の證據が提出されたのは、『裁判官自身が
盗みをしている場合には、盗人はその強盜
行爲を行う權利をもつ』という命題を根據
とするのではなくて、實際上關係諸國がパ
リイ條約をこのように解釋したかを示し、
その解釋から、同條約の眞の内容について
の結論を引き出すという目的で、言いかえ

れば、『本件に關連ある國際法の現状の證據として』(記録一七六〇五頁)、であつた。この點について、辯護人ブレークニールはさらに次のように述べた。『私の關心は、もしソビエツト連邦、合衆國、イギリスその他の國が、これらのことを行つたとしたならば、それは犯罪的な侵略行爲にはならないといふことを、裁判所に示すにありませう。』(記録一七六一五頁)。しかし、裁判所はこれとは違つた決定を下し、その時に裁判官は次のように宣告した。

『本裁判所は、ソビエツト連邦と、フィンランド、ラトヴィア、エストニア、ポーランドおよびルーマニアとの關係についての證據、ロシアとイギリスとイランとの關係についての證據、またアメリカ合衆國およびデンマークのグリーンランドおよびアイスランドに對する關係についての證據を受理しないことに決定した。これは傍系的な、關連性のない問題である。この決定は多數決による決定である。』(記録一七六三五頁)

この決定によつて必ずしも被告の利益が害されることはない。さうなのは、この決定の場合には、關係している問題は周知の事項と考えることができ、裁判所は裁判上⁴⁵顯著な事實とみなすことができるからである。(裁判所條令第十三條の(三)號)

この點に關連して、侵略戰爭の惹起者の刑事責任

は、戦争の終りになつてはじめて眞剣に議論される
 ようになつた。ここに注意することは、事態を
 明らかにするものである。一九二八年には、パリ
 條約が特に右の歸結を伴う。これは、決して認
 められていなかつた。

その後の數年から始まつた研究は、個人の刑事責
 任を法典化した。この希望を時々表明したことは
 あつた。しかし、戦争の末期になるまでは、侵略戦
 争に對する個人責任は、現行法上確立されたもの
 は考えられなかつたようである。戦争犯罪人の處罰
 という方向への發展の起りは、敵國が犯した殘虐行
 爲にある。このような殘虐行爲に對應する態度とし
 て、ロズヴェルトミキチャーチルは、一九四一年十
 月二十五日に、これらの犯罪が處罰される時がくる
 であろう、と言明したのである。(一)

註一、これらの演説は兩方とも『戦争犯罪に
 對する處罰』、ロンドン、王立出版局、一
 九四二年、一五頁に記録されている。

E-36

一九四一年十一月二十九日および一九四二年一月
 六日の『ドイツの殘虐行爲に關するモロトフ通牒』
 (一)は、同じ考えを、すなわち、これらの殘虐行
 爲の惹起は、後に責任を問われるであろうという宣
 言をふくんでいた。このロシアの聲明は次ぎのよう
 に述べている。『ソビエツト政府は……ドイツ
 軍隊が犯したこれらの非人道的な、強慾な行爲に對
 する一切の責任を、ドイツの犯罪的なヒットラー政
 府に負わせる』

註一、王立出版局刊行。ロンドン一九四二年。
二〇頁。

一九四二年一月十三日附のセント・ジエームス宮
の宣言において、ベルギー、チェッコスロヴァキ
ア、フランス、ギリシャ、ルクセンブルグ、オラン
ダ、ノルウェー、ポーランドおよびユーゴスラヴ
イアの各政府は、それぞれの國の中で犯された殘虐
行爲について宣言を發表した。その中で、これらの
政府は、このように一般住民に對して犯された暴行
は、文明諸國の了解する戰爭行爲または政治的犯罪
に關する觀念と一致しないことを確認しており、ま
た、これらの諸國の主要な戰爭目的のうち、これ
らの犯罪を命令したか、それを遂行したか、それに
參加したかを問わず、これらの犯罪に對して有罪で
あり、または責任があるものを、組織的な裁判を通
じて處罰することを擧げている。

この聲明は諸大國に傳達された。回答は、「戰爭
犯罪に對する處罰は、一國のなかに發表された。侵
略戰爭それ自体に對して處罰を行うことがあり得る
というところについては、何も述べられていない。例
の戰爭犯罪は、だけが裁判を受けるというのであつ
た。モロトフは、かれの政府は「恐るべき殘虐行爲
について聞いたので、ソビエト連邦の人民と、
ドイツ軍及びその共犯者によつて一時的に占領され
た地域における、すべての自由を奪する人民に對⁴⁷
して行われた犯罪について、犯罪的なレトリック政
府とそれの一切の共犯者は、それ相當の嚴重な處罰を
必ず受けなければならぬ」という不動の決意を、重

ねて世界に宣言する」と聲明した。(一九四二年十月十四日)

註一、王室出版局刊行、ロンドン、一九四三年。

スターリンは、一九四二年十一月六日の革命二十五周年紀念日に演説を行つたときに、第三の戦争目的として、「憎むべき「ヨーロッパ新秩序」の破壊と、その建設者を處罰すること」(一)を擧げた。これは、戦争責任者の處罰という意味であつたか。注意してこの文章を讀むと、スターリンは、組織的に残虐行爲を犯した者に對する態度を示したのであることがわかる。かれは次のように言つてゐる。

「ヒットラー一派の悪黨は、ソビエットの捕虜を拷問し、何百となく惨殺し、何千となく殺死におとし入れることを常とした。かれらは、わが國の占領された地域の一般住民を、老幼男女を問わず、われわれ兄弟姉妹を、虐待し虐殺した。かれらは、ウクライナ、ビエロロシア、バルト各共和國、モルダヴィア、クリミア、コーカサスの住民の奴隷化または全滅に着手した。すべての名譽心を失ひ、野獸の程度にまで下等になつた悪漢や悪黨でなければ、罪もなく、武器ももたない人々に對してこのような暴虐行爲を行うことはできない。しかし、それだけではない。かれらはヨーロッパを絞首台と強制收容所であつた。かれらは惡らつた「人質」制度を採用した。一部のドイツの野獸が、婦人に對する暴

行や一般人に對する掠奪を妨げられたために、かれらが「人質」として捕えたところの、絶對に罪のない市民を、かれらは射殺し、絞殺する。かれらはヨーロッパを化して諸國民の牢獄にした。そして、これをかれらは「ヨーロッパ新秩序」と呼ぶのである。これらの暴虐行爲の罪あるもの、この「ヨーロッパ新秩序」の建設者、これらすべての成上りの總督、またはただ普通の司政官、司令官、その下の指揮官を、われわれは知つてゐる。かれらの名前は、虐げられた無數の人々に知られてゐる。かれらが犯罪に對する責任を免れるものでないこと、虐げられた諸國民の復讐の手のがれるものではないことを、これらの人殺しにも知らしめよ。われわれの第三の任務は、憎むべき「ヨーロッパ新秩序」を破壊し、その建設者を處罰することである。

註、ミ・スターリン、ソビエツト連邦の大變國戰爭について。モスコウ、一九四六年、七八頁。

E-39

スターリンが暴虐な制度の建設者の處罰を目的としたことは明らかであるように思われる。

聯合國戰爭犯罪委員會が設立された。この委員會がどのようにしてその仕初に着手すべきかについて、方針を規定するために任命された小委員會（一）は、報告書を作成した。それは一九四二年十二月二日に採用された。この報告書のなかに、一般的に處罰されるべき犯罪が列擧されてゐる。大体において、一九一九年のパリ―平和

會議の責任委員會が作った報告にならつたものである。この犯罪の表に覺書が添付されたが、その趣旨は、『同表作成のさいに用いられた言葉では、十分に包括されていないと思われ、一、二の事項』を追加をしなければならぬし、一方では二、三のもの、今次の戦争においては、連合國の軍隊も行わないわけには行かなかつた行爲を指すものであるから、削除すべきであらうといふのであつた。一九一九年の委員會は、戦争を起した者の責任に関する問題を確かに考慮したが、『戦争をもたした行爲については、その惹起者を訴追したり、その行爲を裁判所の審理の対象としたりすべきではない』(二)といふ結論に達した、といふことを指摘することが大切である。

註一、ヒシル・ハースト卿、ド・ベア、イサー、ド・ムーア、ミグレインザより成る。

註二、戦争惹起者の責任と刑罰の實施に関する委員會が、一九一九年三月二十九日に豫備講和會議に提出した報告書、一九頁。

E-40

ロンドン国際會議の任名した委員會の委員長デ・ペーア博士によつて起草され、同委員會によつて修正が加へられた一九四三年十月の「國際刑事裁判所設置に關する協定案」では、提議された國際刑事裁判所の管轄にはいる犯罪は、「戦争犯罪」と名づけられた。この協定案の第二條は次の通りである。

「戦争犯罪」とは、文明諸國によつて認められた刑事法の一般原則に違反するあらゆる重大な暴行で、戦時に行われるか、戦争の準備、開始もしくは遂行に關係するか、平和の回復を妨げる目的で遂行されるものである。」「(一) (傍線は引用者による)。

註一、戦争犯罪人の處罰。

L. I. A (ロンドン 國際會議) の勸告、一八頁。

E-41

「殘虐行為に關する」一九四三年十一月一日のモスコイ宣言も、殘虐行為を行つた者を將來裁判するということには、確かに言及しているけれども、戦争の惹起者を處罰する意圖については、なにも言及していない(二)。この宣言は、有罪であるドイツ人は、「その罪が特定の地理的位置に關係なく、連合國の諸政府の共同決定によつて處罰される重大犯罪人」を除いては、「その憎むべき行為が行われた國に送還される」と述べている。ロンドン協定は、「ニユーロンベルグ裁判所條例を作成するについての基礎として、この最後の言葉を引用しているが、この宣言は、「殘虐行為に關する」に過ぎなかつたという事實を見逃しているようである。

註一、合衆國、連合王國及びソビエツト連邦によつてなされた『殘虐行爲に關する三國宣言』は、一九四六年ロンドン・ニューヨーク・メルボン出版の一九四六年度國際連合年鑑、二一頁にある。

戦争に責任のある者の處罰が最初に發表されたのは、一九四三年十一月六日に、ロシア革命の第二十六年紀念日を祝うスターリンの演説中においてであつた。この演説で、スターリンは次のように言つた。

『われわれの同盟諸國と協力して、われわれは・・・今次の戦争と、民衆が耐え忍んできた苦痛とに對して責任のあるファシスト犯罪人は、かれらがどの國にかくれているとも、かれらが犯した罪のすべてに對して、峻嚴な處罰と報復を確實に受けるようにする手段を講じなければならぬ。』(一)

註二、一九四六年、モスコイ出版、

J・スターリン著、ソビエツト連邦の大變國戦争について、一二九頁。

一九四三年十二月一日に、カイロ會議の聲明が發表され、その中で、ローズヴェルト、チャーチル及び蔣介石は、

『三大連合國ハ、日本國ノ侵略ヲ制止シ、且之ヲ爾スル爲、今次ノ戦争ヲ爲シツツアルモノナリ』と述べた。

ここでは、國家としての日本の處罰だけが取り上げられている。この處罰は、個人責任に關する裁判所の司法上の行動に、なにかの關係があるかという疑

間が起る。この處罰は、第一次的には、都市の破壊、領土の喪失及び占領の屈辱としてあらわれる。

一九四三年十一月に出されたロンドン國際會議の

第一委員會の報告は、次の通り述べている。

E-42

「最後に處罰することを必要とする犯罪の種類は、できる限り明確に示すことが肝要である。大いに討議が行われた後に、委員の多数は、戰爭法規の通常の違反だけではなく、地方的な法律に對する他の重大な犯罪であつて、その違反者がまだ適當な處罰を受けていないものをも含むといふ、廣い見解をとることを勧告した。さらに、一九四三年十一月六日に示されたスターリンの見解に従つて、委員會は、『戰爭の犯罪』について、すなわち、洗發されない侵略戰爭について責任のあるものには、犯罪者の烙印をおし、適當な處罰を加えるべきであると勧告した。」

(一)

委員會は、その『勸告』の中で、十月に委員長が提案した定義をまづ示した後、續けて次の通り述べた。

「この見地から、委員會は、特に(a)侵略戰爭の準備及び遂行と他のすべての侵略行爲(一九四三年十一月六日のスターリン元帥の宣言で言及されたもの)・・・を犯罪とみなす。」(二)

53

註一、戰爭犯罪人の處罰。

L. I. A. (ロンドン國際會議)の勸告、七頁。

註二、上編一二頁。

E-43

スターリン元帥の考えは、ソビエツト・ロシアの教授 A. N. トレイニンの著作（一九四四年モスコ出版）『ヒツトラ一派の刑事責任』によつて、さらに支持された。このトレイニンは、T. T. ニキチエンコ少将（後にニユールンベルグ国際軍事裁判のソビエツト代表判事となつた）とともに、一九四五年八月八日のロンドン協定をもたらしたロンドン會議において、ソビエツト・ロシアの代表であつた。アメリカの政策に関する限り、本官はシエルドン・グリユツクを引用してよいと思ふ。すなわち、

「公刊された資料で手に入りうるものから判断すると、樞軸諸國が責任を負うべき犯罪のうち、侵略戦争——平和に對する罪——を開始したことを加えようという考えは、アメリカの政策に関する限り、重大戦争犯罪人の訴追のためのアメリカの首席檢察官によつて、一九四五年七月七日に大統領に提出された報告に源を發している。」（一）

註、シエルドン・グリユツク著、ニユールンベルグ裁判と侵略戦争、一九四六年、ニユーヨーク、五頁。グリユツク教授は前述のロンドン國際會議の委員會におけるアメリカ代表であつた。かれはその著書、戦争犯罪人——その訴追と處罰（一九四四年ニユーヨーク）の中で、侵略戦争を開始し、遂行する行爲を國際的な犯罪とみなすことばできないという見解を表明した（上巻三七—三八頁）。陸軍長官スタムゾンは、侵略戦争

争の歴によつて戦争犯罪人を裁判することをはじめてかれに提案されたときに、それが得策かどうかについて疑念をもつていた。一九四四年十一月二十八日の覚書（H・L・スチムソンとマツクジョージ・バンデイ著、ヘンリ・L・スチムソン——平時と戦時に在職して、一九四七年、ニューヨーク、第二巻五八七頁）で述べられたように、「それは國際的恩恵より少し進みすぎている」と思つた。

E-44

「すべての連合國のために」、合衆國、フランス、連合王國、及びソビエツト連邦の諸政府の代表の間に締結された一九四五年八月八日のロンドン協定に、合衆國を代表して署名したのは、後にニユールンベルグの首席検察官であつたロバート・H・ジャクソン判事であつたが、この協定の中で、「平和に對する罪」が國際軍事裁判所の管轄に屬するものとしてあげられていた。

以上から、「平和に對する罪」は、ロンドン協定以前には、眞の犯罪とみなされておらず、一九四三年の終り以前には、そう考えられていなかつたということになる。

一九四五年八月八日のロンドン協定によつて、または極東國際軍事裁判所の裁判所條例によつて、これらの犯罪の概念がそのようなものとして作られたか、そして作られ得るものであつたかという問題は、これを回避することなく、解答を與へなければなら

をら。

本件で、辯護側は、事後法を無効にする規則に照して、この問題は重要性がないと申立てた。しかし、この議論を検討すれば、それは成り立たないものである。もし「事前ニ法ナケレバ犯罪ナシ」という原則が正義の原則(一)であるならば、裁判所の第一の任務が正義を行うことであるから、その理由だけで、裁判所條例によつて事後に作り出されたあらゆる犯罪を除外するほかはないことになるであらう。しかし、この法律格言は正義の原則ではなく、市民を裁判所の専断に對して保證する(「法律ナケレバ犯罪ナク」)の稱(二)とも、立法者の専断に對しても保證する(「事前ニ法律ナケレバ犯罪ナク」)の稱(三)とも、特別に明示的に採用された場合に限つて、効力を有するところの政策の規則である。またこの規則はある行為がその犯された時に刑事上の不法行為であつたか否かという問題を考慮しているのではなく、ただその行為が罰則をもつて禁止されているか否かという問題だけを考慮しているのである。このようなものとして、事後法の禁止は、政治的な思慮を示すものであつて、必ずしも現在の國際關係に適用し得るのではない。この自由の法律格言は、もし事情によつて必要とあれば、自由のために戦つた戦争の戦勝國さえも、これを無視して差支ないものである。しかし、ある政策の當否を判断することは、本裁判所の任務でもなければ、その権能に屬することでもない。

註一、ニールンベルグの判決に従つて、本

裁判所の多数意見による判決も、そう認定している。

以上で示したように、今次の戦争より前とその初期には、侵略は眞の犯罪とは考えられていなかった。また、このような見解の基礎となり得るような諸條件が国際関係で缺けていたので、犯罪と考えることはできなかつた。第二次世界戦争の恐ろしさを見て、われわれは将来の戦争を防ぐ必要を認識したかもしれない。しかし、原子爆弾の惨禍が日本の侵略の犯罪性についてわれわれの目を開かせたかどうかという点については、われわれはここで論議する必要はない。

第二次世界戦争のこれらの惨禍からして、諸國は平和の維持を達成する法律的手段をとらないわけには行かなくなるかもしれない。現在までは、それは行われていなかった。その結果として、国際法によれば、戦勝國は、相互條約が、その最高司令官の命令かによつて、侵略戦争の法律上の地位に変更をもたらすことができるかどうかという問題は別として、この時期においてさえ、すべての不法な戦争を悪質の犯罪と定めることができるという意味の變化は、諸國間の關係に起つていない。

E-45-A
現に行われているところの實證的な国際法によれば、われわれは裁判所條約に述べてある「平和ニ對スル罪」を特別な意味に解釋しないわけには行かない。連合國は国際法に違反して規則を作る意思はなかつたものと推定して差支ない。これは、裁判所條約を解釋するについては、條約が国際法に従うよう

E-40

にしなければならぬことを示すものである。
 「正義の戦い」の戦勝國であり、そのような戦勝國として、その後の平和と秩序について責任のある諸國は、國際法によれば、この新しく確立された秩序に對する脅威となつてゐる分子に對抗する處置をとる權利があり、また、重大な犯罪的行爲の再發を防ぐ手段として、關係のある個人を拘禁しようとし、またその拘禁を續ける權利のあることは疑いがない。
 (一) ナポレオンの追放は前例となるものである。
 (二)。

註一、ハイド、上掲二四一頁参照。

註二、ナポレオンの監禁の根本的な考えは、かれを危険な人物として除去し、ヨーロッパの平和を再び亂すことのできないようになければならぬということであつた。
 日・ヘイル・ペロツト著、ナポレオン・ポナバルトの監禁、一九二三年ロー・タオリ・レビュー誌第三十九卷一七〇—一九二頁参照。

ボツダム宣言はこの義務を強調している。

「無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラレザレバ、平和、安全及び正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ吾等ハ主張スルモノナルヲ以テ、日本國國民ヲ欺瞞シ誤導シテ世界征服ノ舉ニ出デシメタル者ノ能力及び勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ」

首席檢察官は、その冒頭陳述で、この危険な點を強調した。

「被告席にいる被告は、決して後悔している
 懺悔者ではないのであります。本裁判において
 すでに述べられたかれらの主張をわれわれが信
 じてよいものならば、かれらは自分の非行を少
 しも認めないし、釋放されたら、いく度もかれ
 らの侵略を繰り返すであろうということを暗黙
 のうちに意味することになるのであります。従
 つて、安全保障の必要とすることだけからして
 も、かれらは永久に監禁されなければならぬ
 のであります。」（記録四六九頁）

E-47
 れた。

「被告等は今もなお武器を捨てておりませ
 なければ其の犯行が過去において徹底的に撲滅
 されており、日本は平和の爲に戦う等々の公式
 の虚言によつて、侵略政策が偽装されていたと
 いう事實を利用して、無罪の主張をしたばかり
 でなく、かぞえ切れない程の艱難と苦痛を幾百
 萬の人々にもたらしたかれらの犯罪的な侵略政
 策を、依然として積極的に辯護しているのであ
 ります。今被告席にいる共同謀議者は、證人と
 してこの裁判所に出廷し、以前の上官をできる
 だけ保護しようとしていたところの、日本にお
 ける最も反動的な分子である元将官や間諜や外
 交官を集めているという埜田からも、また危険⁵⁹
 であります。」（記録三九七三八頁）。

「勢力に伴う責任を基礎としたところの、單なる政
 治的な處置によつても、この目的は達成することが

3-48
 できた者である。事實において、日本の侵略の計畫者、激峻者、遂行者であつた者を選び出すのに、司法的方法が採用されたという事は、新しいやり方であつて、戦敗者に單なる政治的な處置が與え得るよりはいつそ多くの保證を與えろといふことで、國際法の違反と見做すことのできなものである。首席檢察官は、また、その冒頭陳述で次のように言つた。

「國際的な司法裁判所を設置し、これらの戰爭犯罪人に自分を辯護し、その無罪を主張する特權を許すといふこの方法は、具体的な形をとつてあらわれるようになつた文化と寛容という近代的な、また文明的な理想が頂點に達したものにほかならないのであります。」（記録三七三頁）。

國際法における犯罪は、異つた意味を持つ幾つかの概念に適用されている。上に擧げたもののほかに、國內法における政治犯と比較し得るような行爲をも意味することができ、この政治犯の場合には、決定的な要素は、有罪といふよりは、むしろ危険といふことであり、犯人は悪人といふよりは、むしろ敵と見做され、刑罰は司法上の懲罰よりは、むしろ政治的な措置を強調するものである。

この意味で、裁判所條例に擧げてある「平和に對する罪」は理解されなければならぬ。條例に定められてゐる平和に對する罪は、この意味で、國際法にかなつたものである。(一) 「罪」の性格に關するこの概念は、適當な「刑罰」について、ある歸結をもつてゐることは言ひまでもない。

註一 本件で檢察側は、「第五條に添げられた犯罪に關しては、條例は少くとも一九二八年以降に、實際はそれ以前から存在したところの國際法を宣言するものであり、またそれを目的とするものである」というのがわれわれの意見である。(記録三九〇〇二頁)と述べた。檢察側の申立によると、パリ條約は、侵略戦争が犯罪になつた決定的な時期ではないといふのである。これは正しい。パリ條約の特別な重要性は、侵略戦争があらゆる主權國の權利であり得るかぎりかといふことについて、いつさいの疑念を除去したことにある。

E-49
 ニューロンベルグの判決は、「平和に對する罪」については、やや類似した概念に基いてゐるように、本官には思われる。この判決は、侵略戦争を開始するといふ「平和に對する罪」を「最高の國際犯罪であつて他の戦争犯罪と異なる點はただそのうちに全戦争犯罪の害悪を累積したものを含んでゐることにある。」(一)と定められ、それにもかかわらず、平和に對する罪について有罪と認められた被告であつて、通例の戦争犯罪については無罪か、限られた程度で有罪と認められた者は、懲罰に處せられただけである。(ヘス、デーニッツ、レーダー、フランク、フォン・ノイラート(二))。

註一、判決一三頁。

註二、ニューロンベルグ判決に對するこの解釋は、首席檢察官によつて、その最終報告

で、「同裁判所の熟慮した言葉よりも、むしろ統計に基いて、ニールンベルグ判決を完全に歪曲するものであります。」(記録三八九六六頁)と非難された。この解釋は、刑の理由よりも、むしろ刑そのものに基くものであるということを認識するならば、右の引用句は人を信服させる力を失う。平和に對する罪において支離的な原理がこの罪を犯した個人の危険な性格にある限り、刑罰は安全保障だけを考慮して定められなければならない。このことは、本件では、平和に對する罪だけで有罪と認められた者は死刑に處してはならないということの意味する。

一九四五年十一月二十一日に、ニールンベルグで、ジャクソン判事は次のように述べた。

「勝利で意氣揚々としながら、損害に惱まされた四大國が復讐の手を抑えて、かれらの捕えた敵人を自發的に法の裁きの前に出したということは、力が道理に拂つた最も意義の深い敬意の一つである。」

E-50

もし平和に對する罪とこの裁判の目的が前述の意味で理解されたならば、この實辭は、太平洋戦争について、連合國に當てはまるものである。

犯罪としての侵略が初めて係争問題となつたニールンベルグ裁判でも、またこの裁判でも、侵略と防衛との間に明確な一線を引く必要はない。ここでは、證據が示す通りに、われわれは、征服戦争、すなわち不法な勢力擴大戦争と呼ぶことのできる戦争

を取扱つてゐる。ごのよ様な定義が下されようとも、この征服戦争は間違なく不法な侵略の範囲に入るものである。この征服戦争を行うに至つた衝動が、悉く部分的には防衛の範囲内から起つたかもしれないものであるかどうかの問題は、ここでは論じなくてもよい。犯罪の起源を洞察することはあまり重要注ではない、というのは、ここで求められているのは、遂行者の處罰によつて、罪の隠蔽をするといふよりも、危険な人物を除去することによつて、保護の手段をとるにゐるからである。(一)

註一 二年以上に亘る裁判においてですら、十七年の世界歴史の経過を正確に書くことは、ほとんど不可能であるという事情によつて、このよ様な甚だ狭い法律上の見解が支持されるのである。最も細かい點ではまだはつきりとしていない事実上事態を、これらの細かい點を知らなければ、適用できないほど微妙な法律上の概念をもつて取扱おうとしない方が適當であらう。

日本が侵略戦争を遂行したということは證明されているので、條約の規定についてもごの程々の違反があつたかを調査する必要はない。裁判所條例の中にいう「侵略」は、あきらかに、攻撃的な戦争の違法性を意味し、前記している。

E-51 裁判所條例の作成者は、侵略戦争を支持するものと見做され得るすべての行動を包括したいと非常に熱望していた。起訴状もこのやり方に従つた。ある者が侵略戦争を計畫し、または準備したか、あるい

はこのような戦争の計畫、準備、開始、または遂行を達成する共同謀議をしたかということ、詳細に定める必要はないであろう。他方において、開始は遂行を證明するのであるから、開始と遂行との間に差別を立てるのは困難である。

本件において、それよりも重要なことは、平和を維持する目的で入閣したのちに、戦争に賛成した政府の個々の關係は、たれでも戦争を開始したものと認めることができるかという問題である。できるだけ早く平和をもたらさうと努力する目的で、戦争中に閣僚となつた者の場合にも、同様な問題が生ずる。この點に關する決定は、將來に對して重大なことである。この判決は、侵略戦争を行いたいと考えていたか、侵略戦争を遂行しつつある政府において、平和を支持する個人が高い地位に就くことができなくなるような結果を生ずるおそれのある規範を定めることを、極力避けなければならぬ。

他の犯罪と異つて、侵略の罪は、その準備のための活動に重點が置かれる犯罪であるというところをここで述べてよいと思う。侵略を宣傳し、計畫し、または開始する者は、前に起つた出来事の結果を引受けるよりほかに途のない政治家、または確定の政策を續ける政治家よりも、重い責任を自ら負うのである。

E-52

侵略戦争を開始し、または遂行するといふ觀念を正確かつ包括的に定義することは、ほとんど不可能である。戦争をすることを決定し、または戦争を遂

行しつづある政府の閣僚であつたというだけの事實では充分でない。このような政府に入つた者のもつていた意圖が決定的である。問題は、裁判所條例第五條に導げられてゐるある行動が、平和に對する罪を構成するものと認められうるものであるか否かであるというのを、常に念頭におかなければならない。

もう一つの問題は、閣僚として政府を構成してゐる者以外の個人が、侵略戦争を遂行したものと認められることができるか否かである。もちろん、正式に閣僚ではないけれども、閣僚の職務を行つた者は、そう認めることができる。ある一國の陸軍が、領土の決定について決定的な機關となるような地位を占める場合には、その結果として、その陸軍は戦争を遂行することができることになる。もし陸軍が自己を陸軍としての正當な機能だけに、すなわち、政府の命令を實行する力となることだけに限定したならば、それは「戦争を遂行する」ことはできない。このようなものとしての陸軍は、單に戦争を遂行する手段の一つに過ぎない。

ここで、兵卒であらうと元帥であらうと、少くとも軍人は、戦争の遂行を助けるものであり、これらの者は、もし戦争の侵略的性質を自覺してゐたならば、その結果として、この犯罪に犯罪的に参加したものと認めることができるという議論を⁵⁵提出することができる。

E-53

しかし、いずれにしても、平和に對する罪に對するこのようないわゆる参加を取扱う管轄を平義別

所は持つていないのであるから、この問題に對して、
ここで解答を興える必要はない。裁判所條例によつ
て管轄權が興えられているのは、この犯罪を遂行す
る場合と、ある形式でこの犯罪に参加すること、す
なわち、計畫と準備の場合だけであるから、他の形
式の参加は、反對に除外される。
いくらかの個人の件が取扱はれてゐるこの意見の
後の部分でこれらの問題に關して、更に詳細に亘つ
て論及する機會があるであらう。

不作為
の責任

E-54

不作為の責任

通例の戦争犯罪に關して、第二の問題が起きる。すなわち、通例の戦争犯罪が行われた場合に、たれに責任があるか、作爲または不作為によつて、たれが戦争の法規慣例に違反したといひうるかといひ問題である。

禁止された行爲を犯したり、他の人にこれを行はうに命令したりした人に關しては、すこしも問題がない。命令によつて行つたにしても、前者はなお犯罪を行つたものと考えられるが、上司の命令は刑の軽減について考慮に入れることが出来る。(裁判所條例第六條)。後者は、疑いもなく、自分の命令に従つて行われた行爲に對して責任がある。アメリカの軍法法規第三四五條第一項に正しく述べてあるように、「そのような命令を與えた者も處罰されることがある。」

ここで直置しなればならない問題は、犯罪の遂行を防止しなかつたという事實に對して、責任を負うべき者がいるかどうかといふ點である。この「不作為」の責任は非常に限られた責任であつて、國內法では法律上の義務が提示された特別の場合に限つて認められている。この作爲の義務は、自由主義的個人主義の程度に應じて、國國で異つてゐる。大抵多數の國における近代の傾向は、それぞれ國民または社會に對する各個人の義務を強調してゐる。しかし、國際法には、同じような傾向は見られないよ

裏面白紙

69

うである。アメリカの陸戦法規には、一九四四年まで次の規定があつた。

「指揮官がそのような行為の遂行を命令する場合、またはかれらの授権に基いてそれらの行為がかれらの軍隊によつて遂行される場合は、それらの指揮官がもし交戦国の権力内に入つたならば、その交戦国はかれらを懲罰することが出来る。」（第三

四七條の最後の文章）

「かれらの授権に基いてそれらの行為が遂行された」という言葉の意味が充分に明瞭であるとは考えられなかつた。そのために、この句は、一九四四年に削除され、その代りに、前にあげた第三四五條の規定が設けられた。この新しい規定は、「不作爲」に對する責任を引受けるのを好まないことを示すものと考へてよい。

イギリスの「陸戦の法規慣例」は、一九四四年に第四四三條が修正されるまでは、「そのような命令に對して責任のある官吏または指揮官」を、「上司の命令によつて行われた犯罪に關連して處罪さるる者として擧げていた。ここでもまた、「一般的正當化」としての「上司の命令という懸解」を廢止したことは、「不作爲」の責任を示すどのようなものも規則からとり除いたものである。

「不作爲」に歸する同様の懸解は、ニュールンベルグの判決の中にも見出すことができる。ニュールンベルグ裁判では、雷擊された船舶の生存者が殺されたことは、疑う余地もなく立證された。同裁判所では、デーニッツからの命令書が提出されたが、そ

これは、同裁判所が指摘したように、「疑いもなく曖昧であり、そして最も強い非難を受けべき」（註二）ものであった。それにもかかわらず、同裁判所は、デーニッツがこれらの殺害行為を防ぐのに充分な手段をとらなかつたことによつて、これらの行為に對して刑事責任があるかどうかという問題には觸れず、¹「デーニッツに對する刑の宣告は、かれが潜水艦戦の國際法に違反したことに基いて評定されてゐるのではない」と述べた。生存者の殺害については、この宣告は明らかに、「デーニッツが海難の生存者の殺害を故意に命令したことを、證據は必要を確實さをもつて立證してゐない」（註二）という事實に基いてゐるに過ぎないのである。

註一 一九三九年に發せられたデーニッツの戦争命令第一五四號、並びに一九四二年のいわゆるラコニア命令。ニュールンベルグ判決一〇九頁。

註二 ニュールンベルグ判決一〇九頁。右に掲げた證據は「ナチスの共同謀議と侵略」第二卷八一五―八四四頁（一九四六年ワシントンにおいて刊行）にある。

本件の起訴狀は、訴因第五十四と第五十五で、戰爭法規の違反を行うことを「命令し、授權し且許可した被告（訴因第五十四）、並びに戰爭法規の「遵守を確保し、其の違反を防止するに適當な手段を執るべき法律上の義務を故意に又不注意に無視した被告（訴因第五十五）を別々に訴追してゐる。もし訴因第五十四で訴追されてゐる「許可」と、訴因第五十五で訴追さ

れている義務の無視との間に何かの相違があるとすれば、「許可」とは、罪を犯す自由を故意に興えるという意味に解釋されなければならぬ。戦手法規の違反をこのように許可することは、「授權すること」と密接な關係のある行為であるので、疑いもなくそれ自体で戦手法規の犯罪的な違反である。

實際の問題は、訴因第五十五に關連して、すなわち犯罪を防ぎ得なかつたことに對する刑事責任の範圍を決定することについて起るのである。「戦争惹起者の責任及び刑罰の實施に關する委員會」の意見では、提案された高等裁判所によつて審理されるべき人人の一つとして「どのような高い地位にあつた者でも、階級の區別なく、國家の元首を含めて、敵國に屬する一般もしくは軍の官意であつて、戦争の法規慣例の違反を命令したり、またはそれを知つていて、干渉する権能があるのに、それを防ぐことを差控えたり、それを防ぎ、止めさせ、もしくは抑制する措置をとることを差控えたりした者」(註一)が擧げられた。この報告の中に、特にアメリカ代表ランシング及びスコットの留保覺書の中に説明されているように、責任に對するこれらの二つの制限、すなわち知識と干渉する権能とは、アメリカの委員(註二)の提案によつて挿入されたものである。留保覺書の中で、ランシングとスコットは、他の者によつて行われた犯罪に對する刑事責任について、更に論じて、「このような場合の責任を確立するには、應罰されようとしている個人が犯罪性のある行為の遂行について知つていなければならぬことと、か

れがそれらの行爲を防止したり、中止させたり、抑
 制したりする権限と共に、その行爲を持つてい
 ななければならないことが基本的なことである。犯行
 を知つてゐることとか、防ぐ能力とかは、ただそれ
 だけでは充分でない。作爲の任務または義務がなく
 てはならないものである」と述べている。(報告より
 引用) 作爲の任務または義務という、この第三の
 要素は、明らかに戦争法規の違反を、防止する権限
 に関連するものである。

註一、一九一九年三月二十九日に、講和予備
 會議に提出された報告書一四頁。

註二、報告書五九頁。

E-58

『山下事件』で合衆國の最高裁判所は、山下に對
 する訴追はかれがこのよゝな行爲を遂行したとも、
 その遂行を指示したとも主張してゐないのであり、
 従つてかれは違反について何も訴追されてゐるので
 はないという辯護側の議論について、同じ問題を取
 扱つた。最高裁判所は次のよゝに述べた。「しかし、
 この議論は、軍の司令官としての訴願人がかれの指
 揮下にある人員の行動を統制すべき義務に不法に違
 反したること、すなわち指摘されてゐる大規模で廣く
 行われた強奪行爲を「かれらの犯すままに放置した
 ことによつて、その義務に違反した」というのが訴追
 の要旨であるという事實を見逃してゐる。そこで、
 問題は、戦争法規は軍の司令官に對して、戦争法規
 に違反してゐり、統制のない兵士が敵國領土を占領す
 る場合に起り勝ちであるところの、指摘された諸行
 爲を防止する目的で、かれの指揮下の軍隊を統制す

るために、かれの力の及ぶかぎりの適當な措置を講ずる義務を負わせるものであるかどうか、またその司令官は、結果として違反が起つた場合に、このよりな措置を講ずるに至らなかつたことに對して、責任を負わされ得るものであるかどうかということがある。

ラットレツチ判事は、その反對意見の中で、被告が「他の者によつてなされた不法行為を防ぐ處置をとる義務と権能とを持ちながら、故意にそうしなかつた」と訴追されている場合がすくなくともなければならぬという見解を述べた。マールフィー判事は、その反對意見の中で、山下事件のような事件では、知能、すなわち犯された罪について知つていゝといふことが必要であると強調した。

「不作爲」に對する責任に關しては、三つの要素、すなわち知能と権能と義務がなくはならないように思われる。しかし、これらの要素は、義務は知る義務を含んでいるであろうという點で、相互に關連している。知らなかつたといふことは、訴追された者が知ることができ、そして知つていゝべきであつた場合には免責の理由にならない。他方で、「権能」とは、法的義務に關連する権力を意味する。これらの三要素が結合すれば、刑事責任を生ずることになるであろう。

官吏がみずから命令または許可しなかつたある行為について、かれに刑事責任を負わせるためには、次の諸條件が満たされることが必要であろう。

一、それらの行為をかれが知つていたか、知つて

いべきであつたこと。

知ることばかりでなく、犯罪的な怠慢の結果として知らぬことも問題になる。關係のある官吏の職務とこれに伴う任務がかれに對して、何が起つているかを知る義務を負わせるものであるならば、知らぬことをかかれが正常の注意を拂つてさえないならば、知ることができた筈であるといふのであれば、辯護のために主張することはできない。

三、それらの行爲を防止する權力をかかれが持つていたこと。

すべての戦争で、戦争犯罪はすべての軍の兵士によつて犯されるものであるといふことは、一般に認められてゐる事實である。どの政府にせよ、指揮官にせよ、すべての戦争犯罪を防ぐことはできないであらう。戦争犯罪を防ぐために、できる限りのあらゆる手段がとられなかつた場合に限つて、刑事責任が生ずるのである。しかし、戦争犯罪は犯され勝ちなものであるといふことは、常識になつてゐることであるから、公けの地位に與えられてゐる權限は、この可能性に正當な考慮を拂つた上で行使されなければならぬ。

E-60

三、それらの行爲を防止する義務をかかれが持つていたこと。

この義務は、知識と權力がはつきりすれば、直ちに存在するといふ議論もできるであらう。國際法はこの點まで發達するかもしれない。しかし、現在は、政府の官吏または軍隊指揮官に課せられた明確な義務で、かれらに「不作爲」に對する刑事責任を負わ

せるものがあるかどうかを見極めなければならぬ。この責任は範圍の廣いものである。その含著する意味の範圍については、一般的には多致意見による判決を引用して差支ない。しかし、この判決は、戦地で行われ、または捕虜もしくは一般人抑留者に對して行われた刑虐行為について、全關係に責任があるものと推定している點で、行き過ぎていると言わなければならぬ。

首席檢察官は大体こう言っている。「是等高位の文官達の個人的責任というものが本裁判所に提出される國際法上の最も重要問題の一つであり、且つ恐らく其の唯一の新しい問題でもあらう」。 (記録四三五頁)。

E-61
心にとめておくのがまことに望ましいことは、これが新しい問題であつて、從來存在していなかつた規則を適用しないように、すこぶる慎重であるようにという警告を伴うものだというのである。さらに、この新しく適用された責任の範圍を擴げ過ぎないようにするのが賢明な方針であらう。本件では、この責任はすべての關係に及ぼすべきものではない。ヘーグ條規には、捕虜は敵の政府の權内に屬し (第四條) その政府はかれらの給養の任に當る (第七條) と述べてあるけれども、これは必ずしも虐待の場合に全關係に刑事責任を負わせることができるという意味ではない。どの政府でも、業務の分擔ということが定められている。そして、日本におけるように、政府の特別の部局がそれぞれ特別の任務を擔當していた場合、例えば陸海軍省は占領地域の捕虜と一般人抑留者の管理を、内務省は日本内地の一般人抑留者

の管理を、拓務省は台湾、朝鮮及び樺太の一般人抑留者の管理を擔當していた場合には、戦争條規の違反を防がなかつたことについての責任は、關係内法で特に示されている官吏だけに限られなければならぬのである。

裏面白紙

事實に関する考察

(註一)

序説	六三
三つの段階	六三
暗殺または内亂の威嚇	六四
罪の有無に関する日本の国内情勢	六五
の影響	六九
一九三三年の東郷の報告	七〇
一九三六年までのロシアとの関係	七三
第二段階	八一
廣田と近衛の政策	八五
防共協定	九〇
張鼓峯事件	九二
ノモンハン事件	九三
中國との関係	九九
新秩序	一〇二
一九三八―一九三九年のドイツとの交渉	一〇四
三國同盟條約	一一二
第三段階	一一四
ソビエツト連邦との中立條約	一一八
太平洋戦争への發展	一二三
一九三六年の政策と一九四〇年の政策との相違	一二五
中立條約以後のソビエツト連邦との關係	一二八
日本は正當を目的のために	一三〇
戦ったという辯護	一三八
アジア諸國の獨立と日本	一三〇

日本と共榮

一三三

註一、廣汎を引用を避けるために、重要を政
府決定の全文は附録に載せた。文書には一
から十九までの番號をつけてある。日本政
府の計畫を正しく理解するためには、これ
らの決定を全部精讀することが重要である。

E-63

序 説

多数決による判決は、日本の實際の歴史と、被告がこの歴史で果たした役割を廣汎に取扱っている。これについてには判定を参照すればよい。

しかしながら、裁判所に提出された事實について違つた解釋をしなければならぬ問題については、異議を述べることがあるようである。この違つた解釋は、裁判所條例の意味においての刑事責任の問題に直接の影響のあるかもしれない場合に限り述べることとする。

三つの段階

太平洋戦争をもたらした諸事件を考察するにあたって、關係期間をいくつかの時期に分けることが有益であろう。日本には、平和的な方法で、繁榮する日本、すなわち東亞を事實上支配する日本をめざして努力していた一派が存在していた。他方には、武力による日本の對外進出を目的とした一派も存在していた。政治上、經濟上の問題を武力によつて解決することを熱望し、決意していた軍閥が日本に存在していたことを示す充分な證據が、本件において提出された。この傾向は、外國の移民法や、關稅障壁や地域的協定をもたらした世界不況によつて、平和的對外進出の政策が、だんだん、失敗に歸したように思われるにつれて、強くなつていった。この裁判における決定的な問題は、戦争とまではいかない方法による對外進出と武力による對外進出との、二つの違つた考えの關係が、どのようにして展開して

E-64

つたか、を決定することである。
この展開を研究するについては大体三つの期間に分けることができる。

第一期の特徴は、軍閥が國內においては威嚇と暗殺によつて、また海外においては、独自の行動によつて、その目的を達成しようとした闘争である。この期間は大体一九二八年から一九三六年までの間にわたつてゐる。ただし、独自の行動は、蘆溝橋事件、ノモンハン事件及びハサン湖事件のあつた後期においても、依然としてとられていた。

この闘争の期間の後には、達成すべき目的——すなわち東亞の支配——について、この二つの派の意見が一致するに至つた、協力の時期が続いた。しかしながらこの時期においてさえこの目的を達成する方法については、かれらは對立したままであつた。この期間は大体、數名の平和主義者が殺害された一九三六年の二・二六事件から、一九四〇年九月十九日の連絡會議の決定までである。ただし、すでに平沼内閣のときに政府の政策に變化があつたことが認められる。

その次の、最後の期間は、一九四〇年九月十九日の連絡會議から始まり、この期間に、始めは他の方法が失敗した場合にこれに代るものとして、後にはあからさまな政策として、武力行使が政府の政策として受け入れられた。

暗殺と内亂との威嚇

第一の期間を記述する必要はない。多数決による

御決の中の關係のある部分を参照すればよい。軍部が滿洲專横を計畫し、起したと、そして歴代の政府が、軍部の策謀に反対はしながらも、あいまいな役割を演じた陸軍大臣によつて、軍國主義者の脅迫によつて暗殺による強力な平和主義者の除去によつて、失敗したことは、本裁判において立證されたところである。當時の日本の政治家は、殺人行爲や革命によつて目的を達成しようとする一勢力が、国内にあるという事實を考慮しなければならなかつた。本件における證據は、内亂または革命の危険が、起訴状に含まれている全期間を通じて、切迫していたことを示している。われわれはこの危険を次の期間にわたつてみる事ができる。木戸が、滿洲專横で天皇が軍國主義者の行動に反対を表明しないようにする必要があると考え、また西園寺公が殺されるかもしれないという恐れのために公が東京にいないようにする事が必要であると判断した時から（一九三〇年九月二十二日附の日記、記録一九三八頁）降伏の時期が迫り、東條が、もし文官が總理大臣に選ばれたならば、陸軍はそつぽを向くかも知れない（一九四五年四月、記録三一—三六頁）と威嚇した時まで、さらにそれから後、木戸が官内大臣石渡とともに、反亂を起した近衛師団によつて暗殺されるのを避けるために、金庫室にかくれなければならなかつた時（一九四五年八月十四日、記録三一—一九六頁）まで、われわれはこの危険のあつたことを認める事ができる。

罪の有無に関する日本の国内情勢の影響

後察側が正しく述べているように、特に木戸は、天皇とその側近者を暗殺計画に對して保護すること、
 が自分の義務であると考えた。(記録三一三一六頁、三一五六六頁)この経緯からみて、果して木戸がこの職責において、平和のために努めたのかあるいは戦争のために努めたのかを決めることはきわめて困難である。一九三三年七月に、木戸は、天皇が陸軍の憎むべき行動について板垣を叱責した後に原田に對し、「あゝ角の立つたことを陛下がやられては困る」と語った。(原田日記、記録三七七五四頁)

E-66

後に木戸は原田に對しつぎのように打ちあげた。
 「今の陛下は科擧者であり、非常な自由主義な方であつて、同時に又平和主義の方である。で、此の陛下のお考えになり方を多少變えて置かなければ、將來陸軍及び右翼と其處に非常な隔が出来る」(記録三七七八九頁) 原田はこの態度に激怒した。なぜなら、陸軍を天皇の希望にそつうに指導するのが、木戸の任務である、とかれは考えたからであつた。(記録三七七九一頁) 本件において後察側は、
 「彼(木戸)は常に軍部に自由に行動させようとしていたし、後年には遂に日本において革命または内亂が起り得るといふ危険をおかすよりも、むしろ軍部の自由行動を容易にしてやろうとしていた」と述べたが、これは原田の意見に同意したものである。これに反して、後察側が指摘したところによれば、暗殺事件は單に保守的な分子をのぞいて間違つた方

向の動きを早めることが出来るだけであるから、國內の平和こそ最も重要な目的であつたのである。軍国主義者にとつて面白くないものとなりそうである種の平和的行爲の結果として内亂が起るかもしれないといふおそるべき可能性に照らしてはじめて、被告の行爲が理解できる場合においては、それらの行爲を正しく解釋することは、まことに、はなはだ困難なことである。

E-67

この複雑な事態を説明するためにもう一つの例をあげることが出来る。被告のうちのちのあるものは、軍人を總理大臣に任命することを支持し、東條のような人物に投票したことで訴追されている。問題は、民主主義的な型の上のうち建てられた政体の場合のように簡單ではない。日本では、平和的政策が青年將校によつて受け入れられるものとなるのは、青年將校が「強力な人物」と考える者によつて、それが實行される場合だけである、ということがしばしば起るような事態であつた。平和主義者と考えられてゐるだれかが指導する同様の運動は、容易により多くの暗殺事件と内亂をもたらすことがあり得たのである。眞珠灣の前の決定的な時期において、東條が選ばれたことは、この見方から考えなければならぬ。當時戦争に對する責任をとることをこぼんだ近衛が辭職した後、一般に強力と考えられた人物、従つて青年將校に信頼されている人物によつてはじめて、海外に於ける侵略的行爲にまで發展する内亂をもたらすことなく、交渉を平和的妥結にみちびくことができるような状態になつた。

東條は、自分は合衆國との戦争は不可避であると
考えており、そして「開戦の好機を失う危険がある
(記録一〇二九〇頁)」ということを始め述べた
のであるが、第三次近衛内閣の倒れた時には、喜ん
で交渉の引のばしを考慮するという態度を示した。
総理大臣としてかれは、交渉が一九四一年十月中に
首尾よくまとまらない限り戦争を始めるといふ、一
九四一年九月六日の御前會議の決定にとらわれるこ
とはないという意味の、天皇の「白紙還元の御詔」
を受けた。(記録三六三〇九頁) 新内閣組織の命
令をうける前に、かれは、交渉において最後の努力
をすることに賛意を表明した。かれが東郷と賀屋を
かれの内閣に参加するよう招いた時、かれはかれら
に對して、「極力日米交渉の打開をして行きたい」と
と保證を與えた。(記録三六三一五頁)。東條が近
衛辭職の當時、人をあざむく役割を演じたというこ
とは、疑う余地のないままには立證されていまい。
しかしながら、かれが天皇を含むいつそう平和的な
人々をあざむいたという印象は、確かに受けるの
である。天皇は東條のような人物を任命する危険を
充分に認識していた。この任命は、もし何人かが平
和をもたらし、その平和を國內の「青年將校」にう
け入れさせることができるとすれば、それは東條で
あるということに基いて決定されたようである。こ
のことに關連して、木戸はその日記に次のように書
いている。「熱慮の結果、之が唯一の打開策と信じ
たるが故に、奏請した」(一九四一年十月二十日附
の日記)(記録一〇二九五頁) 木戸はまた天皇の答

えを次のように記録している。「陛下は奮めて宜しく御諒解あり所謂虎穴に入らずんば虎兇を得ずと言ふことだねと仰せあり」。〔記録一〇二九五頁〕。日本の政治家は、海外からの壓迫ばかりでなく、国内の反對にも對慮しなければならなかつた。戦争への道の推進力は、外務大臣にとつて「最大のうるさ方」と原田がいつた佐官級によつて與えられていた。かれらの承認がなくては、何事もできなかつた。少くとも表面上はあらゆる政治家はかれらの希望に従つて行動しなければならなかつた。近衛が外務大臣宇垣の立場を踏じた際に、原田に言つたように「何か宇垣が外交の事をしようと思つても矢張あれをよく抑えながら又一語にやつて行くような形でない」と何も出来ないのであつた。〔法廷證第三七五一號、記録三七四三頁〕。

軍國主義者に對してとられた處置は、非常に賢明な方法で實行されないう限り、益よりも害を引起すにすぎないことが屢々あつた。一例として、政府の諸方面に對する軍人の支配が増大してきたことに對して一九三七年一月二十日に行つた政友會の抗議を擧げることができると多數決による判決はこの抗議について次のように述べている。「それはなんの役にも立たなかつた。軍部が進んで協力しなければ、内閣が存続することも新しく内閣をつくることもできないといふことを軍部が證明する好機を與えたにすぎなかつた」。〔判決一五八頁〕。

一部の政治家が、何かの形で協力しなければ、軍國主義者を獨裁と戦争に向かわないように指導するこ

とはできないという意見を述べたのは、容易に理解されることである。

日本の政治家によつて演ぜられた役割を考察するにあたつては、この非常に難しい事態を心にとめておかなければならない。侵略的な語派を宥和する政策が誤つた政策であつたし、また結果から判断して、致命的な政策であつたことは、必ずしもそれが政策として犯罪的であつたことを示すものではない。この場合には犯罪的でない判断の誤りを論ずる余地がある筈である。

一九三三年の東郷の報告

E-70

滿洲事變の當時及びその後の数年の間、板垣、土肥原、荒木、橋本及び南は侵略的な軍閥の代表的人物であつた。この期間に、他の三人の被告が表面に現れた。すなわち一九三三年九月十四日から外務大臣廣田、一九三三年五月六日から一九三六年四月までの外務次官重光、及び歐米局長の東郷である。これらの官吏の意圖を評價するには、東郷が一九三三年に作つた日本の外交についての報告の内容を検討することが有益である。(法廷證第三六〇九A號)。

當時滿洲事變はすでに終つており、滿洲國という新國家の建設は既定の事實であつた。東郷は右の報告で、これらの出來事をもたらした日本の政策は危険であると警告した。かれは次のように書いている。

信義の尊重すべきは國家亦個人と何等選ぶ所なく一國にして其の國際信用を失墜する場合結局損失を招くこと明白なり。

滿洲專使に關してかれはこのような政策は繰返してはならないと警告した。

「逆に取り順に守らむとするが如きは之を繰返すべきに非ず」(記録三五三七二頁)。

報告の全部は國際協調と平和的發展を趣旨として書かれていた。この報告の作者がその後廣田によつて重要な部局である歐米局の局長に任命されたことは、當時の事態の特徴を示すものである。

一九三六年迄のロシアとの關係

この期間中に、ソビエト・ロシアとの戦争は避けることのできないものであると考えた分子があつたことは疑いが無い。ソビエト連邦と日本の間には深い不信の感情があつた。兩國共に歴史のある局面を指摘して相互の不信を説明することができた。

日本はソビエト連邦によつて脅威をうけていたと全く眞面目に叫びつゞけていた人々が日本にいたことは否定できない事實である。荒木はその一人であつた。われわれはこれに關連して、多数決によつて却下された文書で、前陸軍武官 F・S・G・ピゴット少將が共產主義に對する荒木の恐怖心は、「殆ど恐迫観念と呼んでいい」程のものであつたと述べたものを参照する必要がある。(記録二八五七一頁)他のすべての現存の證據もこの點についての彼の氣持を明らかに示している。一九三二年に荒木は國家の武力を二カ年内に充實すること、そしてロシアと戦うことが必要であるかどうかを考慮することを近衛に提議した。(法廷證第三七六六號、記録三七六

一四頁) - しかしながらかれは、その代案として共産主義の宣傳をひろめることを禁止し、赤化運動によつて、隣接諸國が擾亂された場合には、日本は攻撃することを定める規定をもつ條約を、日本、中國、滿洲及びロシアの間に締結することを提唱した。

(法廷證第三七六七A號、記録三七六一五頁)。

この態度のためにロシアの不侵略條約の提案は拒絶された。原田はその同願縁に、陸軍はそのような同盟は共産主義的宣傳を促進する恐れがあるからとしてこれに反對したと述べている。(法廷證第三七六九號、記録三七六三〇頁)。ソビエト・ロシアの提案に對する外務大臣内田の回答は法廷證第七四五號、記録七七二〇頁及び二二六八二頁に見られるが、かれはその中で、不侵略條約を企てる前に懸案の解決に到達する方が望ましいと指摘している。内田は國境衝突を防ぐために日ソ滿委員會を設置することを提唱した。(記録二二六八三頁)。

E-72
この不侵略條約締結の拒否から、當時日本政府はソビエト連邦に對して侵略的意圖を持つていたと結論することは妥當でない。日本のある分子は、この意圖を確かを持つていた。かれらはソビエト連邦を、そのコミンテルンとの關係からして絶對的を敵であると考えていた。當時中佐であつた鈴木貞一は、一九三二年四月十八日の木戸との會談でこの見解を表明した。(法廷證第二二五三號、記録一六二一六頁)。この鈴木というのは、一九三三年にソビエト連邦の沿海州、ザバイカルとソビエト領シベリアの占領の必要を力説した鈴木と同じ人物である。

(法廷證第三三七一號、記録三一八三五頁)。鈴木は本律師の團々、自分はソビエト連邦は、日本における革命を計畫している第三インターナショナルを援助し、慫慂する限りは、日本の國体の破壊を目標としているものと考えたので、ソビエト連邦を絶対の敵であると見做していたと説明した。(記録三五二三一頁)しかしながらこの期間における政府の政策は、鈴木や白鳥の意見(一九三五年有田に宛てた書簡の中で述べてある。記録七八八三頁)や橋本(すでに一九二九年に)その他の者の意見によつて指導されていたのではなかつた。ある計畫は關東軍と參謀本部によつて立てられたものであることは立證されている。軍部では多數の者が一九三四年を期して攻讐を行うべきことを主張していたこともまた立證されている。職業上軍事的な計畫の立案に係っていた者が、侵略的な政策を念頭においていたということは立證されていない。計畫を立て、そして戦争という万一の場合に備えておくことは參謀本部附將校の一般に認められている任務である。この任務の遂行は、たゞそれが軍事的攻勢の計畫の立案をとまらうとしても、必ずしも侵略的意圖を立證するものではない。

ここで、個人または國体によつて行われた戦争宣傳の法律的な意義について、考察を述べるのが適當であろう。もしそのような宣傳が政府の政策や戦争をもたらすとすれば、それは従犯として有罪とすることができるとする。

しかしながら、もし宣傳と侵略戦争遂行の計畫が不成功に終り敵對行爲をもたらさない場合には、現在行われている國際法によれば、それらは何の法律的意義ももたないのである。

また日本におけるある個人や集團が抱いていたところの、日本はおそかれ早かれソビエト連邦と戦わなければならぬという意見も、またこの見解の結果として行われた宣傳も、またさらにそのような戦争の遂行のために作られた計畫でさえも、本裁判所の管轄権に屬する犯罪を構成するものではない。なぜなら、これらのうちにはソビエト連邦との敵對行爲をもたらしたものをいからである。

第二段階

數名の平和主義分子が排除された一九三六年二月の陸軍の叛亂の後に新しい段階が始つた。この段階においては、陸軍と文官側とがすぐ前に突發したような事件が起らないようにする便法を見出そうと努力した。この期間を支配した主要人物は、廣田、近衛、木戸及び平沼であつた。概略を述べると、この便法とは、東アジアにおける日本の進出を、その進出が平和的手段によつて達成されることを條件として、公式の政策として政府が採用することにあつた。それは軍事力の擴充に同意したが、その擴充は他の諸國によるどのような外部からの干渉も防ぐのに役立つ程度に限られていた。この計畫は、軍隊が一九三一年にとつたような種類の行動を一切とらないううにできるだけ抑えることを陸海軍大臣が保證すると

E-74

いう意義深い規定を伴っていた。

この新しい政略は、五相會議で作成されたところの一九三六年八月十一日の國策決定の中にあられた。(註) (法廷證第九七九號)

註、本章附録 六

多数決による判決はこの決定を、日本の國辱の全体の基石となつた國策の基準の決定」と形容しているが、この決定を理解するためには、その歴史を考へることが必要である。

一九三六年六月に、陸海軍大臣は「國策大綱」を承認した。(註) (法廷證第九七七號、記録九五四二頁)

註、本章附録 二

E-75
軍部兩大臣の案には、帝國の基本政策は「東亞大陸に堅固な地歩を確保すると共に、南方に進出發展するにある」という點が含まれていた。日本は列強の覇道政策を「是正」することに努めなければならぬ。國防は、他のこととともに、「ソビエト連邦が極東に使用し得る兵力に對抗するを目的として整備充實することになつていた。ソ連の脅威を除く」と共に英米に備へんとす。この一般政策の遂行にあつては、「列國との友好關係に留意す。南方における民族的經濟的發展を促進し、そして他國に對する刺戟を避けつつ漸進的平和的手段により我勢力の進出を計る。軍部は外交機關の活動を有利且剛直に進捗せしむる爲内面的援助に勉め表面的工作を避く。」
總理、陸軍、海軍、外務及び大藏各大臣の會議に

おけるこの案の討議は、法廷証第九七八號に含まれている（朗讀されたい。）この文書の中には、次のように述べてある。

「一、先ず大蔵大臣より一の（中）
「列強の覇道を是正し」云々とある處自分等は
れ迄其の氣持にて行ひ來れることとて大體異議
無し、然し日本亦自ら覇道を行はざること肝要
なりと述べ、

「二、外務大臣より本案に對しては
自分も大體異議無く其の趣旨は自分のかねて考
へ居る外交方針と一致し居れり。

「三、外務大臣より今日の國際情勢に照し、
日本は孤立を避くるの要あり一の（中）には「列強
との友好關係に留意す」とある故其の精神は自
分の考と同様ならんと思考するも「英米に偏へ」
の一句は其の點に於て多少氣懸りに思はるる處
其の意味如何と尋ねたるに對し海軍大臣より右
は只軍備上萬一に備うるの意味にして決して英
米を敵視すると云う主旨には非ずと説明せり。
依て外務大臣より今日の國際情勢に於ては英米
に對しては只友好關係に留意すると云うのみに
止まらず普通の場合よりも一層妥協的に出する
を要することもあるべしと述べ置けり。

「四、大蔵大臣より二の（中）に「内面的援助に
勉め表面的工作を避く」とあるは頗る可なり是
非左様實行あり度しと述べたり。」（傍線は引用
者）

政府の意圖は、法廷証第七〇四號の中に、さらに

説明してある。それ、一九三六年八月七日に(四)相會議(總理、外務、陸軍及海軍各大臣)で決定された「帝國外交方針」を述べたものである。(註)

註、本章附録 四

この會議は軍部兩大臣の提案を採用了。究極の目的——東アジアの「安定勢力」としての日本——は、滿洲國との結束を強化し、またソビエト連邦及び中國との關係を自主的に調整すると共に、南洋方面に平和的發展進出を計ることにより、達成されることにかつていた。ソビエト連邦は日本の生存と日本の計畫に對する脅威であると考えられた。「依つて、差當り外交政策の重點をソ聯の東亞に對する復讐的企圖の挫折、特に軍閥的脅威の解消、赤化進出の阻止に置き、國防の充實と相俟ち外交手段に依り之が達成を期すべし。」従つて、「現下内外の情勢に鑑み、ソ聯に對しては、我より進んで事端を滋からしむることを嚴に戒め、専ら平和的手段に依り、從來の懸案解決に努むべし。」この目的のため、他のこととも、國境認定委員會並びに非武装地帯の設置が考えられた。中國側の世論に關しては、特に華北各省において、親日感情への轉換をもたらすための計畫が考慮されていた。これらの華北各省との特別な結束が企圖されていた。しかしながら、「爾他の地方政權に對しては、殊更に支那統一又は分立を助成し若くは阻止するが如き施策は之を行はざるものとす。」日米親善關係の増進は、英ソを牽制するに與つて力大なるものあり。ドイツとの間にも、また英國との間にも、友好關

係を促進することになつていた。南洋方面は世界通商上の要衝に當ると共に帝國の産業及國防上必要欠くべからざる地境として將又我民族發展の自然的地境として進出の地歩を固むべきも、關係諸國を刺戟することを懼み帝國に對する危懼の念を除去するに努め平和且漸進的に發展進出に力むべし。

E-78

一九三六年八月十一日に、軍部兩大臣の一九三六年六月三十日の原案が討議され、採用された。(法廷証第九七九號) (註一) 僅かな修正しか行われなかつた。主要を國策として、(註二) 東亞に於ける列強の霸道政策を排除しと決定された。次の決定が行われた、すなわち、

「國家の安泰を期し其の發展を擁護し、國防軍備を充實す。」「北方ソ國の脅威を除去する。」「と共に英米に備え日滿支三國の緊密なる提携を具現して我が經濟的發展を策す。」「之が遂行に方りては列國との友好關係に留意す。」「爾方方面に於ける日本帝國の發展に對しては、努めて他國に對する刺戟を避けつつ漸進的和平的手段を採る。」「陸軍は、ソ國の極東に使用し得る兵力に對抗するに十分をだけ強力にすることになつており、海軍は

E-79

「米國海軍に對し西太平洋の制海權を確保する」とができるようにすることになつていた。我外交政策は一に根本國策の圓滿なる遂行を本義として之を綜合刷新し軍部は外交機關の活動を有利且つ圓滿に進捗せしむる爲内面的援助に勉め表面工作を避く。

註一 本章附録 六

註二 言語裁定部によれば、法廷証第九七七

號中の關係語句の正しい翻譯は、列國の
 覇道政略を是正し、とならなければなら
 ない。しかし法廷證第九七九號中では、これ
 は「東亞における列國の覇道政略を排除し
 たるべきである。本官は、一九四八年八月
 二日に本官の要求によつてこの情報を得た。
 日本文原文が基本となるものであり且つ被
 告の利益はいつそ正しいこの翻譯を使用
 することにより容されはしないのであるか
 ら、本官はこの正しい翻譯を使用すること
 が適當であると考ふる。

この政策の主意は明白である。列強は東亞から排
 除されるべきである。ただしこれは平和的に、また
 だんだんに行う。日本はロシアの勢力と力の増大を
 阻止するため、ロシアに對して偏見をなければなら
 ない。また列強の平和的排除の裏付とするため、同時
 に若し列強が東亞から——たとえ平和的にでも——
 排除される用意がない場合に發生するかも知れない
 緊急事態に對處できるようにするために、日本はそ
 の専事力を充實させなければならぬ。

E-80
 列強を東亞から平和的に排除するための方法は一
 つだけではない。経済的優越はその一つであり、
 (註)移民はもう一つのものであつた、しかし最も
 明瞭な方法は獨立運動を奨励することであつた。も
 し日本がアジア諸民族の獨立をつくり出すことに成
 功したならば、日本に實権を保證する相互援助條約
 を締結することにより、決定的な力を得ることか
 できることを日本は知つていた。これらの條約もまた

強力な日本を必要とした。

註、一九三九年といふおそい時期に、企畫院が採用した「中國の經濟的發展計整」の中に、經濟的協同が東亞新秩序建設のための基本的措置であると述べられている。臨印派遣日本使節團長小林は、一九四〇年十月十八日に、松岡に對して、臨印を共榮圈内にひき入れるためには、「我經濟的實力を臨印に根強く植付くる豫施策すること肝要なり。」と打電した。（法廷証第一三一三號）

これけ部分的には滿洲で實行されたやり方であつた。このような性質のものが華北で實現された。しかし一九三六年にけ、これけ未だ完成途上にあつた。一九三六年一月十三日の國軍集行（法廷証第二一五號、記録二七二一頁）（註一）華北に對する政策として、「北支民衆を中心とする自治の完成を援助し」と定めた。一九三六年八月十一日に採用された「第二次北支處理要綱」（註二）（法廷証第二一七號、記録七二八頁）において、この計畫は更に發展した。華北に對する日本の處理方針の主眼は、つぎのよう

に定められた。
「北支民衆を主眼とする分治政治の完成を援助し、右目的達成の爲には該地政權に對する内面指導に依るものとす。……然し、次のこともまた決定された。
「特に該地域に於ける支那領土權を否認し又は南京政權より離脱せる獨立國家を育成し、或

は滿洲國の延長を具現するを以て帝國の目的たるが如く解せらるる行動は嚴に之を避くるを要す。(記録二七四一頁、但記録二八〇〇頁に於て訂正の通り)

註一 本章附録 一

二 本章附録 五

E-81

南方に對する平和的進出が更に具體的を形をとるにつれて、この政策が採用された。ここでも、最後の結果として、相互援助協定をもたらすべき、經濟的食糧、移民による滲透および獨立運動の内面援助の企圖という同じ状況をわれわれは見出すのである。新しく生れた國家と結びれることになつていたこのやうな條約は、元の支配者が何等かの行動を採ることを防止する用意のある、強力を日本を必要とした。この企圖の考えるところによれば、望まれていた東アジアの支配は、競争を以て達成することができし、また達成する、といふのであつた。

以上にかんがみて、八月十一日の決定の根本目標は、⁷アジア大陸に確固たる進歩を確立すること、⁸軍力によつて東アジアを支配することであるといふ多岐決による判決の判定、からびに、この⁹國策は¹⁰ソビエト連邦の領土の一部に對して、占領の目的で攻撃する意志があつたことがわかる。といふことばは妥當であるといふ思われないのである。

96

廣田と近衛の政策

廣田の政策は、實に、もつと巧妙であつた。それは、新秩序の目標を完成するための戦争を企圖して

いなかつた。それは、東アジアの支配をだんだんに達成し、西洋諸國をアジアからだんだんに、また平和的に驅逐する所かの方法を考えていた。最後に、この政策は、強力を日本を必要とした。それは、このゆつくりした、だんだんに行われる過程において、西洋諸國の脅か、武力で干渉したくをるのを防止するためであつた。

E-82

近衛は最初、これと同じ線の流れに従つていた。しかし軍部による工作のために、かれは次第にかれの立場を揺れるようになった。新秩序政策に反対して外國でとられた對策に對する反動として、武力侵略をしようとする衝動が、日本において強くあつた。廣田、近衛、木戸その他の者は、國民に對して、新秩序は日本にとつて是非とも必要なことであり、それを建設すること、日本の使命であると教えていた。諸國の反對のために、軍國主義者にとつて、新秩序を建設する唯一の方法は戦争によつてであるということを示すこと、さらに容易にやつた。かねて目標を定めていた者によつて軍國主義者の進む道の障礙が除かれた。目的を定めた者は、すでにこの目的についてのすべての論議を排除することに成功していた。論出禁止と凍結令にかんがみて、この目的を達成するためには、戦争以外に行進を強いられていないと政府を説得すること、軍國主義者にとつて少しもむづかしいことではなかつた。

しかしながら、一九四〇年になつても、まだこの決断は出ていなかつた。近衛が陸軍、海軍、及び外務各大臣の候補者と國策を討議した一九四〇年七月十

E-83
 九日の英露會議において、イギリス、フランス、オランダ及びポルトガルの屬領を新秩序内に入れるため、積極的の措置を採るべきであるという事が決定された。イギリス、フランス及びオランダは戰爭に捲きこまれていた、そのために、その屬領は、たやすく日本の犠牲となるように思われた。眞の間盟は合衆國にあつた。合衆國に關しては、この會議は「彼の實力干渉をも排除するの固き決意を以て我方針の實現を期す」と、固く決意していることを言明した。(法廷證第三六八七A號、記録三七八六四頁)(註)

註、本章附錄九

多數決による判決では、この決定は次のように解釋されている。

「もし合衆國がこれらの訂盟を妨害しないならば、日本は同國を攻撃しようとはしないがもし合衆國が妨害しようとするようかことがあれば、日本は戰爭に訴えることを躊躇しないというのであつた。」

翻譯に使われている言葉は曖昧である。しかし、日本原文が、合衆國側の實力によるどのような干渉をも、日本は排除する、ということの意味していることには、なんの疑もない。(註)いかえれば、日本は新秩序を建設し、東アジアを支配しようとする企圖において、戰爭を始めない。しかし、もしも合衆國が武力を以て干渉するならば、日本は戦うであろう、というのであつた。

註、日本原文を讀むと、

「彼の勢力、」となつてゐる、その意味は「同國傳の實力」すなわち、合衆國傳である。

この決定は、日本がとつた道を、はつきり示してゐる。日本はまた、戦争とまでは行かない手段による干渉に對して、武力でこたえる用意はなかつた。合衆國が敵對行爲を開始した場合に何ら用意がある、ということを示しただけである。

一九四〇年七月二十六日の閣議決定（法廷記録第五四一號、記録六三〇七頁）（註）は、「皇國現下の外交は大東亞の新秩序建設を根幹とす。」と述べていた。そして、「國家總力を擧げて右國是の具現に邁進す。」と決定された。

註、本章附録一〇

E-84

一九四〇年七月二十七日の連絡會議は、「第三國と關係に至らざる限度に於て兩方問題を解決すること」（法廷記録一三三〇號、記録一七九四頁）と決定することによつて、政府の立場をけつきりと述べた。この立場は衆議院に於て採用された計畫の範圍内にとどまるものであつた。

もし必要ならば武力を使うというはつきりした決定は、一九四〇年九月四日の四相會議でけつきり行われ、一九四〇年九月十九日の連絡會議で確認された。（註）（法廷記録五四一號、記録六三一頁）。その時に、「必要の場合皇國として兵力の行使をも決定せざるべからず。」と決定された。この決定は、スターマリの東京到着にかんがみて行われたものである。この時に、何故この會議が、必要の場合に

う、と決定したかという理由は、つぎの箇所ではつきり示されている。すなわち、¹我方として武力行使の決意を存するに非ずんばドイツ側との話し合は不可能なるべし。²もしこのような決定が七月十九日の會議ですで行われていたのであつたならば、以上のような論法は必要ではなかつたはずである。

註、本章附録一二

さて、一九四〇年九月十九日の連絡會議で、運命的な措置が採られた。疑いもなく、ここで第三段階が始るのである。この段階において、軍閥は、一部のものを政權につかせ、長い間いたいてきた目的を貫徹した。その目的とはすなわち、武力の行使によつて、列國との争いを解決し、東亞における日本の指導権を確立することであつた。

103

E-85

防共協定

一九三六年における日本のソ連に對する態度は、一九三六年十一月二十五日に締結された防共協定に關する文書に明瞭に示されている。

多岐決による判決は、コーデル・ハルの次の言葉を引用してゐる。

「同協定は表面上は共産主義に對する自己防衛であつたが、實際は其の後の匪賊國家に依る武力的發展の手段の爲の準備工作であつた。」

本件の證據はこの結論を正當とするものでない。いかなる證據がここにあるか。ロシアから俄然に因らない攻撃を受けた場合に、限られた援助を兵隊をことゝを秘密協定が規定している。我知所の知るとおり、當時外務省歐亞局長であつた東郷は、「攻撃しを」俄然に因らざる攻撃」と變更することに成功したと主張している。（東郷、記録第三五六頁六頁）。

檢察官は、一塵ならず、この協定の規定はそれだけでは有害ではないことと、その意義は、「日本が協定を締結することに就つてドイツと結合する第一歩を踏出した事實に」あつたことを申立てている。

（記録第三九四五六頁） 同じ考えはイギリス補佐檢察官も述べており、この協定に何ら本質的に邪惡なものはないと認めている。（記録第二二四五一頁）

しかし、檢察官は、ソ連攻撃にかいて、「俄然に因らざる攻撃」について詳しく論じ、「俄然に因らざる攻撃」に制限したことは何の意味もなかつたことと、「ソ連の平和愛好政策は一歩に阻らなから、そして何等疑惑を起す善がないのであるから、この

E-86

條件は何等の意義なく又意味すらも持たないものである。』ことを證明しようとして試みた。(記録第三九八七六頁)

多岐決による判決は、多少ともこの線に添うた推論をして、次のように述べている。『事實において、このときに、ドイツまたは日本に對して、ソビエツト連邦が侵略的意圖を持つていたという證據はまづたくない。』

従つて、この制限は『まづたく正當な理由がなかつたと認められるであろう。』
 本官の意見では、このように述べることは、本裁判における審理手續に合致していない。數個の場合に於て、裁判所は被告が他国の側における侵略的意圖を立證しようとする權利を拒んできた。従つて、左んの證據もないと判決中に述べることは誤りであると本官には思われる。

前に述べられたとおり、日本には、ソ連を恐れ、コミンテルンと、その兩者の關係を恐れた人々があつた。しかし、この裁判において、裁判所は、『本審理のために、國際共產黨の規則というものは、關連性がない。』(記録第二三七四〇頁)という檢察側の見解に味方して、ドイツと日本が共產主義の大敵として挙げられた一九三五年のコミンテルンの決議を證據として受理することを拒んだ。

これがために、ソ連とコミンテルンとの關係は、本法廷では立證されなかつた。他方で、ソ連の五ヶ年計畫と軍備擴張とは立證された。一九三四年と一九三五年に極東におけるソ連の兵力は關東軍の約四

倍、すなわちそれぞれ二十三万（法廷証第二六八一
 號、記録第二二五五〇頁）と六万（法廷証第二二〇
 七號記録第一五七八五頁）であつた。これらの強力
 な軍隊の創設がソ連領土の防衛だけを狙つていたも
 のでないことは、モスクワ駐在合衆国代理大使が國
 務長官に宛ててソ連豫算を報告した一九三八年八
 月十一日の電報で明かである。この電報によれば、
 人民委員ズヴェリヨフは、軍事費の増加は「ソ連の
 國土のみならず各國労働者の防衛にも向けられてい
 る」とソビエント政策に關係をもつことを公式に指摘
 していた。（法廷証第二七一二號、記録第二三七二
 四―五頁）

有田は樞密院で防共協定を説明した。その説明は
 日本がこの條約を恐怖から締結したことを明かに示
 している。かれの言明はこの恐怖に對する四つの理
 由を擧げてゐる。すなわち、(一)ソ連の五ヶ年計画と
 その極東における軍備、(二)フランスとチェッコスロ
 ヴアキア間の相互援助條約締結以來、ヨーロッパに
 おけるソ連の強力なる地位、(三)ソ連とコミンテルン
 は他國の内部機構に浸透して、外國の國內的安寧を亂
 亂することを積極的に試みたという事實（有田は實
 例としてスペインと中國共産軍とを擧げた）、(四)
 九三五年のコミンテルン世界大會は、日本及ドイツ
 をおもな敵として擧げていた。（法廷記録第四八四
 號、記録第二二四八三頁）。

E-88
 日本政府がソ連との戦争を避けることに甚だ熱心
 であつた點を有田は強調した。一人の顧問官が、こ
 の協定を知つて、ソ連が戦争を起すかも知れぬとの

心配を表明したとき、有田は「帝國政府としてはソ連に對し我より進んで事端を滋からしめる意圖なし。．．．」と答えた。なお有田は續けて、ソ連が戦争を起した際は、悉らくドイツが日本に加擔するであらうと言つた。「この故にソ連は日本とドイツ兩國を敵とせねばならぬ事實を考慮せねばならない。このため日本の軍備は充分でないとしても、ソ連は事件を起すまいと私は信ずる。」ソ連が日本とドイツを合せたものを敵とせねばならなくなる事實だけが、ソ連は日本を攻撃したいと思はれるという理由として挙げられている。多數決による判決でこれらの字句に與えられた解釋は誤つていると思われる。

同じ極密院の會議で、廣田は同じ言明をした。極東にあるソ連軍の増強とソ連の第三インターナショナルを通しての策動に言及して、廣田はドイツもソ連の脅威を感じていることを指摘した。このように立場が同じであることに基いて、「國際共產主義の破壊工策に對する共同防衛とソ連の武力的進出を阻止することを目的として、協定が締結せられた。」

廣田は、目的が防衛にあつたので、「こちらから進んでソ連との關係を悪化せしむるが如きことは之を避けねばならぬこと勿論である」と強調した。

（記録第二二四八二頁） 政府は國境紛争の處理等
はあくまでこれを繼續したいということを廣田は言明した。

防共協定の歴史を詳しく検討するならば、ある個人達がこれによつて何を達成しようと考えていたにしても、日本政府はこの協定をソ連を阻止する一手

E-89

段と認めていたことが明らかになる。日本の将来は、南方において天然資源に富んだ諸國に、獨立の勢力によつて日本に惹きつけられ、アジア人のためのアジア」と云う活力のある標語によつて日本の軌道へ迷わすことのできる諸民族の間にあると日本は悟りはじめていた。日本がその後釜となるように、極東にある植民地領有國を驅逐することに日本の國策が決定されたその瞬間から、當分はソ連を放任して置くことに、日本側は充分な用意があつた。但し、滿洲國と中國の間に密接な關係を確立すること、南方諸國に漸次進出することになる日本の政策に、ソ連が妨害しないということを確かにして置かねばならなかつた。

E-90

張鼓峰事件

一九三八年という年はハサーン湖地境における事件によつて有名である。これは、一九三六年以降、軍部が勝手な行動をとつた二度目である。この事件は、本裁判の管轄以外であるという理由で、ここでは論じない。しかし、この頃に、日本はソ連に對してなお平和的な意圖をいだいていたか否かという問題に關して、一つの點をここで取りあげて置かねばならない。

證據によればソ連の軍隊が滿洲國領土に入るや否や（この關係に於ては、この政府に與えられた情報）が正しかつたか否かは重要でない、當時の外務大臣宇垣は當時のモスクワ駐在大使重光に正式抗議を提出するよう指示した（宇垣證言記録第二三八六九頁）。リトビノフの日記は、重光が七月十一日まで

存在した情勢を回復しようと言明し、續いて兩國が所有していた資料に基いて境界を定めようと言明したことを立證している。(記録第二二八〇七頁。)

この措置は現地軍部の意向はどうかであつたにしても、東京にある政府の侵略的意圖をいささかも示していない。同じく意義深いものは、一九三八年八月二日の木戸日記の記事である。(記録第三〇八五五頁)木戸はそこに内閣はソ連との戦争を避けるために不擴大を決定したことを記している。「必要ならば張鼓峰の線より撤退するも差支なし。」木戸は原田に向つて、「もしも陸軍がロシアと戦わなければいけないというのであるならば、私は近衛に對して斷固として辭職するように忠告をする。總理大臣もまたそういう決意でありました」といつた(原田日記記録第三七五八頁)。

本件の證據が示すとおり、天皇から必要な命令を得るためには、板垣が天皇を欺く必要があつた。板垣は、外務大臣宇垣が武力を用ゆることに同意したと天皇に報告した。宇垣は單に準備をすることに同意しただけであつた。(記録第二三八八四號)天皇はこの行爲のために板垣を叱責した。(法廷證第三七九三A號記録第三七五四頁)。

東京政府はソビエト連邦との戦争を欲しなかつた。そしてソ連政府はこの情勢を知つていた。

ソ連當局はこの事件を戦争とは認めていなかつた。それでも、外務人民委員リトビノフは、一九三八年八月七日に重光に述べたとおり、通例の國境紛争の境を超えていることを知つていた。すなわち、「わ

れわれはこの際國境事件を論ずることは不可能であると考えている。．．．それ故、われわれは正規の軍隊を以てソ連領土を占據してソ連を日本との戦争に引き入れんとする意圖を論じている。』（法廷證第二六三八號）。注意すべきことは、一九三八年八月七日に、すなわち、この事件の外交的解決の数日前に、リトビノフは戦争が行われているとは言わず、ソビエト連邦を日本との戦争に誘引しようとする意圖があると述べている點である。この解釋にさえ重光は異議を唱えた。すなわち、「ソ連邦を日本との戦争に誘引せんとする意圖があるとは云うも笑止の沙汰である。」（記録第二二八五六頁）リトビノフが日本政府の態度を正しく理解していたことは、かれが一九三八年八月五日に合衆國代理大使カークに對して、ソビエト連邦は日本がソビエト連邦との戦争を欲していないことを知っていると告げた事實からも明らかである。（法廷證第二六三六號記録第二二八四〇頁）。

ノモンハン事件

ハルビン・ゴール地境の戦闘も同じ見解を以て見ることが出来る。本件の證據によれば、境界線は日本側が公式に主張したとおりになつてゐるものと日本側で誠實に考えていたということがありえないではない。一九三三年版という新しいソ連軍用地圖で、日本側の主張を支持するように見えるものがある。（法廷證第二七一四號記録第二三八四八頁）。

多量決による判決によれば、「この作戦行動の性

格と規模に關する最も有力な證據は押收された日本側文書の中にある。この文書、すなわち九月五日附の第六軍司令官の布告を見れば、ほとんど四カ月の戦鬪の後に、すなわち停戦の一週間前に、司令官は次の如く述べたことを示している。「西北地域の防備の大きな使命實現が失敗に歸した事を残念ながら茲に認めなければならぬ。この言明から、事件が侵略の性質を帯びていたと結論するとは、全く困難である。この文書には、失敗の理由すなわち準備が不充分であつたことも挙げられている。

中國との關係

E-93

滿洲國建設に先きだつた滿洲事變は、中國と日本との關係を頗る悪いものとしてしまつた。廣田は友好的關係を回復することをその任務と認めた。廣田の努力の結果の一つは、兩國の公使館が大使館に昇格したことに見られるであらう。

陸軍は一九三六年一月十三日附で「北支處理要綱」を作成した（法廷證第二一五號記録第二七二一頁）（一）。この計畫には、「中國民衆ヲ中心トスル自治ノ完成ヲ援助スル」政策が描かれていた。よく知られているとおり、陸軍は中國に共產主義の浸透することを恐れていた。少なくとも中國の一部を親日的かつ反共的にしようとして努力した。その計畫は、滿洲で用いられたものほど強忍でない方法を規定していた。「今同は特ニ指導ニ當リ滿洲國ト同様ノ獨立國家ヲ育成シ或ハ滿洲國ノ延長ヲ顯現スルモノト認メラルルカノ如キ施策ハ實施セザルモノトスル」

E-94

陸海軍大臣によつて内閣に提出せられた『基本國策』(一九三六年六月三十日、法廷證第九七七號) (二)は『日滿支三國ノ緊密ナル協力』を規定し、『コレ我國ノ大陸政策ノ基調ナルモコレガ實施ニ方リテハ列國トノ友好關係ニモ留意スベキコト』としていた。それゆゑ、一九三六年八月七日の五相會議において、次のように意見の一致を見た。(法廷證第二一六號)『日滿支三國ノ緊密ナル提携ヲ具現シテ我が經濟的發展ヲ策スル。而シテ之ガ遂行ニ方リテハ列國トノ友好關係ニ留意ス。一九三六年八月十一日の五相會議の決定はこの原則を確認した。(法廷證第二七九號) (三)。一九三六年八月七日の四相會議の決定(法廷證第七〇四號) (四)は一層明確である。

『支那中央及地方政權ニ對シテハ常ニ嚴然タル態度ト公正ナル施策トヲ以テ臨ミ對民衆經濟工作ト相俟テ其ノ對日態度ヲ是正セザルヲ得ザラシムル如ク誘導シ共存共榮ヲ基調トスル日支提携ノ實現ヲ務ム。北支方面ニ於テハ日滿兩國トノ經濟的、文化的融合提携ヲ策スルト共ニ蘇聯ノ赤化進出ニ對シ日滿支共同シテ防衛ニ當ルベキ特殊地域タラシムルニカム。

『其他ノ地方政權ニ對シテハ殊更ニ支那統一又ハ分立ヲ助成シ若クハ阻止スルガ如キ施策ハ之ヲ行ハザルモノトス。』

一九三六年八月十一日の『第二次北支處理要綱』(法廷證第二一七號) (五)は同じ思想を現わして

4-35

「北支處理ノ主眼ハ北支民衆ヲ主眼トスル分治政治ノ完成ヲ援助シ該地域ニ確固タル防共親日滿ノ地帯ヲ建設スルニ在リ

右目的達成ノ爲ニハ該地政權ニ對スル内面指導ニ依ルト共ニ之ト併行シ北支ノ特殊性ヲ確認シ北支ノ分治ヲ牽制スルガ如キ措施ヲナサズ進ムテ北支政權ニ對シ特殊且包括的ナル分治ノ權限ヲ賦與セシムル様施策スルモノトス

特ニ該地域ニ於ケル支那領土權ヲ否認シ又ハ南京政權ヨリ離脱セル獨立國家ヲ育成シ或ハ滿洲國ノ延長ヲ具現スルヲ以テ帝國ノ目的タルガ如ク解セラルル行動ハ嚴ニ之ヲ避クルヲ要ス

また一九三七年二月二十日の第三次北支處理要綱（法廷註第二一八號）（六一）には、次のとおり述べられている。
北支處理ノ主眼ハ該地域ヲ確固タル防共親日滿ノ地帯タラシムルニアリ

右目的達成ノ爲差當リ先ツ北支民衆ヲ對象トスル經濟工作ノ遂行ニ主力ヲ注クモノトス。然ッテ右工作ノ遂行ニ當リテハ北支政權ニ對スル内面指導ノ外、南京政權ニ對スル施策ニヨリ同政權ヲシテ北支ノ特殊性ヲ確認シ進ンデ日滿提携ニ協力セシムル様指導スルモノトス
北支ニ對スル我方ノ施策ハ列國ニ對シテ我國ガ支那ニ於テ野望ヲ有スルガ如キ誤解ヲ與ヘタルコトナキニ非ス。仍テ今后ノ施策ニ當リテハ外國ニ此種無用ノ誤解ヲ與フルカ如キ行動ハ嚴ニ之ヲ慎ムベシ

この方針は一九三七年四月十六日の四相會議決定（法廷證第二一九號）（七）にも再び述べられてゐるのが見られる。そこには、次のとおり言明せられてゐる。

E-96

「北支ニ對スル我方ノ施策ハ同地域ノ地理的
 特殊性ニモ鑑ミ從來ノ動モスレバ支那並ニ列
 國ニ對シテ恰モ帝國ニ於テ停戦地域ノ擴張、
 滿洲國ノ國境推進乃至ハ北支ノ獨立等ノ企圖
 ヲ有スルカ如キ誤解ヲ與ヘタルコトナキニ非
 ス。仍テ今后ノ對北支施策ニ當リテハ此ノ意
 無用ノ誤解ヲ與フルカ如キ行動ハ嚴ニ之ヲ慎
 ムト共ニ先ツ北支民衆ノ安居樂業ヲ本旨トス
 ル文化的經濟的工作ノ遂行ニ志念シ以テ我方
 所期ノ目的達成ニ資スルコト肝要ナリ。」

日本の態度は、政府の正式政策を記録するところの、
 これらの秘密文書から明瞭である。廣田は諒解の基
 礎として、その「三原則」を公然と提議してゐた。
 蔣介石大元帥の見解が發表せられる前に、それが通
 告されることを求めた。南京陸軍省日本大使から廣田
 に宛てた一九三五年十一月二十一日附の電報から見
 れば、蔣は、その三原則に同意したもののようであ
 る。（法廷證第三二五七號記録第二九六三五頁）。

- 註一、 附屬書第一號
- 註二、 附屬書第二號
- 註三、 附屬書第六號
- 註四、 附屬書第四號
- 註五、 附屬書第五號
- 註六、 附屬書第七號
- 註七、 附屬書第八號

この三原則、(抗日工作の取締り、滿洲國獨立の承認、廣田によつて議會で公表せられた。

上述の電報によれば、いかなる形の協力も華北の軍事行動によつて頓挫するであらうと蔣は警告していた。軍部は勝手な行動を慎むという陸海軍大臣と文官大臣達によつて到達した協定にも拘わらず、華北にある陸軍はそれを懐まなかつた。恐らくその結果として、華北の情勢は變化した。一九三五年十一月廿一日に、日本大使に「自分は決して抗日でなく日本と中國の間の友好關係を衷心から望んでいる」(記録第二九六三七號)と保證した蔣は、明らかに日本に背いた。丁度この頃に、中國政府部に抗日感情の突發したことが明らかとなつた。一九三五年十一月十四日に、日本總領事は次のとおり打電した。「累次往電ニ依り御承知ノ通り國民政府部内ノ對日意見俄然硬化シ來リ多少ハ共產黨其ノ他ノ不逞分子ノ策動モアルベキカ」(法廷證第三二五六號記録第二九六三三頁)。蔣が「若き元帥」によつて翻つせられた一九三六年の西安事件は、中國の國策に著るしい變化をもたらしたことに明かに貢獻した。日本の勢力の擴張と、華北諸省と南京政府の關係をゆるめることに役立つた今一つの要因は、上に述べた華北における日本の不斷の策動である。

しかし、本裁判では、日本と中國の關係の歴史は充分明瞭にされなかつた。いかなる日本と中國の接近政策にも反對した關係が日本にあつたことをわれわれは知つてゐる。それ故、抗日を基礎とする中國統

E-97

一の實現を防止するため、軍部が事件を起し、それに續いて敵對行爲を行かうと決心をしたことは、いかにもありそうなることである。蘆溝橋事件を利用して、支那側が日本に對し本格的な戦争を起し、武力をもつて日本の策動に結末をつける機會にしたということもありうることである。東京政府は軍隊の衝突と戦争を避けようとする熱意を示し、國交の改善を圖つた。

E-98

蘆溝橋事件が起つたとき、日本政府はただちに局地解決を決定した。(一九三七年七月九日、記録第二九六八五頁)。一九三七年七月十一日に、事實上現地に於て一つの協定が結ばれた。外務省は諒解に達しようとして、できるだけの事をしたようである。一九三七年七月二十七日に、張群を相手として結ばれた協定は、明かに手遅れであつた。衝突は續がつて、兩國の軍隊は行動を開始してゐた。廣田は一九三七年八月七日に内閣の承認を乞ふた和平の案文を作成し、これを中國に送つた。(法廷證第八二八〇號記録第二九九三五頁)。その案文で廣田は冀察政權並びに冀東政權の解消(記録第二九九四〇頁)を提言し、中國駐在の日本大使に次のように通告した。

「陸軍側に相當難色ありたるが、結局之に同意することとなつた。」(記録第二九九四二頁)。

これらの努力は悉く失敗に歸した。本裁判所は確かにこの失敗に關する詳細な情報を缺いてゐた。上に述べた日本の策動に對して、中國側は積極的行動をとる機會が到來したと信じたようである。そのため、事件の解決に余り熱意がなかつた。事變以前

E-99

に日本のとつた『和平政策は』條例によれば犯罪ではないかもしれないが、この内部的侵略は戦争の理由となりうるものであつたらう。

日華事變は中國に對する政策上一つの變化をもたらし、滿洲の場合と同じく、『獨立』政府を設立するため武力を行使する點に違した。これは一九三七年十二月二十四日の閣議の決定、すなわち『支那事變處理要項』(法廷證第三二六三號記録第二九七一七頁)に明瞭に示されている。これによれば、中央政府との交渉が失敗する場合には、新政府が占領地域に設立せられることが決定せられていた。

しかし、この数ヶ月における眞の關係は理解し難い。また裁判所は、西安事件後の中國側の態度に關して、充分な證據をもつていない。日本政府自体の中で、手段は異なるが目的の同一性に立つて協力した勢力、すなわち強硬派と保守派との間の協力から生じた抗争は、強硬派と保守派が共通目標に向つて協力を試みるときには常に起るように、次第に『強硬態度』の優勢となつてしまつていた。この抗争の歴史は充分明瞭にされなかつた。

特定の個人の行動を判断するにあつては、自國の強硬派と戦つて敗れた政治家達に侵略責任を問うには、極限に慎重であらねばならない。廣田や木戸のような人々が侵略戦争を計畫し遂行したという判定については、それに差するのを妨げる疑ひの余地が十分残つている。

新秩序

E-100

一九三六年八月十一日の基本的決定(一)で、東亞における列國の協力政治を促進することを日本政府はその國策として定めていた。この漸進的な平和的方法で進められる目標は、東亞新秩序の建設として知られるに至つた。「新秩序」という語は、一九三八年一月二十二日廣田が閣會議談において中國との關係について初めて用いたものであつた。廣田の説明では、蔣介石を相手にせずとの日本の政策(特に一九三八年一月十六日に發表された)は、日支協力の安定を保障する外國の理想を實現する唯一の方法であつた。列國は中國における新情勢を認め、「東亞における新秩序建設に協力するであらう」という希望を廣田は述べた。(法廷記録九五二六號)。この「新秩序」という概念は、一九三八年十一月三日になされた「東亞ノ將來ニ關スル帝國政府ノ聲明」(法廷記録第一二九一號記録第一一六九五頁)中に、公けに正式に言い現わされている。これには、「帝國政府究極ノ目的ハ東亞ニ永遠ノ平和ヲ齎ラス新秩序ヲ建設スルコト」であると同様に言明されてゐる。この目的を達するためには、「帝國ハ種々ノ内部組織ヲ改造スル處ニラトルベシ」とあつた。この新秩序は、善隣關係、共產主義に對する共同防衛、並びに「経済的提携」を實現する日支三國間の緊密なる協力によつて建設されるという一九三八年十二月二十二日の聲明において、近衛は一語の疑いも漏してゐない。(法廷記録九七二五號)。

E-101

註一、附屬第六號
この新秩序のために、「大東亞共榮圈」という言

業を作り、東亞の各國民各民族をして各「ソノ處」
を多しめると言つたのは、松岡であつた。(法廷證
第一二九七號記録第一一七一四頁、記録第一七九二
六頁)。

ヨーロッパ戦争の始まつた一九四〇年七月二十七
日以後も、第二次近衛内閣の連絡會では、「世界
情勢ノ推移ニ伴フ時局處理長綱骨子」を考慮して、
「第三回ト論戰ニ至ラザル限度ニ於テ南方問題ヲ解
決スルコト」を決定した。(法廷證第一三一〇號記
録一一七九五頁)。(一)

註一、附屬書第九號

蔣政権への援助を阻止するために、佛印に對する
政策を強化し、さらに、重要物資を確保するために、
オランダ領東インドに對する外交政策を強化する計
畫が考慮された。

この佛印に對する政策から、一九四〇年九月の協
定が生れた。(記録第二六八四四頁)。

オランダ領東インドに對する政策は、日本側提議
がオランダ政府に容れられなかつたために失敗した。
このために、一九四〇年九月十二日に始められた交
渉は、一九四一年六月十七日に決裂した。(法廷證
第一三〇九A號第三七頁)。

E-102

ドイツとの交渉 (一九三八年—一九三九年)

日本において、一方軍事的侵略を代表する勢力と
他方経済的・政治的・思想的侵略を支持する勢力とは、
両もなく武力を肯定するに至つた。戦争に至らない
手段によつて、他國を東亞から駆逐しようとする日

本の計画に對して、これらの諸國が戦争によつて對抗するときに限つて、最初は日本は武力を行使するつもりであつた。

右に述べた點は、一九三八年と一九三九年のドイツとの交渉に、明瞭に示されている。一九三六年の防共協定は、ソ連を目標とする軍事同盟にまで延長されるはずであつた。兎に角、それが海軍の意向であつて、これはリットンロツプの提案に答えて大島に送られた電文に見られる、（法廷證第三五一五號、第三五一六號、記録第三四一一八頁）。この條約は、ソ連によつて、挑發せられない脅威または攻撃を受ける場合に、軍事的協力によつて、ソ連を喰ひ止めることに援助するものであつた。（記録第三四一一七頁）。日本はソ連が戦争を起すことを妨げる條約を欲していた。これに反して、ドイツは全面的な軍事同盟を欲していた。日本軍の失敗の歴史を述べる必要はない。伊藤使節團はソ連に對抗し、またその他の諸國が共産主義になつたとき、その諸國にも對抗する軍事同盟を提案した。日本はその主な目的を達するためには一步一步譲歩した。その主な目的は、ソ連を目標とする軍事同盟であつた。しかし、海軍と海軍とは異つた見解をもつていて、後者は合衆國とイギリスを敵とする戦争に引き入れられることを欲しなかつた。（記録第一六二三六頁）。總理大臣平沼は、一九三九年五月四日の曖昧な聲明で、このへだたりをなくしようとする努力をした。この聲明には、いろいろを解釋の余地があつたから、一方において大使大島と海軍大臣板垣、他方において外務

大臣有田が別々の解釋をすることができた。(記録
第三七八二三頁)

ドイツと一番緊密な軍事的連繫を確立しようとするこの試みは、獨ソへ中立條約の締結のために失敗した。ドイツはその敵の選擇を行つてイギリス、フランス、オランダ、ベルギーにむかおうとしていた。日本はこれらの諸國に對して、戦争に至らない手段によつて、その目的を達しようとするお希望し期待している限り、ドイツの例にならう用意はなかつた。新秩序建設のためには、第三國との衝突は避け難いとの見解を公然述べた板垣(法廷證第二二〇〇號記録第一五七四六頁、法廷證第二二〇一號記録第一五七四八頁)は、ドイツとの全面的軍事同盟を強硬に主張した。(記録第三七四〇九頁、第三三七六九頁、第四三〇〇一頁)。しかし、板垣の意見は、情勢が變るまで、政府の政策とはならなかつた。

F-104

三國同盟

日本は、その當時に、ソビエツトとの戦争の結果を恐れていたために、この戦争を遂行しようとする強い熱意のあつたことは、一九四〇年の三國同盟締結を中心とする出来事から、容易に推定される。一九三六年に決定された日本の政策は、アジアの大きな部分に指導權を確立することであつた。日本がこの新しい組織の中心となり、滿洲國及び中國と緊密な關係をもつというのであつた。この考えでは、必要を原料の供給のために、南洋の富んだ領土が肝要であつた。北方では、防禦的で、南方には進出せねば

F-105

ならぬことを日本は悟つていた。日本の政策の鍵はこの北方の防衛に見出されるはずである。日本は恐れていた。なぜなら、もし強化されたならば世界のいずれの國にも抵抗できるような一つの帝國のふらわれるのを見て、ソビエト連邦が不安をもつのも無理はないと豫期されていたからである。そのうえ、少なくとも日本の諸黨派の中にはソビエト連邦の一部を新秩序に導くものと見做すものもあつたといふ事實を知らずにいたのではない。すでに示されたとおり、日本には一九三六年以前にも以後にもソビエト連邦との戦争を提唱した個人も亦り黨派もあつた。しかし、それらの黨派はその見解を政府の正式の政策とすることはできなかった。それらの黨派は特に陸軍の中に存在したのであつて、参謀本部で作られた計画はその影響を反映している。

われわれが述べたとおり、一九三八年と一九三九年のドイツ、イタリアとの軍事同盟締結の最初の工作は失敗した。ドイツはソビエト連邦だけでなく、合衆國と連合三國までも目標とする同盟を欲していた。日本國內の意見は分れていた。日本は西洋諸國を戦争とまでは行かない手段によつて東アジアから驅逐することを依然として豫期していたから、それらの西洋諸國との戦争に捲きこまれる可能性を生ずるような條約に力を感じなかつた。

日本は脅威を感じた場合には、軍事同盟の冒險を
119
あえて試みようという意圖はあつた。日本を少しも脅かしていないし、また日本が、その國については戦争によらずに自分の目的を達することを期待して

いたところの諸國について同じ危険を冒すことを好まなかつた。

國際情勢は一九四〇年には變つていた。獨ソ中立條約は日ソ關係における同じようなやり方を支持することを規定していた。他方で、イギリスと合衆國とに對する關係は一層惡化していた。輸出禁止とその他の工作は、日本の野心に對する西洋の増大する抵抗の兆候であつた。日本で次第に明白に認められたことは、ソビエト連邦との平和的（非交際的）關係の想定に基ずくドイツ及びイタリアとの同盟は、合衆國の今後の行動を防止する上に、有益であるとゆう點であつた。合衆國がヨーロッパ戦争に参加するのを防止し、かつ日本に對して戦争を起すことを防止するという日本とドイツに共通の利害關係がここにあつたのである。

F-106

この頃の日本のソ連に對する態度は、一九四〇年七月十九日の蘇露會談で到達された決定に明瞭に述べられている。ここで第二次近衛内閣の將來の政策が陰せられ、意見の一致を見た。

この會談では、ソ連について、次のように決定された。

「對ソ關係ハ之ト日滿蒙間國境不可侵協定

（有効期間五年乃至十年）ヲ締結シ且懸案ノ急

速解決ヲ圖ルト共ニ右不可侵協定有効期間内ニ

對ソ不敵ノ軍備ヲ充實スル（法廷證第三六八七

A號記錄第三七八六四頁（一）

E-108

註ニ附屬第九號

最後には三國同盟になつたドイツの日本に對する新らしい接近は、同じくソビエツトの平和という觀念に基ずいていた。ドイツの目的は明瞭であつた。合衆國をヨーロッパの戰爭に参加させないことがドイツの明白な利益であつた。日本の目的は、北方における脅威の解消ばかりでなく、日本とアメリカとの衝突の防止でもあつた。この二つの目的が同盟によつて達せられることができた。リツベントロツプがこの同盟について「この身は兩刃をもっている。ロシアとアメリカに對して」(法廷證第七八四號記録第七九二三頁)といつたのは、それを言いあらわしたものである。チアノ日記に誌されたところで、リツベントロツプの言明の文脈から明瞭に知られることは、リツベントロツプが同盟をもつてソビエツト連邦と合衆國を戰爭に参加することを防ぐ手段を認めたことである。日本の立場からも、同盟そのものは主として合衆國に向けられていた。

E-107

松岡が御前會議で説明したように、「ドイツは米國の參戰を、日本は日米衝突を回避することを共通目的とした」(法廷證第五五〇號)のであつた。ドイツとソビエツト連邦との間における現存の平和的關係のため、この同盟はまた日ソ關係の改善に至る飛石と見られた。

日本の意圖を諒解するには、一九四〇年九月十九日の連絡會議で確認された一九四〇年九月四日の五相會議の決定「スターマリの東京到着についての決定」が

肝要である。(法廷證第五四一號記録第六三一頁
(一)。一九四〇年七月二十七日の連絡會で、ソ
ビエツト連邦との友好關係をもたらしめ、非常
に活潑な行動を起すことがすでに決定されていた。
(法廷證第一三一〇號記録第一一七九四頁)(二)

註一、 附屬書第十二號

註二、 附屬書第十一號

他の者も同様の政策を唱えた。白鳥は、一九四〇
年六月二十四日に讀賣新聞との會見において、ソビ
エツト連邦との條約を提言していた。(法廷證第五
二三號記録六一七七頁)。大島もまたその頃にソビ
エツト連邦との接近に賛成してこの思想は陸海
軍部内に強い支後をえた。

重光は一九四〇年八月五日の電報で松岡に次のと
かりに報告していた。

「兵スルニ大東亞ニ於ケル政治的經濟的ニ實力
アル地位ヲ建設スルガ我政策ノ眼目ナルモ、
・對露關係ヲ緩和シ對英米關係ニ對イテモ周
到ト考慮ト用意トヲ以テ進ムコト素ヨリ必要ト
思考セラルル」(法廷證第一〇二三號記録第九七
一一頁)。

一九四〇年九月十九日に、連絡會は次のように
決定した。

「日本及獨伊兩國ハ「ソ」連トノ平和ヲ維持シ
且「ソ」連ノ政策ヲ兩者共通ノ立場ニ副ハシム
ルコトニ協力ス」(法廷證第五四一號記録第六
三一頁)(一)。

註一、附屬書第十二號

兩締盟國が協力してヨーロッパとアジアとに新秩序を建設すべしことが基本的原則と認められた。日本の「生活圏」については、次のとおり述べていた。

「イ、獨伊トノ交渉ニ於テ皇國ノ大東亞新秩序建設ノ爲ノ生存圏トシテ考慮スベキ範圍ハ日滿支ヲ根幹トシ、舊獨領委任統治諸島、佛領印度及南洋羣島、泰國、英領馬來、英領「ボルネオ」屬領東印度、「ビルマ」、澳洲、新西蘭、並ニ印度等トス但シ交渉上我方が提示スル南洋地域ハ「ビルマ」以東屬印、「ニューカレドニア」以北トス尙印度ハ之ヲ一應「ソ」連ノ生存圏内ニ置クヲ認ムルコトアルベシト（記録第六三一四頁）。

E-109

注意すべきことは、非公式の方策と計畫では、大東亞共榮圏に屬するものと見られていたソビエツト領沿海州がこの關係では擧げられていないことである。日本の計畫を妨害しない方向に、ソビエツト連邦が進出するように誘導しようとするものが決定された。

「ソ」連ヲ東西南南方面ヨリ牽制シ、且ツ之ヲ日獨伊共通ノ立場ニ置ク如ク利導シテ其ノ勢力圏ノ進出方面ヲ日獨伊三國ノ利害關係ニ直接影響少キ方面、例ヘハ波斯灣（場合ニ依リテハ印度方面ニ對スル「ソ」連ノ進出ヲ認ムルコトアルヘシ）ニ向フ方面ニ向ハシムル如ク努ムル（記録第六三一七頁）。

さらに、日本の態度は、一九四〇年九月二十八日

125

に作られた、う一つの重要な文書、『帝國外交方針』からも採録することが出来る。(法廷證第六二八號記録第六九七六頁記録第一一七一九頁)。この時にも、草案の作成者はソビエト連邦に對しては平和的な関係だけを考えていた。本官は次の文を引用する。

「われわれは・・・さらに日ソ外交関係の急速な改善調整を圖らねばならない」(記録第一一七一九頁)

この文書は、進んで、ソビエト連邦と一種の提携が存し、それが日本の外交政策の重要な要因と考えられているという概念にその考慮の基礎を置いているほごである。「日、独、伊、ソの提携を利用して」、日本の東亞指針権を合衆國に承認させることを日本は目ざした。(法廷證第六二八號第三頁、朗讀されず)。

中國については、この計畫は次のように述べていた。

「獨ソの壓力を利用して日支間の一般原則の實現に努むべし」(法廷證第六二八號第一頁一九四〇年十月二十五日作成された計畫には、次のように述べてあつた。(法廷證第六二八號第十一頁朗讀されず)。

「蔣介石陣營内ニ於ケル和平論者ノ勢力擴張ニ對シ最大ノ障害トナリ居ルモノハ中國共產黨ノ存在ナリ。右中共ヨリノ妨害排除ニ門シテハ先ニ研究所ニ基キ速ニ日蘇國交ノ調整ニ乗出スコト肝要ナリ、之カ爲、速ニ獨逸ヲ迎

スターマーが東京に着いたとき、一九四〇年九月九日に松岡に次のように告げた。

「獨逸ノ日本ニ求ムル所ハ日本カ有スル方法ニ依リテ米國ヲ牽制シ其ノ要職ヲ防止スルノ役割ヲ演スルコトニ在リ獨逸ハ現在ノ處米國ハ要職ニスト思惟スルモ而モ此コレナキヲ期セントスルモノナリ」

「先ツ日獨伊三國間ノ約定ヲ成立セシメ然ル後直チニ蘇聯ニ接近スルニ然カス。日蘇親善ニ付獨ハ「正直ナル仲買人」タルノ用意アリ而シテ軍口接近ノ途上ニ於テユヘカラサル障害アリトハ覺ヘス從テ差シタル困難ナク解決シ得ヘキカト思料ス。英國側ノ宣傳ニ反シ獨蘇關係ハ良好ニシテ蘇聯ハ獨トノ約束ヲ満足ニ履行シツツアリ。」
(法廷證第五四九號)。

ソビエツト連邦に對して、同盟が攻撃的よりもむしろ防衛的な性質であつたことは、條約の第五條と松岡が樞密院で行なつた説明中に明瞭に示されていゝる。一人の顧問官は、ソ連が攻撃してきた場合、獨ソ不可侵條約にかんがみて、ドイツが日本の援助に來るかどうかについて、疑いを表明した。

ソビエツト連邦との戦争が起つた場合には、加緊國は互いに援助すると松岡は説明した。しかし、これは條約はおもに合衆國を對象としている點を強調し、次のように述べた。

「本案條約ハ特ニ第五條ヲ設ケ「ソ」國ニ關係ナキコトヲ明ニシタリ。……」(法廷證第

E-111

125

五五二號記録第六三五七頁)。

なお松岡は次のように発言した。

「今後日「ソ」間ノ關係ヲ改善スルカ可ナリ」
松岡はソビエツト連邦と合衆國との協力の可能性を
論じて、この間作では、まだなにも行われていない
ことを確信すると言い、次のように言葉を續けた。

「進ンデ日「ソ」關係ニ努力セントス」(記録
第六三五八頁)。

東條も翌日の樞密院會議で次の意見を述べた。

「日蘇ノ外交關係ハ甚メテ重要ナル問題ナリト
(記録第九七五六頁)。

樞密院が同盟條約を報告した最後の報告には、次
のように述べてあつた。

「又帝國ト「ソビエツト」聯邦トノ關係ニ付テ
ハ特ニ其ノ圓滑ヲ期スルノ要アリ而シテ此ノ點
ニ關シテモ政府ハ獨逸國ヲ介シ其ノ目的達成ニ
努ムヘキ旨ヲ言明シタリ」(法廷語第五五三號
記録第六三八五頁)。

この歴史から見れば、同盟條約第五條が曖昧であつ
たと結論することは誤りと見える。日本には、ソビ
エツト連邦との一切の摩擦を避けようとする誠實な
念願があつて、少し前に、この念願が日ソ中立條約
に具体化したものようである。

E-112

第三段 階

前に述べたように、日本の外交政策の根本的変化は、スターマーが樞軸諸國との同盟を交渉するため、東京にいた當時、すなわち一九四〇年九月十三日の會談で起つた。

日本、ドイツ、イタリアの間の提携の強化は、一九四〇年七月十六日、に陸軍、海軍及び外務省の當局者によつて討議されていた（法廷證第五二八號）。この討議中にドイツはオランダとフランスに對して勝利を得てから、佛印と蘭印を政治的に接收するのではないかという不安が述べられた。對策が考えられ、そして極東は日本に任すというドイツの約束を求め、その代償としてドイツに對する援助を申出るといふ計畫となつてあらわれた。ドイツに對する援助のその他の手段として、『インド及びビルマにおける獨立運動の煽動』と『香港、上海及び天津』に關する問題について強硬な態度をとることが考えられた。『これらは武力變動に至らぬ程度に行ふべきであつた。』（六頁）ソビエト・ロシアについては、『差當り平和維持をなすこと、そしてたえずソビエトを日本とドイツの共通の立場に翻ふ如く指導すること。』場合によつてはソビエトロシアの録先をビルマ及びインドに向けることも考へ得る』ことが進言された。（七頁）

E-113

新秩序は日本、ドイツ、イタリアの間に一九四〇年九月二十七日に締結された三國同盟で認められた。この條約の第二條は『獨逸國及伊太利國ハ日本國ノ大東亞ニ於ケル新秩序建設ニ關シ指導的地立ヲ認メ

127

且之ヲ尊重ス。』となつてゐる。(法廷證第四十三號) 三國同盟が締結された時には、日本政府内の侵略派の勢力が強くなつてゐた。本裁判で提出された最も重要な決定の一つである、一九四〇年九月十九日の連絡會議の決定の中で、間近に迫つてゐるドイツとの交渉を考へて新たに國策が立てられた。『三國間決定で基本國策は次のように定められた。『三國間にヨーロッパ及アジアに於ける新秩序建設に付ありゆる方法を以て相互に協力を興ふるため原則的協定を遂ぐ。』(法廷證第五四一頁)(註)この『ありゆる方法を以て』といふのは、必要の場合空軍として兵力の行使をも決意せざるべからず』といふ意味であつた。しかし戦争に訴へるといふことは、どのような場合にも、或る條件に基いて日本によつて自主的に決定されることになつており、その條件の一つは、『對ソビエツト國交調整の状況』といふことになつてゐた。日本は主として經濟の方面でドイツに援助を興へることになつており、

『東亞に於ける英國權益の排除、對英示威及宣傳、英國の屬領及殖民地の獨立運動支援等獨伊の對英戦争に關し、一層協力を爲す』といふのであつた。

註、本章附録一二

さらには、この決定では戦争とまでは行かない手段によつて、經濟的浸透によつて、そしてアジア諸國の獨立を促進することによつて、『新秩序』を確立するものが日本の本質的な意圖であつた。蘭印については、

E-114

「獨領印度は獨立的態勢にあらしむるを目的とするも差當り我方の政治上、經濟上の優先的地區を認めしむるものとす」

と決定された。イギリスの領土に對しては、同じ意旨の行動が計畫された。日本はある特別な條件のある場合に該つて、内外の情勢のいかんによつては、武力に訴へる用意があるというのであり、その情勢とはさらに明確にいえば、

「内外諸般の情勢とは支那專横處理の情況の外歐洲情勢に對ソビエト國交調整狀況米國の表に對する動向及我戰争準備等の諸條件を指すものとす」というのであつた。

中立條約

この「調整の狀況」は、一九四一年四月十三日に締結された中立條約となつてあらわれた。多數決による判決は、この條約を締結するに當つて日本には誠意がなかつたという見解を示しており、そして日本は「ソビエト連邦」に對するドイツの攻撃が切迫していたことを諒解する「あらゆる理由」を持つていたと述べた。「日本はソビエト連邦に對する攻撃の計畫を容易にするために中立條約に調印した。また他の部分では、この條約は、「ソビエト連邦に對して日本自身が攻撃を行うまでの間、ドイツに與え得る援助に對する懸念として役に立つために企圖されたようである」といわれている。

E-115
この條約の締結に先だつて行はれた國務の決定と討論によると、この解釋は支持されないようである。日本はドイツによる攻撃を諒解する「あらゆる理由」

を持つていたかつたことは確かである。

一九四一年二月二十三日、リッペントロップは大島に次のように言つた。すなわち、

「ロシアとの関係も良好である。而して我々の軍備力に備みて我國に對して何等かの行動に出ることに就ては用心するであらう。スターリンは冷静にして賢明を政治家である。ドイツは東歐の事態は或大の安堵を以て眺めて居るのである。我々は退まないが、若しドイツとソビエツトが戦ふことがあれば、ドイツの大勝となりソビエツト政権の終焉を意味するであらう。」

(法廷證第五七一號記録六四六一頁)

この討議はかえつて日本にロシアとドイツの衝突を諷刺する何の理由も與へなかつたのである。この「ドイツの大勝」こそ、ソビエツト連邦は戦争を治めるわけはないという理由として挙げられている。

一九四一年三月二十八日に、リッペントロップは松岡に對して次のように言つた。すなわち、

「ロシアが間違つた方針をとる可能性はある。然しリッペントロップはスターリンが誤つた方針をとるとは期待してはなかつた。」(記録六五一四頁)

その時ヒットラーはロシアによる攻襲の可能性について松岡と討議してはいたが、ロシアに對してドイツを諷刺するものとしては、ただ條約ばかりではなく、いつそ重要なもの、すなわち軍隊があると言つて日本の外務大臣松岡を安心させた。

松岡とドイツ官憲との間のすべての會議は、當時

E-116

の文書に記録してあるところによると、ソビエツト連邦が攻撃するかどうかという問題を細かく論じている。ドイツがソビエツト連邦を攻撃することには、ドイツの主眼者は一言もふれなかつた。

本裁判所に提出された證據から推論すると、日本は南方へ進出することが出来るように中立條約を締結したということになる。西洋諸國との競争は、一九四〇年九月十九日に決定されたところによると、ソビエツト連邦との關係が良好な場合に限つて始められるべきものとなつていた。

一九四一年六月二十二日にドイツのソビエツト連邦攻撃が起つたことは、ドイツの宣傳と相まつて、日本のある一派に再びロシアとの競争を唱えさせるようになつた。大島や白鳥のように、盲目的にドイツの政策を奉じていた者が再び表面に出て日ソ戦を唱へた。しかし政府は、東亞新秩序建設を決定していたので、その南方進出政策を固執した。殊に對日進出禁止によつて原料を南方諸島から入手することが必要となつたので、なおさら断乎としてそれを固執した。

ドイツのソビエツト連邦攻撃に關連して開かれた、一九四一年七月二日の御前會議で、日本は「南方進出に拍車をかけらること及び『雷』の間に干渉しないことが決定された。(法廷證第五八八號、記録六五六頁)(註)

註、本章附録一六

一九四一年九月六日の御前會議で可決された決議は、日本の要求が外交交渉によつて達成されなかつ

た場合には、合衆国連合王国及びオランダとの戦争を十月に始めることに決定した。遠給會議は、この決定を見るに至つた特別を考慮の一つとして、ソ連の情勢を擧げている。(法廷證第五八八號、記録六五六六頁)(註)

註、本章附録一七

E-117

一九四一年十一月五日の御前會議の時には——交渉が成功しない限り——合衆国連合王国及オランダとの戦争は十一月の末までに起ることが分つていたのであるが、この會議は、ロシアとの戦争を拒絶すればドイツは合衆国との戦争に参加しないかもしれないが、それでもロシアに對しては戦争をしないということを決定した。(法廷證第八七八號、及び法廷證第一一六九號)。

この決定は日本の政策に従つたものである。南方進出は背後の事態が保障されたという事實によつて可能となつた。従つて、命令作第一號には、日本がソビエツト連邦を攻撃しない以上は同盟は中立を維持するものと考へられると述べてある。(法廷證第八〇九號)

外務大臣松岡は、ドイツとロシアとの戦争が起ると直ちに、日本がこの戦争に加わること提唱した者の一人であつた。

しかしかれの見解は政府にいれられなかつた。そして第二次近衛内閣は松岡を更迭させるといふはつきりした目的のために詳説した。松岡が正しく述べているように、第二次近衛内閣は、松岡を除くという目的だけのために詳説した、その松岡は共同謀

議者の大半が希望してはいない方向に前進することを欲したのである。

太平洋戦争への進展

一九四〇年九月二十八日附で「帝國外交方針」(法廷議第六二八號)を定めた計程は「大東亞共榮圏の確立」に關して次のやうに述べている。

(一) 日滿支三國を中心とし、佛印、蘭印、海峽植民地、英領マレー、泰、比律賓、英領ボルネオ、ビルマ等を含む地域の政治、經濟、文化の融合地帯を構成す。

(二) 佛印、蘭印、先ず浸漬せる經濟協定(資源分配、共榮國內部及外部に對する貿易の調整、爲替及通商協定等を含む)の締結に付努力すると共に、獨立の承認、相互援助條約締結等、政治的提携を策す。

(三) 泰。政治、經濟、軍事に亘り、相互援助提携強化を計る。

一九四〇年十月四日附の對南方策試案(法廷議第六二八號)は他のことと共に次のことを含んでいた、すなわち佛領印度に關しては、

「獨立運動蜂起を工作し、佛領西の主權を放棄せしむ。」
「帝國との間に軍事經濟同盟を名目とする保護條約を簽定し、實權を掌握す、但し何れの地域に於ても軍事的重要點は帝國に於て把握する措置を講ず。」

イギリス領ビルマに關しては、

「獨立運動蜂起を工作すべし。」¹²⁰「全地域を獨立國とし帝國との間に經濟的及軍事的同盟を締結す。」

オランダ領東印度に關しては、

「大東亞平和の爲、葡印は即時獨立を宣言すべし。」
オランダ領東インドが獨立した後は、「軍事同盟を名目とする保護條約を締結し、權力を有すべき本部入軍事經濟兩顧問を置かしむ。軍事上の重要地點は之を租借す。」

もしこれらの要求が聽かれなかつたならば、「實力を行使す。」

E-120 イギリス領マレイ及び海峽殖民地に關しては、これらの地域は實力をもつて接收すべきものとなつていた。イギリス領ボルネオ及び其の他の地域に關しては、

「葡印及シンガポールに實權を握りたる後、英領諸地域に付、適當實權を掌握するの措置を採る。」

この試案の大部分は實際に行われたのであるが、その中で連合王國とオランダに對してはつきりと戦争が計整されていた。

公式に承認された政策が徐々にこの方向に動いて行つた。一九四〇年七月十九日の決定は、もし合衆國が日本の新秩序建設を妨げる目的で敵對行爲を始めたならば戦争が起るものと予明していた。一九四〇年九月十九日の決定は、新秩序を確立する手段としての戦争の可能性を考慮していたし、この可能性に對應する用意があることを言明していた。¹⁵⁴

一九四一年四月十六日の大本營の決定（法廷證言一三〇五號、記録一一七五一頁）はさらに詳細にお

たつてゐる。その決定は経済的及び政治的進出といふ既定の政策をとることを定め、そしてその政策は原則として外交によつて達成されることになつてゐた。それはさらに次のことを決定した。すなわち、

『前項の施策遂行に方り左記の如き事態発生し之が打開の方策無きに於てのみ自存自衛の爲武力を行使す、

一、米英獨の禁煙に依り帝國の自存を脅威せられたる場合。

二、米英獨支等の對日包圍態勢加重せられ国防上忍び得ざるに至りたる場合。』

この決定は、合衆國が採用した導出禁止政策、A B O D 諸國間の協力及露印との交渉が失敗に終るにきまつてゐた（註）ということに照して考えなければならぬ。

註、一九四一年一月二十七日の芳澤發松閣宛の電報（法廷證第一三一八號）と一九四一年二月六日の芳澤の電報を比較すること。

後の電報の中で芳澤は松岡に『結局、武力に依るにあらざれば露印を東亞共榮國の一員たらしむること不可能なるやに思考せらるゝと報告した。（法廷證第一、三一九號）

この失敗が確實になると直ちに大本營の決定が一九四一年六月二十五日に行はれたが、それは『露印派遣代表の歸朝に關連して』東亞の安定と防衛のためには露印との間に軍事的な結合關係を設定する決定であつた。『その結合關係は日本に對し航空基地及び港灣施設を供することになつてゐた。』必要を軍

隊を南都留印に遊屯させることになつていた。もし留印當局がこれらの要求に感じなかつたら、武力によつて目的を貫徹するといふのであつた。(法廷證第一、三〇六號)

留印に入り込む目的は「南方進出」であつた。一九四一年六月二十一日にすでに松岡はオットに留印領印度に行動し得る爲には、留印に航空母艦に海軍の據點の創設が必要であると語つた。(法廷證第六三五號)

實際の如一九四一年七月二日の連絡會議(法廷證第五八八號、記録第一一、七五七頁)は次のことを決定した。すなわち

「帝國は自存自衛の基礎を確立する爲、南方進出の歩を進めしむること。日本は「右目的達成の爲、如何なる障礙をも之を排除しむること。

一九四一年七月二日の御前會議(法廷證第五八八號、記録六、五六六頁)(註)は次のように決定した。すなわち、

「……留印及泰に對する諸方策を完遂し以て南方進出の態勢を強化す。」帝國は本號目的達成の爲對英米の職を許せず。(記録六五六八號)

註、本章附録一六

一九四一年七月二十九日に、日本とフランスとの間に正式の懸定審が調印された。(法廷證第六五一、¹³⁶記録七、〇七九頁)それによつて日本は南都留印に軍隊を派遣する權利を得た。フランス政府としては、同政府が日本政府に通告した通り、「日本政

府の要請を答ふるの已むなき次第であつた。(記録七、〇六二頁)一九四一年七月二十八日の樞密院會議(法廷證第六四九號、記録七、〇六九號)で、外務大臣は質問に答へて、「若し徳國領に於て之を承諾せざるときは、好ましからざる事態に至るやも計り難き旨……の暗示をフランス政府に與へた」ことを確認した。

一九四一年七月二十日に、日本は最後通牒に相當するものを提出して、一九四一年七月二十二日六時以前(記録七、〇六一頁)フランスが回答することを要求した。フランスはこの日本の要求に屈服した。そこで、一九四一年七月二十六日に、合衆國は合衆國の音輪船内にあるすべての日本の資産を凍結した。イギリスとオランダもこれにならつた。(記録一〇、七六二頁)ローズベルト大統領は御申進啓が行はれた場合にこの措置をとるであろうという警告を以て與えていた。

そこで一九四一年九月六日の御前會議の決定(法廷證第五八八號)(一)が行われたのであるが、その決定は、日本の要求が、米英に對し外交の手段を盡しても貫徹されない場合に合衆國、連合王國及びオランダに對して十月に戦争を行うといふのであつた。(註)この決定は、一九四一年十一月五日の御前會議(法廷證第八七八號)で修正された、その會議でこの運命を決する日附が十一月末に延期された。一九四一年十二月一日の御前會議(法廷證第五八八號)で、合衆國、イギリス及オランダに對して宣戰するといふ決定が行われた。

註、本章附録一七

一九三六年の政策と一九四〇年の政策との相違
 右に述べた日本の内政外交の歴史の概説は、もし
 新秩序建設のために戦争が必要となつたならば、西
 洋諸國に對して武力を用いることを日本政府が原則
 として決定した轉換期は、一九四〇年九月十九日に
 行われた決定で具体的にあらわれたことを示すのに
 役立つものである。西洋諸國を排除することによつ
 て東亞の支配（新秩序）達成することを目的とした
 一九三六年八月十一日の重大な決定は、戦争とまで
 は行かない手段でその目標を達成することを謀略し
 ていた。印印に關するその決定が一つの例として引
 用できるとあらう。すなわち、

「印領印度に對する我方の發展進出に付ては、
 印領をして我方に對する危惧の念を去らしめ、
 親日に轉向せしむること極めて必要なるに付、
 之が爲適切な方策を講じ、要すれば和蘭との
 間に不睦條約の締結を講せず。」

一九三六年のこの外交政策は日本とオランダの間
 の「司法的解決、仲裁裁判及調停條約」の條にそつ
 たものである。この條約は廣田がオランダ駐在公使
 であつた時に、かれが提案し締結したのであるが、
 日本はこれを廣田が外務大臣になるまで批准しなかつたのである。一國が戦争とまでに行かない手段で
 支配しようと思つている諸國と不睦條約を締結す
 ることや、戦争以外の手段で征服を行おうと思つてい
 る場合には争を不法であるとするこゝろ甚だ巧妙な、

また悪意のある政變である。日本は、一九四〇年一月十二日にこの司法的解決條約の廢棄の通告を出した。その結果として、この條約は一九四〇年九月二十七日に満了した。實際その當時は、政府は他の行き方、すなわち軍事的な行き方をとるつもりであつたように見えた。廣田と「國策の基準」の當時には、日本は日本の求めていた人道的、經濟的、政治的關係を——たとい周囲の諸大國にどのような大きき損失を蒙らせる方法であらうとも——その時の國際法では犯罪とをらなない方法で獲得することが出来るという確信をもつて行動してゐた。

E-125

被告を共同謀議で訴追してゐるところの起訴狀の中で、訴因第一には次のように述べてある。すなわち、

「新カル計畫又ハ共同謀議ノ目的ハ日本ガ東「アジア」並ニ太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内及ビ之ニ隣接セル凡テノ國家及ビ島嶼ニ於ケル軍事的、政治的及ビ經濟的支配ヲ獲得スルニ在リ而シテ其ノ目的ノ爲メ獨力ヲ以テ、又ハ同盟ノ目的ヲ有スル他ノ諸國ト共同シテ、若クハ右計畫乃至共同謀議ニ誘致又ハ強制的ニ加入セシメ他ノ諸國ト共同シテ、其ノ目的ニ反對スル國又ハ國々ニ對シ宣戰ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戰爭並ニ國際法、條約、協定反ビ條約ニ違反スル戰爭ヲ行フニ在リ。」

だれが「平和に對する罪」を犯したかということを決するに當つては、東アジアを軍事的、政治的及び經濟的に支配する目的を不法な戰爭によつて達成

しようとしかひ限り、この目的は右の犯罪の範囲に入らないことを知る必要がある。侵略戦争を不法とすること、戦争と同じように有効なその他の侵略の手段を棄する規定がない限り無益であるように見えるかも知れない。しかし、それが現在の国際法の状態である。

このような場合に、法の現状において、問題となるのは目的というより手段の方法であるという逆説的な事實を、被暴者にときどき見失っていたようである。

中立條約後の日本とソビエト連邦との關係

日本とソビエト連邦との關係の特別な方面が考慮されなければならぬ。簡單な概略で示したように、ソビエト連邦に對する日本の政策は、恐怖の考慮に支配された政策であつた。ソビエト連邦に關する平和的政策を決定したときには、日本は確かに正しい國際的行動を考慮して動いた。たのむべく、その決定の基礎は勢力の打算にあつた。この打算においてはソビエト連邦は非常に重要を要素であつた。ソビエトの兵力は何故日本がソビエト連邦と戦争を開始しなかつたかという主を理由であつた。

ドイツとロシアの戦争が始ると、この兵力の衰へる可能性が與へられた。一九四一年七月二日の御前會議で、ソビエト連邦と戦争に入らぬことが決定された時に、次の「方針」がまた採擧された、すなわち、「情勢の推移に應じ北方問題を解決す。」

E-127

この方針はさらに詳しく立てられていた、すなわち、
 「獨ソ戦に對しては三國樞軸の精神を基調とするも、
 暫く之に介入することなく密かに對ソ武力的準備を
 整へ自主的に對處す、此の間固より周密なる用意を
 以て外交交渉を行う、獨ソ戦争の推移帝國の爲有利
 に進展せば武力を行使して北方問題を解決し北邊の
 安定を確保す。」（法廷議第五八八號）（註）フラ
 ンスがドイツによつて蹂躪されたとき、佛印に關し
 て右と同じ政策が採られたことが辨る、その態度は
 天皇によつて非難された（記録集三六七—三五頁）、
 天皇は木戸に對して次のように言つた、すなわち、
 「自分として主戦として相手方の弱りたるに乗じ
 要求を爲すが如き所謂火事場泥棒式のこと好まな
 い。」（木戸日記、一九四一年二月三日、記録第三
 ○、九一九頁）

註、本章附録一六

しかしながら、これに關連して、一九四一年十一
 月五日の御前會議で明かに別の方針が又決定された
 ことは重要なることである。「對米英兩將戦争終末促
 進要領」として次のことが示された、すなわち、

「日獨間の話合に依り獨ソの講和を斡旋し日
 獨間の大陸連絡を復活し他方日ソ關係を調整し
 つつ（出來れば不可侵條約を締結す）ソ連の
 印度波斯方面進出を助長する様措置す。」（法
 廷議集一一六九號、五頁）

141

一九四一年十一月十一日の連絡會議決定案の中に
 次のように述べてある、

「帝國は南方に對する作戦國極力對ソ戦争の

惹起を防止するに勉む。獨ソ兩國の意圖に依りては兩國を講和せしめソを極權化に引き入るることあるを考慮す。(法廷証第九一九號、記録九二六一頁)(註)

註、本章附録一八

その後になつて、ドイツが期待されたほどの成功もせず、また南方問題でさえ武力によつては容易に解決し得ないといふことを日本が自覚したときに行、日本が獨ソに參加するかどうかという問題にもはや疑のないものとなつたこと、今や明瞭である。

5-123

日本獨立派を理由のために述べたところを論議の主張

以上述べたところに鑑み、日本が新秩序のための宣傳に於て、公然と守つた理想を果して該意のあつたものであるか否かを調べることに、本件にとつて適切かことである。日本はアジアの諸民族の解放のため、また世界平和に貢献する地域的經濟圏の建設のために述べたと被告は主張している。日本がその建設は日本の使命であると主張した新秩序は、公式の聲明で述べられた所によると、西洋の帝國主義の清算、植民地制度の廢止及び全民族がわのその應を犯られる世界の建設にあつた。(法廷証第一二九七號)

この新秩序は、主として二つの方面で現われた、すなわち、西洋諸國との關係を絶つことに根底を置く獨立と、日本と密接な關係を樹てることを意味する共榮圏とであつた。

E-129.

新秩序を建設しようとする。日本の野望が、第二次世界大戦の原因であつたことには疑ない。それゆゑドイツが日米戦争に参加してから後、東條が聲明した通りである、すなわち、「いまや世界は徒らに現状を維持せんとする国家と、只管正しき新秩序を建設せんとする国家との兩陣營に分れている。……」

(法廷証言八二六號A、記録第八〇六一頁)

この「新秩序」は合衆国との交渉が乗上げた暗礁であつた。一九四一年の末期にかいては、日本が中国から撤兵すること、日本の國內情勢に無み不可能な情況であつたし、又この撤兵をしては合衆国と協定を締結することと同じく不可能であつた、その板挟みが戦争となつたのであると主張した辯護側による最終辯論もあつた。裁判所に提出された説詞では別な結論を下さざるを得ない。支那派遣軍總司令官畑は、實際に軍隊を中国より撤収すること、は可能であると考へたよりである。合衆国と戦争を避けるためには、日本軍隊は中国から撤退すべきであるという自分(畑の)の意見を當局に傳達させるために、畑はその参謀長陸軍中將後宮を東京に派遣した。海軍大臣として、一九四一年九月頃この傳言を受取つたと海軍大將反川は、証言した。(記録第二九〇〇四頁)

その傳言、すなわち、「アメリカと衝突を回避するためには、中国から全日本軍を撤退せねばならぬ」というのが、時の陸軍兵務局長田中隆吉に傳達され、かれは陸軍省に於てこの計畫を推進するため援助するよう依頼された。(田中の証言、記録第二九四一三頁)

新秩序が眞の問題であり、紛争の主要點であつた。新秩序は西洋諸國の排除を意味した。新秩序は、もし正しく了解すると、世界の他の部分を支配し得るような廣大な勢力を一番國の出現を意味した。E-130 合衆國が、首肯出来る懸念を以て、この『新秩序』が條約の違反によつて發展して行くことを見ていたのも理解できる。

『アジア人のためのアジア』と云う標語に助けられたこの新秩序の觀念が、誠意あるものであつたか又はドイツに於ける國家社會主義の例の如く、これは國內のイデオロギー的侵略の別の方法にすぎなかつたかという問題を評價することは本件にとつて適切なることである。

本件に對する證據は、事實この新秩序の觀念なるものは、殊にその獨立という點と『アジア人のためのアジア』という點に於て、日本の國內的侵略方法以上のものでは殆んどないことを示している。

アジア諸國の獨立と日本

一九三七年に出版された『青年に贈る』(法廷證第一二九〇號A)の中で尙本は、自分の言はんとすることを率直に表現して、日本の東、西、南、北に立する地域を要求した。當時の拓務大臣小磯は、佛印及びオランダ領東インドに於ける日本の植民地の希望に關し、ドイツ大使ときたんのない會談を行ひ、その時、ドイツがヨーロッパで勝利を占めた後は、これらの地域に於て日本は自由行動をとりたいと提案した。(一九四〇年六月二十四日オットよりの發

電、法廷證第五二三號、記録第六、一七六頁)

一九四二年一月二十七日に、總力戰研究所で起草された『大東亞共榮圈建設原案』(法廷證第一、三三六號、記録一二、〇一〇頁)の中にはつきり示されているように、日本が『自由』及び『獨立』の觀念に對し、獨自の解釋をつけていることは意味深い。

『向東亞諸民族の獨立は飽く迄「東亞新秩序」中に存在する獨立國』として東亞建設の理念に立脚すべきものにして單なる自由主義民族自決主義的觀念に基く獨立とは其觀念を具にするを要す。』

鈴木寛太郎の言う所によれば、大東亞省は『王道に基かず霸道に基いた』(註)で設立されたのであるが、その大東亞省は、獨立を許した諸國が引續き、實際に於て、日本によつて支配されることを保證するために組織された。

註、かれが一九四二年十月二日樞密院會議で述べた所による(記録一二、〇九三頁)

その上、日本はその外の場合にも、日本が思うやうにすることが出来る立場を獲得すると同時に、それ以前に宣傳し且つ要求していたその獨立を許すことを拒絶した。

開戦前、獨立運動を煽動することが日本の對外政策の方法の一つであつた時、日本はオランダ領東インドに對する完全な獨立を支持し且つ要求した。

『英印は歐洲との連繫を絶つべきである。』
『インドネシア人に完全なる自治政府を認むること。』

一九四〇年九月バタビヤに到着した經濟使節團に
依つてオランダ當局に提出された日本の要求は以上
のようなものであつた。(法廷證第一、三一―一號)
戦争に對する決意がなされてから後は、この政策
は變更され、完全な獨立はもはや考へられなかつた。
一九四一年十一月五日の御前會議は、『蘭印の一部
を獨立せしめ所要地域を帝國の爲に確保すること
を決定した。(法廷證第一、一六九號)一九四一年
十一月二十日の連絡會議はさらに一步進めた。問題
はもはやオランダからの獨立ではなく、日本への依
存であつた。次の決定がなされた。すなわち、

「原住民土民に對しては皇軍に對する信倚觀念
を助長せしむる如く指導し其の獨立運動は過早
に誘發せしむることを避くるものとす。」(法
廷證第八七七號、記録八、九八八頁)

日本人が蘭印を占領した時、かれらのとつた最初
の行動の一つは、すべての場合、及びすべての結社
を禁止することであつた(一九四二年三月八日布告
第二號、記録一二、一八二頁)、それと同時に、當
時存在していたすべての結社は一九四二年七月解散
させられた(記録第一二、一四三頁)。一九四三年
五月三日の御前會議で、東印度地域を帝國領土へ編
入すべきことを決定した。適合國側宣傳に乗せられ
ない様にこの歸屬決定を發表しないことも又決定さ
れた。(法廷證第一、三四四號、同じく記録第一七、
九三三頁参照)

日本の政策は再び反逆の方向に向けられた、しかしこれは政局が益々悪化してから後顧く行はれたのである。原住民の十分な協力を確保するため何等かの意志表示を爲すことが必要となつた時、總理大臣小磯は、一九四四年九月七日閣会で、將來の獨立を約束した。(法廷證第一、三四九號)。一九四四年九月八日に、ジャワの住民は、或る特定の日には、日本の国旗と併行してインドネシア旗を掲げること並に国歌として、インドネシア・ラヤ・歌を歌うことを許可された。(法廷證第一、三五一號四八頁)

更にその後になつて、追加的讓歩を與へなければならなかつた。一九四五年七月十七日の「外務大臣説明資料」を挙げた日本の公文書中に次の様に述べてゐる、

「本に敵の反逆が既に東印度の一角に及びつつある今日現地住民の對日協力を益々積極化する必要より言ふも、此の際客年の聲明を更に具體化し、獨立の時期を明定し之を中外に發表するの要あり。」

一九四五年七月十七日に、最高戦争指導會議は積極的に東印度に對し獨立を承認することを決定した(法廷證第一、三五〇號)。この獨立は、一九四五年八月中旬實際に與へられた。この宣言は日本降伏後十七日の胡放送された。(法廷證第一、三五一號)

日本の軍隊が降伏した後、軍隊の使用が不可能となつてから後、日本は、東アジア地域内に於て獨立

國家を支援することにより、権力と勢力を得るとい
う、昔の政策に歸つて行つた。日本は武力の行使が
失敗であつたことが證明されたその瞬間に、獨立の
隣接國を樹立するといふこの政策に歸つた。

日本と共榮

新秩序のもう一つの經濟的方面、すなわち共榮國、
は獨立の標語と同様に誠意のないものであつた。東
アジアに共榮をもたらすのは自己の使命であると日
本は公然と主張した、しかし日本は第一に日本帝國
の利益のために畫すことを意圖した。共榮國內の他
の參加國の利益は、第二次的主要性のものであつた。

E-134
一九四〇年十月二十五日の「對印經濟發展の爲
の施策」(法廷證第一、三一七號)(註)という密
密閣議決定と、パタビヤに於て日本使節團の爲した
公式申入れとを比較することは意義がある。後者(一
公表された要求)においては、東アジアの民族の繁
榮が考慮されてゐる。しかるに前者(秘密閣議決定)
においては、根本的に皇國の伸長が企てられていた。
全部日本の利益を獲得することを目的として長々と
詳しく擧げられたいろいろの施策の終り頃に於て、
徹かに讓歩の一つとして、閣議で「皇國の利益伸長
と土民と調和する如く努むること」が決定された。
(法廷證第一、三一七號)

註、本章附録一三

他の方面に於けると同様、また經濟方面に於ても
「アジア人のためのアジア」と云ふ標語は、實際に
は「日本のためのアジア」と云う意味であつた。

『大東亞共榮圈』は、實態には、第一に日本帝國の繁榮を目的とした。

戦争中に於けるやり方は全くこの決論を再確認している。

E-135

一九四三年十一月六日、大東亞會議で採択された共同宣言中に於て、大東亞各國は相互に自主、獨立及び傳統を尊重し互助敦睦の實を擧げることが同意されている。(法廷證第一、三四六號)

占領期間中、日本は互助敦睦の主義に立脚した誓約を實行しなかつたばかりでなく、見苦しくない交戦國の主義に立脚した、第四ヘーグ條約に規定してある行爲の規制さえ守らなかつた。

崇高な理想が日本に靈感を與へ、日本を導き遂に戦争に導いたという被告の主張は却下されなければならぬ。遂行された政策を見ると、打倒つたのは公表された聲明の精神ではなく、秘密決定の精神であつたことが明である。これらの秘密決定は全く日本帝國の偉大ということだけを目的としていた。

裏面白紙

E-136

本章・・・事實に關する考察・・・附録

- 一、北支處理要綱、一九三六年一月十三日
支那駐屯軍司令官ニ對スル指示
法廷證第二一五號、記録二七二一頁
- 二、國策大綱、一九三六年六月三十日、陸軍省海軍省
法廷證第九七七號、記録九五四二頁
- 三、國策ノ基準、一九三六年八月七日、(五相會議)、
法廷證第二一六號、記録二七二〇頁。
- 四、帝國外交方針、一九三六年八月七日、(四相會議)、
法廷證第七〇四號、記録七五二三頁。
- 五、第二次北支處理要綱、一九三六年八月十一日、
法廷證第二一七號、記録二七二八頁
(訂正、記録二八〇〇頁)。
- 六、國策ノ基準、一九三六年八月十一日、(五相會議)、
法廷證第九七九號、記録九五四九頁。
- 七、第三次北支處理要綱、一九三七年二月二十日、
法廷證第二一八號、記録二七四五頁。
- 八、北支指導方策、一九三七年四月十六日、(四相會議)、

152

法廷證第二一九號、記録二七四八頁。

九、荻窪會議ニ於テ決定サレタ政策、一九四〇年七月十九日、

法廷證第三六八七―A號、記録三七八六四頁、

(西園寺原田日記所載)

一〇、基本國策要綱、一九四〇年七月二十六日、(内閣)、

法廷證第五四一號、記録六三〇七頁、

一一、世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱骨子、

一九四〇年七月二十七日、(連絡會議)、

法廷證第一三一〇號、記録一一七九四頁、

一二、日獨伊樞軸強化ニ關スル件、

一九四〇年九月四日、(四相會議)、

一九四〇年九月十九日、(連絡會議)、

法廷證第五四一號、記録六三一一頁。

一三、對蘭印經濟發展ノ爲ノ施策、

一九四〇年十月二十五日、(内閣)、

法廷證第一三一七號、記録一一八三七頁。

一四、對南方施策、一九四一年四月、(大本營)、

法廷證第一三〇五號、記録一一七五一頁。

一五、南方施策促進ニ關スル件

一九四一年六月二十五日、(連絡會議)、

法廷證第一三〇六號、記録一一七五三頁。

E-157

- 一六、情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱、
一九四一年七月二日、(御前會議)、
法廷證第五八八號、記録六五六六頁。
- 一七、帝國國策遂行、一九四一年九月六日、(御前會議)、
法廷證第五八八號、記録六五六六頁。
- 一八、連絡會議決定案、一九四一年十一月十一日、
法廷證第九一九號、記録九二六一頁。
- 一九、帝國國策遂行要領ニ關聯スル對外措置、
十一月五日御前會議決定、
一九四一年十一月十三日(連絡會議)、
法廷證第八七八號、記録八九九四頁。

一、北支處理要綱、一九三六年一月十三日、支那駐屯軍司令官ニ對スル指示、法廷證第一一五號、記録二七二一頁。

北支處理ノ主眼ハ北支民衆ヲ中心トスル自治ノ完成ヲ援助シ以テ其ノ安居樂業ヲ得セシメ且日滿兩國トノ關係ヲ調整シ相互ノ福祉ヲ増進セシムルニアリ之ガ爲新政治機構ヲ支持シ之ヲ指導誘掖シテ其機能ノ強化擴充ヲ期ス

要 綱

(一) 自治ノ區域ハ北支五省ヲ目途トスルモ徒ニ地域ノ擴大ニ焦慮スルコトナク第二項以下ノ要領ニ則リ徐ニ先ツ冀察二省及平津二市ノ自治ノ完成ヲ期シ爾他三省ヲシテ自ラ進ンテ之ニ合流セシムル如クスルモノトス冀察政治委員會ニ對スル指導ハ當分宋哲元氏ヲ通シテ之ヲ行ヒ民衆ノ自治運動ニシテ公正妥當ナルモノハ之ヲ包容セシメツ、逐次其ノ實質的自治ヲ具現セシメ北支五省ノ自治ノ基礎ヲ確立ス

冀東自治政府ニ對シテハ冀察政務委員會ノ自治機能未タ充分ナラサル間其ノ獨立性ヲ支持シ冀察ノ自治概ネ信賴スルニ至ラハ成ルヘク速ニ之ニ合流セシメルモノトス

(二) 自治ノ程度ハ成ル可ク擴汎ナル自由ヲ獲得セシムルヲ可トスルモ差當リ南京政權ヲシテ反日滿的政策ヲ遂行スルノ餘地ナカラシムル状態ヲ目途トシテ之ヲ促進シ其他ハ漸進的ニ之ヲ行ヒ急激ニ獨

裏面白紙

155

E-139

立的權限ノ獲得ヲ庶幾スルカ如キハ之ヲ避クルモ
ノトス

(三) 我方ニ依ル指導ハ財政經濟特ニ金融、軍事及一
般民衆指導ニ重點ヲ指向シ且大局ヲ把握シ細部ハ
努メテ之ヲ支那側ニ委シ自ラ實行ノ責ニ任セシム
今次指導ニ當リテハ滿洲國ト同様ノ獨立國家ヲ
育成シ、或ハ滿洲國ノ延長ヲ顯現スルモノト認メ
ラル、カノ如キ施策ハ實施セサルモノトス從テ日
本人顧問ハ(冀察)政務委員會内及第二十九軍内ニ限
リ少數限度ニ止メ之等顧問其他公共事業產業開發
等ニ要スル人的財的融通ハ已ムヲ得ザルモノ、外
ナルヘク日本内地ニ之ヲ求ム經濟進出ハ民間資本
ノ自由進出ニ據ルヲ本旨トシ且共存共榮ノ主義ヲ
如實ニ具現スル如ク指導スルモノトス

(四) 對内蒙工作ハ依然從來ノ趣旨ニ基キ繼續スヘキ
コト固ヨリナルモ冀察政務委員會ノ自治強化及山
西綏遠兩省ニ對スル自治擴大ノ爲ノ工作ノ進展ヲ
阻害スルノ虞アル施策ハ當分ノ差控エ蒙人勢力
ノ南漸ハ適宜之ニ制限ヲ加フルモノトス之ガ爲對
内蒙工作ハ其範圍ヲ概シテ長城線以北ニ限定シ且
東部綏遠四蒙旗ノ地域ニ波及セシメサルモノトス
北支處理ハ支那駐屯軍司令官ノ任スル所ニシテ
直接冀察冀東兩當局ヲ對象トシテ實施スルヲ本則
トシ且飽ク迄内面的指導ヲ主旨トス又經濟進出ニ
對シテハ軍ハ主動ノ地位ニ立ツコトナク側面的ニ

之ヲ指導スルモノトス但當分ノ間冀察政務委員會
指導ノ爲一機關ヲ北平ニ置キ支那駐屯軍司令官ノ
區處(自治機構ノ指導並ニ顧問ノ統制等)ヲ受ケ

シム

内
 外務海軍各出先官憲ト密ニ連絡スルモノトス
 本處理要綱ノ實施ニ當リテハ前項各機關ハ適宜
 キ策動ヲ禁遏セシムルモノトス
 項目ノ承認ヲ強要シ、少クモ自治ヲ妨害スルカ如
 支自治ノ必要性ヲ理解セシムルト共ニ自治權限六
 館附武官及南京駐在武官ハ適時南京政權ニ對シ北
 ス 其ノ他在支各武官ハ右工作ニ策應シ特ニ大使
 關東軍及北支各機關ハ右工作ニ協力スルモノト

裏面白紙

157

二、國策大綱、一九三六年六月三十日、陸軍省海軍省、
法廷證第九七七號、記録九五回二頁、

一、國家經綸ノ基本ハ大義名分ニ即シテ内、國體ヲ鞏固ニシ外、國運ノ發展ヲ遂ゲ帝國ガ名實共ニ東亞ノ安定勢力トナリテ東洋ノ平和ヲ確保シ世界人類ノ安寧福祉ニ貢献シテ茲ニ帝國ノ理想ヲ顯現スルニアリ。帝國内外ノ情勢ニ鑑ミ當ニ帝國トシテ確立スベキ根本國策ハ國防ヲ安固ニシテ東亞大陸ニ於ケル帝國ノ地歩ヲ確保スルト共ニ南方海洋ニ進出發展スルニ在リ

其ノ基準大綱ハ左記ニ依ル

(一) 列強ノ覇道政策ヲ是正シ眞個共存共榮主義ニヨリ互ニ慶福ヲ頌タントスルハ即チ皇道精神ノ具現ニシテ我對外發展政策上常ニ一貫セシムベキ指導精神ナリ

(二) 國家ノ安泰ヲ期シ其ノ發展ヲ擁護シ以テ名實共ニ東亞ノ安定勢力タルベキ帝國ノ地位ヲ確保スルニ要スル國防軍備ヲ充實ス

(三) 滿洲國ノ健全ナル發達及其ノ完成ト日滿國防ノ安固ヲ期シ北方蘇國ノ脅威ヲ除去スルト共ニ英米ニ備ヘ日滿支三國ノ緊密ナル提携ヲ具現シテ我カ經濟的發展ヲ策スルヲ以テ大陸政策ノ基調トス而シテ之ガ遂行ニ方リテハ列國トノ友好¹⁵⁶關係ニ留意ス

(四) 南方海洋殊ニ外南洋方面ニ對シ我民族の經濟的發展ヲ策シ努メテ他國ニ對スル刺戟ヲ避ケツ

ツ漸進的平和的手段ニヨリ我勢力ノ進出ヲ計リ以テ滿洲國ノ完成ト相俟テ國力充實、國防強化ノ兩全ヲ期ス

二、右根本國策ヲ樞軸トシテ外交其ノ他財經政策等内外各般ノ政策ヲ統一調整シ現下内外ノ情勢ニ照應スル庶政一新ヲ期ス。要綱左ノ如シ。

(一) 國防軍備ノ整備ハ

(イ) 陸軍軍備ハ蘇國ノ極東ニ使用シ得ル兵力ニ對抗スルヲ目途トシ特ニ其在極東兵力ニ對シ開戦初頭一撃ヲ加エ得ル如ク在滿鮮兵力ヲ充實ス

(ロ) 海軍軍備ハ米國海軍ニ對シ西太平洋ノ制海權ヲ確保スルニ足ル兵力ヲ整備充實ス

(二) 我外交方策ハ一ニ根本國策ノ圓滿ナル遂行ヲ本義トシテ之ヲ綜合刷新シ軍部ハ外交機關ノ活動ヲ有利且圓滿ニ進捗セシムル爲内面的援助ニ勉メ表面的工作ヲ避ク

(三) 政治行政機構ノ刷新改善及財政經濟政策ノ確立其ノ他各般ノ施設運営ヲシテ國防力ノ強化並ニ躍進的經濟發展ニ綜合セシムルヲ主眼トスルヲ要ス尙之ガ爲左記事項ニ關シテハ適當ノ措置ヲ講ズ

(イ) 國內輿論ヲ指導統一シ非常時局打開ニ關スル國民ノ覺悟ヲ鞏固ナラシム

(ロ) 國策ノ遂行、國防上必要ナル産業並ニ重要ナル貿易ノ振興ヲ期スル爲政治機構並ニ經濟組織ニ適切ナル改善ヲ加フ

(ハ) 國民生活ノ安定、國民体力ノ增強、國民思

想ノ健全化ニ就キ適切ナル措置ヲ講ズ

(二) 航空竝ニ海運事業躍進ノ爲適當ナル方策ヲ
講ズ

(三) 国防及産業ニ要スル重要ナル資源竝ニ原料
ニ對スル自給自足方策ノ確立ヲ促進ス。

(四) 外交機關ノ刷新ト共ニ情報宣傳組織ヲ充備
シ外交機能竝ニ對外文化發揚ヲ活潑ニス

160

三、國策ノ基準、一九三六年八月七日、(五相會議)、
法廷證第二一六號、記録二七二〇頁。

一、國家經營ノ基本ハ大義名分ニ即シテ内、國礎ヲ鞏固ニシ外、國運ノ發展ヲ遂ケ帝國力名實共ニ東亞ノ安定勢力トナリテ東洋ノ平和ヲ確保シ世界人類ノ安寧福祉ニ貢獻シテ茲ニ盛國ノ理想ヲ顯現スルニアリ

帝國内外ノ情勢ニ鑑ミ當ニ帝國トシテ確立スヘキ根本國策ハ外交ト國防ト相俟チ東亞大陸ニ於ケル帝國ノ地歩ヲ確保スルト共ニ南方海洋ニ進出發展スルニ在リテ其ノ基準大綱ハ左記ニ據ル

(一) 列強ノ覇道政策ヲ是正シ眞個共存共榮主義ニヨリ互ニ慶福ヲ領タントスル即チ皇道精神ノ具現ニシテ我對外發展政策上常ニ一貫セシムヘキ指導精神ナリ

(二) 國家ノ安泰ヲ期シ其ノ發展ヲ擁護シ以テ名實共ニ東亞ノ安定勢力タルベキ帝國ノ地位ヲ確保スルニ要スル國防軍備ヲ充實ス

(三) 滿洲國ノ健全ナル發達及其ノ完成ト日滿國防ノ安固ヲ期シ北方蘇國ノ脅威ヲ除去スルト共ニ英米ニ備ヘ日滿支三國ノ緊密ナル提携ヲ具現シテ我カ經濟的發展ヲ策スルヲ以テ大陸政策ノ基調トス而シテ之カ遂行ニ方リテハ列國トノ友好關係ニ留意ス

E-144

四 帝國外交方針、一九三六年八月七日、(四相會議)、
法廷證第七〇四號、記録七五二三頁。

國策ニ違由シ之カ達成ヲ期スル爲外交方針ヲ確立シ施策ヲ之ニ順應セシム可ク出先文武官憲ノ連絡ヲ緊密ニシ且國民ノ指導ヲ積極適切ニシ、在外ノ外交ノ完全ナル統制ヲ期ス。

而シテ我公正妥當ナル權益ノ擁護維持ニ對シテハ自屈退讓ヲ戒メ常ニ積極的態度ヲ持スルト共ニ列國ノ帝國ニ對スル猜疑心若シクハ危惧心ヲ解消セシムルニカム。

第一 一般方針

東亞ノ恒久的平和ヲ確立シ帝國ノ存立發展ヲ完ウスルガ爲、滿洲國ヲ育成シ同國トノ特殊不可分關係ヲ益々鞏固ナラシメ、世界的見地ニ於テ露支兩國トノ關係ヲ自主的ニ調整スルト共ニ、南洋方面ニ平和的發展進出ヲ計リ、依テ以テ東亞ニ於ケル安定勢力タルノ實ヲ擧グルヲ帝國外交ノ中樞方針ト爲ス。

而シテ近時露聯邦ハ其國防上及國際上ノ地位頗ニ強化スルニ伴ヒ、極東ニ過大ノ軍備ヲ配シテ東亞方面ニ對スル其ノ武力革命的迫力ヲ増大シ、各方面ニ對シ赤化進出ヲ企圖シ、益々帝國ヲシテ不利ノ地位ニ至ラシメツツアリ。右ハ帝國ノ國防ニ對スル直接ノ脅威ナルト共ニ、我東亞政策ノ遂行上重大障礙ヲ爲スヲ以テ、差當リ外交政策ノ重點ヲ露聯ノ東亞ニ對スル侵寇的企圖ノ挫折特ニ軍備的脅威ノ解消、赤

化進出ノ阻止ニ置キ、國防ノ充實ト相俟テ外交手段ニ依リ之ガ達成ヲ期スベシ。

依テ帝國ハ現下ノ國際情勢ニ綜合的考察ヲ加ヘ、主要列國トノ關係ヲ調整シ、國際的ニ我ニ有利ナル情勢ヲ誘致スル如ク帝國外交ノ機能ヲ全面的ニ活動セシムルヲ要ス。

第二 方策要綱

E-145

一、現下内外ノ情勢ニ鑑ミ蘇聯ニ對シテハ我ヨリ進シテ事端ヲ滋カラシムルコトヲ嚴ニ戒メ、専ラ平和的手段ニ依リ、從來ノ懸案解決ニ努ムルト共ニ

(イ) 興凱湖ヨリ圖們江ニ至ル國境劃定及國境紛争處理兩委員會ノ設置ヲ圖リ、更ニ其ノ他ノ滿、蘇國境及滿蒙國境ニ付テモ此ノ種機構ノ設置ヲ圖リ、

(ロ) 適當ノ時期ニ至ラバ非武装地帯設置ヲ提議ス、

(ハ) 蘇聯側ヨリ更ニ不侵略條約締結ノ希望ヲ表明シ來ル場合ニ於テハ彼我均衡ヲ得ル如キ極東兵備整理ヲモ含メタル日、蘇間重要諸懸案ヲ解決セバ寧ロ之ガ締結ヲ希望スル旨ヲ明示ス。

(ニ) 尙蘇聯ノ日、滿、支ニ對スル患患侵寇ヲ防遏スベキ適當ノ措置ヲ講ズベシ。

三、支那中央及地方政權ニ對シテハ常ニ嚴然タル態度ト公正ナル施策トヲ以テ臨ミ、對民衆經濟工作ト相俟テ其ノ對日態度ヲ是正セザルヲ得ザラシムル如ク誘導シ共存共榮ヲ基調トスル日支提携ノ實現ヲ期ス。北支方面ニ於テハ日滿兩國トノ經濟的、文化的融合提携ヲ策スルト共ニ蘇聯ノ赤化進出ニ

對シ日滿支共同シテ防衛ニ當ルベキ特殊地域タラシムルニカム。

爾他ノ地方政權ニ對シテハ殊更ニ支那統一又ハ分立ヲ助成シ若クハ阻止スルガ如キ施策ハ之ヲ行ハザルモノトス。

以上ハ對支政策ノ根本方針（一九三五年十月四日附對支政策ニ關スル決定參照）ニシテ諸般ノ施策皆之ニ遵據スベキモノナリ。然シテ現下ノ施策ニ當リテハ日蘇關係ノ現状ニ鑑ミ先ヅ速ニ北支ヲシテ防共親日滿ノ特殊地域タラシメ且國防資源ヲ獲得シ交通施設ヲ擴充スルト共ニ支那全般ヲシテ反蘇依日タラシムルコトヲ以テ對支實行策ノ重點トス。（差當リ實行スベキ方策ハ別ニ之ヲ定ム）

E-146

三

日米親善關係ノ增進ハ英蘇ヲ牽制スルニ與テ力大ナルモノアル處米國ハ銳意軍備ヲ擴充シ其ノ傳統的極東政策ヲ基調トシテ帝國ノ政策ノ推移ニ多大ノ關心ヲ有シ我ニ對スル警戒ヲ怠ラザルヲ以テ我方今後ノ對支態度如何ニ依リ支那ヲ援助シ益々支那ヲシテ歐米依存ノ政策ニ出テシムル虞アルノミナラズ、我方蘇聯對策上頗ル不利ナル事態ヲ生ズル懸念無キニ非ズ。依テ帝國トシテハ差當リ米國ノ對支通商上ノ利益ヲ尊重シ同國ヲシテ我が公正ナル態度ヲ諒解セシムルト共ニ日米間ノ經濟的相互依存關係ヲ基調トシテ親善關係ノ增進ヲ期シ同國ヲシテ帝國ノ東亞政策遂行ヲ妨害セシメザル¹⁶²様カムベシ。

四 歐洲政局ノ推移ハ東亞ニ重大ナル影響アルヲ以テ之ヲ我方ニ有利ニ誘導シ特ニ蘇聯ヲ控制スルニ

カムベシ。

(イ) 英國ハ各方面ニ於テ帝國ト利害關係相容レザルモノ尠ナカラザルモ、東亞ニ於テ歐米列強中最大ノ利益ヲ有シ、且又歐洲諸國ノ向背ガ英國ノ態度ニ依ル所多キニ願ミ、此際姑ク帝國ハ自主積極的ニ同國トノ親善關係ヲ増進シ以テ帝國ノ對露關係ニ於テ我ニ好意アル態度ヲ執ラシメ、露國ノ我ニ對スル態度ヲ牽制スルト共ニ、我海外發展ノ障礙ヲ緩和除去スルコト特ニ必要ナリ。而シテ支那ニ於テ兩國關係ヲ調整スルコト極メテ効果的ナルガ故ニ、差當リ英國ヲシテ帝國ガ特ニ支那ニ於テ特殊且緊要ナル利害關係ヲ有スルコトヲ尊重セシメ又同國ノ在支利益ヲ尊重シ、支那ニ於ケル日英關係ノ局面打開方ニ付適切ナル方策ヲ講ズルト共ニ兩國間ノ全般的關係ノ調整ニ努ムベシ。

然レドモ英國ハ列國殊ニ米、露、支ヲ利用シ對日抑壓政策ヲ執ルベキ虞アルヲ以テ此ノ點特ニ警戒スルヲ要ス。

E-147 (a)

獨逸ハ對露關係ニ於テ概ネ帝國ト利害ヲ齊シクシ、佛露ノ特殊關係ニ鑑ミ國防上竝ニ赤化對策上我トノ協調ヲ便トスベキヲ以テ同國トノ友好關係ヲ増進スルト共ニ必要ニ應ジ日獨提携ノ實ヲ舉グルノ手段ヲ講ジ又其ノ關係ヲ擴充シテ波蘭等ノ親善關係ヲ増進シ以テ露國ヲ牽制スベシ。其ノ他露國ニ隣接スル歐洲及亞細亞諸國竝ニ爾餘ノ回教諸民族トノ友好關係増進ニ留意シ其ノ啓發ニカムベシ。

五 南洋方面ハ世界通商上ノ要衝ニ當ルト共ニ帝國ノ産業及國防上必要缺クベカラザル地域トシテ將又我民族發展ノ自然的地域トシテ進出ノ地歩ヲ固ムベキモ關係諸國ヲ刺戟スルコトヲ慎ミ帝國ニ對スル危惧ノ念ヲ除去スルニ努メ平和且漸進的ニ發展進出ニカムベシ。

比島ニ付テハ我方ハ其ノ完全ナル獨立ノ實現ヲ期待シ要スレバ比島ノ中立ヲ保障スルヲ辭セズ。爾領印度ニ對スル我方ノ發展進出ニ付テハ爾印側ヲシテ我方ニ對スル危惧ノ念ヲ去ラシメ、親日ニ轉向セシムルコト極メテ必要ナルニ付、之ガ適切ナル方策ヲ講ジ、要スレバ和蘭トノ間ニ不侵略條約ノ締結ヲ辭セズ。

暹羅及其ノ他後進民族ニ對シテハ共存共榮ヲ基調トシテ適當ニ指導誘掖ス。

六 海外貿易ハ國民經濟生活ノ維持向上ニ缺クベカラザルノミナラズ財政及國際貸借ノ改善ニ資シ、帝國トシテハ現時ノ内外情勢ニ鑑ミ殊ニ其ノ伸暢ニ力ヲ致サザルベカラザルヲ以テ、我が對外通商ノ合理的の伸張ヲ計ルト共ニ成ルベク列國トノ利害ヲ調節シ、重要資源ヲ確保及獲得シ、延テ經濟力ノ涵養ニ努ムルヲ要ス。

F-148

五 第二次北支處理要綱、一九三六年八月十一日、
法廷證第二一七號、記録二七二八頁、(訂正
記録二八〇〇頁)。

一、北支處理ノ主眼ハ北支民衆ヲ主眼トスル分治政
治ノ完成ヲ援助シ該地域ニ確固タル防共親日滿ノ
地帯ヲ建設セシメ併セテ國防資源ノ發得竝ニ交通
施設ノ擴充ニ資シ以テ一ハ保國ノ後寇ニ備ヘ一ハ
日滿支三國提携共助實現ノ基礎タラシムルニ在リ

二、右目的達成ノ爲ニハ該地政權ニ對スル内面指導
ニ依ルト共ニ之ト併行シ南京政權ヲシテ北支ノ特
殊性ヲ確認シ北支ノ分治ヲ牽制スルガ如キ措施ヲ
ナサズ進ムテ北支政權ニ對シ特殊且包括的ナル自
治ノ權限ヲ賦與セシムル機施策スルモノトス

要綱

一、自治政府ノ内容

分治ノ内容ハ前記方針ニ基キ北支政權ヲシテ財政
産業交通等諸般ノ事項ニ付實質上ノ權限ヲ行使セ
シメ北支民衆ノ安居樂業竝ニ日滿支三國ノ提携共
助ヲ目的トスル政治上及經濟上各般ノ措施ニ關シ
南京政權其ノ他ノ排日的工作ニヨリ影響ヲ受ケザ
ルガ如キ状態ニ在ラシムルヲ以テ目途トス。特ニ
該地域ニ於ケル支那領土權ヲ否認シ又ハ南京政權
ヨリ離脱セル獨立國家ヲ育成シ或ハ滿洲國ノ延長
ヲ具現スルヲ以テ帝國ノ目的タルガ如ク解セラル
ル行動ハ嚴ニ之ヲ避クルヲ要ス

二、自治政府ノ範圍

168

分治ノ地域ハ窮極ニ於テ北支五省ヲ日途トス。徒ニ地域ノ擴大ニ焦感スルハ却ツテ我方所期ノ目的ヲ達スル所以ニ非サルヲ以テ先ヅ冀察二省ノ明朗化（經濟ノ開發及民心ノ安定）ト分治ノ完成トニ主力ヲ傾倒ス。尙爾他三省ニ對シテハ第五項ニ基キ施策スルモノトス。

三、冀察政權ノ指導

冀察政權ノ指導ニ當リテハ最モ公明ナル態度ヲ以テ應ミ該政權ノ機構ヲ改善シ其ノ人的淨化刷新ヲ計ルト共ニ特ニ財政經濟軍事等百歳ノ事統テ軍閥的稅政ヲ清算シテ明朗ナル地域ヲ構成シ民心ノ把握ニ努メシムルヲ要ス

F-149

右内面指導ト共ニ南京政權ニ對スル工作ニ依リ同政權ヲシテ帝國ノ對北支政策ニ協力セシムル如ク施策スル等南京政權利用ヲモ併用シ兩々相俟ツテ成果ノ向上ニ努ムルヲ要ス

四、冀東自治政府ノ指導

冀東自治政府ノ指導ニ當リテハ特ニ其ノ内政ノ向上ニ努メシメ同政權ヲシテ冀察政權ニ對スル範タラシムルニ着意スルヲ要ス

同時ニ冀東自治政府ハ結局單獨ニ存立シ得ザルモノナル點ヲモ考慮ニ容レ北支五省分治結成ノ障害トナルガ如キ施策ハ之ヲナササルヲ要ス

冀察政權ノ分治體能信頼スルニ足ルニ至ラバ冀東地域ハ之ヲ冀察政權下ノ特別區トシテ同政權ニ合流セシムルモノトス

五、山東、山西及綏遠諸自治政權ノ指導

山東ニ對シ強テ之ヲ冀察體ニ合流セシムルカ如キ

169

工作ヲ行フハ却テ其ノ對日依存ヲ困難ナラシメ延テ其ノ存在ヲモ危クスルノ惧多キヲ以テ之ヲ慎ミ防共親日及日滿支經濟提携ヲ主眼トスル諸般ノ工作ニ依リ帝國トノ聯繫關係ヲ一層密接ナラシム。

山西及綏遠ニ關シテハ右ニ準ズ。而シテ此等兩政權ニ對スル指導ハ內蒙工作トノ調和ヲ必要トスルコト勿論ナルモ同時ニ對支政策ノ圓滿ナル遂行ニ留意シ該省政權ヲ驅逐シ又之ヲ内蒙政權ニ隸屬セシムルカ如キ施策ハ之ヲ行ハザルモノトス。

六 北支經濟開發ハ民間資本ノ自由進出ヲ本旨トスル我方利益ノ伸暢ニ依リ日支人ノ一致セル經濟的利益ヲ基礎トスル日支不可分ノ事態ヲ構成シ、平壤兩時ニ於ケル北支ノ親日態度保持ニ資セシムルヲ以テ目的トス特ニ國防上必要ナル軍需資源（鐵、石炭、鹽等）ノ開發並ニ之ニ關聯スル交通電力等ノ施設ハ要スレバ我方資本ニ依リ速ニ之ガ實現ヲ圖ルモノトス。

尙經濟開發ニ當リテハ第三國ヲシテ我特殊地位並ニ權益ヲ尊重セシムルト共ニ第三國ノ既得權益ハ之ヲ尊重シ要スレバ此等諸國ノ施設ト合同經營シ又ハ其ノ資本材料等ヲモ利用スル等特ニ英米トノ提携共助ニ留意スルモノトス。

六國策ノ基準、一九三六年八月十一日、（五相會議）、
法廷證第九七九號、記錄九五四九頁。

一、國家總論ノ基本ハ大義名分ニ即シテ内、國權ヲ

170

鞏固ニシ外、國運ノ發展ヲ遂ゲ帝國ガ名實共ニ東亞ノ安定勢力トナリテ東洋ノ平和ヲ確保シ世界人類ノ安寧福祉ニ貢獻シテ茲ニ皇國ノ理想ヲ實現スルニアリ帝國内外ノ情勢ニ鑑ミ當ニ帝國トシテ確立スベキ根本國策ハ外交國防相俟ツテ東亞大陸ニ於ケル帝國ノ地歩ヲ確保スルト共ニ南方海洋ニ進出發展スルニ在リテ其ノ基幹大綱ハ左記ニ據ル

(一) 東亞ニ於ケル列強ノ弱道政策ヲ排除シ眞個共存共榮主義ニヨリ互ニ慶福ヲ頌タントスルハ即チ皇道精神ノ具現ニシテ我對外發展政策上常ニ一貫セシムベキ指導精神ナリ

(二) 國家ノ安泰ヲ期シ其ノ發展ヲ確證シ以テ名實共ニ東亞ノ安定勢力タルベキ帝國ノ地位ヲ確保スルニ要スル國防軍備ヲ充實ス

(三) 滿洲國ノ健全ナル發展ト日滿國防ノ安固ヲ期シ北方露國ノ脅威ヲ除去スルト共ニ英米ニ備ヘ日滿支三國ノ緊密ナル提携ヲ具現シテ我カ經濟的發展ヲ策スルヲ以テ大陸ニ對スル政策ノ基調トス而シテ之ガ遂行ニ方リテハ列國トノ友好關係ニ留意ス

(四) 南方海洋ニ外南洋方面ニ對シ我民族の經濟的發展ヲ策シ努メテ他國ニ對スル刺戟ヲ避ケツツ漸進的和平的手段ニヨリ我勢力ノ進出ヲ計リ以テ滿洲國ノ完成ト相俟ツテ國力ノ充實強化ヲ期ス

三 右根本國策ヲ樞軸トシテ内外各般ノ政策ヲ統一調整シ現下ノ情勢ニ照應スル庶政一新ヲ期ス要綱左ノ如シ

F-151

(一) 國防軍備ノ整備ハ

(イ) 陸軍軍備ハ蘇國ノ極東ニ使用シ得ル兵力ニ對抗スルヲ目途トシ特ニ其在極東兵力ニ對シ開戦初頭一撃ヲ加ヘ得ル如ク在滿鮮兵力ヲ充實ス

(ロ) 海軍軍備ハ米國海軍ニ對シ西太平洋ノ制海權ヲ確保スルニ足ル兵力ヲ整備充實ス

(二) 我外交方策ハ一ニ根本國策ノ圓滿ナル遂行ヲ本義トシテ之ヲ綜合刷新シ軍部ハ外交機關ノ活動ヲ有利且圓滿ニ進捗セシムル爲内面的援助ニ勉メ表面的工作ヲ避ク

(三) 政治行政機構ノ刷新改善及財政經濟政策ノ確立其ノ他各段ノ施設運営ヲシテ右根本國策ニ適應セシムルカ爲左記事項ニ關シテハ適當ノ措置ヲ講ズ

(イ) 國內輿論ヲ指導統一シ非常時局打開ニ關スル國民ノ覺悟ヲ鞏固ナラシム

(ロ) 國策ノ遂行上必要ナル産業並ニ重要ナル貿易ノ振興ヲ期スル爲行政機構並ニ經濟組織ニ適切ナル改善ヲ加フ

(ハ) 國民生活ノ安定、國民体力ノ増強、國民思想ノ健全化ニ就キ適切ナル措置ヲ講ズ

(ニ) 航空並ニ海運事業躍進ノ爲適當ナル方策ヲ講ズ

(ホ) 國防及産業ニ要スル重要ナル資源並ニ原料ニ對スル自給自足方策ノ確立ヲ促進ス

(ロ) 外交機關ノ刷新ト共ニ情報宣傳組織ヲ充備シ外交機能並ニ對外文化發揚ヲ活潑ニス

171

七第三次北支處理要綱、一九三七年二月二十日、
法廷證第二一八號、記録二七四五頁。

一、北支處理ノ主眼ハ該地域ヲ確固タル防共親日滿ノ地帶タラシメ併セテ國防資源ノ獲得、並ニ交通施設ノ擴充ニ資シ以テ一ハ蘇國ノ侵寇ニ備ヘ一ハ日滿支三國提携共助實現ノ基礎タラシムルニ在リ

二、右目的達成ノ爲北支民衆ヲ對象トスル經濟工作ノ遂行ニ主力ヲ注クモノトス。然シテ右工作ノ遂行ニ當リテハ北支政權ニ對スル内面指導ノ外、南京政權ニ對スル施策ニ依リ同政權ヲシテ北支ノ特殊性ヲ確認シ進ンデ日滿支提携共助ノ諸施策ニ協力セシムル様指導スルモノトス

要綱

一、北支處理ニ對スル態度

滿洲ニ對スル我方ノ施策ハ動モスレハ列國ヲシテ恰モ帝國ニ於テ北支ニ對シテ侵略的意圖ノ野望ヲ有スルカ如キ誤弄ヲ與ヘタルコトナキニ非ス。仍テ今後ノ施策ニ當リテハ此種無用ノ誤解ヲ與フルカ如キ行動ハ嚴ニ之ヲ慎ムト共ニ北支民衆ニ對スル文化的工作ノ遂行ニ専念スルコト肝要ナリ。

北支ノ經濟的開發ニ當リテハ民間資本ノ進出ヲ歡迎スルト共ニ冀京政權又ハ南京政權ノ要望ニ對シテハ常ニ理解アル態度ヲ以テ臨ムコト必要ナリ。

冀京地區ニ於ケル特殊貿易及北支自由飛行等ノ問題ニ關シテハ概ネ既定ノ方針ニ基キ速ニ之ヲ解決ヲ計ルモノトス

二、冀察政權ノ指導

同政權ニ對スル指導ニ當リテハ公明ナル態度ヲ以テ臨ミ財政經濟軍事等百般ノ事總テ軍閥的稅政ヲ清算シテ民心ノ把握ニ努メシムルヲ要ス

三、冀東政權ノ指導

冀東自治政府ノ指導ニ當リテハ其ノ内政及ビ産業ノ向上ニ努メ眞ニ軍閥的搾取稅政ナキ安居樂業ノ地域タラシム

冀東政權ハ結局單獨ニ存立シ得サルモノナル點ヲモ考慮ニ容レ冀東政權指導上ノ障害トナルカ如キ措施ハ之ヲ爲サマルヲ要ス。

四、山東、山西、綏遠諸政權ノ指導

日滿支ノ融通提携ヲ目的トスル文化的經濟的工作ノ遂行ニ依リ帝國トノ連帶關係ヲ密接ナラシムルコトヲ以テ主眼トス。

防共親日滿等ヲ目的トスル政治的工作ノ遂行ハ却テ支那民衆ノ排抗日感情ヲ激發スルノ結果トナルノ惧アルヲ以テ嚴ニ注意スルヲ要ス。

五、經濟開發ニ關スル方針

北支經濟開發ハ民間資本ノ進出ヲ歡迎ス。我方權益ノ伸暢ニ依リ緊密ナル日支間ノ友好關係ヲ構成シ平壤兩時ニ於ケル北支ノ親日態度保持ニヨリ軍需資源ノ獲得ヲ計ルモノトス

第三國ノ既得權益ハ之レヲ尊重シ要スレハ此等諸國ト合同經營シ又ハ其資本ヲモ利用スルモノトス。

八北支指導方策、一九三七年四月十六日、(西相會議)、
法廷證第二一九號、記録二七四八頁。

方針

- 一、北支指導ノ主眼ハ該地域ヲシテ實質上確固タル
附共親日滿ノ地帯タラシメ併セテ交通施設ノ擴充
ニ資シ以テ一ハ赤化勢力ノ脅威ニ備ヘ一ハ日滿支
三國提携共助實現ノ基礎タラシムルニ在リ。
- 二、右目的達成ノ爲メ差當リ先ツ北支民衆ヲ對象ト
スル經濟工作ノ遂行ニ主力ヲ注クモノトス。然シ
テ右工作ノ遂行ニ當リテハ北支政權ニ對スル内面
指導ノ外南京政權ニ對スル施策ニヨリ同政權ヲシ
テ實質上北支ノ特殊ノ地位ヲ確認シ進ムテ日滿支
提携共助ノ諸施策ニ協力セシムル様指導スルモノ
トス。

要綱

一、北支指導ニ對スル態度
北支ニ對スル我方ノ施策ハ同地域ノ地理的的特殊性
ニモ鑑ミ從來動モスレバ「支那並ニ列國ニ對シテ
恰モ帝國ニ於テ停戰地域ノ擴張、滿洲國ノ國境推
進及至ハ北支ノ獨立等ノ企圖ヲ有スルカ如キ誤解
ヲ與ヘタルコトナキニ非ス。仍テ今後ノ對北支施策
ニ當リテハ此ノ種無用ノ誤解ヲ與フルカ如キ行動
ハ嚴ニ之ヲ慎ムト共ニ先ツ北支民衆ノ安居樂業ヲ
本旨トスル文化的經濟的工作ノ遂行ニ專念シ以テ
我方所期ノ目的達成ニ資スルコト肝要ナリ」。

北支ノ文化的經濟的開發ニ當リテハ努メテ解放

175

的態度ヲ採リ民間資本ノ自由ナル進出ヲ計ルト共ニ冀察政權又ハ南京政權ノ要望ニシテ其ノ至當ナルモノ又ハ面子上尤モナリト認メラルモノニ對シテハ常ニ理解アル態度ヲ以テ臨ムコト必ズナリ。河北山東地區ニ於ケル特殊貿易並ニ北支自由飛行ノ問題ニ關シテハ速ニ之ガ解決ヲ計ルモノトス。

二、冀察政權ノ指導

冀察政權ニ對スル指導ニ當リテハ最モ公明ナル態度ヲ以テ臨ミ特ニ財政經濟軍事等百般ノ專總テ軍閥的私政ヲ清算シテ明朗ナル地域ヲ構成シ民心ノ把握ニ努メシムルヲ要ス。

三、河北山東自治政府ノ指導

河北山東自治政府ノ指導ニ當リテハ特ニ其ノ内政ノ向上ニ努メ産業ノ徹底的開發ヲ行ハシムルト共ニ眞ニ軍閥的搾取私政ナキ安居樂業ノ模範地域ヲラシメ以テ北支ニ對スル帝國ノ公正ナル眞意ヲ事實ノ上ニ具現セシムルコトニ努ム。

前記施策ニ當リテハ河北山東自治政府ハ結局單獨ニ存立シ得サルモノナル點ヲモ考慮ニ容レ北支諸政權指導上ノ障礙トナルカ如キ施措ハ之ヲ爲ササルヲ要ス。

四、山東、山西、綏遠諸政權ノ指導

此等諸政權特ニ山東ニ對スル施策ハ日滿支ノ融通提携ヲ目的トスル文化的經濟的工作ノ漸進的遂行ニ依リ帝國トノ連帶關係ヲ一層密接ナラシムルヲ以テ主眼トス。右施策ニ當リテハ最モ公正ナル態度ヲ以テ臨ミ徒ニ民衆ノ感情ヲ激發シ支那側ニ排抗日ノ口實ヲ興フルノ虞アルカ如キ政治工作ハ之

P-154

173

ヲ避クルヲ要ス。

五 經濟開發ニ關スル方針

北支經濟開發ハ民間資本ノ自由進出ヲ本旨トスル
我方權益ノ伸暢ヲ圖ルト共ニ支那資本ヲモ誘致シ
以テ日支人ノ一致セル經濟的利便ヲ基礎トスル日
支不可分ノ事態ヲ構成シ平戰兩時ニ於ケル北支ノ
親日態度保持ニ資セシムルヲ以テ目的トス。特に
國防上必要ナル軍需資源（鐵、石炭、鹽等）ノ開
發竝ニ之ニ關聯スル交通、電力等ノ施設ハ要スレ
バ特殊資本ニ依リ速ニ之カ實現ヲ圖ルモノトス。
尙經濟開發ニ當リテハ第三國ヲシテ北支ニ於ケル
我カ特殊地位竝ニ權益ヲ尊重セシムルト共ニ第三
國ノ既得權益ハ之ヲ尊重シ畏スレハ此等諸國ノ施
設ト合同經營シ又ハ其資本材料等ヲモ利用スル等
第三國特ニ英米トノ提携共助ニモ留意スルモノト
ス。

丸 蒙遜會議ニ於テ決定サレタ政策、一九四〇年七月十九日、
法廷録第三六八七―A號、記録三七八六頁、
(西園寺・原田日記所載)。

一、支那事變ノ處理及世界新情勢ニ對應スベキ我方
政策ヲ展開スルタメ我戰時經濟政策ノ強化確立ヲ
以テ内外政策ノ根基トス。之ガタメ我經濟活動ハ
作戦軍ガ軍ノ生存上自ラ處理指導スルコトヲ絕對
必要トスルモノヲ除キ一切政府ニ於テ一元的ニ指
導シ極力之ヲ振作ス

三、對世界政策

(一) 世界情勢ノ急變ニ對應シ且速カニ東亞新秩序
ヲ建設スルタメ日獨伊樞軸ノ強化ヲ圖リ東亞諸
國ハ互ニ策應シテ諸般ノ重要政策ヲ遂行ス。但
シ右樞軸強化ノ方法及ビ之ガ實現ノ時機等ニ就
テハ世界情勢ニ即應シテ機宜ヲ失ハザルコトヲ
期ス。

(二) 對ソ關係ハ之ト日滿蒙間國境不可侵協定(有
効期間五年乃至十年)ヲ締結シ且懸案ノ急速解
決ヲ圖ルト共ニ右不可侵協定有効期間内ニ對ソ
不敗ノ軍備ヲ充實ス。

(三) 東亞及隣接島嶼ニ於ケル英佛蘭葡殖民地ヲ東亞
新秩序ノ内容ニ包含セシムルタメ積極的ノ處理
ヲ行フ。但右ニ關シ列國會議ヲ排除スルニ努ム。
(四) 米國ニ對シテハ無用ノ衝突ヲ避クルモ東亞新
秩序ノ建設ニ關スル限り彼ノ實力干涉ヲモ排除
スルノ固キ決意ヲ以テ我方針ノ實現ヲ期ス。

以上が組閣途上、松岡、吉田、東條三大臣と首相が協議した事項で之が所議内閣結成の根本方針をなすものであつた。

裏面白紙

E-156

一〇基本國策要綱、一九四〇年七月二十六日、
(内閣)、法廷證書三四一號、
記録六三〇七頁。

基本國策要綱

世界ハ今ヤ歴史的一大轉機ニ際會シ數個ノ國家群
ノ生成發展ヲ基調トスル新ナル政治經濟文化ノ創成
ヲ見ントシ皇國亦有史以來ノ大試練ニ直面ス、コノ
秋ニ當リ眞ニ強國ノ大精神ニ基ク皇國ノ國是ヲ完遂
セントセハ庶政百廢ニ亘リ遠ニ根本的刷新ヲ加ヘ萬
難ヲ排シテ國防國家體制ノ完成ニ邁進スルコトヲ以
テ刻下喫緊要務トス依ツテ基本國策ノ大綱ヲ策定ス
ルコト左ノ如シ

一、根本方針

皇國ノ國是ハ八紘ヲ一字トスル強國ノ大精神ニ基
キ世界平和ノ確立ヲ招來スルコトヲ以テ根本トシ
先ツ皇國ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹
トスル大東亞ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ之カ爲皇
國自ラ速ニ新事業ニ即應スル不拔ノ國家態勢ヲ確
立シ國家ノ總力ヲ擧ケテ右國是ノ具現ニ邁進ス

二、國防及外交

皇國内外ノ新情勢ニ鑑ミ國家總力發揮ノ國防國家
體制ヲ基底トシ國是遂行ニ遺憾ナキ軍備ヲ充實ス
皇國現下ノ外交ハ大東亞ノ新秩序建設ヲ根幹ト
シ先ツ其ノ重心ヲ支那事變ノ完遂ニ置キ國際的大
變局ヲ遠視シ建設的ニシテ且彈力性ニ富ム施策ヲ
講シ以テ皇國國運ノ進展ヲ期ス

E-157

三、國內態勢ノ刷新

我國內政ノ急務ハ國體ノ本義ニ善キ時政ヲ一新シ
國防國家體制ノ基礎ヲ確立スルニ在リ之カ爲左記
諸件ノ實現ヲ期ス

1、國體ノ本義ニ透徹スル敬皇ノ刷新ト相俟チ自
我功利ノ思想ヲ排シ國家奉仕ノ觀念ヲ第一義ト
スル國民道德ヲ確立ス尙科學的精神ノ振興ヲ期
ス

2、強力ナル新政治體制ヲ確立シ國政ノ綜合的統
一ヲ圖ル

イ、官民協力一致各々其職域ニ應ジ國家ニ奉公
スルコトヲ基調トスル新國民組織ノ確立

ロ、新政治體制ニ即應シ得ヘキ議會制度ノ改革
ハ、行政ノ運用ニ根本的刷新ヲ加ヘ其統一ト敏
活トヲ目標トスル官場新態勢

3、皇國ヲ中心トスル日滿支三國經濟ノ自主的建
設ヲ基調トシ國防經濟ノ根柢ヲ確立ス

イ、日滿支ヲ一環トシ大東亞ヲ包容スル皇國ノ
自給自足經濟政策ノ確立

ロ、官民協力ニヨル計畫經濟ノ遂行特ニ主要物
資ノ生産、配給、消費ヲ貫ク一元的統制機構
ノ整備

ハ、綜合經濟力ノ發展ヲ目標トスル財政計畫ノ
確立並ニ金融統制ノ強化

ニ、世界新情勢ニ對應スル貿易政策ノ刷新
ホ、國民生活必需物資特ニ主要食糧ノ自給方策
ノ確立

ヘ、重要産業特ニ重、化學工業及機械工業ノ創

180

期的發展

ト、科擧ノ製期的振興並ニ生産ノ合理化

テ、内外ノ新情勢ニ對應スル交通運輸施設ノ整

備擴充

リ、日滿文ヲ通スル綜合國力ノ發展ヲ目標トス

ル國土開發計畫ノ確立

4、國是遂行ノ原動力タル國民ノ資質、体力ノ向

上竝ニ人口増加ニ關スル恒久的方策特ニ農業及

農家ノ安定發展ニ關スル根本方策ヲ確立ス

5、國策ノ遂行ニ伴フ國民體性ノ不均衡ノ是正ヲ

斷行シ厚生の諸施策ノ徹底ヲ期スルト共ニ國民

生活ヲ刷新シ眞ニ忍苦十年時艱克服ニ道懸スル

質實剛健ナル國民生活ノ水準ヲ確保ス

181

一、世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱骨子、
一九四〇年七月二十七日、(連絡會議)、
法廷議第一三二〇號、記録一七九四頁。

- 一、世界情勢ノ變局ニ對處シ内外ノ情勢ヲ改善スル
コト。
- 二、遠カニ第三國ノ援養行為禁絶ヲ主眼トスル對支
施策ヲ強化シ支那專權ノ解決ヲ促進スルコト。
- 三、第三國ト關係ニ至ラザル限度ニ於テ南方問題ヲ
解決スルコト。
- 四、第三項ノ施策トシテ特ニ左ノ件ヲ實行スルコト。
 - (1) 一面對米穀然タル態度ヲ保持スル、他面獨伊
トノ政治的結束強化對「ソ」國交ノ飛躍的論議
ヲ圖ル。
 - (2) 佛印香港及租界ニ對スル援養禁絶、敵性支除
施策ヲ強化ス。
 - (3) 重要物資取得ノ爲對蘭印外交ヲ強化ス。
 - (4) 國內戰時態勢ヲ刷新ス。

裏面白紙

182

- 一、日獨伊樞軸強化ニ關スル件
- 一九四〇年九月四日、(四相會議)、
- 一九四〇年九月十九日、(連絡會議)、
- 法廷證第五四一號記録六三一頁。

日獨伊三國ノ提携強化ノ氣運最近頗ル變化シ此際三國間ニ取急キ會談ヲ要スル時機ニ達シタリト認メラルルニ付左記基本要綱ニ基キ差詰メ獨逸側ト折衝致度

要 綱

- 一、三國間ニ歐羅巴及亞細亞ニ於ケル新秩序建設ニ付凡有ル方法ヲ以テ相互ニ協力ヲ與フル爲原則的協定ヲ遂グ
- 二、右協力ノ最善ノ方法ニ關シ出來得ル限り短期間ニ三國間ノ協議ヲ行フ
- 三、差當リ三國共同聲明トシテ前二項ノ趣旨ヲ内外ニ公表ス

說 明 書

獨逸政府ハ今般「スターマー」公使ヲ本邦ニ特派スルニ至レル處右ハ單ニ當方情勢ノ探查ヲ目的トスルヤモ知レザルモ同人ハ「リ」外相ニ特別信用アル人物ニモアリ此際我方トシテ一段踏込ンデ日獨伊樞軸強化ニ關シ話ヲ始ムルヲ適當トスベク差當リ別紙要綱一ニノ如キ共同聲明ヲ發スルコト内外ノ情勢ニ頗ミ喫緊ナリト認ム

右聲明ハ凡有ル方法ヲ以テ相互ノ新秩序ニ協力スル趣旨ナルヲ以テ必要ノ場合皇國

183

裏面白紙

E-160

兵力ノ行使ヲモ決意セザルベカラズ尤モ英國ノ關
スル限り獨逸トシテ直チニ我方ノ武力協力ヲ必要
トセザルヤモ測ラレズ然ル場合ニハ主トシテ米國
ヲ目標トスルコトナルベク蘇聯ノ問題モ素ヨリ
議ニ上ルベキ處何レノ途我方トシテ武力行使ノ決
意ヲ爲スニ非ズンバ獨逸側トノ話合ハ不可能ナル
ベシ

而シテ右共同聲明ハ畢竟豫備的ノモノニシテ引續
キ軍事協定ノ交渉ニモ入ルヲ適當トスベク要綱第
二項ノ最善ノ方法ニ關シ協議ストハ結局軍事協力
交渉ヲ意味ス

尙右交渉ハ別紙交渉ニ關スル要綱ニ基キ處置セン
トスルモノナリ

軍事同盟交渉ニ關スル要綱

一 皇國ト獨伊トハ世界新秩序建設ニ對シ共通の立
場ニ在ルコトヲ確認シ各自ノ生存圈ノ確立及經綸
ニ對スル支持及對英對蘇、對米政策ニ關スル協力
ニ付キ相互ニ了解ヲ遂ク（別紙第一參照）

註、右基本的了解ニ基キ更ニ日獨伊間又ハ日獨日
伊間ニ所要ノ協定ヲ行フモノトス

二 現在日獨伊各國カ夫々直面シ居ル支那事變及歐
洲戰爭ニ關スル相互支持協力ニ關シ右基本的了解
ト共ニ速カニ了解ヲ遂ク（別紙第二參照）

三 前記（一）及（二）ノ交渉ハ（別紙第三）日獨伊提議強
化ニ對處スル基礎要件ヲ体シ且（別紙第四）交渉
方針要領ニ基キ行フ

四 以上ノ了解ハ必スシモ協定ノ形式ヲ執ルヲ要セ
サルモ獨伊ノ希望アルニ於テハ協定トスル
ス

別紙第一

政治的了解事項

日獨伊提議強化ノ爲ノ基本トナルヘキ
 一 日本及獨伊兩國ハ現在其ノ實現ニ努力シツツアル世界ノ新秩序建設ニ關シ共通ノ立場ニ在ルコトヲ認識シ南洋ヲ含ム東亞ニ於ケル日本ノ生存圏並ニ歐洲及アフリカニ於ケル獨伊ノ生存圏ヲ相互ニ尊重シ右地域ニ於ケル新秩序建設ニ付凡有ル方法ヲ以テ協カス

二 日本及獨伊兩國ハ相互ニ密接ナル經濟的協力ヲ行フ之カ爲各自ノ生存圏内ノ所在物資ノ優先的相互交易並ニ技術ノ交換ヲ行フト共ニ夫々各自ノ生存圏内ニ於ケル對手國ノ經濟的活動ニ付好意的考量ヲ加フ

E-160-A
 三 日本及獨伊兩國ハ「ソ」聯トノ平和ヲ維持シ且「ソ」聯ノ政策ヲ兩者共通ノ立場ニ副ハシムル如ク利導スルコトニ協カス（尙獨伊ト交渉ノ際先方ニ希望アルコト判明シタルトキ右ノ外更ニ日本又ハ獨伊ノ一方カ謀聯ト戦争状態ニ入ル危險アル場合ニハ執ルヘキ措置ニ關シ協議スルコトニ付テモ諒解ヲ遂クルコトトス）

E-161
 四 日本及獨伊兩國ハ米國ヲシテ西半球及米國ノ領地以外ノ方面ニ容喙セシメサルト共ニ之ニ對シ兩者ノ政治的及經濟的利益ヲ擁護スル爲相互ニ協カス又其ノ一方カ米國ト戦争状態ニ入ル場合ニハ他ノ一方ハ凡ユル方法ヲ以テ之ヲ援助ス
 日本及獨伊兩國ハ中南米ニ對スル施策ニ關シ緊密ニ協カス

備考

本了解ハ秘密トス

別紙第二

ニ對スル相互支持協力ニ關スル了解事項

一 日本及獨伊兩國ハ現在兩者ガ夫々直面シツツアル支那事變及歐洲戰爭ノ解決ニ方リ左ノ如ク相互ニ支持協力ス

日本ハ

(イ) 南洋ヲ含ム東亞所在資源及物資ノ取得ニツキ獨伊ノ希望ニ對シ爲シ得ル限り便宜ヲ供與ス

(ロ) 南洋ヲ含ム東亞ニ於ケル英國ノ勢力ニ對スル壓迫ヲ強化スルト共ニ獨伊ノ對英戰爭遂行ヲ容易ニスル爲爲シ得ル限り協力ス

獨伊ハ

(イ) 日本ノ希望スル機械類等ノ供給並ニ技術ノ援助ニ關シ爲シ得ル限り協力ス

(ロ) 支那事變解決ノ爲爲シ得ル限りノ政治的及經濟的協力ヲ爲ス

備考

本了解ハ秘密トス

別紙第三

日獨伊提議強化ニ對處スル基礎要件

一 皇國ノ大東亞新秩序建設ノ爲ノ生存圏ニ就テ

(イ) 獨伊トノ交渉ニ於テ皇國ノ大東亞新秩序建設ノ爲ノ生存圏トシテ考慮スヘキ範圍ハ日滿支ヲ根幹トシ舊獨領委任統治諸島、佛領印度及同太平洋島嶼、泰國、英領馬來、英領ボルネオ、蘭領東印度、ビルマ、濠洲、新西蘭並ニ印度等ト

但シ交渉上我方カ提示スル南洋地域ハビ

東亞印ニューカレドニア以北トス尙印度ハ之ヲ一應「ソ」聯ノ生存圈内ニ置クヲ認ムルコトアルヘシ

(ロ) 蘭領東印度ハ獨立態勢ニアラシムルヲ目途トスルモ差當リ我方ノ政治上經濟上ノ優先的地位ヲ認メシムルモノトス
右ニ關シ万一獨逸ノ提案ト相觸ルルコトアル場合ニ於テモ蘭印所在物資及資源ノ優先的供給蘭印ニ於ケル獨逸人ノ既得經濟經營繼續ニ關スル保障其ノ他全般ニ於ケル政治的折衝ニ依リ蘭印ニ於ケル皇國ノ優越的地位ヲ認メシムルコトトス

(イ) 佛領印度支那ニ關シテモ(ロ)ニ同シ

二 日獨伊三國ノ經濟協力ニ就テ

(イ) 交易ニ關シ皇國ハ日滿支三國ノ農林水産物等ヲ供給スルノ外支那、佛印、蘭印等ノ特殊産物及「ゴム」等ノ供給ニ付協力ヲ與フヘク獨伊ハ皇國ノ必要トスル技術ノ援助及航空機、機械類化學製品類等ノ供給ヲ爲ス
相互經濟的活動ニ關シテハ皇國ハ特ニ支那及滿洲ニ於テ事實上獨伊ノ爲優先的取扱ヲ爲シ其技術及施設ヲ參加セシム

(ロ) 右目的ノ爲夫々經濟協定、貿易協定及支拂協定ヲ締結ス

三 日獨伊三國ノ對「ソ」及對米協力ニ關スル皇國

ノ態度ニ就テ

世界カ東亞、「ソ」聯、歐洲及米洲ノ四大分ルルヲ豫見セラレル戦後ノ新態勢ニ於テ

指導者ヲ以テ任スル皇國ハ歐洲ノ指導勢力タル獨
伊ト密接ニ提携シ

(イ) 「ソ」聯ヲ東西南南方面ヨリ牽制シ、且之ヲ日
獨伊共通ノ立場ニ副フ如ク利導シテ其勢力圍ノ
進出方面ヲ日獨伊三國ノ利害關係ニ直接影響少
キ方面例ヘハ波斯灣（場合ニ依リテハ印度方面
ニ對スル「ソ」聯ノ進出ヲ認ムルコトアルヘシ）
ニ向フ方面ニ向ハシムル如ク努ムルト共ニ

(ロ) 又米國ニ對シテハカメテ平和的手段ヲ以テス
ヘキモ東亞及歐洲分野ノ政治的經濟的提携ニ依
リ所要ニ應ジ米國ニ對シ壓迫ヲ加ヘ得ルノ態勢
ヲ構成シ以テ皇國ノ主張ヲ貫徹スルニ寄與セシ
メル如ク策ス

右施策ニ際シ努メテ「ソ」聯ヲ利導スルコトヲ
考慮ス

且又獨伊ハ現在南米ニ相當ノ移民ト經濟的地步
トヲ有スルヲ以テ將來皇國ノ米國ニ對スル諸般
ノ施策ニ之ヲ利用ス

四

日獨伊三國ノ排英協力ニ關スル皇國ノ態度ニ就テ

(イ) 皇國ハ東亞新秩序建設上、南洋ヲ含ム東亞ニ
於テ英國ノ政治的及經濟的權益ヲ排除スル爲、
狀勢ニ應シ諸施策ヲ講ス

（右施策ハ英國ノ地位ヲ薄弱化スルモノニシテ
現ニ支那ニ於ケル皇國ノ對英政策カ自ラ歐洲戰
場ニ有效ニ影響シ居ルコト事實ノ示ス所ナリ）
(ロ) 皇國ハ更ニ獨伊ノ對英戰爭ニ一層協力スル
南洋ヲ含ム東亞所在資源及物資ノ取得ニ
伊兩國ノ希望ニ對シテ協力ヲ惜マス。又、東

ニ於ケル英國權益ノ排除、對英示威及宣傳、英國ノ屬領及殖民地ノ獨立運動支援等獨伊ノ對英戦争ニ關シ一層ノ協力ヲ爲ス
對英米武力行使ニ關シ皇國ハ左ノ諸項ニ依リ自主的ニ決定ス

(一) 支那事變處理概ネ終了セル場合ニ於テハ内外諸般ノ情勢之ヲ許ス限り好機ヲ補担シ武力ヲ行使ス

(二) 支那事變ノ處理未タ終ラサル場合ニ於テハ原則トシテ關域ニ至ラサル限度ニ於テ施策スルモ内外諸般ノ情勢特ニ有利ニ進展スルカ若クハ我準備ノ成下ニ拘ハラス國際情勢ノ推移最早猶餘ヲ許サス、認メラルル場合武力ヲ行使ス

(三) 内外諸般ノ情勢トハ支那事變處理ノ情況ノ外歐洲情勢特ニ對「ソ」國交調整ノ狀況米國ノ我ニ對スル動向及我戦争準備等ノ諸件ヲ指スモノトス

別紙第四 交渉方針要領

一 獨伊ヲシテ皇國ノ南洋ヲ含ム東亞ニ於ケル生存圈ヲ承認尊重セシムヘキ別紙第一(一)ノ交渉ニ於テハ南洋ヲ含ム東亞全般ニ付包括的ニ皇國ノ優越的地位ヲ認メシムルコトヲ主眼トス
但獨伊側ヨリ特定地區ニ何等留保的態度ニ出ツル場合ニハ別紙第三(日獨伊提携強化ニ對處スル基礎要件)ノ(一)ノ項以下ヲ体シ右地區ニ付具體的折衝ヲ行ヒ之ヲ容認セシム

二 獨伊側ヨリ對英米專事的協力ニ關シ希望シテニ於テハ皇國トシテハ原則トシテ之ニ應ス

129

裏面白紙

ルノ用意アルモ我現狀ニ鑑ミ武力行使即チ參戰ニ
關シテハ別紙第三(日獨伊提携強化ニ對處スル基
礎要件)第五項ノ(一)(二)ノ如ク考慮シ居ル點ヲ說
明諒解セシムルト共ニ
獨伊側ヲシテ皇國ノ對英米開戰ニ關スル内外諸般
ノ情勢改善ニ關シ我ニ協力セシムル如クスルモノ
トス

190

裏面白紙

一三、對南印經濟發展ノ爲ノ施策、
一九四〇年十月二十五日、(内閣)、
法廷證第一三一七號、記録一八三七頁。

世界新秩序ノ進展ニ伴フ經濟階級發生ノ必然性、並ニ日獨伊三國條約ニ基ク皇國ノ南印ニ於ケル優位ヲ確認シ、共存共榮ノ大局的立場ニ基キ、遠ニ南印ト經濟的緊密化ヲ圖リ、以テ其豐富ナル資源ヲ開發利用シ、皇國ヲ中心トスル大東亞經濟圈ノ一環タル實ヲ舉ゲシメンコトヲ期シ、差當リ左記要領ニヨリ施策スルモノトス

一、南印經濟ヲシテ歐米經濟「プロツクル」ニ依存セラル状態ヲ清算セシメ、大東亞經濟ノ一員タル立場ヲ取ラシムルコト

二、現在邦人ノ經濟的活動ヲ阻害スル諸種ノ制限的措置ヲ撤廢又ハ緩和シ、邦人ノ經濟的活動ヲ他ニ優先シテ自由活進ナラシムル如ク努ムルコト

三、皇國ノ必要トスル重要物資ヲ可及的ニ大東亞圈内ニテ確保シ以テ英國(國名不明)ヨリ資源的獨立ヲ圖ルタメ南印ニ對シ共同開發ヲ提議スルコト、長スレバ適當ナル島嶼地境ノ租借又ハ買収ヲナスコト

四、皇國ノ必要トスル重要物資ノ供給確保ニ關シテハ、先ニ南印備ノ保障ヲ取り付ケタルモ、更ニ此等物資ノ種類及數量ノ増加ニツキ、南印ノ同意ヲ求ムルコト尙進ミテハ重要物資特ニ南印ノ世界的占商品タル錫、「ゴム」、錫那等ヲ皇國ノ指導ニ

裏面白紙

五 ヨル貿易管理ノ實現ニ努ムルコト
共存共榮ノ實ヲ得ゲルタメ可及的土着民ノ收益
トナル蘭印産農産物ノ買付ヲナシ土着民ノ購買力
ヲ培養スコレガ爲、蘭印側ニ於テハ可及的我が國
ノ長請ニ應スル如ク農業ヲ誘導スルコト

六 皇國製品ノ對蘭印輸出増進ニツキ、特ニ協力提
携ヲ求ムルコト

七 將來他ノ大東亞諸地境ヲ併セ皇國ヲ中心トスル
大金融體ノ設定ヲ目標トシ、蘭印トノ新金融關係
ノ設定ニ付テモ之カ一環タラシムル如ク努ムルモ
ノトス、但シ蘭印自体ハ之ヲ「國」境トナスコト
ヲ目的トセサルコト蘭印ニ於ケル爲管理ヲ皇國
ノ指導下ニ置ク如ク努ムルコト差當リ蘭印ニ於ケ
ル爲管理ノ運用ヲ邦人ニ對シ寛大ナラシムルト
共ニ蘭印ノ銀行等ヲシテ本邦側ニ對シ「クレヂツ
ト」ノ設定其ノ他極力金融上ノ便宜ヲ供與セシム
ルコト

八 交通及通信ニ關シテハ大東亞全局ノ指導的地位
ヲ確保スル一環トシテ左ノ特殊權益ノ設定ニ努ム
ルコト

(イ) 沿岸貿易權、不開港入港權及港灣設備ノ經營
及利用權

(ロ) 海底電線ノ陸揚及運用權、國內通信事業經營
ニ對スル參加權ソノ他ノ通信權

九 (ハ) 定期航空路ノ新設及航空保安施設ノ設置權
水産業ニ關シテハ南方ニ碇固タル地歩ヲ建設ス
ルタメ漁船ノ増加、漁獲物輸入港制限ノ撤廢、漁
業根據地ノ設置、其ノ他水産業ノ經營ニ伴フ權益

192

裏面白紙

193

ノ獲得ニ努ムルコト

一〇 蘭印ニ於ケル第三國利益ニ對シテハ新規ノ設定ヲ許サズ又既存ノモノニシテ皇國ノ發展ニ障害トナルカ如キモノハ之ヲ驅逐スルカ如ク努メシムルコト

一一 蘭印ノ對内外經濟政策ノ樹立及實施ニ參與シ皇國トノ經濟的提携ヲ指導強化スル爲、蘭印側ニ邦人ヲ加ヘタル經濟建設委員會、其他適當ナル機關ヲ設ケシムルコト

蘭印ハ貿易、金融、稅制、關稅、第三國トノ經濟協定、企業、交通、通信等ニ關シテハ右機關ヘノ諮問ヲ長スルモノトス
差當リ、在蘭印邦人輸入商ヲ經濟省ノ諮問委員會ニ參加セシムルコト

一二 蘭印ニ於ケル新聞其他刊行物ノ對日惡論調ニ對シ徹底的ナル取締ヲ要求スルト共ニ、邦人ノ新聞發行ニ對スル自由ヲ確保セシムルコト

一三 在住華僑ノ發露抗日態度ニ對シテハ、蘭印當局ノ嚴重ナル取締ヲ要求スルト共ニ、一方ソノ經濟的地位ニ鑑ミ、大局的立場ヨリ、華僑ノ組織及資力ノ利用ヲ策スルコト

一四 皇國ノ經濟的發展ヲ期スル爲、土着有力者ヲ皇國ニ招致シ、又ハ皇國ノ真姿ヲ宣傳正解セシムル等諸般ノ處置ヲ講ズルコト

一五 經濟施策ハ大東亞共榮圈確立ノ大局的立場ニ立脚スルコトト皇國ノ利益伸長ト土民ト調和スル如ク努ムルコト

一、 兵對南方施策、一九四一年四月、(大本營) 法廷證第一三〇五號、記録一一七五一頁。

一、 帝國ノ當面スル對南方施策ノ目的ハ、支那事變ノ處理ヲ促進スルト共ニ、自存自衛ノ爲、綜合國防力ヲ擴充スルニアリ

之カ爲

1 佛印泰トノ間ニ軍事、政治、經濟ニ亘リ緊密不離ノ綜合關係ヲ認定ス

2 歐印トノ間ニ緊密ナル經濟關係ヲ樹立ス

3 其ノ他ノ南方諸邦トノ間ニ、正常ノ通商關係ヲ維持ス

二、 前項目的ノ達成ハ外交的施策ニ依ルヲ本則トス

三、 前項ノ施策遂行ニ方リ、左記ノ如キ事態發生シ、

之カ打開ノ方策無キニ於テノミ、自存自衛ノ爲、

武力ヲ行使ス

1 米英蘭ノ策謀ニ依リ、帝國ノ自存ヲ脅威セラレタル場合

2 米英蘭支等ノ對日包圍態勢加重セラレ國防上忍ビ得ザルニ至リタル場合

一五、南方施策促進ニ關スル件、

一九四一年六月二十五日、(連絡會議)、

法廷證第一三〇六號、記録一一七五三頁。

一、 帝國ハ現下諸敵ノ情勢ニ鑑ミ既定方針ニ準據

シテ對佛印泰施策ヲ促進ス時ニ歐印派遣代表ノ編

制ニ關聯シ遠ニ佛印ニ對シ東亞安定防衛ヲ目的ト

194

195

スル日佛印軍事的結合關係ヲ設定ス
佛印トノ軍事的結合關係設定ニ依リ帝國ノ把握ス
ヘキ要件左ノ如シ

(イ) 佛印特定地域ニ於ケル航空基地及港灣施設ノ
設定又ハ使用竝ニ南部佛印ニ於ケル所長軍隊ノ
駐屯

(ロ) 帝國軍隊ノ駐屯ニ付スル便宜供兵

二、 前線ノ爲外交交渉ヲ開始ス

三、 佛國政府又ハ佛印當局者ニシテ我カ要求ニ應セ
サル場合ニハ武力ヲ以テ我カ目的ヲ貫徹ス

四、 前線ノ場合ニ處スル爲豫メ軍隊派遣準備ニ着手
ス

一六一九四一年七月二日ノ御前會議ヲ經テ採擇サレタル決定、
情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策兵編。

第一 方針

a 帝國ハ世界情勢變遷ノ如何ニ拘ラズ、大東亞
共榮圈ニシテ建設シ、以テ世界平和ノ確立ニ寄與セ
ントスル方針ヲ堅持ス

b 帝國ハ依然支那專權處理ニ邁進シ、且、自存自
衛ノ基礎ヲ確立スル爲南方進出ノ歩ヲ進メ又情勢
ノ推移ニ應ジ北方問題ヲ解決ス

c 帝國ハ右目的達成ノ爲如何ナル障害ヲモ之ヲ排
除ス

第二 要領

a 蔣政權屈服促進ノ爲更ニ南方諸城ヨリノ壓力ヲ
強化ス情勢ノ推移ニ應ジ、適時重慶政權ニ對スル

交戦權ヲ行使シ、且支那ニ於ケル租借租界ヲ接收ス

b 帝國ハ其ノ自存自衛上南方要域ニ對スル必要ナル外交交渉ヲ續行シ、其ノ他各派ノ施策ヲ促進ス之ガ爲對英米戰準備ヲ整ヘ先ヅ對佛印泰施策ヲ綱ニ及南方施策促進ニ關スル件ニ據リ佛印反泰ニ對スル諸方策ヲ完遂シ以テ南方進出ノ意勢ヲ強化ス帝國ハ本號目的達成ノ爲對英米戰ヲ辭セズ

c 獨「ソ」戰ニ對シテハ三日樞軸ノ精神ヲ基調トスルモ暫ク之ニ介入スルコトナク密カニ對「ソ」武力的準備ヲ整ヘ自主的ニ對處ス此ノ間固ヨリ周密ナル用意ヲ以テ外交交渉ヲ行フ、獨「ソ」戰事ノ推移帝國ノ爲有利ニ進展セハ、武力ヲ行使シテ北方問題ヲ解決シ北進ノ安定ヲ確保ス

E-171

d 前號遂行ニ當リ、各種ノ施策就中武力行使ノ決定ニ際シテハ對英米戰爭ノ基本態勢ノ保持ニ大ナル支障ナカラシム

e 米國ノ參戰ハ既定方針ニ從ヒ外交手段其ノ他有ユル方法ニ依リ極力之ヲ防止スベキモ万一米國ガ參戰シタル場合ニハ帝國ハ三日條約ニ基キ行動ス但シ武力行使ノ時機及方法ハ自主的ニ之ヲ定ム
f 遂ニ國內戰時體制ノ徹底的強化ニ移行ス時ニ國土防衛ノ強化ニ勉ム

g 具體的措置ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

一七一九四一年九月六日、御前會議ヲ經テ決定

帝國國策遂行要領。

帝國ハ現下ノ急迫セル情勢ニ米英蘭等各國ノ執
レル對日攻勢「ソ」聯ノ情勢及帝國国力ノ彈拔性
ニ係ミテ情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱ハ中南方ニ
對スル施策ヲ左記ニ依リ遂行ス

a 帝國ハ自存自衛ヲ全フスル爲メ對米（英蘭）戰争
ヲ辭セサル決意ノ下ニ縱ネ十月下旬ヲ目途トシ戰
争準備ヲ完整ス

b 帝國ハ右ニ並行シテ米英ニ對シ外交ノ手段ヲ盡
シテ帝國ノ要求貫徹ニ努ム

對米（英）交渉ニ於テ帝國ノ達成スヘキ最少限度
ノ要求事項並ニ之ニ關聯シ帝國ノ約諾シ得ル限度
ハ別紙ノ如シ

c 前號外交交渉ニ依リ十月上旬頃ニ至ルモ尙我
要求貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ直チニ對米
（英蘭）開戰ヲ決意ス

對南方以外ノ施策ハ既定國策ニ基キ之ヲ行ヒ特ニ
米「ソ」對日適合戰線ヲ形成セシメサルニ努ム

197

E-172

一八、連絡會議決定案、一九四一年十一月十一日、
法廷證第九一九號、記録九二六一頁。

方針

一、速ニ極東ニ於ケル米英蘭ノ根據ヲ覆滅シテ自存
自衛ヲ確立スルト共ニ將政權ノ屈服ヲ促進シ且獨
伊ト提携シ先ツ英ノ屈伏ヲ圖リ次イテ米ノ編戰意
志ヲ喪失セシムルニ勉ム。

二、極力戰爭對手ノ擴大ヲ防止ス
要領

一、帝國ハ迅速ナル武力戰ヲ遂行シ東亞及南西太平
洋ニ於ケル米英蘭ノ根據ヲ覆滅シ戰略上優位ノ態
勢ヲ確立スルト共ニ重要資源地域並ニ主要交通線
ヲ確保シテ長期自給自足態勢ヲ整フ。凡有手段ヲ盡
シテ適時米海軍主力ヲ誘致シ之ヲ撃滅スルニ勉ム
二、日獨伊三國協力シテ元ツ英ノ屈伏ヲ圖ル

(一) 帝國ハ左ノ諸方策ヲ執ル

- (イ) 歐洲印度ニ對シ政治及通商破壊等ノ手段ニ
依リ英本國トノ連鎖ヲ遮斷シ其ノ離反ヲ策ス
- (ロ) 「ビルマ」ノ獨立ヲ促進ス
- (ハ) 獨伊ヲシテ左ノ諸方策ヲ執ラシムルニ勉ム
- (ニ) 近東、北阿、「スエズ」作戰ヲ實施スルト
共ニ印度ニ對シ施策ヲ行フ

(イ) 對英封鎖ヲ強化ス

(ロ) 情勢之ヲ許スニ至ラハ英本土上陸作戰ヲ實
施ス

(三) 三國ハ協力シテ左ノ諸方策ヲ執ル

E-173

- 三、
- (イ) 印度洋ヲ通スル三國間ノ連絡提携ニ勉ム
- (ロ) 通商破壊戰ヲ強化ス
- (ハ) 占領地資源ノ對英流出ヲ禁絶ス
- 日獨伊ハ協力シ對英措置ト並行シテ米戰意ヲ喪失セシムルニ勉ム

(一) 帝國ハ左ノ諸方策ヲ試ル

(イ) A 比島ヲ米ヨリ離反獨立セシム

B 比島ノ取扱ヒハ戰爭終末促進ニ資スル如ク考慮ス

C 比島ニ關シテハ觸レサルコト

(ロ) 對米通商破壊戰ヲ徹底ス

(ハ) 支那及南洋資源ノ對米流出ヲ禁絶ス

(ニ) 對米宣傳謀略ヲ強化ス

其ノ重點ヲ米海軍主力ノ極東ヘノ誘致並ニ米極東政策ノ反省トヒ米戰無意義指摘ニ置キ米國輿論ノ厭戰誘發ニ導ク

(四) 米露關係ノ離隔ヲ圖ル

(一) 獨伊ヲシテ中南米ニ對スル左ノ攻勢方策ヲ執ラシムルニ勉ム

(イ) 大西洋方面ニ於ケル對米海上攻勢ヲ強化ス

(ロ) 中南米ニ對スル軍事、經濟、政治的攻勢ヲ強化ス

四、

支那ニ對シテハ對米關係戰爭待ニ其ノ作戰ノ成果ヲ利導シテ援將ノ禁絶、抗戰力ノ減殺ヲ圖リ政略ノ手段ヲ積極化シ以テ重慶政權ノ屈伏ヲ促進ス

五、 帝國ハ南方ニ對スル作戰間極力對「ソ」戰爭ノ惹起ヲ防止スルニ勉ム。

獨「ソ」兩國ノ意嚮ニ依リテハ兩國ヲ媾和セシメ

200

一、ソレヲ樞軸側ニ引キ入ルルコトアルヲ考慮ス
六、當時戦局ノ推移國際情勢、敵國民心ノ動向等ニ
對シ嚴密ナル監視ニ考察ヲ加ヘツツ戰爭終結ノタ
メ左記ノ如キ機會ヲ捕捉スルニ勉ム

イ、兩方ニ對スル作戰ノ主要段落

ロ、支那ニ對スル作戰ノ主要段落ニ蔣政權ノ

屈服

ハ、歐洲戦局ノ情勢變化ノ好機特ニ英本土ノ没

落、露ソレ戦ノ終末、

對印度施策ノ成功

之ガタメ運ニ爾米諸國、瑞典、葡國、法王廳等
ニ對スル外交並ニ宣傳ノ施策ヲ強化ス日露伊三
國ハ英ノ屈服ニ除シ之ト直ニ講和スルコトナク
英ヲシテ米ヲ誘導セシムル如ク施策スルニ勉ム

198

一九、帝國國策遂行要領ニ關聯スル對外措置、十一月五日御前會議決定、一九四一年十一月十三日（連絡會議）法廷證第八七八號、記録八九九四頁

對 獨 伊

日米交渉決裂シ戰爭不可避ト認メラレタル際ハ大抵十一月二十五日以降ト想定スニハ遲滯ナク獨一伊ニ對シ帝國ハ近ク準備成リ次第英米ニ對シ開戦スルノ意圖ナル旨ヲ通報シ右準備ノ一部ナリトシテ左記事項ニ付必要ナル交渉ヲ行フモノトス

- 一、獨（伊）ノ對米戰爭參加
- 二、單獨不媾和

補 考

獨逸側ヨリ對一ノ一參戰ノ要求アリタル場合ニハ差當リ參戰セザル旨ヲ以テ應酬ス但シ之カ爲獨逸ノ對米參戰ノ時期カ遅ルル方如キ事態生スルモ已ムヲ得ス

對 英

對米交渉ノ結果タル了解事項中英國ニ關係アル事項ヲ英國ヲシテ支諾セシメ且之ニ積極的ニ協力セシムル様速ニ直接又ハ米ヲ通シ措置シ置クモノトス

右以外企圖隱匿ノ見地ニ於テ特別ノ外交措置ヲ行フコト無シ

對 蘭 印

我カ企圖秘匿欺騙ニ資スルタメ成ルヘク速ニ從來

交渉繼續ノ形式ニ於テ帝國ニ對スル所要物資ノ供給ヲ主眼トスル外交交渉ヲ逐次開始ス

概ネ昭和十六年八月四日大本營政府連絡會議決定ニ係ル對「ソ」外交交渉妥協第一項ニ準據シテ交渉ヲ續行ス

B-176
對

泰

1、進駐開始直前左記ヲ要求シ迅速ニ之ヲ承認セシム泰ニシテ帝國ノ要求ニ應セサル場合ニ於テモ軍隊ハ予定ノ如ク進駐ス、但シ日・泰間武力的衝突ハ之ヲ局限スルニ努ム

1、帝國軍隊ノ通過竝ニ之ニ伴フ諸般ノ便宜供與

ロ、帝國軍隊ノ通過ニ伴フ日泰軍隊ノ衝突回避措置ノ即時實行

ハ、泰ノ希望ニヨリテハ共同防衛協定ノ締結(註)本交渉開始前ニ於ケル對泰態度ハ從來ト特別ノ變化ナカシメ特ニ開戦企圖ノ秘匿ニ万全ノ考慮ヲ拂フモノトス

2、進駐后速カニ概ネ左ノ諸任ニ關シ具体的ニ現地ニ於テ取極ヲ行フ

- イ、帝國軍隊ノ通過及駐屯ニ關スル事項
- ロ、軍用施設供用及新設増強
- ハ、所安ノ交通通信機關及工場施設等ノ供用
- ニ、通過並ニ駐屯軍隊ニ對スル宿營給養等
- ホ、所安軍費ノ借款

備考 第一、第二項ノ交渉ニ當リテハ昭和十六年二月一日大本營政府連絡會議決定ノ對

佛印泰施策要綱ニ準據シ泰ノ主權及領土ノ尊重ヲ確約シ
尙泰ノ態度ニヨリテハ將來「ビルマ」若シクハ馬來ノ一部ヲ割讓スベキ事ヲ考慮スヘキ旨ヲ仄カシ以テ交渉ヲ有利ナラシム。

對支

E-177

- 出來ル限り消耗ヲサケ以テ長期世界戰爭ニ對處スベキ帝國綜合戦力ノ確保及將來兵力減少ノ場合等ヲ念頭ニ置キ左ノ通り措置スルモノトス
- 1、 在支米英武力ヲ一掃ス
 - 2、 在支敵性租界（北京公使館區域ヲ含ム）及敵性重要權益（海關鐵山等）ヲ我實權下ニ把握ス但シ我國ノ人的並ニ物的負擔ヲナルベク輕カラシムル様留意スルモノトス
 - 3、 前諸項ノ發動ハ我企圖ヲ暴露セサル爲我對米英宣戰後トス
 - 4、 重慶ニ對スル交戦權ノ發動ハ特ニ宣言等ノ形式ヲ以テスルコトナク對米英開戦ヲ以テ事實上其實效ヲ收ムルモノトス
 - 5、 在支敵國系權益中國民政府ニ關係アルモノモ必要ニ應シ差當リ我方實權下ニ把握スルモノトシ之ガ調整ハ別ニ措置ス
 - 6、 占領地内ニ於ケル支那僑要人ノ活動ヲ出來ル限り誘導促進シ日支協力ノ下ニ民心ノ把握ニ力

メ以テ可能ナル地境ヨリ漸次局部和平ヲ實現セ
シム
7、對支經濟關係ニ於テハ物質獲得ニ重點ヲ置キ
之ガタメ現行諸制限ニ合理的調整ヲ加フルモノ
トス

E-178

各個人に對する判定

現在の法律からすれば、當然、どのような人も平和に對する罪を犯したかどて死刑に處せられるべきではない。今日の段階では、終身の禁錮がこの犯罪に對して妥當な處罰である。この終身の禁錮刑は、裁判所條令によれば、最高司令官により何時でも輕減することができ、(裁判所條例第十七條)從つて、侵略戦争遂行の共同謀議または侵略戦争の遂行という起訴事實については有罪と認定されたが、どのような通例の戦争犯罪についても無罪と認定された被告は、終身の禁錮刑に處せられるべきである。これらの被告は荒木、橋本、平沼、星野、南、賀屋、大島、白鳥及び鈴木である。同じ刑罰は、小磯と梅津に課されたが、これは正しい。

被告、岡、佐々、及び島田については、多岐決による判決は、これらの被告に同じ處罰を加えている。かれらは通例の戦争犯罪について有罪と認定されるべきであつて、死刑をもつて處罰されねばならなかつた筈である。

被告土肥原、板垣、木村、松井、武蔵及び東條に對して宣告された死刑については、本官は敬意をもつて同意する。

被告畑、廣田、木戸、重光及び東郷は次に述べる理由によつて、無罪にされるべきであつた。

E-179

畑

畑は職業軍人であつた。かれに對して提出された證據の検討を進める前に、平和に對する罪に關する

203

205

軍人の責任を、はつきり定めることが適當と考えられる。

檢察例は次のように述べてゐる。

如何なる戦地の軍人と雖も軍にその屬する政府の遂行しつゝあつた侵略戦争の経過の間軍事作戦を實施したか故のみをもつてしては侵略戦争に關する罪の下に訴追されては居ないのであります。かゝる罪で訴追されてゐる者は、唯政府の侵略政策樹立に關與したか、或は初めに侵略を誘發し、次で之が政府の政策とせられた場合のみなのであります。(記録四〇五四〇頁)

この陳述の範圍は、單なる檢察例の方針についての申立ての範圍をこえるものとして、擴張されるべきものである。この陳述には、一般的に認められなければならぬ規範が含まれている。

單に政府の政策を實行した軍人を、平和に對する罪について有罪であるとして犯罪人とみなしてはならない。軍隊の義務は忠誠であることである。兵卒も將官も、陸軍であると海軍であるとを問わず、政府が遂行する戦争において戦闘という軍人の義務を果したに過ぎない場合には、侵略戦争の開始または遂行という罪に問われるべきでない。

本件では、軍人が一國の政策に影響を及ぼすという状態の危険が全期間にわたりに明らかになされてゐる。軍隊は、國家を防衛し、政府によつて決定された政策を實施する力を持たなければならない。この政策を樹

E-180

てたり、それを左右したりしてはならない。

明治天皇が陸海軍軍人に與えた勅諭を内容とする
その中には次のように述べられている。すなわち、

抑々國家を保護し國權を維持するは、兵力
に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なる事を辨
へ世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己の本
分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よ
りも輕しと覺悟せよ。(法廷證第三四六五號)
今次の戦争と、その結果日本にもたらされた災
害とは、軍部が右の勅諭に従わなかつたために
ひき起こされたものであるといふことが、本件
において再三繰返えし述べられている。檢察側
は軍人を政治に干與したかどで訴追してゐる。
若し右に述べたことが正しいならば、われわれは
侵略的な性質の戦争において戦うことを命ぜられた
際に軍人が職を解することを期待してはならないと
いふこととなる。これを要求することは、政治に干
與することを軍人に義務として負はせることにひと
しい。それは、別な意味では悪の根本をなすと考え
られてゐること自体を要求することを意味するので
あろう。

平和に對する罪に關して軍人の責任を考慮するに
當つては、極めて慎重でなければならぬ。ヘニユ
ールンベルグの判決の中で呼ばれてゐるように一名
譽ある兵馬の職が國家間の交際上必要なものである
限り、この職業は「政治に干與する」ことを強要さ
れないように保護されなければならぬし、またそ
れが自己の本分内にとどまつてゐる限り、戦争が敗

E-181
205

207

北に終つた後にそれに對して提起される訴追に對して、保護されなければならぬ。

自國の軍人が單にその國の政府の命令に従つて戦つたというだけで處罰されることには、どこの國民も決して同意しはしないであらう。今確立されつつある法の規則は將來適用することを目的としている。我々の教へるのは血をまぐさい教訓にすぎず、それを一たん教へると、教へた方のものに災がもどつてくる」と云ふような事は受けなければならぬ。

畑は、南京陥落後過間飯に任を解かれた。松井の後任に任命された。松井及び八十人の幕僚の召還が懲戒處分を構成するものであるということとは本裁判所において否定された。しかしながら、その指揮下では、南京暴虐事件¹が起り得る、と立證された。府官の後任としては、麾下の部隊に該正な軍紀を維持させる能力と意思の持主として知られた人が選ばれたといふことが、おそらく事實であるように思われる。

畑は訴因第四十五で南京暴虐事件¹について責任を問われている。しかしこの該當期間には、かれは教育總監であつた。

畑は更に廣東で行われた残虐行為についても責任を問われているが（訴因第四十六）。しかし、廣東に對する攻撃は、檢察側も認めたとおり、畑の指揮下ではなかつた。南支那派遣軍によつて行われたものである。（記録一六・八三二頁）

また畑は、漢口陥落後に行われた犯罪についても責任を問われている。これらの残虐行為について本

裁判所に提出された唯一の證據は、A・A・ドーラ
 ンスの證言だけである。證人は火のこを見たと云
 つている。すなわち同市の占領後、日本軍が數百の
 中國の兵卒を集め、一時に、三、四人づつ棧橋を歩
 かせて、棧橋の端に來るとかれらを揚子江につき落
 とし、かれらの頭が再び水面上に浮び上つてくると
 鐵砲でこれを撃つたというのである。(記録三三九
 一頁) 辯護側は漢口入城並びに占領が極めて秩序
 正しかつたことを立證するために十數人の證人を出
 廷させた。たつた一人の檢察側證人によつて述べら
 れたとおりこれらの出來事か起つたと、かりに容認
 したとしても、それはたゞ或る特定の日に或る種の
 殘虐行爲が漢口で起つたということを意味するにす
 ぎない。畑がその日にそこに居たということ、また
 は、かれがどのようなことが起つているか知つてゐ
 たということ、あるいはかれがこれらの出來事を防
 止できたはずであるということを立てる證據はな
 い。

E-182a

阿部が組閣の命令を受けた際に、天皇は「外交の
 方針は英米と協調する方針を執ること」、左らびに
 内務、司法兩大臣の人事は十分慎重にするように、
 畑か梅津かを陸軍大臣とするようにとの希望を表明
 した。(記録一六二四〇頁)

E-183

畑は當時侍從武官長であり、畑ならばアメリカ及
 びイギリスに對して平和的を政策の實施を確保する
 用意があるものと、天皇は考えていたようである。
 檢察側は次のように主張している。「陸軍大臣で
 あつた期間を通じての畑の行爲は、次の點で一層非

難すべきものである。すなわち、かれは、自分が仕えていた政府をくつがえすために、はじめは秘密裡に、後にはより公然と、活動していながら、しかも表面はその政府の政策に従っているように見せかけた點である。

右の主張が正確であるかどうかを、特に、米内内閣が平和を念願していたという視察側の主張（記録三一三五―一頁）に關連して、立證することが肝要である。米内も有田も畑がかねらの方針に協力し、（法廷證第三一九八號、記録二八九一―七頁・法廷證第三二〇〇號、記録二八九四―五頁）三國同盟に反対したと證言した。畑が同盟に反対であつたことは田中隆吉によつて證言された。（記録二九四〇―八頁）米内は、これより以前に行われた訊問の際には、畑が三國同盟に賛成していたと述べた（記録三八〇〇―一頁）が、證人としては、このことを否定した。

E-183A
一九四〇年三月二十二日の議會で、日本は、アメリカ及びイギリス側に追隨するか、ドイツ及びイタリヤ側に追隨するものであるか、陸軍大臣に對して質問が行われた。樞輔國を支持するものならば誰でも卒直に返答したのであるうか、畑はそのようにはしなかつた。かれは、次のように答えた。「英米のプロックと云ひ、獨逸のプロックと云ひ色々のプロックもありますか、吾々と致しましては、事變を處理するためには東亞新秩序の建設をどこまでも妨害する第三國があつたならば、是は飽くまでも排撃せねばならずと云う方針に變りはないのであります」（記録三八〇二―二頁）

E-184

この答えは「イギリス及びアメリカとの協調の線に副つた政策を支持する」という一自分自身の意見を表明出来ないような立場にあり、しかも陸軍大臣ではあるが陸軍部内でドイツ、イタリアとの同盟を支持する一派の者たちの單なる代辯者であること、いさぎよしとしない人の典型的な言葉であるという印象をわれわれに與える。

米内内閣の瓦解の際に畑が演じた役割に關しては、本裁判所に多くの證據が提出された。證人台の米内と有田の兩人は畑は上級の軍當局者のために無理にやめさせられ、その結果内閣の瓦解をひき起したと感じたと言言した。この見解は證人澤田によつてうらづけられてゐる。(法廷證第三二〇五號)當時の參謀總長閑院宮の次長であつた澤田のいう所によれば、閑院宮は陸軍と内閣との間の行きづまりを打破するために陸軍大臣を利用しようとしたのである。(記録二九〇一〇頁)

澤田はまた陸軍次官阿南こそ、陸軍省内で軍國主義者の希望を代辯してゐたのであり、内閣の瓦解にもつとも重要な役割を演じたものであるとも證言した。田中はこの證言を支持した。(記録二九〇四九頁)

當時畑が果してゐた役割について述べてゐる新聞記事が提出された。(法廷證第三一九九一A號)それには、畑は米内の要請に應じて辭職し、陸軍三長官の會同の後、次のように總理大臣に報告したと述べてある。

E-185
すなわち、「三長官に諮り陸相の後任を推薦しその受諾方を交渉したか、現下の狀態では何れも受諾

の意思がなかつた。貴方の御意見には全陸軍は全然
反対である。」というのである。(傍線は引用者に
よる。)

裏面白紙




この記述から見れば、畑が故意に内閣の瓦解を來したということには全くならず、この結果をひきおこしたのは畑の推薦した候補者を受け入れることを拒否した陸軍三長官中の他の二人のものの拒絶の爲であつた。

他の内閣のもとで発生した中露との戦争は阿部及び米内内閣時代にも續いて行はれてゐた。畑が就任した時にはこの戦争は遂行されつつあつた。陸軍大臣であつた時に畑は蒋介石と和を講じようと試みて秘密に交渉を行つたと田中は證言した。(記録二九四〇八頁)その誠意を示すために畑は日本軍の兵力を九十万から六十万に減らした。(記録二九四一頁)

畑が「蔣政権を根本的に打倒しよう」と努めた」ということを立證するために檢察側は一九四〇年三月二十二日に畑が議會でなした答辯を引用した。畑は「蔣政権の容共、抗日策を根本的に打倒致しまして……」と、ということ述べたのである。(記録三八〇一五頁)

公式の場合に話された言葉は、眞實を語るものでないことがしばしばあるといふことは別として、中露と日本との關係、並びに日本の内部のいくつかの黨派、派閥の間の關係は、畑が侵略戦争を遂行したといふ罪について有罪であることを立證するに十分な程には明らかになされてゐない。この點については幾分疑ひが残されており、従つて未だ疑念のもたれる中はそのような人をも有罪であると宣告してはならない。

訂正

訂正理由	撮影ミスのため
訂正箇所	直前の / コマ取消
	/ コマ再撮影
訂正年月日	平成18年12月4日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	奇藤光始  印
受託責任者	神奈川県南足柄市沼210番地 富士写真フイルム株式会社 代表取締役  重隆  印

この記述から見れば、畑が故意に内閣の瓦解を來したということには全くならず、この結果をひきおこしたのは畑の推薦した候補者を受け入れることを拒否した陸軍三長官中の他の二人のものの拒絶の爲であつた。

他の内閣のもとで發生した中國との戦争は阿部及び米内内閣時代にも續いて行はれてゐた。畑が就任した時にはこの戦争は遂行されつつあつた。陸軍大臣であつた時に畑は蔣介石と和を講じようと試みて秘密に交渉を行つたと田中は證言した。(記録二九四〇八頁)その誠意を示すために畑は日本軍の兵力を九十万から六十万に減らした。(記録二九四一頁)

畑が「蔣政権を根本的に打倒しよう」と努めた」ということを立證するために檢察側は一九四〇年三月二十二日に畑が議會でなした答辯を引用した。畑は「蔣政権の容共、抗日策を根本的に打倒致しまして……」ということを述べたのである。(記録三八〇一五頁)

公式の場合に語された言葉は、眞實を語るものでないことがしばしばあるといふことは別として、中國と日本との關係、並びに日本の内部のいくつかの黨派、派閥の間の關係は、畑が侵略戦争を遂行したといふ罪について有罪であることを立證するに十分な程には明らかになされてゐない。この點については幾分疑ひが残されており、従つて未だ疑念のもたれる中はそのような人をも有罪であると宣告してはならない。

E-187

中国と日本との間に戦争が行われてゐたという事實に照らして見れば、武器の供給をやめさせるために佛印に對してなされた強硬な要求を目して、これをフランスに對する侵略と見做すことは正しくない。米内内閣の瓦解の二日後に畑は天皇に謁見し、後任者について内奏した。東條はこの種の推薦は總理大臣が陸海軍兩大臣の人選を終えた後でなされるべきであつたと證言した。いづれにしても、畑は近衛の決定をまたないで東條を推薦し、そのために天皇によつて少し早いようだと考えられた。(木戸日記一九四〇年七月十八日、法廷證第五三九號、記録六二六六頁)この日の日記を見ると推薦は「内奏」によつて行われたとあり、この「内奏」という言葉が誤まつて「秘密に」と誤譯された。この「秘密の推薦」に基いて檢察側は畑が共同謀議したと訴追してゐる。しかし、東條の反對訊問の際に「内奏」は「非公式に」という意味であることが明らかにされ、言語裁定部によつてこのことは公判廷で口頭で確認された。(記録三六六一〇頁)この訂正は後に檢察側の最終論告で見落され、多數意見による判決でさえも畑に對してはかれが「ひそかに」東條を推薦したと不利に認定してゐる。(判決、四七九頁)

事實は依然として畑が東條をかれの後任者として推薦したということである。人事局長野田は次のように證言した。すなはち、畑が東條の名を挙げたのではなく、野田自身が東條を畑に推薦し畑は單に野田の推薦を採用したに過ぎないというのである。(記録二九四〇頁)

野田はかれが東條を推薦したのは、「阿南次官とも

214

篇と相談した結果」ほかのこととともに参謀本部の希望並びに當時の陸軍省内各局の空気をも取り入れて行つたものであると説明した。(記録二九三九四頁)

畑個人に對する判定の中ではかれは「また他の高級の軍當局者と協力し、これらと協議した上で、米内内閣の瓦解を急に早め、」たと述べられてはあすが、多数意見による判決が「米内内閣の倒壊をもたらした策謀に、陸軍大臣畑が積極的に参加したということは、示されてはいない」(判決四七四頁)と述べてあるのは正しい。米英に、對する反對の演説をした某中佐に對して畑が處罰を加えたと田中は證言したが(記録二九四一〇)此の様に軍人が政治に干渉すること反對であつた畑が日本の政策を指導しようとした陸軍部内の一部の者によつて、ひどく取扱はれた事はありさうなことである。

畑に對する個人判定の中では次のように述べてある。「中國における派遣軍の總司令官として、一九四四年十一月まで、同國で引續き戦争を遂行した。かれは、日本陸軍部内における現役軍人の最高地位の一つであつた教育總監として、中國と西洋諸國に對して、引續き戦争を遂行した。

軍人は誰しも嚴密な意味での軍人としての職務を履行したというたゞそれだけの理由で侵略戦争遂行の罪について有罪と認定されるべきではない。侵略は政治的な概念であつて、侵略の罪もそれに關連した政治的な決定に加わるものに限られなければならぬ。

裁判所條例の意味する所も、軍人は陸海軍を問は

ず、なとい將官級のものであつてもそれぞれの資格で、政府の政策を決定するものでない限りは、決して侵略戦争を遂行するものとは看做されるべきではないといふのである。

更に、軍人は誰でも単にその軍人としての任務を履行するだけでは戦争を遂行したとはいはれない。この言葉の意味と、平和に對する罪を定義するのにこれが使はれてゐる目的とを考へて見れば、たゞ政府と政府の職務を實行し政策の樹立にあづかる當局者とだけが戦争を遂行するものであるといふふうに理解されなければならぬ。ニールンベルグの判決で指摘されたように、この「遂行」という概念は極めて範圍の制限されたものでなければならぬ。この遂行を支持する諸活動は經濟的性質のものであらうと軍事的性質のものであらうと遂行という範圍の中には含まれない。これらの諸活動はまた侵略戦争遂行の犯罪に参加したといふ犯罪的なものではない。いつれにせよ、本裁判所の管轄權の對象となる参加の形式は裁判所條例に列擧されてゐるのである。従つて、畑が一九四一年から一九四四年にわたつて中口での最高指揮官であり、後に教育總監であつたといふ事實は、そのような地位に居つたからといふので彼が平和に對する罪を犯したといふことの正当な理由にはならない。

畑は更に中口内での日本軍によつて犯かされた戦争犯罪についても責任を問はれてゐる。召喚された幾人かの證人は彼が厳正な行動をするようにとの命

令を發したことを證言した。

本裁判で立證された殘虐行爲について畑が知つてゐたということ立證する證據は提出されてゐない。これらの殘虐行爲はそれらについての報告が間違ひなく畑のもとに達するという程の大規模のものではなかつた。この軍隊によつても殘虐行爲が行はれるというの誰でもが知つてゐることである。本件の場合、殘虐行爲を即座にやめさせるのに間に合ふやうに、畑は出來事について知り得た筈であり、知つてゐなければならなかつたと、合理的な疑念の余地がない程十分に結論することのできる證據が當法廷に提出されてゐない。

E-190
合衆國との交渉の失敗がもとで太平洋戦争になつたのであるが、この交渉は畑が中國で總指揮官であつたときに行はれた。この交渉に關しては畑は何らの職責も果さなかつた。それでも、かれは日本と米國との間の戦争には反對で、かれの參謀長を東京に派遣し、當局者に對して、いよいよ已むを得ないとすれば、米國との戦争を防止するためには日本軍は一兵も残さず中國より撤退しなければならぬ旨を傳へさせた。海軍大臣、及川はこの意味の證言をなしたし（記録二九〇〇四頁）、田中も同じように證言した。（記録二九四一三頁）この措置は、畑は軍閥に屬さなかつたという木戸の意見をうらづける。（記録三一二三六頁）畑の報告に従つてゐたならば、太平洋戦争は勃發しなかつたであらう。

畑俊六は、かれに對する起訴事實のどれについても有罪であるということが合理的な疑念の余地のな

いまでに立證しつくされてゐないという理由にもとづき、無罪とされなければならない。

廣田

廣田は通例の戦争犯罪並びに平和に對する罪について訴追されており、多數決による判決ではそれらについて有罪と認定されてゐる。

通例の戦争犯罪については、先づ最初にかれはこれらの起訴事實についてなんらの疑いもなく無罪とされなければならないといつてよい。この無罪であるという理由については順次述べることにする。

平和に對する罪に關していえば、廣田は二つの異なる種類の行爲について罪を問われ、かつ有罪と判定されてゐることに留意しなければならない。その二つの行爲とは、新秩序確立のために戦争遂行の共同謀議をしたことと、中国での戦争を遂行したこととである。廣田は一九三六年八月十一日の「國策の基準」の決定の中で立案された外交政策の樹立、または少くともその指導について、多數決による判決の中では再三繰り返えし有罪であると認定されてゐる。この外交政策は本裁判所によつて冒頭から軍事的な侵略を構成するものと解釋されてゐる。

(本意見書)の事實に關する一般的考察の部分で、右の解釋が必ずしも正しくはないことが示されてゐる。この秘密決定の原文からみても、日本が侵略戦争という手段によつて東アジアを支配しようとしたのではないことは明らかである。したがつて、眞の侵略戦争の遂行に關する犯罪的な共同謀議と具體的な計畫の立案とはいづれも関連性を全く失ふこ

E-192

とになる。一九三六年並びにその後の政策立案者の
考えてゐた東アジア支配への道は右以外の方法であ
つた。かれ等は外の諸國が武力をもつて日本の「平
和的」進出に對し反撻を加えることがないように、
どうしても日本を強力にしなければならぬと考え
た。その政策が東アジアの支配達成の手段として武
力を使用するという方向に向つた決定的な時期は一
九四〇年の後半、特に一九四〇年九月十九日であつ
たことが立證されてゐる。

判決はその一般段階で、一九三六年の國策の決定
に依れば「ソビエツト聯邦の領土の一部に對して、
占領の目的で攻撃する意志があつた事がわかる」と
結論を下してゐる。(七八三頁)その他の箇所にお
いても、判決はこの一九三六年八月十一日の決定に
關して既に次のように述べてゐる。「その根本目標
は・・・アジア大陸に確固とした地歩を確立する
ことと、軍事力によつて東アジアを支配すること
であつた」(一六七頁)

この解釋は正確でないように思われる。廣田の個
人判定で、判決は次のように述べてゐる。「一九三
六年に、かれの内閣は、東アジアと南方地域におけ
る進出の國策を立案し、採用した。廣範な影響のあ
るこの政策は、ついには一九四一年の日本と西洋諸
國との間の戦争をもたらすことになつた。本官には、
ここで一九三六年八月十一日の決定が正しく評價さ
れてゐるように思われる。それは宿命的な決定であ
つた。今になつて回顧してみると、あのよ様な政策
を決定したのでは戦争も已むを得なかつたといふこ

とが分るのである。というのは、この決定の中で立案された方針のもとでは、必ずやいつか誰か外の日本人によつて引きつがれて別の方向すなわち戦争という方向へもつてゆかれる時期が来たに違ひなかつたからである。一九三六年の政策は西洋諸国の反響を招来することは確實であつた。この反響が起つて来た時代になると、・・・そしてこれに對しては當然のこととして日本國內に反動をひきおこしたのであつたが、・・・もはや「漸進的な強力方針」を維持出来なくなるといふことは廣田は予想しなかつたようである。しかもかれはこの危局が明確に到達するのをまたないでそれ以前に早くも辭職したのである。

かれの場合には自分の力の誤算であつた。廣田はその政策によつて誘發してゐた邪惡な精神を抑えることが出来なくなるということとを事前に悟らなかつた。此の致命的な傾向が具体的にあらはれて來た時には、かれは「重臣」という無力な存在の中に引込んでしまひ、日本は破滅に向つてばく進してゐると警告しても何の効目もなかつた。

この一九三六年の政策が日本にとつてどんなに致命的なものであつたにせよ、それは裁判所條例が言及してゐる平和に對する罪の概念に該當するものではない。

廣田はまた平和、特に中國との平和に對する罪、について訴追されてゐる。多數決による判決では、彼が蔣介石に對する戦争を擴大するのに貢獻したと示されてゐる。この點については以下検討を加えてみる。ここで、前に述べた二つの起訴事實には関連性があるということに注意を喚起したい。廣田を中國に對する戦争を支持した外務大臣と看做せば、その見地から、一九三六年の國策の基準の決定を解釋しようとする傾向を生ずる。戦争とまではゆかない手段によつて中國に對するその意圖の實現を圖ろうとして出來なかつたので、廣田は中國でのその目的の達成のために全面的に武力の行使を支持したといふことを認めるならば、一九三六年の決定の際にも同じような態度を認めようとし勝ちなものである。すなわち同じような態度とは、戦争にいたらない手段によつて新秩序の達成を圖ろうと試みながら、必要とあれば新秩序の確立のためには侵略戦争といふ

手段を用いることをも辞さないという用意があつた
というのである。多岐決による判決の中に與えられ
てゐる解釋はこのやうなものである。しかし、この
解釋は、一九四〇年並びに一九四一年の決定の中に
示されてゐるやうな武力行使の政策への事態の漸次
的推移を考慮してみると、筋道が立たない。

廣田は外務大臣と總理大臣であつた時期を通じて、
すなわち一九三七年の約四ヶ月を除いて一九三三年
九月十四日から一九三八年五月二十九日にわたる間、
軍國主義者と協力することによつて、かれらに對す
る妥協政策を唱道したもつとも顯著な人である。こ
の協力とはかれらの目的すなわち新秩序を採用する
こと、しかしその手段すなわち侵略戦争は採用しな
いことであつた。政治的な背徳行為であるという理
由にもとづいてこの政策を弾劾するには十分なしつ
かりした根拠があることも知れない。しかしなが
ら、本官はここで、本裁判所は裁判所條例にあらわ
されてゐる以外の法的犯罪をつくり出すことはさけ
なければならぬと繰り返して強調する。經濟的
侵略、思想的侵略、宣傳及び破壊行為による侵略、
第五列を通じてまた内部のあつれきを挑發すること
による侵略、．．．たとい、これらの方法の一つ
でもその同類物である軍事的侵略に劣らず効力のあ
ることが明らかにされた場合においても．．．こ
れらは現行國際法のもとでは犯罪と、今の所は、考
えられていない。會議の席上その立場を強化するた
めに強力な軍隊をつくつておくとすることは犯罪で
はないし、またさきに述べたどのような政策を講立

E-195

するに當つてもこのような軍隊を予備に取つておくことも犯罪ではない。

廣田のとつた措置は、それが、日本及び世界の將來にとつてどのような致命的なものであつたにせよ、侵略戦争の具体的な立案という範圍の中には含まれない。回顧してみると、それらの措置は、侵略へ向つてのそれ以後の推移にとつては必要不可欠の條件であつたと或は思はれるかもしれない。しかし、それが支持した政策を後に歪めることになつた措置を彼はとらなかつた。かれが外務大臣を辭めてからしめた無力な地位にあつたときに、日本の外交政策について見解を表明するように求められた際には、どのような場合にもこれらの措置には反対したということを示す證據がある。

蘆溝橋事件の後に中國に關して廣田が演じた役割については幾分疑問の點が残つているかもしれない。その事件の以前にはかれは日華關係改善の支持者であることを明らかにしていた。蔣介石はかれの三原則に賛意を言明していたし、この三原則に基づいて中國と日本の關係は築き上げられることになつていた。

E-196
一九三五年から一九三七年の間に中國と日本との關係に變化があつた。本裁判に提出されたいくつかの書類によつて、日本が華北に對する特別な關係を確保しようとしたことが判る。しかしながら滿洲に適用された方法が繰返されてはならないという事を日本が認識していたようであるということもこれら²²¹の文書によつてわかる。目的は南京政府を説いて北滿五省に關する特別な地位を認めさせようというのであ

つた。

多分日本側のこれらの計画に對する反動としてであらうが、中國政府の態度が變つた。中國がこの日本側による國內への侵略に抵抗したことは全く正當である。西安事件がどの程度にまで中國側の態度の變更に影響を及ぼしたものであるかは本裁判では明らかになされていない。しかし、盧溝橋事件の勃發後は中國政府は譲歩をして抵抗することに決定したことが指摘されてゐる。抵抗して最後まで戦い抜くことを決意したという意味の蔣介石聲明をわれわれは證據として求めるものではない。この主張を實證したであらうと思われる蔣の著した本からの抜萃があつたが、それは一設段階でなしにある個人の部門で提出されたため證據として受理されなかつた。(記録三〇一四六頁)日本側が諒解に到達しようと色々試みたことについて、また、中國側の回答がおくれたり、わざとおくらされたり、回避的であつたりしたことについての長期にわたる歴史がある。中國の外交部長の聲明に關して一九三八年一月十三日にトラウトマンはドイツ外務大臣に次のような電文を送つてゐる。「私には口上書には了解到達の希望が現はれて居ない様に思はれた。」(法廷證第四八六B號)ドイツによる仲介に關して、一九三八年一月二十六日にフォン・デイルクセンは次のように本國政府に報告した。「支那側では日本の條件に對し眞面目に吟味する決意さへなかつたことは次の事實から明らかである即ち蔣介石元帥が日本の條件についてトラウトマン氏と決定的討議をすることを避け又支那の

E-197

閣議が日本の条件と我々のそれに關して與へた説明に關して公式の會合に於て最近に到るまで留意しなかつたことである。(法廷證第四八六―日號)
この態度を取つたことについて(すこしも)中國側を非難することはできない。日本が蘆溝橋事件を起したといふことは立證済みである。然し同時に又廢田がこの事件に關係せず、それをやめさせようと最善の努力を盡したことに疑う余地はない。

その情勢をもつとも簡単に要約してみると次の通りである。軍閥が一の事件、と云ふよりはむしろ一連の事件を起した。東京の政府はたゞちに紛争を局地的に解決しようと試みた。然し中國政府はそれ以上の讓歩をしないであくまでも譲いぬくことを決定した。最初の事件について責任がなく又戦争を防止しようとしてめたが中國軍が行動を起していたといふこと並びに交渉が明らかに誠意をもつては行われずにはいなかつたと云ふ事實に直面させられた外務大臣の立場は法律的にみればどの様なものであろうか？

E-198
廢田はただちに事件を解決しようとはかつた。一九三七年七月十一日に現地で一應の解決をとげた(記録二九六八五頁)そして、問題は南京の中國政府と、(記録二九九〇―頁)同時に東京の大使とに對して交渉された。(記録二九六八二頁)日高は外務省と問題を相談し、張群との個人的折衝を開き、七月二十七日にある同意に到達した。(法廷證第三二七三號)妥結を得ようとしたこの努力は、たしかに廢田が中日間の戦争を欲しなかつたこと、そして中

國で侵略戦争を開始しようとする共同謀議しなかつたことを示すものである。この交渉中に東京では彼個の帥國の動員についての決定が行われた。中國の軍隊はすでに行動をおこしておつた。軍當局は日本守備隊の増援が必要であるということを強調した。(七月二十日及び同二十七日の決定)

一九三七年八月七日に一和平案が起草され、承認されて中國當局へ提出された。(法廷證第三二六〇號)この和平提案の條項は日本政府がその紛争を解決することにとどのよりに熱心であつたかを明瞭に示している。その提案は、極かのこととともに、冀東政權の解消を含み、同時に、日本政府は右の政權を南京政府の管轄下におくように援助することを約束した。(法廷證第三二八〇一A號)廣田は陸軍側に相當難色あつたが結局は同意したと電報した。(法廷證第三二八〇一B號)

同時に、廣田は中日關係の全體的な調整をもたらしようと努力し、「日支關係の全面調整計畫概要」を南京へ送つた。しかしかれは大使に對して全面的な調整のための右の提案は、當面の紛争の解決をおくらはしてはならぬこと、そして迅速な協定に達する見込のある場合に限つてもち出されなければならぬことを訓令した。(法廷證第三二八〇一B號記錄二九九四二頁)

E-199
國內での廣田の立場の困難さは陸軍の極めて小數の指導者だけが右の條件をしらされていたという事實によつて判断されるであらう。(法廷證第三二八〇一D號、記錄二九九三五頁)

この裁判中に、廣田が和平解決に奔走し、高宗武と秘かに交渉するため個人的に船津を中国へ派遣したことが證明されてゐる。(法廷證第三二七五號、記録二九九一六頁) 廣田はまた同様の目的のために有田を中国へ派遣した(記録二九六九四頁)

廣田は和平をもたらそうとする努力を繼續した。かれは他の諸國の斡旋を得て、それを利用したいと熱望していた。かれはグルー大使に日本が協定に到達する用意のある條件の限度を説明した。(グルー供述書、法廷證第三七一六―B號、記録三七〇〇五頁) 合衆國は、兩當事國によつて要請されない限り、斡旋の勞をとることを欲しなかつた。クレイギー大使は、英國政府の斡旋を申出で、廣田は即座にこれを受諾して、繰り返し日本の提案を説明した。しかし、陸軍は英國の仲介に對して異議を唱えたので、クレイギーの交渉は失敗した。(記録二九六九九頁) 當時、日本では、強い反英感情があつたが廣田は、英國が日本の欲する和平の好い仲介となるかもしれないことを指摘して、これらの感情に對して警告した。(法廷證第三七八四―A號、記録三七六九五頁)

一九三七年十月一日の「支那事變處理要綱」(法廷證第三二六二號記録二九七七一頁)はさきに述べた和平提案について、ある特殊の條件、すなわち、滿洲國の承認と賠償を追加した。廣田がその後グルーに語つたように、敵對行爲が長引いて死傷が引つづいて増加するならば、日本の態度は變化しその條件はもつと強硬になるかもしれない。 (一九三七年十一月十六日法廷證第三一八四號、記録二九九五

E-200

六頁)この傾向は南京の陥落直後及びそれ以後に特に顕著になつた。中國が了解に達しようとするのに余り熱心でないということが増々明らかになつたという事實は、蔣介石との一切の交渉をたち切ることになつた新政策を促進した。

一九三七年十二月二十四日の「支那事變處理要綱」(法廷證第三二六三號、記録二九八一五頁)では日本が蔣介石と協定を結ぶ用意のあることが尙表明されてゐた。

一九三八年一月十四日及び十五日の連絡會議において中國からの回鑿的で欺瞞的であると認められた回答が受けとられた後、蔣介石をこの上相手とすることをやめることに決定された。

中國と日本との間の悲劇に役割を演じた當事者の眞の意圖と關係をはつきりと描き出すことはむづかしい。しかし、廣田が戦争に反對したこと、そしてかれが平和の維持とその後平和の回復に幾善を盡したということは、疑う余地がない。彼は失敗した。しかしグルーの日記の記述によつて、(法廷證第三二八二號、記録二九九四九頁)その當時、廣田の地位が強力なものでなかつたこと、及び文官政府が軍部に對して殆ど無力であつたということがわかる。新秩序を建設するため軍事的な侵略を宣傳し支持した日本國內の一派に廣田が屬さなかつたということまでははつきりしてゐる。廣田はこの新秩序が漸進的な平和的な方法でだけ確立されることを欲した。

E-201

中日間の紛争に當つては、かれは戦争に反対した。本裁判所に提出された不十分な證據によれば、かれはこれらの出来事が起らないようにしようと試みたけれどもこれを防止するだけの力がなかつたという印象を受ける。

もうこれ以上蔣介石を相手にしないという政府の決定にかれが参加したということは證明されている。たとい、この事からかれが日本政府の關係として中國に對して侵略戦争を遂行したという結論が導き出されるとしても、かれの態度は、かれが本裁判所によつて死刑に償すると決定された舊時の巨頭連の仲間ではなかつたことを示している。當時の最も重要な關係について今も尙疑いが存在するということを考へれば、かれに對してその疑わしい點を有利に解釋してやるだけの理由が、本件では、十分にある。軍事的な侵略を提唱した日本国内の有力な一派に廣田が賛同したかつたという意見をうらづけるものとして以下の話點が挙げられる。

一九三六年に、かれはワシントン海軍條約に關して妥協を唱道した。かれはその會議から脱退することには反対であつて、そのためには辭職することさえ考へていた程であつた。(原田日記、記録三八六四六頁)。

陸、海軍大臣になるには陸海軍の現役將校でなければならぬとする法律が廣田が總理大臣であつたきに復活したとき、かれは次のような質問を行つて反對を表明した。「この改革のために、組閣の大命を拜したものが將來陸海軍大臣を任命するのがむづかしくなるようなことになるのではないだろうか」かれは第一次近衛内閣の外務大臣を辭めた後は二度と内閣に列しなかつた。それ以後かれは二度と公壇にさえつかなかつた。日本の諸政策の傾向は、もはや廣田によつて支持されない方向へ向つて行つてしまつた。一九三九年に總理大臣に推薦されたときにかれは「陸軍のことが心配である」といつてこれを断つた。(記録三八六七頁)

廣田が三國同盟に反對であつたこと、(記録三〇〇六頁有田證言、記録三〇〇一九頁米内、記録三〇〇三四頁ロメル)並びに松岡の政策を「日本にとつて致命的である」と考へていたこと(一九四一年二月一日耐グル日記、記録三〇〇三六頁)は證明されている。

一九四一年十一月二十九日の真臣會議の席上、次のように質問して廣田は戦争に反對であることを表明した。

「外交上の危機は所謂戦機との關係もあるところ・・・今回危機に直面して直に戦争に突入するは如何なものにや」(記録一六一八七頁)

このような形式で述べられた質問というものは日本人が異議を唱える際の通常のやり方であることが

E-203

指摘されている。

一九三六年の廣田の政策、すなわち侵略主義者の目的を採用することによりかれ等の先手に出ようとしたことは日本にとつて致命的であり、軍國主義者の勢力を増大させ終局的には戦争に導く以外の何の結果をも招来することは出来なかつたと結論を下すことができるかもしれない。

出来事がつてから判断すれば、このような結論に到達することは全く、容易なことである。一九三四年に、廣田は議會で述べたように「凡そ國勢の向上する場合には其の遑過すべき事端多々あるものがあります」(法廷證第三二三七號)ということをも十分認めていた。かれはこれらの問題を解決しようとして致命的な誤りを犯した。そうするに當つて彼が犯罪を犯したということとは、合理的な疑いをほさむ余地のないまてには証明されていない。

廣田は訴因第四十五、第四十六、第四十七に挙げられてある通例の戦争犯罪、すなわち、南京(一九三七年―一九三八年)、廣東(一九三八年)及び漢口(一九三八年)で行われた残虐行為について責任を問われている。

廣東については、檢察調は一九三八年に行われた残虐行為に関する證據を提出しなかつた。黃頭(法廷證第三五〇號、記録四六四八頁)と、李自然(法廷證第三五一號、記録四六五〇頁)の兩證人は、一九四一年と一九四四年にそれぞれ廣東省でおこなわれた残虐行為について證言した。

漢口については、本裁判所に提出された唯一の證據はA・A・ドノランスの證言によるものである。

E-204 E-203-A

同證人の見た所では、日本軍が漢口の占領後、數百の中國兵を集め、一度に三人または四人づつ棧橋を降りてゆかせ、その端に來ると揚子江に投げこみ、彼らの頭が水面上にみられるとこれを射撃したといふのである。(記録三三九一頁) 辯護側は漢口入城並びに占領に際しての日本軍の行動が全く嚴正であつたことを立證するために十人以上の證人を召喚した。かりに、たつた一人の檢察側の證人によつて逃べられたような出来事が起つたことを認めるにしても、それは或る特定の日に特定の残虐行為が漢口で行われたことを意味するにすぎないのであつて、それについては日本の外務大臣は、もとより、全然知らなかつたし、凡そ知ることが出来なかつた筈であるし、従つてこれら残虐行為を防止するといふことは到底出来なかつたのである。訴因第四十六及四十七で彼に對して挙げられた起訴事實について廣田が無罪とされなければならぬことには全く疑いの余地はない。

問題は、南京での残虐行為、すなわち一括して「南京暴虐事件」として知られている事件について外務大臣としての廣田が責任があると認定されるべきかどうかといふことである。南京の陥落後、大量虐殺、集團強姦、全般的な略奪並びに財産の手當り次第の破壊が行われたといふことは全然疑いのないまでに證明されている。安全地帯を組織し、青年が射殺され、婦女が強姦されるのを防止しようと全力を盡した南京在留外國人は、かれらの觀察並びに証言に基づいて抗議したのであつた。國際安全地帯を

E-205

員會書記 E・T・C・スマイスは最初の六週間は日に二回の抗議を提出した。(記録四四五七頁) ベイツ博士によれば、暴力行爲の横行は二週間半から三週間にわたつて激烈をきわめ、南京の陥落にひきつづき六週間から七週間にわたつて深刻であつた。

(記録二五三八頁) 許證人は「暴行」の期間を三ヶ月間と計算した。(記録二五八四頁)

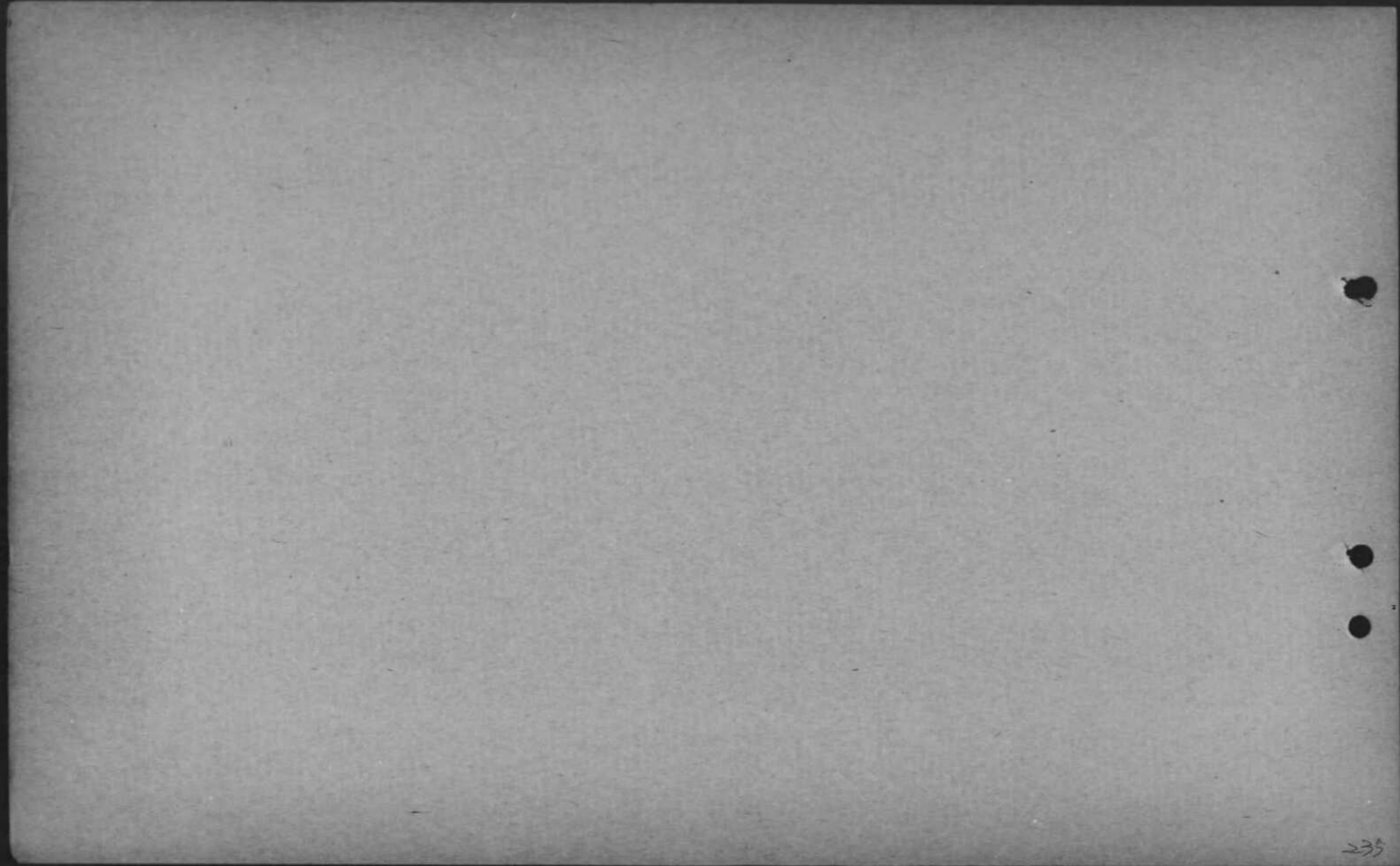
日本大使館員は外國人と協力して殘虐行爲をやめさせようとしたが、ほとんど無力であつたといふ證據がある。(マツクカラム、記録四四七三頁) 日本大使館員は委員會に對して、日本陸軍は「南京を手痛く攻撃する決心ををし居れるが大使館員は其の行動を緩和せしめんとしつゝあり」と語つた。(記録四五八七頁) 國民基督教會議のポインソン師は上海の英國大使に對して次のように述べた。「日本大使館員にして日本軍入城間もなく南京に到着したるものは泥酔の宴樂、殺戮強姦及強奪が避難地域の内外にて公然と行はれ居るを見て戦慄し活たり。彼等は軍司令官に注意を促さんとせしも果さず、結局其司令官が無情無關心なる態度を有るが爲に刑罰の方法として南京に臨むに故意に放慢とせりたるもの如しと觀察し居り又東京に打電連絡せんとするも電報が軍管理を爲之亦強望なり依て大使館職員は宣教師に彼等宣教師より日本内に之等事實を公表する如く試み日本政府が輿論により軍隊を抑制する事に仕向けては如何との話ありたる程なり」(記録四五五九一四五六〇頁)

南京の日本大使館に送られた報告は更に外務大臣

E-206

のもとへ、廻送された。これらの報告は二組に分けて東京で受取られ（石射、記録二九九七四頁）外務省からは直ちに陸軍軍務局長にその内容が知らされた。外務大臣は一度か二度みずから陸軍大臣杉山に断したが、廣田は「出先の軍に關することは内閣でもつて閣議として取扱うことはなかつた」ので（石射、記録二九九九二頁）その問題を閣議にはからなかつた。従つて、司法大臣鹽野は、閣議は中國に於ける漢虚行爲についてしらせれなかつたと述べた。（記録三〇五三八頁）大藏大臣賀屋（記録三〇六四〇頁）及び、文部大臣木戸（記録三〇八四一頁）（註一）も同じ意味の發言をした。

註一 後に、一九三八年二月の中旬に、關係事件あつた後この問題は貴族院で論議され、その際大倉男爵は次のように述べた。「外國の新聞を見ますると云うと、南京、上海方面に於ける日本軍の行動に付て色々忌ましいことを書いて活ります。木戸はこれに對して以下のように答辯した。「只今調話の上海に於ける日本軍の行動に對しまする報道は、私も耳に致して居るのであります。大倉男爵の調話の通り私は全然是は全部が眞相とは思ひませぬ。併し又一面他の方面からも可なり斯う云つたやうな報道を受けて居ります事實はあります。」
（法廷證第三三七七―A 証、記録三七二八五頁）、一九三八年二月十八日附「ジャバン・タイムス・アンド・メール」紙はこの貴族



裏面白紙

235

E-207

院での論議について報導した。(法廷證第
三三四二! A 號、記録三一五一七頁)。

證人石射は陸軍大臣が廣田に對して即刻行動し、
そして強硬な警告を發することを約束したことを證
言した。(記録二九九七五頁)これに従つて廣田は
グルー大使に對して次のことを保證した。「最も嚴
重なる訓令が大本營から發せられ在支の總ての司令
官に渡される筈である。其主意は之等の擧事は中止
せらるべきこと及本國少將が兩京に派遣せられ調査
を爲し命令の違琴を確めることを云つて居る。」

(記録三〇〇)頁)

この措置がなんらかの効果をもつたといふことは、
司令官松井が召還されたこと、そして彼とともに約
八十名の幕僚が歸還を命ぜられ、その一人は南京の
昭善前十日程に同市を占領した軍隊の指揮官となつ
ていた明治天皇の女嬪に當る朝香宮であつたといふ
ことによつても分る。(記録三四五七頁―三四六一
頁)しかし、この大量の召還が懲戒措置であつたと
いふことは否定された。

E-208

以上のことに鑑み、廣田は残虐行為について責任があることを認定されてはならない。問題は、彼が、これらの戦慄すべき出来事に關連してかれの執るべき任務を怠つたかどうかにある。證據は彼が、現に措置を執つたこと、そしてかれが、直後の關係者である閣僚、すなわち、陸軍大臣に個人的に折衝したことを示してゐる。後者は措置をとること、すなわち、警告を發し、そして現場での調査をするために、一將校を派遣するということに約束した。これらの措置が効果をあげるまでにかかりの時間が経つたということとは、廣田の過失ではない。かれは陸軍の行為について苦情を受けた外務大臣として當然しななければならぬことをなした。すなわち、陸軍大臣に通告したのである。かれが自らこれを行つたという事實は、かれが、この問題を極めて重要であると考へたことを示してゐる。當時の政府の政策——すなわち若し、中國政府との敵對行為が避けられぬとし、ても中國民衆からの協力を獲得しようとする政策から見ても——南京暴虐事件のような事件は政府の眞の希望を裏切るものであるということとは容易に理解される。この理由からだけでも、外務大臣を初め外務省員全体が南京の事件について深く憂慮し、その終止に努力したことは誰でも理解出来る。本裁判に提出された證據は一外務大臣が軍部を相手にすることが非常に困難であつたということを示してゐる。軍光は、後年、このことを木戸に訴えてゐる。(記録 三一〇六頁) 廣田は一九三七年九月二十日グルー大使と會談したが、それについて、グルーは彼の日

記に政府が更に苛して殆ど無力であつたといふことを書いてある。(法廷證第三二八二號、記録二九九四九頁)軍隊が獨立の地位をもつてゐた日本の特異な標榜のために政府が軍に關する事項に干渉することは一層困難であつた。

238

E-209

多数決による判決で、廣田は、残虐行為をやめさせるために、直ちに措置を講ずることを閣議で主張せず、また同じ結果をもたらすために、かれかたることができた他のどのような措置もとらなかつた。……かれは保證が實行されていなかつたことを知つていた。しかも、かれはその保證にたよるだけで満足していた。と云ふ理由で、裁務の犯罪的な過失について有罪であると判定されてゐる。

しかし、廣田が陸軍大臣に對してとつた處置が依然として効果かかつたといふことをしらされた時期をたしかめるための證據は本裁判所に提出されなかつた。前に述べたように、南京の外務省員は「東京に打電遅延せんとするも電報が軍管理なる爲之亦絶望なり」となした證據がある。(記録四五九頁)南京の日本大使館からの電報類は二回にわたつて東京についた。(石射記録二九九七四頁)第二回目の分が正確にいふ東京についたかといふこと——それによつて廣田は十分な措置かとられていないと判断出來た筈である——をわれわれは知らない。外國人が南京の状況と出來事について世界に知らせようとあらゆる努力をしておつたことについて軍當局が非常な忿怒をいだいてゐたことは新任の守備隊司令官の演説にあらわれてゐる(記録四五八八頁)。

このような状況のもとでは、軍の檢閲によつて廣田が「南京暴虐事件」か尙繼續してゐることを適當な期間内に知らされることをさまたげられていたといふことは誰でも容易に想像出來る。

以上の理由によつて、廣田は南京の出來事に關係

して有罪とされるべきではない。
全般的にいつて裁判所というものでは、軍の戦地
での行為について政府文官の責任を問うには極めて
慎重でなければならぬ。

E-209-A

さらに本裁判所は、ここでは、不作爲の責任
については現行法の一般的原则を適用するものであ
る。法律と政策から考えても、また正義と便宜から
考えても、この責任は極めて限定された意味でだけ
認められなければならない。これらの原則が、この最
後の戦争以来始めて通例の戦争犯罪について適用さ
れてゐるといふこと以外の理由からしても、ここに
は嚴密を區別がされなければならない。

E-210

以上の見地から、廣田は訴因第四十五第四十六、
及び第四十七でかれに對してなされた起訴事實、な
らびに訴因第五十四、及第五十五に含まれてゐる起
訴事實についても無罪とされなければならない。
廣田弘毅は、かれに對する全ての起訴事實について
も無罪とされなければならない。かれは訴因第五十
四及第五十五の起訴事實についてもかれが、有罪で
ないことが立證されてゐるから無罪とされなければ
ならない。訴因第一の起訴事實についても、かれに
は侵略戦争の共同謀議の罪がないことが立證されて
ゐるので無罪とされなければならない。中國に對す
る侵略戦争遂行の起訴事實についても（訴因第二十
七）彼がこの犯罪に有罪であるといふことが、合理
的な疑いの余地のないまでにはいたつていないから
無罪とされなければならない。かりに、かれが戦争

遂行の犯罪について有罪であると認定されたとしても、かれは死刑に處せられるべきではない——たとい本裁判所の多数裁判官が適用した規範、すなわち、たゞ、侵略戦争への途上での主要な指導者であった被告だけが死刑に處されるべきであるという規範を認めたとしてもそうなのであり、——かれが行動したような状況の下にあつては特にそうである。

裏面白紙

木
戸

木戸は、一九三七年十月二十二日に、第一次近衛内閣へ入閣した以前に起つたことについては、なにも起訴されていない。檢察側は「吾々はこの期間中（一九三七年まで）彼が謀議に参加した一員であるということを示唆するものではない」といつている。従つて、檢察側は「實際に開始されたのは彼が謀議に参加する以前に始つて居たのであるから」（記録四一一二八頁）、木戸に關する限り、訴因第十九を放棄することを申立てた。

第一次近衛内閣に於る文部大臣および厚生大臣として、また平沼内閣における内務大臣として、木戸は中國に對する侵略戦争の遂行者として訴追されている。この戦争は蘆溝橋事件に始まり、それを局地化しようとした政府の希望と努力にも關らず擴大していつた。蘆溝橋事件は陸軍が獨立にとつた行動の最初の例であるが、一九三六年八月十一日の五相會議では、右のような行動を防止するために、陸海軍大臣と他の閣僚は、軍部がそのような行動を差控え政府の政策を支持する範圍に止まらなければならぬといふことに一致した。

しかし、『支那事變』に關して、本法廷に提出された多量の證據にも拘らず、各閣僚がどのような役割を演じたかといふことは、あまりはつきりとしていない。日本における關連した關係も、海外における複雑な事件も、合理的な疑ひの餘地のないほど

裏面白紙

242

E-212

木戸に責任を負はせるように充分に明かにされては
いない。

眞田の場合と同じように、木戸の意圖についても、
平和の支持または戦争の助長に對するかれの役割に
についても、充分な疑問がある。ここでも、また、被
告は、入關した前に始つた戦争を助長したのか、ま
たは事件の解決に最善をつくしたかについて、疑い
があることから生じる利益を受けなければならぬ
訴因第四十五ないし第五十では、木戸は特定の都
市の住民の殺戮を命じ、行はせ、または許したこと
によつて、殺人罪で訴追されている。本法廷には、
これらの事件が勃發したときに、木戸がそれらのこ
とを知っていたという證據も、文部、厚生または内
務大臣として、かれがこれらの事件を防止する権力
と義務を持つていたという證據も、提出されていな
い。

近衛の計畫に従つて、從來の二政黨にとつて代る
ようになつていた全國單一政黨すなわち大政翼賛會
の創立に參與した（木戸日記、一九四〇年五月二十
六日、法廷記録一六二四七頁）かごで、木戸は特に
訴追されている。近衛の終局的目的は、軍閥に對立し
て總理大臣の地位を強化することにあつたと木戸は
いつている。（法廷記録三〇八九四頁）。本裁判
では、政黨が腐敗していたことと、その内部的分裂
の結果として、軍閥に對して弱い立場にあつたこと
とについて、充分な證據があつた。近衛はどちら
にも屬してはなかつた。木戸が挙げている理由は、
彼の日記とその他の證據によつては、明確に支持され

E-213

てはいないが、正しいかも知れないし、少くとも主要な動機の一つであるかも知れない。木戸が自分を近衛の忠實な追隨者と考えていたことは周知のことである。一九四〇年五月二十六日附の日記には、近衛と大政翼賛會について討議したことが記されている。この記録には、軍閥に反対する方策がなんら示されていない。決定された事項の一つは、「陸海軍の国防、外交、財政に關する要望を聴取すること」（記録一六二四三頁）である。しかし、これは近衛と木戸がこれらの分野ですべて陸海軍の希望のままになるつもりであつたということの意味するものではない。これらの希望を「聴取する」というのが、日本の實情に照して、當然のことであつたようである。

これらのことをすべて考慮に入れた上、また大政翼賛會の組織にあつて木戸が演じた役割に關して、木戸がその運動に關係があつたという理由で、かれが侵略戦争の謀議に参加したと主張するのに、充分な根拠はない。

木戸が訴追された主な罪狀は、かれが、内大臣であつて、その職務上當然に日本の天皇の助言者であつた期間中に、かれの行つたことか、行うのを怠つたことに關係している。

これに關連して、日本における天皇の地位が注目される。かれの地位は立憲君主のそれであつた。

この地位について、東條は次のように證言している。

「之を要するに、天皇は自己の自由の意志を以て内閣及び統帥部の組織を命ぜられませぬ。内閣及び統帥部の進言は拒否せらるることはありません。」

241

244

E-214

ぬ。天皇陛下の御希望は内大臣の助言に由ります。而もこの御希望が表明せられました時に於ても之を内閣及び統帥部に於て其の責任に於て審議し上奏します。この上奏は拒否せらるることはありませぬ。』（記録三六三八三頁）。

天皇は自己の意見を内閣に披瀝することができ、内閣はそれからそれ自身の責任を以つて行動すると木戸は證言した。一旦政府が決定すれば、國策として奏上せられたる政府の決定を御裁下になることは、近代日本の建設計者であらせられる明治天皇以來嚴重に遵守せられたる傳統として天皇の守るべき所であつたのであります。』（木戸、記録三〇九一〇頁）。

この陳述が間違つていないことは、本法廷に提出された他の證據によつて示されている。阿部が組閣中のときに、天皇は「外交方針は英米と協調するの方針を執る事」と訓令した。木戸は近衛に對して、これは阿部が自分の裁量で處理することができる問題であると阿部に話すように勸めた。（木戸日記一九三九年八月二十八日、記録一六二四〇頁）。同じ日附の日記から、阿部が天皇から、この訓令とともに、他の二つの訓令、すなわち、海津か畑かを陸軍大臣に指名することと、内務大臣と司法大臣の選擇には、深甚の注意を拂わなければならぬという訓令を受取つたときに、非常に困惑したと、近衛がそれを聞いたときに、遂方に昏れたことがわかる。（記録一六二四一頁）。

被告鈴木の證言によれば、鈴木は近衛に對して、一九四一年十月十二日の萩窪會議の後に、かれ（天

皇)が戦争を欲しない旨を披瀝するようになり、天皇に相談してはどうかと進言した。近衛はそれに對して、そうするには、陸軍大臣、海軍大臣および外務大臣の賛同を要し、もしその賛同を得ることができたならばもはや天皇に會見する必要はないだろうと答へた。(記録三五三二七頁)。

E-214-A

天皇の見解が、(木戸日記と原田日記を通じて)、明白であることが数回の場合あつて、それから推してみると、ある政策と事件について、天皇はそれらを変更することもできず、勅許を與へないのが正しいと思ひもしないで、許可を與えなかつたようである。天皇が滿洲事變に反對である旨を再び表示するのを防ぐために、木戸は懸命であつた。(日記一九三〇年九月二十二日、記録一九三八頁)。

E-215

原田日記によれば、天皇は奉天事件と蘆溝橋事件に於る陸軍の陰謀と畫策に反對の旨を表明し、張鼓峯事件において陸軍の忌しい行爲に對して板垣を叱責した。(記録三七七五七頁)。天皇は佛印に關する政府の政策を非とし、陸軍の行動を火事場泥棒のそれになぞらえた。(木戸日記一九四一年二月三日、記録三〇九一九頁)。東條が總理大臣に任命された時の天皇の態度は彼が次のように木戸に述べたことの中に明確に顯れている。すなわち、虎穴に入らずんば虎兒を得ず。(木戸日記一九四一年十月二十日、記録一〇二九五頁)。

天皇が自身で或る重要な決定をした場合の證據がある、それは一九四五年八月十四日の御前會議で出席者の間に意見の一致を見ることが出來ず、また事

E-216

態の急に變み閣の辭職による連延を許さない時のことであつた。この情況の下で、總理大臣である海軍大將鈴木は天皇に決定方を奏請したので天皇は降伏ということに決定した。(東洋、記録三五七九〇頁)。

本裁判に於る證據は、天皇が單に戦争を始めるなというだけでかれがそれを防止することが出来たであらうし、また木戸のような人々が、天皇がそうするやうに勸告しなければならなかつたという檢察側の陳述を是認しない。法的にも傳統的にもかれは政府に従わなければならなかつた、これは東條によつて次のやうに明確に述べられている。すなわち、

「内閣の決定は、當然閣僚の責任においてなされ、統帥部の決定は統帥部の輔弼者の責任においてなされるのであり、そこに他人の容喙は許しません。従つてその他人という言葉の中には内大臣も含むわけです。」(記録三六五一頁)。

天皇の制限された權能は、彼の助言者の權能の制限となつてくる。

天皇のこの地位、従つてかれの助言者のそれも、その懐略的な希望が達成されない場合は革命も動亂も辭さないと決心していた強力な黨派が日本に存在していたという事實に懸連して特別の意識をもつものである。日本の軍部は統帥部の獨立ということによつて特種の地位を占めていた。しかしそれよりも一層重要なことは、陸海軍の右翼派が國策を變動するたゞには暗殺と革命を起してもよいという考えであつたという狀況である。本裁判に於る被告のある

247

E-217

者は青年の間にこのような精神を喚起したといふことには、決して重い責任を擔つてゐる。このようにしてかれ等は後日に於てかれ等がそれを制止することを得ず、またかれ等の政策が最早青年將校達の計畫と一致しなくなつた際、かれ等自身一例えば荒木と平沼一が折衝暗殺の的となつたところの精神を喚起した。天皇の地位もまたこの情勢によつて影響された。かれは他の立憲君主のように法律や憲法の慣例ばかりでなく、常にかれやかれの側近者が暗殺されるという可能性によつて拘束されてゐた。

木戸は社會の不安を防止することがかれの第一の義務であると考えていた。かれは、日本で活潑であつた強力な懐略的勢力を一要素であると認め、その見地から天皇へ進言した。檢察側は次のように述べてこの態度を攻撃した。すなわち、「かれは常に革命をして勝手に振舞わせ、少くも其後年に於ては日本國內に革命、或は内亂惹起の危険を冒すよりも、寧ろ革命がやり易い様に仕向ける心算を持つて居たのである。」（記録四一〇四九頁）、また「……天皇が陸軍及び右翼側の意見に對して、一層同情的態度を取られるやうに指導することが、かれの使命である」と考えてゐた。（記録四一〇五六頁）。三國同盟に對して檢察側は、木戸は日本の國內に於る紛争さへ回避することができれば、どんな種類の同盟がドイツと結ばれようと大して意に介しなかつたと述べた。（記録四一〇九〇頁）。彼が特に關心を抱いたことは、常に日本國內紛争を避けることとした。彼はこれらがまとまつた限りは、どのよりにまとまつ

たかについては餘り意に介しませんでした。L（記録一六八四七頁）。この點については正に補證がある。滿洲事變中にかれは天皇に御訴等はなき方よろしかるべくと進言し（日記一九三一年九月二十二日、記録一九三八頁）、三浦偏監が締結された時の彼の態度は國內情勢に即する考慮によつて決定された（日記一九三九年四月十九日、記録一六二三五頁）。天皇が非難した倭印事變の際は、木戸は天皇に「此儘」御許を願ひたいと進言し（法廷證第六二七號、記録六九七三頁、及びその訂正記録七〇二九頁）、また野村が、ルーズベルト大統領へ天皇に和平の親電を送るよう提案した時は木戸の態度は内亂の憂に充されていた。（東郷記録三五八〇五頁）。

木戸は不安を防止するために必要と考えた場合には侵略派に譲歩するつもりであつた。かれは政治的には、近衛が主要な一員であつた一派に屬してはいた。この一派というのは新秩序を國策として立案し、日本が偉大な國となつて東亞の支配者となることを目的とし、またその達成のためには開戦に至らざる何らかの手段によらうとするものであつた。

軍國と提携する基礎を與えたのは實にこの國策であつた。なんとなればその遂行には強力な日本を必要としたからである。この一派の指導者は、國際間に於る交渉では主張の重みはその背後にある國力によつて決定されると認めていた。これはそれ自体ではかれ等が侵略戦争の謀議をしたということの意味しない。

木戸は近衛と同じように西園寺公を中心とした仲

E-219

間に属していた。かれは後年になつて必ずしも常に同公の勸告には従わなかつたしまた同公に、勸告させないようになへしたということが立證されている。原田は、木戸と近衛が天皇に三國同盟に同意するよりに勧めたことおよびそうしたことを西園寺公に秘していたことに對亡かれ等を非難した。(記録三七八八〇頁)。天皇は承諾を興えるよう進言したのは三國同盟によつて日米競争を防止できる可能性があるという見解からであつたと木戸は法廷で述べた。

木戸が熱心に東亞新秩序の概念を支持したということに疑いの餘地はない。彼の一九四一年四月十九日附の日記はドイツに對して信義を失わなれことを「我國の國是たる」新秩序すなわち大東亞共榮圏の建設に對してはどのような干渉も防がなければならぬという必要から合衆國との交渉が制限されているということに關して彼は近衛と意見が一致していたことを示している。(法廷証第一〇六五號、記録九八七五頁)。しかし上に述べたように、新秩序建設の政策はただその目的が侵略戦争によつて遂行された場合に平和に對する犯罪の範圍内にはいるのである。その意味に於て木戸が侵略政策を支持したという充分な証拠はない。

第三次近衛内閣の期間中における木戸の活動と近衛の後継として東條を選定するに當つてかれの演じた役割は特に意味が深い。

前にも述べたように、木戸は自身を近衛の追隨者であると考えていた。近衛と同じようにかれの見解は軍閥との提携の影響を受けて新秩序のために一見

殆んど戦争を開始する覚悟のある態度に變つていた。この點に於ては近衛内閣田を凌ぎ、木戸はこの局面の展開で近衛に随った。

E-220

一九四一年八月二日附の日記には木戸が「憶て、今日米露争を決定する」として反對したことが示されてゐる。かれはその時、もし近衛が協定を結ぶことと失敗した後で辭職したならば「陸海軍が國政を擔當することになる」ということを認めていた。

（法廷証一一二九、記録一〇一九六頁）。これ以後に木戸の報告でその通りになつたようである。

E-221

その頃の木戸の意見はかれの一九四一年八月七日附の日記に明確に示されてゐる。彼は露國の見地に立つて油の状況に鑑み日本は合衆國との戦争に勝てないことを認めていた。それだから日本は譲歩しなければならぬといふ。また丁度日清戦争後の三國干渉の時と同じことが起るといふ結論に彼は達してゐた。換言すれば日本は時運を待たなければならぬといふのである。「窮極の目的は露進であり、この目的を達成するために重工業、人造石油および海運について規定する十年計畫が立てられた。（法廷証一一三〇、記録一〇一九八頁）。この意見は明かに永野の天皇への進言に基いたもので、木戸の一九四一年七月三十日附の日記に語られてゐるが、その中で天皇は、永野の話しては油は一年半の分量しかかゝりし、勝ち得るや否やも覺束かゝり、そうだと木戸に傳えた」と記されてゐる。（記録一〇一八四頁）。日本は十年待たなければならぬという同じ意見は一九四一年十月九日附の日記に再び披瀝されてゐる。

E-222

(記録一〇二四一頁)。木戸はこのように近衛に進言した。さて檢察官は「これは軍国主義者達と目的は同じではあるがかれ等の如く即座に成功するとは信じがかつた者の言であつたと述べた(記録四一〇五頁)。この場合犯罪を構成するのは目的すなわち東アジアの支配を以て唯その目的を達成する手段であるところの侵略戦争であるといふことを繰返す必要はない。このことは前に檢察官が「もし彼がこの発言の容れられなかつた時謀任していたとしたら、われわれは彼を含めなかつたかも知れなかつた」と陳べた時かれ等によつて一層正しく認められた。

(記録一六八五二頁)。より好い機会を得るための準備は十年もしくは十五年の臥薪嘗膽(一九四一年十月記入の日記、記録一一三九頁)という報告もまた侵略戦争をする謀議の中にけいんとしう見解をあるいは支持することができるとも知れなかつた。然し乍らそのような計略は餘りにも漠然としており、餘りにも時間が離れすぎであり、また侵略戦争をしようとする犯罪的の共謀と見做すだけの具体性をかいてゐる。(註一)

註一 この見解は國際近衛の決議によつて支持されたニュールンベルグの判決と一致する。すなわち「共同謀議はその犯罪的目的の達成がはつきり示されなければ成立しない。それけ決定と行功の時態から離れすぎているならい。」「當裁判所は戦争を遂行するといふ具体的な計略が存在していたかどうかを検討してその具體的計略に参照したものは註であるかといふこと

を決定しなければならぬ。(判決文四三頁)
 木戸が戦争に反対であつたことは九月六日の御前
 會議の時に明らかに示されている。木戸は協定を
 現するための全歸の協力をしなければならぬとい
 う嚴厲な警告を發するよう天皇に進言した。(記録
 三一四二〇頁)。

一九四一年十月十二日附の日記には、茲後於る
 五相會議(法廷記録一一四七號、記録一〇二四六頁)
 で海軍大臣及川が次のように述べた時の富田の報告
 が書かれている。すなわち、「外交を以て打斷せん
 とせば之に徹底するを要しす。これに木戸によれ
 ば、相當の譲歩をしてもらふこととを意味する。
 (記録三〇九六八頁)。このように提言に對して東
 條は反對し、「既兵問題及之を中心とする諸政策を
 變更せざること、支那事變の成果に動搖を與えざる
 こと」と主張した。ここで海軍大臣及川は明らか
 に全軍を中國から撤去するといふ畑の提言に言及した
 のであり(記録二九〇〇四頁、記録二九四一三頁)
 東條は直ちにその提言に反對した。

註。この見解は、國際連合の決定によつて支持されてゐるニユルンベルグ判決と一致するものである。すなわち、「共同謀議はその犯罪的目的が、けつきりと示されていなくてはならない。それは決定と行動の時期からあまりかけ離れていてはならない。」^L 裁判所は戦争を遂行しようとする具体的を計畫が存在したかどうかを調べ、そしてその具体的を計畫への参加者を決定しなければならぬ。^L（判決四三頁）。

E-225

右のすべての事情にもかかわらず、木戸は東條を推薦し、かれが總理大臣となる手筈を決めるのに異つて力があつた。有力な陸軍軍人だけが、日本の譲歩に悉く合衆國との根本的協定を、陸軍に承認させることができような國內情勢であつたことを日記は示している。従つて、總理大臣には進んでその譲歩を行い、且つ同時に陸軍を抑えることのできる人物を得ることが必要であつた。東條は交渉を繼續し且つ譲歩を行う用意があると聲明していた。今にやつてそのことを考えて見ると、かれの誠實を疑う理由がある。然し問題の當時においては、かれは少くとも表面上は第一の條件を履行していたようであつた。第二の條件に付ては、何等かはなかつた。これらの理由で東條は木戸によつて推薦された。^L 熱慮の結果之が唯一の打撃策と信じたるが故に奏請した。^L（日記一九四一年十月二十日、記録一〇二九五頁）。^L 天皇がこの奏請の性質と、それに含まれてゐた危険

を諒解していたことは、天皇の言葉によつて示されている、すなわち、「虎穴に入らば虎兒を獲ず。」（記録一〇二九五頁）。この行爲を賭博者の行爲と云う者があるかもしれぬ。然し平和に對する罪につき有罪であるものとは、政府の政策を戦争の方向に進めるように共同謀略をする者のことであつて、政府の政策を別の方向に向けようと努力して、のるかそるか危険を買す者のことではない。宇垣が近衛の後継者とすることをたいして、宇垣大將が軍を押えることは極めて困難であるという理由で、木戸が反對したことは、（記録三一〇一四頁）。協定到達の適合革命が起り、次いで戦争となることを防止しようとした木戸の憂慮を示すものである。

その後、十一月に於つて、木戸は天皇に對して、總理大臣が最終的決定を要請した場合、重臣を入れた御前會議を召集することを進言した。（記録一一四三頁）。このようを進言は平和に賛成する意見を支持する可能性をつくりだすことを意味しているだけである。実際には、一九四一年十一月二十九日の重臣會議は、出席者の殆んど全部が戦争に反對する聲明をする結果をもたらした。この時廣田は次のようを疑問を抱いた。すなわち、「外交上の危殆は戦後と密接な關係もあるところ、今同危殆に直面して直に戦争に突入するは如何なるものか、又、この時若槻は、國家は自存自衛の必要とあれば、たとえ敗戦と解つていても、戦わなければならぬが、共榮國のようを理想の爲に戦うことは危険であると、はつきり言明した。」（記録一六一八七―一六一九

二頁）註

註。多数決による判決は、その「太平洋戦争」の章において（九七五頁）重臣の聲明に對して違つた解釋をしているが、この違つた解釋は、天皇の前で反對を表明する日本人のやり方についての間違つた理解に基くものと思われる。

木戸が自分の家の周囲に警備員を置いたのは、この時であつた。それは、ひるまは十人から十五人、又夜間は二十五人から三十五人に増加された。木戸が親英及び親米と目されていたという證據が、本條判所に提出されている。（記録三四九〇八頁、記録三三九二〇頁）

E-225

木戸が戦争に反對していたことは、かれがほとんどそのはじめから和平を支持していたところの、この戦争の期間中を通じて、示されている。かれは一九四二年二月五日に天皇と和平について論じ、（記録三一〇五三頁、一九四二年二月六日の日記、記録三一〇五五頁）、二月十二日に天皇は木戸に對して、次のようにいつた。すかおち、天皇は東條に對して「戦争の終結につきては機會を失せざる様充分考慮し居ることと思ふが、人類平和の爲にも徒に戦争の長引きて惨害の擴大し行くは好ましからず」（記録三一〇五六頁）と話しておいたと。

木戸は一九四二年四月十一日に重光と和平について論じた。（日記、一九四二年四月十一日、記録三一〇六一頁）。彼は前イギリス駐在大使吉田茂に、

和平のための途をひらくために近衛がヨーロッパを
訪問することについて語っており、(一九四二年六
月十一日、記録三一〇六五頁)、また、松平、近衛
とも、(一九四三年二月四日、記録三一〇六六頁)
天皇(一九四三年三月三十日、記録三一〇六九頁)
と、重光、(一九四三年五月十三日、記録三一〇六
九頁)および高松宮とそれについて話し合った。高
松宮には、「軍部の要求と和平条件の調節は」困難
であること、「如新場合は充分なる御奮發を願はざ
るべからざる旨」を彼は話した。(日記、一九四三
年五月十四日、記録三一〇七一頁)。

E-225-A
戦局が思わしくなかつた時に、和平に賛成した
として特別を功績をどはをいと考えられるかも知れな
い。(しかし、木戸は彼の和平のための活動が、も
つと早くから始められていたことを立証している。

註、木戸が一番はじめから和平のための努力を
支持していたことを示す證據を提出した。
(記録三八九二〇頁)。それが反響的である
という理由に基く檢察側の異議(記録三八九
一九頁)を、裁判所は認めた。(記録三八九
二二頁)後で、檢察側は、木戸の和平の努力
は戦争が思わしくなつてからはじめ、
はじめられたと主張した。(記録四一―四四
頁)。しかし、日記によつて木戸は、日本が
全戦線に互つて勝利をしめていた時にも或程
度の和平のための努力をしていたことを立証
することができた。

戦争の後期における木戸の和平の勢力を述べたことは本件には隠微がない。かれがこれらの和平に賛成の意見をもつものとして知られていたということは一九四五年八月十四日の夜、降伏というよう考え方には絶望的であつた革新派の者が、かれを擁護し、かれの家を襲撃したとき、金庫にかくれなければならなかつたという事實によつて、証明されている。(記録三一—一九六頁)。

右のことにかんがみ、木戸が、日本の政變を侵略戦争の方向に向けた一派の一人であつたという結論を下すことは、正しくないようにみえる。天皇に對してかれが進言する場合のかれの態度は、二つの悪いことのうちのひとつをえらぶことの結果であつたことおしほしほであつた。その中の一つは平和主義の暗殺か、または内亂の危険であつた。今からさかのぼつてみれば、かれは、對症にさいして致命的な誤りをおかした。戦争防止のためにかれにもつと努力出来た筈であるといえるかもしれない。しかし平和に對する罪に類連して不作為といふことを考へることとは、まだ時機が早いように思われる。現行憲法によれば、平和に對する罪について有罪と看做されなければならぬものは、侵略戦争を積極的に支持し、ひきおこしたものであつて、平和を十分に促進することが出来なかつたものではない。

木戸が侵略戦争遂行の共同謀議を積極的に支持したというところが、合理的な疑問の余地のないまでは明らかになされていまいという理由によつて、木戸

E-226

は、平和に對する罪に關する起訴事實については無罪とされるべきである。

木戸は通例の戦争犯罪について訴追されている。一九三八年から一九三九年にわたる、かれの文部大臣、厚生大臣または内務大臣としての任務に關して右の起訴事實がうらづけられているということは、證明されていぬ。さらにまた、その出来事以前、またはそれが起つてゐる間に、かれがそれを知つていたといふことも、また強行爲について干渉し、これを防止する期限および義務を、かれがもつていたといふことも、證明されていぬ。

連合國の抗議に關して陸軍と折衝することは困難だと重光が訴えたこと木戸は證言した。(記録三一〇六頁) 檢察官は次のように述べた。「天皇に報告すべきであつたに拘らず彼が報告をしたといふことはどこにも全然見當らない。しかし木戸は時折報告したと主張した。一九四二年三月三十一日附の日記は、彼が香港での強行爲に關するイリデンの演説について證言したことを示している。木戸はこれを天皇に報告し、その結果として天皇は東條に指談したと證言した。(記録三一〇五九頁)

陸、海軍大臣並に統帥部の擴張と責任についての日本の現行法律に違反して見た場合の木戸の立場からすれば、彼は通例の戦争犯罪を含む起訴事實については無罪とされなければならない。

E-227

木戸幸一は彼に對する全起訴事實について無罪とされなければならない。

裏面白紙

E-228

重光

本裁判所に提出された證據は、重光が外交官および政治家として、戦争よりはむしろ平和のために働いたことを示している。滿洲事變が起る前に、當時中國駐在の公使であり、幣原によつてその職に任命された重光は、當時の衝突と紛議を平和的に解決するについて與つて力があつた。一九三一年の八月と九月につくられた計畫は、行政院長宋子文と南滿洲鐵道總裁内田伯爵とヤング・マーシャル張學良との會談について定めていた。その會談は滿洲で行われることになつていた。そして重光は現地における交渉の遂行に助力することになつていた。(法廷證據第三五三六號、記録三四四七〇頁)。奉天事件の勃發によつてこの計畫は實行できなくなつた。重光は滿洲事變を非常に遺憾に思つた。かれは奉天事件の後間もなく送つた電報で自分の考を幣原に述べた。その中で、かれは次のように述べた。

「折角築き上げられる對外的努力も一朝にして破壊せらるるの感あり。國家の將來を案じて悲痛の感を禁じ難し。」(記録三四四七七頁)

E-229
第一次上海事變の當時に、重光は上海にいないで、日本にいて、天皇の前で講演をした。その時、天皇から「日支親善と云うことは當分できないか」ときかれた時に、かれは滿洲事變が解決されない限り、中國との親善は不可能であると答えた(木戸日記、一九三二年一月二十一日、記録三〇七五四頁)。重

260

光は一九三二年一月三十日に上海に歸り、停戦協定を結ぶために努力した。この協定は一九三二年五月五日に締結された。

この事變に對して責任のある陸軍の指導者について、かれの態度は甚だ批判的であり、これ以上の向う見ずな行動、特に海軍側におけるそれから起る結果について、政府に警告したという證據がある。かれは幣原にあてた電報の中の一つで、次のように述べた。

「此の上は一日も速に軍部の獨斷を禁止し、國家の意思をして政府の一途に出づることとし、軍部方面の無責任にして不利益なる宣傳を差止め、旗幟を鮮明にして政府の指導を確立せられんことを切望に耐へず。」(一九三一年九月十三日、記録三四四七七頁)。

重光は當時の外務大臣幣原の政策を全面的に支持したといつて差支えをない。重光は、滿洲事變または上海事變に關するどの起訴事實についても、無罪としなければならぬ。

重光はまた、ソビエト連邦駐在大使であつた間に起つた張鼓峯事件に關連して訴追されている。前のべたように、この事件に關連する出來事は、本裁判所の管轄權には含まれていない。さらに、本件において、重光が演じた役割は、決して刑事上の訴追を正當とするものではない。この事件において、重光は自國政府の明確な命令に基いて、單に代辯者として行動していたに過ぎなかつた(法廷證第二六三三號)。檢察側はかれに對して、かれとリトビノ

E-250

フとの交渉は信誠をもつて行われたものではなかつたということを買めている。しかし、辯護側は、本國政府によつて與えられる情報と訓令に基いて行動するのが大使の本務であると主張した。これは正しい主張である。

「いかなる政府にしても、その大使が政府の與える情報の眞實性、又は政府の主張の正確性について責任を負はされ、若くはそのいづれかについて判断を加へねばならないとしたら、動いては行かないのであります。」(辯護側最終辯論、記録四六三二六頁)

重光は本國政府から事件の解決について交渉せよとの命令を受けたのでありこの事件が起つたことは重光の責任ではなかつた。戦争を熱心に避けようとしていた本國政府の希望に従つて、かれはその任務を果した。(外務大臣宇垣の証言、法廷證第二七一五號、記録二三八七一頁)。この件について、彼が演じた役割には、犯罪的な面というものは全然ない。重光は原因第三十五に挙げられた起訴事實について、無罪としなければならぬ。

一九三六年から一九三八年の間に、重光はソビエツト連邦駐在の大使であつた。一九三八年から一九四一年まで、イギリス駐在の大使であつた。これらの年の間に、中日事變の發生に何か關係があつたという證據はない。それどころか、イギリス外務次官との會談で、南京政府と重慶政府との間に了解を成立させたいという希望をかれは表明した。(一九四〇年三月二十三日、重光發有田京電報、法廷證第一

○一六號、記録九六七四頁。

E-231
ロンドン駐在の大使として、重光は有田に宛てて、いくつかの電報を送った。これらの電報を基礎にして、檢察側は、重光が侵略戦争を遂行する共同謀議に關係していたと訴追している。一九四〇年五月十三日附の電報の中で、すなわち、オランダとベルギーが侵入されてから三日の後に、かれは、南方に關して、交戦國も中立國も現状に干渉してはならないという、従來の政策を固守することを進言した。日本もまた現状を變更しないという意圖を聲明すべきであるとし汪と蔣との妥協、または蔣と日本とのそれを、それぞれの場合に伴う條件はどうであろうとも、かれは有利であると見た。(法廷證第一〇一七號、記録九六八三頁)。

一九四〇年五月二十五日附の電報の中で、重光は、日本は好むと好まざるとにかゝわず、東亞の安定に對して責任を負うべきであると主張した。かれは、日本の地位を少しでも固めておくことが、將來日本が國際場裡において生きる途であると考へた。かれは、「支那問題に於て各方面に對し妥協の措置を採ること」が必要であると感じた。積極的措置として、中國から交戦國の軍隊を撤退させることに關する日本の希望を實現するよう措置することを勸告した。更に、「三百哩主義」の宣言を再考すべきことを主張した。「之等の措置は之を軍事又は輿論の壓迫の下に爲すことなく外交的に爲すこと効果多きこと勿論なり」とかれは電報で述べた(法廷證第一〇一八號、記録九六八八頁)。

E-232 E-231A

一九四〇年六月十九日附の有田あての電報の中で、重光は「歐洲戦争を東亞に於ける日本の地位を固むるため利用することを主張した。フランスの崩壊した後、オーストラリアが佛印に干渉したならば、日本も積極的行動に出づる機会を掴みうるやもしれず」と述べた。この電報の中で、さらに、「若し・・・東亞と南洋の地域が大國の領有に歸するが如きことありては、日本は此の國とも戦争の危険を包蔵することとなる」と述べた。従つて、「今日勇氣をもつて之を防止しおく」必要があると考えられた。かれがどの大國を指していたかは明かでない。辯護側は、合理的な根據に基いて、それはドイツを指したものであると解釋した。この電報の中にある「此の際東亞に於ける地位を確立するの時機」という進言は犯罪的な意圖を證明するものではない。

（法廷證第一〇一九號、記録九六九一頁）。

最も意味のあいまいな電報は、新しい外務大臣松岡にあてた一九四〇年八月五日のものである。重光が松岡に對して、大東亞政策の確立と實行について祝意を表したという事實は驚くにたりない。重光はこの政策を支持した。それは一九三六年からの日本政府の政策であつた。廣田も近衛も、かれらの目標は、「平和的手段」によつて新秩序を實現することであつた。この電報の重要性は、重光がドイツとの同盟を結んではならないと極力勸告したという事實にある。かれはそれを「根本に於いて政策の獨自性を確保することが要點」とみなした。さらに、大東亞における日本の地位を建設するために、この政策

E-233

を小國（フランスとポルトガルのような）を犠牲にして行い、他國との衝突を避け、一時に相手が多くせず、各個處分の方策を以て、最小限度の損害で最大の利益を収めることを勸告した。重光は、イギリスと合衆國がすでに極東から退却する兆しをみせていることを強調して、もしも大東亞政策が條理と正々堂々たる態度で行はれるならば、妨害手段（輸出禁止のような）は撤回されるであろうという意見を述べた。彼は、日本を英米との戦争に引き込もうとする日本國內の傾向に對して警告し、また、中日事變の解決に當つて、大きな腹で結末をつける態度を示すのは弱味ではなくて、強味を示すことであるとのべた。（ドイツに對して）「哀願もしくは追従的態度をとることは不可にして」といい、「對蘇關係を緩和し、對英米關係に就ても周到なる考慮と用意とを以て進むこと素より必要と思考せらる」とつけ加えた。（法廷證第一〇二三號、記録九七一―二頁）

もしここでこの電報の内容がいくらか長く引用されているとすれば、それは全体を見なければその趣旨があらわれて来ないからであつて、その趣旨とは、戦争に至らない手段で、『大東亞における強力なる政治的、経済的地位を確立』することであつて、それを『合理的、公正且つ公明』なやり方で行い、合衆国とイギリスがその『妨害的』指針をやめるだけの理由を見出すようにするということである。ここでもまた、一九三六年にすでに採用されていた『漸進的且つ平和的な方法』が主張されている。弱い国々が他の援助を求め得ないときに、これらを一貫づつ處理する方がよいという進言は、倫理的な見地からは、興味があるかもしれないが、侵略戦争を遂行する共同謀議についての論議上の訴追には、關係のないことである。

重光が日本とイギリスとの戦争を防止しようとしたということについては、十分な證據がある。かれは三國條約に反対したが、無益であつた。この條約から起る結果を打消せうと努力したが、これも無益であつた。日本にイギリスの使節を送るイギリス政府の計畫に、かれは全面的に協力したが、これらの計畫は、三國條約の締結によつて失敗に歸した。ハンキー口供書、法廷證第三五四七號、記録 三四五一頁。かれはハンキー島の日本訪問に賛成したが、重光の力では左右することのできない理由のために、實現しなかつた。(記録三四五一三頁)。好意的な日本の外務大臣を動かすために、重光はイギリス政府が集めた資料を松岡に提供する計畫に誠

原本不明瞭

裏面白紙

意をもつて協力した。(センピル山口決闘、法廷証
 第三五四九號、記録三四五二五頁、イギリス外
 務次官R. A. バトラー口決闘、法廷証三五五〇
 號、記録三四五二九頁、これらの資料は法廷証第一
 〇六二號として本裁判所に提出された)。松岡と綾
 田しようとする試みは失敗したが、重光は後でこれ
 らの資料を東京に持ち帰った。その東京で、一九〇一
 年二月に、中国の汪精衛政府に對する大使に任命さ
 れた。かれは外務大臣として對して、イギリスは決
 して敗れないであらうと口頭で報告し、次のように
 自分の意見をのべた。

「日本は如何なる場合にも戦争には捲込まれては
 ならないこと、および對米交渉は必ず成立せしめ
 たい。」(山口決闘、法廷証三五五四號、記録
 三四六四一頁)

重光がイギリスの態度について天皇に報告した時
 の心境は、水戸日記の記述(一九〇一年七月二十三
 日)にあらわれている。

「チャーチル首相の意氣に感服す。(記録三一
 二一八頁)。

一九〇三年より前の諸事案に關して、本裁判所に
 提出された證據は、信子戦争を遂行する共同謀議に
 ついて有罪と認めることを決して正當とするもので
 はない。

E-235
 一九〇三年四月に、重光は外務大臣として直條内
 閣に入り、一九〇五年四月十七日に、小磯内閣が解
 任するまで、この内閣で右の職に留まっていた。信
 子戦争の發生の原因となつた諸事件に加わらなかつ

た者の件を考慮するに當つては、このようにしてすでに始められた戦争の途中で、關係の地位についてのことから、その者はそれによつてこの侵略戦争を遂行したという結論が必然的に導き出されるかという問題が起るのである。外務大臣というものは、戦争に導いた諸事情を充分に知つてゐることはいうまでもない。當然なことであるが、重光は疑いもなくこの戦争の侵略的性質について知つてゐた。

しかし、かれが關係になつた時には、戦争はすでに進行中であつた。戦争はすでに確立されてゐた侵略政策であつた。

さて、檢察側は次のように述べた。

「本裁判においては、何人といえども、既定の政策に従つてその公務中になした行為又は言明が、その者とその侵略政策との唯一の關係であつたならば、それらの行為や言明のゆえに訴追されてゐる者は一人もない。」（記録四〇五三九頁）

辯護側は、この中から、單に事實の陳述ばかりでなく、どんな事情の下においても適用されるべき規範を以みとりたいと熱望してゐる。平和に對する罪に關して、最大の責任は、宣戦の前に行われた行為にかかつてゐることは疑いもない。戦争に向つて懸念に進もうとする内部的な趨勢の方が、敵對行為の遂行後に舞台にあらわれて、その前からきまつていた政策を遂行する個人よりも、遂に罪が深い。平和に對する罪については、問題の眞理は、道義的であるが、そのような犯罪を計畫することは、犯罪そのものよりも、いつそう犯罪的であるといふことである。

E-236

憲法上の右の言明は、一般的に法規範として認め
 ることはできないけれども、疑いを容れないことは、
 すでにきまつてゐる犯罪的な戦争政策に従つて行動
 をした者は、だれでも平和に對する罪について有罪
 であるとは限らざいといふことである。行爲が行わ
 れたときの意思は、争點に重要な關係をもつてゐる。
 平和をもたらし、すでに進行中の戦争を速かに終ら
 せようといふ意思をもつて、ある者が東條内閣や小
 磯内閣のやうな戦争内閣に入つたならば、その者は
 その侵略戦争を遂行したといふわけにはいかない。
 この戦争は國々の人物によつて計畫され、開始され
 たのであるが、すでに始められた以上は、それ自体
 として個人に關係なく存在するものとなつた。もつ
 とも、戦争の發生した後には戦争機械の中の公使に任
 命されても、戦争を長びかせる侵略政策を積極的
 に支持する個人は、戦争遂行の罪について有罪であり
 得る。しかし、その戦争に反對するために公使につ
 き、平和をもたらし、すために任命を承諾する者は、侵
 略戦争の遂行について訴追することはできないし、ま
 た訴追すべきものではない。

E-237

多数意見の判決では、戦争をできるだけ早く終ら
 せるために、戦争内閣に入つた者の件においては、
 刑罰を軽減する理由があるかもしれないといふこと
 を認めながらも、重光が一九四三年に入閣したやう
 に、外務大臣といふ資格でそのやうな内閣に入つた
 という事案だけでも、それ自体で犯罪であると主張
 されている。この見解は正しくなく、支持し得ない
 ように思われる。(註一)それは、平和のために盡

したいと望んでいる政治家に、かれらの希望を成就できる筈の地位につくことを強いて差控えさせることとなるであろう。それは、どのような戦争の場合にも、その戦争を心から支持しない者は、誰も自分の国の政府に加わることができないようにすることになるであろう。内閣に入り、平和のために努力し得るのに必要な権力を持つようになる地位につくことは、犯罪どころか、むしろ義務である。平和のために努力しようとして、自分の国の政府に加わる者は、その政府が述べ込まれている侵略戦争を遂行するものということはできないという規則を、本裁判所ははつきりと確立しなければならぬ。

(註一) ニューロンベルク判決によれば、侵略戦争の進行中に關係であつたという事實だけから、その者がその侵略戦争を遂行したという結論が導き出されるものではない。一九四三年九月二日にドイツの軍需大臣の職についたシュペールは、侵略戦争遂行について、有罪とは判定されなかつた。

被告重光は、證人として出廷しないことにした。その結果として、本裁判所は、被告東郷の場合と異つて、かれの入閣の動機を證據として受理していない。しかし、證人として出廷することをこのように拒んだことから、問題の個人は、自分が不利を蒙ることを恐れて、自分の行動を説明しようとはしなかつたと結論するのは、誤つてゐるであろう。この拒絶は、いろいろな理由に、例えば、自分の共同被告人をかかり合いにすることを避けることができなく

なるかもしれないような立場に、心ならずも追込まれることなるのを好まないというような理由に、基いていたかも知れない。従つて、被告が証人として出廷することを拒んだことから、どのような結論も引出すべきではない。

一九四三年以前の被告重光の態度や活動に関して、本裁判所に提出された證據から推して、かれが侵略戦争に反対していたことと、そのような戦争を防ぐために努力したことは明かである。

E-237A

京條内閣と小磯内閣の外務大臣としての重光の活動に関する證據は、當時の戦争をできるだけ早く終らせるために、かれが全力を盡したことを示している。その目的のために、かれはスエーデン公使バッゲに申入れをした。(記録三四五六一頁)。かれはロシヤの仲介によつて平和をもたらそうとした。(記録三四五五一頁)。任期のはじめの頃から、かれは木戸と平和の可能性について話合ひ(記録三〇六九頁)、これを目的とする自分の努力を天皇に報告した(記録三一〇七頁)。

なるかもしれないような立場に、心ならずも迫ま
れることとなるのを好まないとはいうような理由に、
蓋っていたかも知れない。従つて、被告が証人とし
て出廷することを拒んだことからは、どのような結
論も引出すべきではない。

一九四三年以前の被告重光の態度や活動に関して、
本裁判所に提出された證據から推して、かれが侵略
戦争に反対していたことと、そのような戦争を防ぐ
ために努力したことは明かである。

E-237A

東條内閣と小磯内閣の外務大臣としての重光の活
動に関する證據は、當時の戦争をできるだけ早く終
らせるために、かれが全力を盡したことを示してい
る。その目的のために、かれはスエーデン公使バッ
ゲに申入れをした。(記録三四五六頁)。かれは
ロシヤの仲介によつて平和をもたらそうとした。

(記録三四五五頁)。任期のはじめの頃から、か
れは木戸と平和の可能性について話合ひ(記録三一
〇六九頁)、これを目的とする自分の努力を天皇に
報告した(記録三一〇七頁)。

此の頁(二六八)
の手復

手復

重光が平和を齎らす目的で戦時内閣に参加したと
いうことを指示するものは多数ある。かれの意圖に
關してなにか疑問があるならば、その疑問をかれの
ためによい方に解釋すべきである。

早くも一九四三年四月三十日に、聰明な人ならば、
入手できる情報からして、日本が戦争に敗けるだろ
うという結論に達することができたであろうという
點を問題とすることもできよう。そもそものはじめ
から、日本は長期戦には敗けるだろうということ
知つていた。イギリスが敗けることと、合衆國が短
期間内に無關心になることを日本はあてにしてい
た。一九四一年十一月十一日の遠絡會議は、先づイ
ギリスを打敗かすこと、「次イデ米ノ繼續意志ヲ喪
失セシムルニ勉ムルことを基本原則として決定し
た。(法廷證第九一九號)。これが遠算であつたこ
と、合衆國の戦争意欲は當初の敗北によつて高まる
ばかりであつたことが一九四三年に明かになつた。
ひとたび戦争が失敗の運命にあるとはつきりした上
は、平和のため努力することは少しもとりえがない
と主張することができないことはない。しかし、こ
の議論は支持されない。平和を促進しようとする意
圖は、道徳的または法律的考慮に基くものであるか
もしれないし、全く自己の利益から割出した打算に
基くものであるかもしれない。いづれの場合にも、
重要なものは平和を促進するという意圖である。その
ような意圖が政府の職についている個人の心に存在
している場合には、その人が侵略戦争を遂行してい
るといふ認定はできなくなる。

E-239

重光は、戦争法規の違反を命令し、授権し、かつ許可し（訴因第五十四）、また右の遵守を確保し、その違反を防止するに適當な手段をとるべき法律上の義務を故意と不注意に無視したという（訴因第五十五）通例の戦争犯罪によつて訴追されている。

外務大臣としての重光と通例の戦争犯罪との関係は、かれの省が連合諸國政府からの抗議や苦情を受けとつたのと、他の關係當局が作つたそれらの抗議や苦情に對する回答がかれの省を通じて連合國政府に傳えられたという事實に歸着する。檢察側は、重光のところを通つた回答の内容は、實際に起つたところと一致していなかったといつた。さらに、檢察側は、全然虚偽なことが述べてある回答を送ることには「かれに犯意があつた」ということと犯された罪について悪意であつたこと、と主張した。その際に、裁判長はこれに對して次のように述べた。

「もしもそれで被告重光の方で全然これを捏造したといふことを示すことが出来るならば、そのことは明かになるであらう。しかし、もしもかれの部下を含めた他の者からえた情報を傳えただけならば話は別になる。」（記録一四八二四頁）

證據の示すところによれば、抗議を關係當局に傳達することは外務省の任務であつた。これらの當局者は、調査を行い、連合諸國政府に傳えるために、外務省に情報を與える筈であつた。外務省は獨自の調査をする方途を全然もたなかつた。田中隆吉は外務省は「單に通信を取扱つた郵便局」と評した。（記録一四三六五頁）。俘虜情報局長官小田島（記

E-240 E-239a

録二七八七(頁)と苦情を取扱つた鈴木九萬は、同じ趣旨の証言をした。(記録三八九八頁、記録三八七八九頁)。一九四二年十月三十一日以前の苦情を取扱つた工藤は、次のように証言した。

「直接調査の方法なき外務省としては、報告に信頼する外に方法はありませんでした。(記録二七一四八頁)。

この証言は關係規定のつている文書によつて裏付けられている。捕虜關係事項を調査する権限は俘虜情報局長官に與えられていた。(法廷證第一九六五號I A、記録一四四四〇頁)。捕虜の取扱に關する規定は陸軍大臣が作つて出した(例えば、一九四三年までに改正された一九〇四年陸軍省達、俘虜取扱規則、法廷證第一九六五號I A、記録一四四四七頁、一九四三年四月二十一日、陸軍省達、俘虜取扱細則、法廷證第一九六五號I A)。俘虜に關する事項は現地の指揮官または陸軍省によつて取扱われた。

抗議や苦情を處理するに當つて、外務大臣の立場は、非常に微妙なものであつた。そのような抗議や苦情は、戦争宣傳の一部になるかも知れないのであるから、敵國からは、誇張する傾向がたしかにあるのであるから、敵國からの苦情をある程度の疑いの目でみることは、不都合ではない。本裁判においてさえも、毒ガスを使つたという訴追が行われた。(附屬書D、第九節)。この訴追を檢察側は具体的に證明しようとした。敵國から行われたすべての抗議が眞實であると認め、自國の官廳から受けた情報を利用しないことが外務大臣の義務であるという

ことは考えられない。

重光が受けとつた苦情の性質や内容そのものからして、その多くは事實に基いたものであるというところを、かれにうすうす感じさせたに違いないということとは明かである。しかし、重光は軍部から受けた情報にたよらなければならなかつたのである。かれは木戸に對して、これらの尊柄に關して、軍部と交渉することは容易でないという不平をのべた（記録、三一〇六頁）。そして、ある場合には、この點について自ら陸軍大臣に會つた。（鈴木九萬、記録三八七九一頁）。かれは最高戦争指導會議で捕虜問題をとりあげた。（記録、三八七九三頁）。

連合國側に對するかれの回答の中で、かれは赤字代表または中立國の視察者に捕虜收容所を訪問させるという連合國側の要求を、殆んど全部拒絶しなければならなかつた。しかし、そのような要求を許したり、拒んだりすることは、外務大臣の權限内のことではなかつた。陸軍大臣又は統帥部が決定したことを、かれはただ傳えることができただけであつた。

重光は、訴因第五十四でかれに對してなされた訴追について、無罪放免とされるべきことは、疑のない所である。かれは戦争法規違反を命令し、授罷し、許可したものでない。

ある責任を負うためには、探求と調査を行う權能を有することが必要であるが、日本の國內法は、そのような權限も資格も外務大臣に與えていないから、訴因第五十五、すなわち、法律上の義務を故意また

E-241

E-242

は不注意に無視したことについて有罪の決定を求め
ることは不可能である。捕虜は政府の管内にあるべ
きであるというヘーグ條約の規定にもかかわらず、
日本の国内法は、捕虜の取扱をもつばら陸海軍省と
現地の指揮官に割当てたということを入は遺憾とす
るかもしれない。しかし、これが法律であつたので
あり、その法律に對して、重光は責任がないという
事實にかんがみ、かれは外務大臣として、訴因第五
十四と、第五十五の中のかれに對する訴追について
無罪となるべきものである。

要するに、被告重光葵は、かれに對する訴追の全
部について無罪となるべきものである。(註一)

註(一)本裁判所は、一方では、侵略戦争を遂行
した罪はあまりにも重大であるから、それ
自体に不法な殺害も含まれているという見
解を明白にとりながら、そしてこの理由で
訴因第三十七から第四十四までを無視され
ているのであるが、他方では、重光を單に
侵略戦争を遂行した罪ばかりでなく、さら
に、通例の戦争犯罪についても有罪と認め
僅か七年の刑に處した。これは自己矛盾で
ある。眞に通例の戦争犯罪を犯したものは、
多量決による判決によつて採用された標準
そのものに從つて、遂に重い刑に處される
べきである。

E-243

東郷

首席檢察官は、ノモンハン事件に關する留保を條

-273

件として、檢察側は「東條内閣に於いて職についた時から始まる被告東郷の行動についてかれの有罪を求めらる」と主張してゐる。(記録三五三四七頁でこの留保、すなわち、「一九三九年ソ聯への大使としての彼の行動および、ノモンハン事件に關して大使であつたためにどんな犯罪行為があつたことが發見されようとも」ということは、ノモンハン事件は本裁判所の管理権内にないといふ理由だけからでも、ここでは無視することができらる。

しかし、東郷が東條内閣の外務大臣の地位を承諾したときより前の期間を無視することは、正當とは思われぬ。一九四一年以前の年代において、東郷は侵略を主張した人達に協力しなかつたばかりでなく平和的な外交政策を積極的に支持したといふことに注意することは、本件において適切なことである。一九四一年以前の東郷の態度を理解することは、その後のかれの態度を判断できるようにするため、是非とも必要なことである。この點に關して、一九三三年の四月の中ころ、かれが歐米局長であつたときに、外務大臣内田に提出した報告は、大いにかれの面目をほどこすものである。(法廷證第三六〇九號I A、

二頁)。この報告においては、もちろん當時の實際情勢が出發點となつていたが、滿洲事件における日本の行動について、東郷はなお批判的であり、そのような行為は再び繰返してはならないと警告した。この報告のある部分を前に引用したがそれらはそれだけで明白なものである。

E-243a

裏面白紙

東郷は防共協定には反対したけれども、その締結に至るまでの交渉では重要な役割を演じたと言言した。E-244
た。(記録、三五六四二頁)。かれは正文は「攻撃し
の代りに「挑発」によらざる攻撃」と変更されるようになつたと主張した。(記録、三五六四六頁)

279

東郷が三國同盟に反対したことは疑いのないまでに證明されている。まさにその理由で、かれはベルリンからモスコイに轉任させられたのである。(記録一六二二五頁、五九一七頁、三四九一二頁)。かれはモスコイ駐在大使であつたとき、松岡の好戰的政策に反対している。考へられていた他の多くの外交官と共に、外務大臣松岡によつて呼戻された。

東郷の場合に於ける決定的な問題はかれが東條内閣に入つたこと、その内閣が戦争の決定をした時にその内閣にいたことにある。このことは、法律問題と事實問題を提起するものである。

法律問題を處理するためには、事實は東郷が主張している通りである。假定して議論をすすめることが便宜である。

東郷のいうところによれば、かれは太平洋戦争の防止のために、何かを成しとげることが出来る。しかし、自分こそそれをするのに最もよい立場にあると信じていたので、そのために全力をつくすつもりで東條内閣に入った。内閣に入るに當つてかれはまた、かれの努力が失敗するかも知れないこと、またもし失敗に終つた場合かれが辭職するということ、國家に對しての明白な大きな不忠となるだらうことを認識していた。その理由は、かれの辭職によつて、戦争が不可避であるかどうかについて意見の相違があることが暴露されるからである。その上かれは東條の條件によつてのみ、その内閣に入ることが出来た。かれは交渉のための時間は限られていることを了解していた。かれは閣外に居て、かれより能力も

E-246

熱意も少いほかの者に交渉を行はせるか、あるいは平和のために盡すために内閣に入るか、どちらかを選ばなければならなかつた。しかしもしかれが失敗したとしてもかれは自分の國とその政府を裏切ることはしないようにその内閣にどうしてもこゝまらなければならぬのであつた。それだけでなく、内閣に止まることによつて、かれは平和のための仕事を續ける機会を、依然としてもつていた。

右にのべたことが事實であること假定すると問題は、犯罪が情狀酌量の余地ある事情の下で犯されたのであるか、それとも犯罪が全然行はれなかつたのであるかどちらかである。國內刑事法の下における状態と比較すれば、直ちに前の結論の方が正しいといえるであろう。平和に對する罪のもつ特別な性質と實際關係のもつ特別な性質および要求を考えると、後者の結論に達することは避けられない。入閣すること、または一般に平和のための機会を促進するたに或る點につくことは、特にそれをする資格をもつものに對つては國際的な義務である。戦争を考えている内閣にこゝまることが、もし法律上當然に、一つの犯罪を犯したことになるのであるとしたら、そのような法律は非現實的な、非實際的なものである。それはその法の目的、すなわち、平和の維持と促進を損なうものである。平和に對する罪が、平和のために犯されるということはあり得ない。平和に對する罪において、決定的な要素は侵略の意圖である。もし、平和を促進するために或る地位を占めたために、その不可避的な結果として、戦争に同

意しなければならぬ破目に陥つたとするならば、その者は侵略的意圖があつたとして訴追されることはできない。

事實問題は非常に困難であり、また微妙である。檢察側は、東郷が日本の立場を擁護し、日本が前に行つた侵略を否定し、その行動が正當なものであると主張したことを示す文書を提出した。(例えば、一九四一年十一月十日のグルーの會談。法廷證第二九一八號、記録 二五九二七頁)。かれは戦争がはじまつた後、それが正當な戦争である理由を議會に説明した。しかし、政治家が行つた公の言明を解釋するには相當の慎重さを以てやらなければならぬ。政治においては、好戰的な意圖をもつていながら平和的な話をすることもあると同様に、平和的な意圖をもつて好戰的な話をすることもある。

E-246

政治家にとつては、變更を加えようとする意圖しているいろいろな機關や觀念に對してある程度の表面的な實意を示さなければならぬ場合が多い。

東郷の立場は實に困難なものであつた。かれは合衆國に對して申入れる條件を作つたり決定したりするところは出来なかつた。かれが陸軍部内の一致した強力を意見に對して反對したので、露珠灣攻撃前數カ月の間、かれをやつつけてしまいたいと思つていた軍國主義者の手からかれを保護する必要があること田中が考えた程であつた。(記録、三五五四三頁)この點まで讓歩すべきかは東京の政府が決定した。この點について、東郷は積極的に讓歩のために力を盡し、そして實際或る程度の成果を収めた。合衆國

に對して行われたかれの提案は、合衆國政府から斥けられたが、それはそれらの提案が何ら新しいことを含んでいなかつなからでなくては、それらが誠意あるものと考えられなかつたからであつた。バラントインは、甲案は大した關心をもつてみられなかつたと言言した。さうのは、傍受電報によつて、われわれに對してなされた申出は……誠意を以てなされたものではなかつた。彼は確信していたからであつた。(記録、一〇九一六頁)。電報の解讀が不正確なために、この程度まで、この態度をさらせることになつたかをこゝで論ずる必要はない。疑いもなく、不誠意な分子が日本政府のなかにあつた。これらの分子が、誠意のあつた分子を故意に欺いた。さういふことはありさうなことでさへある。しかし、東郷が合衆國を欺こうとしたさういふ證據は何にもない。

東郷が外務大臣になることを承諾したのは、交渉が續けられること、陸軍が中國における陸兵やその他の事項についてかなりの讓歩をすることを條件としてであつたことをわれわれは知つてゐる。(記録、三五六七頁、二五九一九頁)。東條は少くも表面上は、完全に協調的であるようにみえた。東郷に對して自分の態度を變えるさういふたさかれば證言した。(記録、三六三一五頁)。

東郷は、一日考えた末、一九四一年十一月一日、二日の連絡會議で、交渉が失敗に終つた場合には戦争することを同意した。かれの同意は、東條が與えた次のような保證に基いてゐた。それは、もし合衆

E-247

國が受諾しその態度を示したならば、總理大臣である東條は、當時最少限の條件とされていたものにさらに變更を加えてなおもつと緩和されたものをえようとする東郷の努力に對してこれを支持しようという保證であつた。戦争に同意する前に、東郷は辭職を考えたが、他の即時開戦を支持するような者が任命されるさういけなから辭職してはいけなさと、廣田から忠告を受けたので踏みとどまる決心をした。

(記録三五六九六頁)。東郷は、かれの主張を適す代償として、交渉が失敗した場合に於て戦争するさう連絡會議の決定に同意しなければならなかつたこと主張している。(記録、四七九七七頁)。この主張が疑問の余地をいまでに證明されたさういふことはできない。辯護側の最終辯論でさえ、東郷が一九四一年十二月一日の宿命的な會議で戦争に賛成したのは、十一月二十六日のハル覺書の後、彼がこの覺書が日本を自衛のための戦争に追いこんださういふ心から、かつ合理的な理由に基いて信じたからであつて(記録、四七九七七頁)、十一月一日、二日の連絡會議で同意を與えたからではさういふことを疑ふかしてゐる。

しかし、東郷の主張を信じさせる助けになるに十分な證據がある。もしも東郷の動機について何か疑があれば、その疑は被告に有利なやうに解してやらなければならぬ。十一月一日と十二月一日の會議を開くに至らせたいろいろの出來事にかんがみて、被告東郷は侵略戦争を開始し遂行したさういふ起訴事實について有罪とされるべきではない。

E-248

東郷は一九四二年に、大東亞省が設けられたことに關連して辭職した。この省は大東亞共榮圈、中の國々で獨立を與えられた國さえも、日本が支拂することを保證するために設けられたものであつた。海軍大將鈴木貫太郎は東條のこの省を設置する案に關して「本案は王道に基かず霸道を行ふに在りしことをた。一九四二年十月二十日、樞密院會議、記録一二〇九三頁」。

東郷は總理大臣鈴木貫太郎の要請によつて一九四五年四月九日に、再び内閣に入つた。鈴木は東郷がもともと戦争に反對であつたと感じていたので自分の内閣に東郷が入るよう引張つたと證言した。(記録三五五九〇頁)。東郷が證言した通り、かれは、自分の和平工作を内閣が支持するという條件でその内閣に入つた。(記録三五七七九頁)。この主張は鈴木(記録三五五九一頁)追水(記録三五六〇五頁)および岡田(記録三七一六七頁)の證言によつて裏付けられてゐる。東郷の態度は、さうして外務大臣として東郷の努力によつて成つてゐる。それは、かれが戦つたといふ日録ひそかに述べたスエーデン公使バツゲを通じて、「バツゲの證言、記録三四五五九頁」またソビエト大使マリツクに蘇聯裡に當つてくれるように頼んだ廣田を通じて行つたのである。(五月後半、東郷、記録三五七八三頁、野口、記録三五三八三頁)。東郷は天皇とかれの和平計畫について論じ、和平に關して腹藏なく論議する機会をうるために、書記なして最高戦争指導會議を開くことに成功した。五月十四日に、最高戦争指

285

E-249

導會議は速かに戦争を終らせることに同意した。(東郷、記録三五七八二頁、鈴木、記録三五五九二頁、迫水、記録三五六〇五頁)この会議での東郷の活動は考慮の價値がある。というのは、それは、危険な仕事であつたからである。松平康昌はその時、次のような意見をのべた。「當時の國內情勢では余程の熱意と決死の覚悟を有した外務大臣がいなくては終戦出来なかつた」。これに更には、この理由によつて東郷に對して外務大臣の職をひきうけるように極力すゝめたこのべた。(記録三五五九七頁)。

さて、檢察廳は、すでに戦局は日本に不利になつていたのであるから、和平を達成しようというこれらの試みは、本件においては少しも意義がないと認めた。しかし、これらの試みをこゝで述べるのは、たゞ東郷が内閣に入つたときの意圖を示すためにすぎない。

重光に關して考察した時に論じたように、全く戦争を終らせようという意圖で戦時内閣に入つたのならば、誰でも、侵略戦争を遂行したかどで有罪とされるべきではない。それを遂行することは、酌量の余地ある情状の下において國際的犯罪を犯したとみなすことはできない。それどころか、これはむしろ國際上の義務を果したのである。

多数決による判決で決定されたように、東郷は訴因第五十四および第五十五については無罪とされるべきである。

右にのべた理由によつて、東郷重徳は、全起訴事

實について無罪とされるべきである。

283

287

裏面白紙

(2) 裁判長別個意見 (spare)

23-11-12 3

柳井恒夫

橋本

U.S.A. AND OTHERS V. ARAKI AND OTHERS
SEPARATE OPINION OF THE PRESIDENT
Japanese Translation by Language
Division, LAFPE

（別個意見）
（見）

アメリカ合衆国その他對荒木その他

裁判長の別個意見

一九四八年十一月一日

288

(2) 裁判長、別個意見 (spare)

23

柳井恒夫
印
同

U.S.A. AND OTHERS V. ARAKI AND OTHERS
SEPARATE OPINION OF THE PRESIDENT
Japanese Translation by Language
Division, LWTF

ア
メ
リ
カ
合
衆
國
そ
の
他
對
荒
木
そ
の
他
裁
判
長
の
別
個
意
見

一九四八年十一月一日

裏面白紙

288

E-1
アメリカ合衆国その他對荒木その他

裁判長の別個意見

法

裁判所條例は、日本を占領する連合國の最高司令官が軍法をもつて實施した國際法、ポツダム宣言および降伏文書であるから、拘束力をもつてゐる。

最高司令官は、本裁判所を設置する宣言書と右に述べた軍法である裁判所條例との中で、かれの措置は、戦争犯罪人に對して、峻嚴な正義に基いて處罰を行使しなければならぬという降伏條項を遂行するためであると述べた。

降伏文書によつて、日本の天皇と政府とは、誠實にポツダム宣言の條項を履行することと、この宣言を實施するために、最高司令官が要求する一切の命令を發し、一切の措置をとることとを約束した。

E-2
これは、戦争犯罪の訴追のために裁判を受けなければならぬものとして、最高司令官によつて指名された者を逮捕し、引渡す義務を、ほかのことと共に、日本政府に負わせた。

日本の天皇と政府とは、「戦争犯罪人」といふ言葉は、戦争の責任者を含むものと了解した。

降伏文書は、天皇と日本政府との國家統治の權限は、降伏條項を實施するために適當と認める措置をとる最高司令官に服さなければならぬということも規定した。

国際法によれば、交戦國はその手中に陥つた戦争犯罪人を戦時中處罰する權利をもつてゐる。この權利は、敵の領土の占領後に生ずる。休戦の條件として、戦勝した交戦國は、戦敗國に對して、戦争犯罪の訴追を受けた者の引渡しを要求することができる。ポツダム宣言と降伏文書は、この權利の行使を意圖している。しかしながら、處罰が科せられる前に、有罪が確定されなければならぬ。従つて、裁判のための規定がある。

占領をしてゐる交戦國は、戦争犯罪について訴追されてゐる者を裁判するための軍事裁判所を設置し、公正な裁判を保證するために、軍人でない裁判官を用い、控訴と公開發表の權利を設けることができる。(オツベンハイム國際法、第六版、第二卷四五六頁) 裁判所條例によつて、最高司令官は、これらのことに關する規定を設けてゐる。かれは宣告を再審し、重刑を輕易なもの、すなわち、例えば、死刑の宣告をごく短い期間の拘禁に減ずることができぬ。

E-3

平和に對する犯罪

國際連盟の總會は、一九二五年と一九二七年に、侵略戦争は國際犯罪であり、このようなすべての戦争は禁ぜられており、また禁じなければならぬと宣言した。一九二八年に、第六回汎米會議は、侵略戦争は、人類に對する罪を構成するものであつて、すべての侵略は不法であり、禁ぜられてゐると宣言した。これに續いたのは、連合國と日本を含む六十
三カ國が調印し、または加入した一九二八年のバリ
1 條約である。この條約には、右に言及した宣

言と異つて、「犯罪」または「犯罪人」という言葉はないが、この條約の言葉——戦争を嚴肅に不法としたこと、國家の政策の手段としての戦争を放棄したこと、及び紛争または紛議を處理または解決するために、戦争に訴えないと合意し、また戦争に訴えることによつて生ずる必然的な結果はもとより、自然的、蓋然的な結果に訴えないと合意したこと——を考へれば、侵略戦争の不法性と犯罪性が認識され、承認されていたという結論はどうしても避けることができない。しかし、この條約に至るまでの交渉に見られるように、自衛のために戦争に訴える権利はある。

E-4

一九二八年四月十三日に、合衆國政府は、前文と三カ條とから成る條約の案文を添えた通牒をイギリス、ドイツ及び日本に送つた。第一條及び第二條は、パリ條約の現在の形における該當條項と同じ言葉で書かれていた。第一條及び第二條の言葉は、フランスの外務大臣ブリアン氏が、一九二六年六月に提案した條約のそれとほとんど同一である。通牒に述べてあつた。一九二八年四月二十日に、フランス政府は、イギリス、イタリア、ドイツ及び日本並びに合衆國に條約案を送付し、その中には、合法的な自衛の権利は特に留保され、またその中には國家の政策の手段、すなわち、「國家の發意による個人的、自發的、自主的行動の手段」として戦争に訴えることを不法とし、放棄するということが含まれていた。⁵

日本政府は一九二八年五月二十六日に、合衆國の通牒に對して、提案の目的に賛意を表すること、そ

の目的は「戦争制度の完全廢止」を意味しているものと解することを回答した。日本政府は、この提案はどの獨立國に對しても、自衛權を否認するどのようなものも含んでいないと了解していると附言した。

一九二八年六月二十三日、合衆國政府は、日本とその他の諸國の政府に對する通牒の中で、アメリカの提案には自衛權をすこしでも制限し、あるいは毀損するものは何もないと述べた。この權利は各主權國の固有のものであつて、一切の條約の中に默示的に包含されている。どのようなときでも、また條約の規定がどのようなものであつても、各國民は、攻撃または侵入に對してその領土を防衛する自由をもつており、またその國だけが、自衛のために戦争に訴えることを要する情勢にあるかないかを決定する權限をもつている。しかしながら、讓渡することのできないこの權利を條約によつて明示的に承認しやうとすることは、侵略を定義しやうとするときに常に會うと同様な困難を惹き起した。これは同一の問題を反對の方面から見たものである。どのような條約の規定も、自然的な自衛權に何もつけ加えることができないので、條約で自衛權の法律的概念を規定することは、平和の利益にならない。それは、無法な者にとつては、協定された定義に適合するやうに事件をつくり上げることは、あまりにも容易であるからである。

日本政府は一九二八年七月二十日に、この通牒に對して、條約案に對する日本政府の了解は、合衆國のそれと實質的には同一であると答えた。

自衛

自衛の必要を判断する権利については、『自衛に訴える』ということは、まず第一に危険にあると思つている當事者の自由な判断に任せなければならぬといふことが自衛の概念の本質である。……しかし、解釋の基本的な原則によれば、いわゆる自衛戦争に訴える一目に對して、このような行動の合法性に關して、法律上の決定的な効力をもつ最後のな決定権を與えるといふような解釋はできない。このような権利は、どんな國際協定によつても與えられない。自衛のために武力に訴えるといふことの合法性は、個々の特定の場合に、司法的またはその他の機關によつて、公平な決定を受けるのに適當な問題である。(オツベンハイム國際法、第六版、第二卷一五四―五頁)

個人の責任

不法で犯罪的なものとして認識され、承認された行動は、國際的紛争を解決するために、すなわち國家の政策の手段として、戦争に訴えるといふことである。戦争の行われるところでは、それに對して責任をもつものは、必ずそれを決定し、計畫し、準備した者を含んでいる。準備の中には、戦争を促進するために犯した人道に對する罪が含まれている。パリ條約に参加したどの國家も、國際的紛争を解決するために戦争に訴えることの、すなわち國家の政策の手段としての戦争に訴えることの、不法性と犯

罪性を認識し、かつ承認した。それにもかかわらず、もしこれらの國家のどれかが侵略戦争に訴えるならば、その國家の名において行動する個人は、かれらの國家が條約に参加していることを知つていたのであるから、國家のこの不法行為に對して、刑事責任を負うものである。

裁判所條例は、この犯罪について訴追されているものの裁判と、有罪となつた場合の處罰とを規定することによつて、國際法または自然法に違反するものではなく、むしろポツダム宣言と降伏文書を實施するのと同じように、それを實施するものである。このような犯罪は、この點において、通例の戦争犯罪と區別はできない。どちらにしても、戦争を不法とすることに賛成することによつて默示的に、またはたとえ降伏文書のようなものによつて明示的に、戦争に對して責任のある自國民を處罰することに同意した場合に、國家の主權が侵害されるものではない。(ライト卿、ロー・クオタリー・レヴュー)

[Law Quarterly Review] 第六二卷五七頁、A・L・グッドハート教授、ジュリディカル・レヴュー [Juridical

Review] 第五八卷一一、一三頁、シエルドン・グリユック『ニュールンベルグ裁判と侵略戦争』一九四六年、クインシー・ライト、アメリカン・ジャーナル・オブ・インターナショナル・ロー [American Journal of International Law] 第五一卷三八一七二頁、ハンス・ケルゼン、カリフォルニア・ロー・レヴュー [California Law Review] 第三一卷五三〇頁より始まり、

關係の部分は五三九一四一頁)。

E-7

侵略戦争が不法で犯罪的であるという見解は、その趣旨を貫いて、論理的結論にまで到達しなければならぬ。すなわち、軍人や文官がはじめは戦争に反対したけれども、一たん戦争が開始された後は、講和を結ぶのにもつと好い時機が来るまで、その戦争を遂行すべきであると決定した場合には、かれは侵略戦争の遂行について有罪であつたといふことである。

もし侵略戦争であることを知つてゐるか、知つてゐる可きはずであつたならば、その侵略戦争を促進するか、それに参画したものの地位または階級の高低にかかわらず侵略戦争に對する責任を制限するよるな特別な規則はない。

共同謀議

実体的な犯罪が実際に行われたということを実質が立証した場合には、犯罪を行つたことについて訴追し、それを行うための共同謀議については訴追しないのが通例である。しかし、被告に對して不公平であるとして賞成しない判事もあるが、イギリス連邦においては、右のような場合に、共同謀議の訴追をすることは合法的であると考えられている。

國際法は多くの國の國內法と異つて、純粹の共同謀議という犯罪を明示的には含んでいない。パリイ條約は侵略戦争に訴えることを犯罪と認めている。これは戦争の伴わない共同謀議を含んでいない。それと同様に、戦争の法規と慣例も單なる純粹共同謀議を犯罪としない。

戦争に訴えるための、または通例の戦争犯罪もしくは人道に對する罪を犯すための、純粹の共同謀議は、犯罪でなければならぬということもできよう。しかし、本裁判所は何が法であるべきかを決定するのではなく、何が實際に法であるかを決定するものである。國際法によつて犯罪であると定められた場合には、本裁判所は刑事責任の範圍を決定するため、一般に適用されている規則を適用することができ。しかし、本裁判所には、英米の概念に基いて、純粹な共同謀議を犯罪にする權限はなく、また各國の國內法において共同謀議とされている犯罪の共通の特徴と認めるものに基いて、そうする權限もない。多くの國の國內法が、國家の安全に影響を與える純

E-9

粹な共同謀議を犯罪として取扱つてゐるかも知れない。しかし、國際秩序の安全のために、純粹な共同謀議という犯罪があると本裁判所が宣言することは、裁判官による立法を行うことに等しいであらう。

裁判所條例の第五條は、共通の計畫または共同謀議に参加するといふことを平和に對する罪を犯すための一手段であると宣言し、その計畫を遂行するための行爲を誰が行つたとしても、その行爲に對する責任は、このよゝな計畫または共同謀議の立案または實行に参加した指導者、組織者、教唆者及び共犯者にあると述べてゐる。これは刑事責任に關する一般的法則に適つたものである。實體的な犯罪が犯された場合には、指導者、組織者、教唆者及び共犯者は、どの國においても、責任を負うのである。

國際法は正義の規則と法的一般原則によつて補充することができる。嚴格な實定法主義はもはや國際法に適合するものではない。諸國間の自然法は、その重要さにおいて、實定法すなわち人意法に劣らない。(オツペンハイム國際法、第一卷、第六版、九三、一〇二、一〇三頁)

E-10

總論

辯護側は國際法の存在を疑問とした。

國際法は本質的にはキリスト教文明の産物であり、中世紀の後半期頃から形成されつゝあつた。(オツペンハイム國際法、第一卷、第六版、五頁)

當時のイングランド首席判事キロウエンのラッセル卿は、一八九六年に、アメリカ辯護士協會で講演

をした際に、國際法を次のように定義した。

「文明諸國が同意した規則または慣例の全体は、これらの諸國の相互關係について、これらの諸國を拘束すべきものである。」

フレデリック・ポロツク卿は、諸國家の法、すなわち國際法は、文明獨立諸國家を、その相互の關係及び相互の國民との關係について拘束するものと認められた規則の集りであると定義している。

E-11
條約や協定がこれらの規則の一部を定めることもあるが、このようにして定められた協定による法は、その當事者だけを拘束するものであるとフレデリック卿はつけ加へ、さらに、しかしながら、大國のすべてまたは大部分が、熟慮の上、一般的に適用されるある種の規則に同意したときは、このような規則は同意を表明しなかつた諸國家の間についてさえも、慣行上きわめて大きな重要性をもつものであり、この種の協定は、遠からず普遍的に認められる諸國家の法の一部となるものと考へてよいとかれはいつてゐる。國際法は、それが國家の公認的文書に含まれていなかつた限り、個人的な著述家が表明する意見のままになるものであるといつて反對されたことがあり、このことからして、國際的な問題について、なにかの法が存在するということそのことが擬制的であつたと主張されたことがあるとかれは述べている。これに答えて、經驗に富み、定評のある著述家の意見は、單なる意見としてでなく、證據として價値があるという、英語諸國の最高の法律界の權威者の見解をかれは引用している。

グレイ判事は、バケテ・アバナ號事件（合衆國判決録第一七五卷、一八九九年、六七七頁）における合衆國最高裁判所の多數意見を發表したときに、次のようにいつた。

「司法裁判所がこのような著作の力を借りるのは、法がどんなものであるべきかについて、その著者の考えを求めめるためではなく、實際に何が法であるかについて、信頼すべき證據を求めめるためである。」

マリア號事件（ロビンソン・イギリス海軍裁判所判決録、第一卷、三六三頁）において、ストーウエル卿は、「單に意見を發表しているローマ法學者としてではなく、事實を——それが現行の慣行であるという事實を主張する證人として」ヴァッテルを根據とした。

フレデリック・ボロツク卿も、長い間宗教上及び世俗の支配者が、ともに忠誠の念を表明してきた自然法の名において、近代國際法は發生し、承認されたと述べている。しかし、この自然法とは、道德の一般的原理、すなわち理性的な人間の合意の中に示された普遍的理性の別の名にほかならなかつたとかれは示唆した。（ロー・クオタリー・レヴィュー誌

— Law Quarterly Review

— 第十八卷、四一

八頁）。

軍法についていえば、布告されなくても有効である。それは占領または征服の即時かつ直接の效果であり、結果である。

ウエリントン公は次のようにいつた。「軍法とは、

E-12

軍を指揮する將軍の意志より以上のものでもなく、それ以下のものでもない。．．．私は他の國で軍法を施行した。すなわち、私はある國の大きな部分を私みずからの意志によつて統治したのである。しかし、そのときに、私は何をしたか。私はその國がそれ自身の國內法に従つて統治されねばならないと宣言した。そして、私はこれを、すなわち私の唯一の宣言した意志を、實行したのである。．．．

一八五七年に、當時合衆國の法務長官であつたクツシング氏は、このウエリントン公の言葉を引用し、進んで次のようにいつた。

「ある國で外國の軍隊の司令官によつて施行される．．．軍法は、戦争法規の一要素である。．．．侵入軍、占領軍または征服軍の司令官は被侵入國を最高の權力をもつて支配するもので、これを制限するものは、國際法と、かれが仕えまたは代表する主権者または政府の命令だけである。正當な戦争における戦時占領は、國際法によつて、敵國の主權を征服者に移轉させる。」

「合衆國法務長官意見集」(Opinions of Attorney Generals of the United States) 第八卷、一八

五七年、三六九頁。ホルズワース教授、ロー・クオタリー・レビュー誌第一八卷、一三二頁。ハイド

「主として合衆國によつて解釋適用された國際法」

(International Law Chiefly as Interpreted and Applied by the United States) 改訂第12

E-13 二版、第三卷、一九一〇頁。()
クツシング氏に従えば、征服者は、國際法の制限

を受けて、敵國の主権を行使するとされていることに注意しておきたい。

主権の移轉については、オツペンハイム國際法、第二卷三四二頁は、おそらくもつと狭い見解をとっているであろうが、結果においては違いがなにかれは次のようにいつている。

「. . . 占領者の行政は. . . 明白に正確に軍政である。 . . . 占領者はその土地の憲法及び法律からまったく獨立している。なぜならば. . . かれの軍隊の安全と戦争の目的とが、かれのまず第一の關心であり、これを促進しなければならぬからである。 . . . しかし、かれはその土地の主権者ではないから、その軍隊の安全と戦争目的の實現が. . . 必要とするもの以外は、法律または行政について、變更を加える権利はもつていない。 . . .」

今度の戦争の一つの目的は、ポツダム宣言の目的の實現と戦争犯罪人の處罰とであつた。

國際法及び軍法がともに存在することについては疑いがなく、また、それらは本裁判所條例の法と本裁判所の裁判權とを裏づけるものであると本官は考える。

E-14

刑罰

戦争は罪惡を累積させるものであつて、これを開始したり、遂行したりするような大きな犯罪に對しては、最小限の刑罰として、死刑に處すべきであるように思われるかもしれない。しかし、ニュールンベルグ裁判所はそうは考へなかつた。

同裁判所は、まづ、

「侵略戦争を開始することは、……單に國際的犯罪であるだけではない。それは最高の國際的犯罪であつて、他の戦争犯罪と異なる點は、ただそのうちに全戦争犯罪の害惡を累積したものを含んでいることにある」と述べ、さらに、

E-15

「被告らが侵略戦争を計畫し、遂行したという起訴事實は……最も大きな重大性を持つ起訴事實である」とつけ加えた後、

侵略戦争を遂行する共同謀議をなし、またそれを計畫し、遂行したことについてだけでなく、戦争犯罪と人道に對する罪についても、有罪と認定された被告に對して、終身刑を越えない刑を科した。ところが、人道に對する罪だけについて有罪と認定された被告は、絞首刑の宣告を受けた。

ドイツの被告の犯罪が、日本の被告の犯罪よりも、はるかに兇惡で多様で廣汎なものであつた。ドイツに情狀酌量の一般的根據があつたとすれば、日本にそれが無いというわけはない。

デーニッツは訴因第二及び第三について有罪と認定され、懲役十年を宣告された。

フォン・ノイラートは四つの訴因の全部について

有罪と認定され、懲役十五年を宣告された。

E-16 レーダーは最初の三つの訴因について有罪と認定され、終身懲役を宣告された。

E-17 侵略戦争を遂行する共同謀議、またはその遂行、もしくはその両方について有罪と認定された十二名のうちで、七名が絞首刑を宣告されたが、かれらはまた戦争犯罪及び人道に対する罪についても、有罪と認定されていた。侵略戦争を遂行する共同謀議、またはその遂行、もしくはその両方について有罪と認定された他の五名は、終身刑を越えない刑を宣告された。但し、そのうちの二名は、戦争犯罪及び人道に対する罪について、また他の二名は戦争犯罪について、有罪と認定されていた。

E-17 これら五名、すなわちヘス、フォン・ノイラート、フンク、レーダー及びデーニッツを死刑から免れさせるについては、同裁判所は、かれらが戦争を行つたときには、侵略戦争は一般的に裁判すべき犯罪とは考えられていなかったという事実を考慮に入れたものと本官は考える。今でも、多くの權威ある国際法の法律家は、この點に關して、パリイ條約は何の變更も加えなかつたという見解をとつてゐる。

日本人被告を取扱ふについては、ドイツ人被告に對するほどの考慮を拂わないというのでない限り、どの日本人被告も、侵略戦争を遂行する共同謀議をしたこと、この戦争を計畫及び準備したこと、開始したこと、または遂行したことについて、死刑を宣告されるべきではない。

次に、戦争犯罪及び人道に対する罪に対する刑罰については、ある犯罪に対する刑罰の主要目的は、この刑罰が他の者に對するみせしめの作用をもたなければならぬことであるといふことは、一般に認められている。

隔離された場所において継続的な困苦の状態で、または日本以外の場所——このような場合には普通の状態の下で——終身の禁錮に服させる刑罰の方が、被告のような者には、絞首台の上や、銃殺隊の前で、素早くその命を絶つよりも、もつと大きなみせしめになるかもしれない。

E-18

もう一つ考慮すべきことは、被告のある者は甚だしく年をとつてゐることである。このような老人を絞首刑または銃殺刑に處するのは思まわしいことであるかもしれない。

天皇の免責

天皇の権限は、かれが戦争を終らせるときに疑問の余地がないまで證明された。戦争を終らせるときと同様、戦争を始めるにあつて、かれが演じた顯著な役割は、檢察側によつて導き出された否定できない證據の對象であつた。しかし、檢察側はまた天皇を起訴しないといふことを明確にした。天皇のこの免責は、太平洋戦争の開始にあつて、かれが演じた役割に對照させてみると、判決を下す際に、本裁判所が考慮に入れなければならぬ事柄と考へる。もちろん、だれが起訴されるかは、檢察側のきめることである。しかし、イギリスの裁判所ならば、宣告をするにあつては、犯罪の指導者を裁判にかけ

ることができると、それが免責されているということ、それは、できればこれを考慮に入れるであろうと本官は信ずる。殺人の場合のように、裁判所が法に基いて死刑を科さなければならぬ場合には、宣告を受けた者の命を救うために、おそらく大赦の特権が行使されるであろう。

E-19

戦争を行うには、天皇の許可が必要であつた。もしかれが戦争を望まなかつたならば、その許可を差控えるべきであつた。かれが暗殺されたかもしれないといふことは、問題の答えにはならない。この危険は、自己の義務を危険があつても遂行しなければならぬ統治者のすべてが冒しているのである。いかなる統治者でも、侵略戦争の開始という犯罪を犯しておいて、そうしなければ命が危うかつたのであるからといつて、それを犯したことについて、赦されるものと正當に主張することはできない。

天皇は進言に基いて行動するほかはなかつたといふことは、證據と矛盾している。かれが進言に基いて行動したとしても、それはかれがそうすることを適當と認めなかつた。それはかれの責任を制限するものではなかつた。しかし、何れにしても、大臣の進言に従つて國際法上の犯罪を犯したことに對しては、立憲的君主でも赦されるものではない。

本官は、天皇が訴追されるべきであつたと示唆するものではない。それは本官の仕事ではない。かれの免責は、疑いもなく、すべての連合國の最善の利益のために決定された。

E-20

有罪と認定された被告の刑罰を決定する際には、

正義の要求に従つて、本官は天皇の免責を考慮に入
れなければならぬ。それだけである。

かれに對して公平であるために、次の點はここに
述べておくべきであらう。證據の示すところによれ
ば、かれは常に平和を望んでいたのであるが、立憲
的君主としての役割を果すことを選んだから、おそ
らく自己のよりよい判断に反してであつたらうが、
各大臣やその他のものが進言した戦争を容認したの
であつた。しかし、戦争を終らせるために、かれは
その疑いもない権能を行使して、日本を救つた。

E-21

刑

決定された刑が刑罰の主要な目的をおそらく最も
よく達成するものであらうとして、本官がそれをす
べて支持したとは、あえていうことができぬ。し
かし、どの刑も明白に重すぎるとか、明白に不充分
であるということもできないから、本官は不同意を
記録にとどめない。

めくれず

裏面白紙

13-11-2 (4)
1948年11月12日
東京国際軍事裁判所書記局長

一九四八年十一月十二日

覺書



フランス代表裁判官

東京国際軍事裁判所書記局長

反対判決に関する件

裁判所の決定に従い、またそれに示された目的のために、正規の署名を附した本官の反対判決の原本をここに添附する。

MEMORANDUM, DISSENTING JUDGMENT
The member from France
Japanese Translation by Language
Division, I.M.T. E.S.

極東國際軍事裁判所フ
ランス代表判事の反対判決

本官は法と事實との問題の双方について多数と意見を異にしていただけども、最初は本官の不同意を反対判決の形で記録に止める意思はなかつた。多数意見による決定は多数の名において言渡されるものであつて、本官が最後の段階で沈黙していても、右の決定に本官が同意しているものと誤解される可能性はない。本官は考えていた。しかし、多数意見をこる裁判官は、結局その決定を單に本裁判所の名において言渡すことに決定した。これらの事情によつて、被告に對して公正を期するため、本件に關連する法と事實との問題に關する本官の見解を、それが多数の見解と異なる限りにおいて、簡單に發表するのが本官の義務であると考えた。

裁判所創設の合法性

當事者間の争を解決する権利を持つてゐるのは、關係當事者のすべてまたはその多くの者が上位の權威者として認めてゐる權威者である。各國內において、この原則が認められてゐることは、それが自然の、また普遍的な法にかなつてゐる。この法の充
分な證據であつて、この法を尊重することによつて、法と公民社會との基礎そのものが與えられるのである。普遍的な權威者こそ、普遍的な秩序に對する罪を訴追されてゐる個人を裁く裁判所を創設する權能

E-2

を持つ者である。しかし、このような普遍的な權威を興えられている有機的な組織体がないので、この義務を引受けるのに十分な實際の権力と道徳的な權威を持つ者が、自然のまた國際的な法に對する犯罪的な違反を考えられる行為をした疑のある者を裁判するために、必要な裁判所を設けることができるのである。この目的のために、かれは被告の裁判のため、また判決の執行のために、被告を裁判所に出廷させる手續規定を定めることができる。

特定の國家の國民に對して行われた犯罪は、また普遍的な共同社會に屬する者に對して行われた犯罪でもある。従つて、平和に對する罪と人道に對する罪との裁判を組織することのできる事實上の權威者は、もし機宜に適したものと認めらるならば、これらの犯罪と共に、特定の國家の國民に對する犯罪をも訴追することができよう。しかし、この場合に適用されるべき法は、戰時口にせよ戰敗國にせよ、ある特定の國家の法ではなく、すべての國家の法である。普遍的な法に對する犯罪で訴追されている者を裁判するために、必要な裁判所を設置する義務を引受けた權威者は、もしそうすることによつて、公正な判決が得られるようにする最大限度の保證を被告に與えることを故意に拒んだならば、その資格を失ふことになるであらう。この點に關する權威者の好意の最良の證據は、自國の國民が國內秩序に對して犯した罪の裁判について、かれらに與えるのさすくなくとも同じ程度の保證を、被告にも與えることである。

一九四五年九月二日の降伏によつて終つた期間中

に、極東を荒した戦争を犯罪的な行爲に基因するものとして、連合諸國は、右に述べた原則の結果として、極東國際軍事裁判所を創設する完全な資格を持つていた。一九四六年一月十九日に、連合國最高司令官が連合諸國の名において承認し、公布した裁判所條例の規定は、被告に最大限度の保證を與えたいという連合諸國の希望を十二分に示している。良心と普遍的な理性によつて欠くことのできないものと考えられる保證のうちで、すこしのものが裁判所條例によつて明示的に與えられていないということは眞實であるとしても、これらの保證が被告に對して拒絶されているのではないこと、裁判所條例第七條によつて、本裁判所が裁判所條例の根本的な規定に一致する手續規定を起草したり、修正したりする權限を與えられていることは、少くともこの點において、これらの保證を直接に與えるのに相當するといふことは、同様に眞實である。

B-3
裁判所條例の起草者がまさしく戦勝者であつたこと、このこと、戦敗國の政府首腦者だけしか訴追することができなかつたといふことは、いずれも考慮に入るべきことではなかつた。どのような種類の裁判も一切行わずに被告を處罰する代りに、かれらを裁判所、すなわちかれらが無罪にする自由を持つていられる裁判所に引渡したといふことは、連合國の好意の充分な證據である。さらに、裁判の行われる前の決定——最後には征服者側の責任の宣言をする余地をなくした決定——が、裁判官でもありこの決定の参加者でもあるところの、戦勝國によつて行れたとい

ふことについては、世界の政治的無組織をこそ非難すべきである。戦勝國がなにもしなかつたならば、判定の必要が普遍的に感じられていたのに、世界は判定を與えられないことになつたであらう。

以上に述べたことから見て連合國の權利と、連合國の名において板東國際軍事裁判所を設置し、裁判所條例によつて與えようと言はれた管轄權を、この裁判所に與える連合國最高司令官の權能とに對して、辯護側の提出した異議は、これを一切却下することができらるであらう。

裁判所の管轄權

「管轄權」という言葉が普通に認められていて意味で了解されるならば、それは一つまたはそれ以上の訴訟事件を審理し、決定する裁判所の權限の限界を意味し、それを示すものである。ついでに記しておきたいのは、およそ刑事上の管轄權を引受けることは、それ自体では、事實または行爲、すなわちそれらに關連してそのような管轄權を引受けた事實または行爲の犯罪性を意味するものではないといふことである。これは、事實を裁判官に提出するところの權威者が、これらの事實の犯罪性について立法する資格のある者ではない場合に、特にそうである。裁判官に提出するといふことは、この權威者の判断では、問題の事實または行爲が、たしかに犯罪であるとか、恐らくはそうであらうとか考えられているといふことを意味するに過ぎない。

板東國際軍事裁判所の事物に關する管轄權は、一

E-4

九四五年七月二十六日のポツダム宣言、一九四五年九月二日の降伏文書、一九四五年十二月二十六日のモスコー會議、及び一九四六年一月十九日に聯合國最高司令官によつて承認され、板東國際軍事裁判所を設置する裁判所條例第五條によつて定められている。この管轄權は、敵國の國民または反逆者の行爲でしかあり得ないところの事實に限られている。

日時に關しては、裁判所條例は、訴追され得る事實を限定していないので、時効に關する通常の規則であつて、良心と普遍的な理往によつて認められるものが何かあるとすれば、それだけが檢察側の行爲を制限することになるに過ぎないものと考へてよい。

しかし、板東委員會が一九四六年四月五日の會議で、板東における戦争犯罪人の逮捕、裁判及び處罰に關する政策を採用するにあつて、この點について、なにかの制限を考へていたように思われることに留意しなければならぬ。板東委員會は、その第五委員會である「戦争犯罪人」委員會を通じて、次のように述べている。「罪はある特定の日時以後に行われたものでなければならぬ」ということはないが、
「一般に」いつて、一九三一年九月十八日の泰天事件以後、またはその直前の期間に行われたものでなければならぬ。事件の大多數は、一九三七年七月七日の蘆溝橋事件以後の數年に關連するものと豫想して差支ない。」

以上の言葉と、國際連盟總會が二月二十四日に採用したところの、「一九三一年九月十八日以前に存在した緊張状態の發端においては、當事國の双方の

ごららの側にもある程度の責任があつたものと思われ
れるが、一九三一年九月十八日以降の諸事件の發展
に關しては、中國側の責任問題は全く起り得ないの
である」という趣旨の報告とに照して見れば、連合
國最高司令官に傳達された上述の政策をとつた極東
委員會の考えでは、ハサン湖とハルビンゴル河に
關する事實と同じ種類の事實は、訴追すべきものと
考えられていた事實に屬するものとは思はれていな
かつたと断定することが出来る。しかし、もしこれ
らの事實が争の余地なく裁判所の判断に委ねられた
諸事實の全体の不可分な一部分を成していたことが
立證され得るならば、これらの事實は本裁判所の管
轄に入るのが正當であることは疑いない。

多數の意見では、「すべての被告が共同謀議につ
いて訴追されているのであるから、共同謀議につい
てわれわれが有罪であると認定するかもしれない被
告に關して、さらに計畫と準備についても有罪の認
定をする必要があるとは考えない。い、かえれば、
E-5
・・・訴因第六ないし第十七については、これは考
慮に入れることも、有罪の決定をすることも、必要
であるとは考えない」というのである。さらに多數
の意見では、「侵略的または不法な戦争を遂行する
共同謀議は、その犯罪を行おうとする合意に、二人
またはそれ以上の者が参加したときに生ずる。」そ
して、勿論共同謀議の目的を採用し、その達成のた
めに計畫し、準備する者は、共同謀議者となる。こ
の最後の言葉からして、必らずしも共同謀議を行つ
た者は、後になつて計畫し、準備したということに

はならない。い、かえれば、裁判官の多数は、共同謀議と準備とは二つの異つた事柄であるのが眞實であるとして認めているが、これは正當である。本官の意見では、また右に述べた共同謀議の定義から考えれば、計畫と準備とは、單なる共同謀議よりも、いづれより重大なものである。従つて、裁判所はこれらのことを考慮に入れなければならぬし、もしそれが立證されたと認められたならば、有罪の決定をする基礎として取り上げなければならぬ。

多数裁判官は、殺人を行う共同謀議を訴追している訴因第三十七と第三十八を考慮に入れる必要を認めなかつたし、同じ理由で、戦争法規に違反する犯罪を犯す共同謀議を訴追している訴因第四十三と第四十四をとり上げる必要も認めなかつた。本官は、後に述べる理由から、訴因第三十七と第三十八に關する多数裁判官の結論に同意はするけれども、訴因第四十三と第四十四に關するかれらの意見には同意しない。本官の意見では、訴因第三十七と第三十八に關して、多数裁判官の示した理由は、訴因第四十三と第四十四の場合には、あてはまらないように思われる。

多数裁判官の見解は、次のような言葉であらわされてゐる。(第二章、英文第十一、十二頁)

「訴因第三十七と第三十八は、殺人の共同謀議を訴追している。裁判所條例第五條の(四)號と(六)號は、通例の戦争犯罪と人道に對する罪を取扱つてゐる。第五條の(六)號は、次の一句がある。「上記犯罪ノ何レカチ犯サントスル共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案

又ハ實行ニ參加セル指導者、組織者、教唆者及び共
 犯者ハ、斯カル計畫ノ遂行上爲サレタル一切ノ行爲
 ニ付ソノ何人ニ依リテ爲サレタルヲ問ハズ、責任ヲ
 有スルニユールンベルグの裁判所條例にも、同じよ
 うな規定があつたが、そこでは獨立した項になつて
 おり、本裁判所の條例のように(イ)號のうちに入れら
 れていなかつた。この規定の前後の關係からして、
 それは明らかにもつばら(イ)號、すなわち平和に對す
 る罪に關連してゐるものである。なぜなら、「共通
 の計畫または共同謀議」が犯罪とされているのは、
 たゞこの部類においてだけだからである。通例の戰
 争犯罪と人道に對する罪を犯す共同謀議は、本裁判
 所の條例では、犯罪とされていないから、この規定
 はこれらの犯罪には適用されない。

この推論は、裁判所條例の第五條では、「共通の
 計畫または共同謀議が犯罪とされているのは、たゞ
 平和に對する罪の部類においてだけである」とい
 う假定に基いてゐる。この言葉は判決の仮かの部分
 で繰り返されてゐるが、誤解を起させるように思わ
 れる。第五條のごくでも、平和に對する罪、通例の
 戦争犯罪または人道に對する罪という表題の下に擧
 げられてゐる罪に關して、これらの罪が犯罪であるといふこと
 は述べられてない。述べてゐるのは——刑の宣告の對象とし
 て、罪という形容詞をすでに附けられた諸事實に關
 して——これらの事實が「個人責任アルモノトシテ
 本裁判ノ管轄ニ屬スル犯罪」であるといふことだけ
 である。い、かえれば、第五條第二項の目的は、そ
 こに擧げられてゐる特定の事實が犯罪であるといふ

ことを言明することではなく、人道に對する罪を定義することではなく、まさに本裁判所の管轄に屬するところの戦争犯罪等を構成するものとされてい
る諸事實に關して、個人責任があるべきだという原則を逃べることである。さらに、平和に對する罪、通例の戦争犯罪及び人道に對する罪と名づけるに値するものとして擧げられた諸行爲を第五條に掲げたのは、制限的な意味ではないといふことができる。同じように、すでに言及した板東委員會の政策は、次のように述べている。

「一、ここに用いられた『戦争犯罪』という言葉は、(a)計畫、準備……(b)戦争の法規慣例の違反を含んでいた。このような違反は殺人、虐待、その他……を含むが、これらに限られてはいない。後者については、(c)項は、犯行地の國內法に違反しているかいないかにか、わりなく、犯されたその他の非人道的な行爲に言及してある。」

E-7
多數裁判官の意見のように、第五條の最初の部分からして、裁判所條例の起草者は、さきに擧げた諸事實のうちのごれかを達成するための共通の計畫または共同謀議が犯罪であると默示的に決定したものと推論することができらば、同様に本條の最後の文章からして、この條例の起草者は、その前の數行で犯罪であるとして列擧されている諸事實に、通例の戦争犯罪と人道に對する罪に關する共同謀議を默示的に追加したものと推論することができらる。多數裁判官の主張——すなわち、最後の四行を通例の戦争犯罪と人道に對する罪にも適用するといふので

はなく、これらの四行は平和に對する罪だけに適用されるものご考ふるべきであるごいうごこと　の正
常な論理的歸結として、われわれは通例の戦争犯罪
または人道に對する罪を犯す合意の實行に參加した
指導者、組織者、共謀者及び兵犯者は、このような
計畫を遂行するに當つて行われたすべての行爲に對
して責任がないごいう、ほんごあり得ない結論に
達することになるであらう。たごえ、日本の學者
が、一つの地域全体の住民を一舉に絶滅することの
できる發見を、ある陸軍將官のたすけによつて、利
用することご決定したた實際利用したごいう場合に、
もしこのような殘虐な破壞が陸軍將官の命令に従つ
て、兵士によつて行われたならば、その學者はその
破壞に對して責任がないことになるであらう。

侵略戦争を行ふ共同謀議よりも、いつそご信むべ
きものであるご言の、全住民の滅亡を企てるごいうよ
うな共同謀議の行爲を、正義に基く裁判に委ねるご
ごを連合國が拒むわけは、眞實のごころ、全然ない
のである。

裁判所裁判の起草者が本裁判所に提出したいご思
つていたのは、普通ごそうであるように、資格のあ
る立法者によつて前もつて確定された刑罰の定義の
範圍内に、入つてくるであらうごいう將來の事實
ではなかつた。それごころか、すでに行われ、かつ
明示された事實であつて、それに關して、本裁判所
自体が、それらは極限のある當局者によつて刑罰的
制裁を實際に有効に加えられたかごうかを決定し、
また被告がそれらを行つた者であるかごうかを調査

し、決定しなければならぬものであつた。これらの
の事柄のことで、本裁判所は、提出された事實を、
良心と普遍的な理性が可能であると認めるところの、
すべての制限に充分な考慮を拂つて、審理する福利
を持つてゐる。それらの事實のうちで、最も嚴重な
制裁を必要とするものを審理することは、本裁判所
の義務である。

318

實 体 法

多数意見による判決によれば、『裁判所條例の法は本裁判所にとつて決定的であり、これを拘束するものである。』この裁判では、裁判所條例の中にあるものを除いては、裁判官はどのような管轄権をもつていない。その結果として、もし右のようなことがなければ、本裁判所の裁判官は、被告の裁判に關して、まったく管轄をもつていないのであるが、本裁判所を構成し、かれらを裁判官として任命した文書によつて、被告を裁判する権限を與えられたのである。ただし、いかなる場合にも裁判所條例に定められた法を裁判に適用するという義務と責任の下に常に立たされている。

多数裁判官は、辯護側が本裁判所の管轄権を争つた實質的な理由のうちの四つを次のように分析した。(第二章二頁)。

- 『(一) 連合國は、最高司令官を通じて、『平和に對する罪』(第五條(1))を裁判所條例に含め、これを裁判に付し得るものと指定する権能をもつていない。
- 『(二) 侵略戦争はそれ自体として不法なものではなく、國家的政策の手段としての戦争を放棄した一九二八年のバリー・条約は、戦争犯罪の意味を擡げてもいないし、戦争を犯罪であるとしてもいない。
- 『(三) 戦争は國家の行爲であり、それに對して、國際法上で個人的責任はない。

「裁判所條例の規定は、「事後」法であり、従つて不法である。……」

このように分析した後、右の判決は、「裁判所條例の法は、本裁判所によつて決定的であり、これを拘束するものであるから、右の主張のうちで、初めの四つについては、本裁判所はこれを却下すべき形式上の拘束を受けている」と結論している。

右に引用した敘述から推論して得られる結論は、多数裁判官によれば實體法は裁判所條例によつて與えられているということ、この實體法は被告に對する判決に適用されるものであるということ、及び本裁判所はどのような理由によつてもそれを適用することを拒絶することはできないということでないべからぬ。

多数裁判官は、その判決がこのように解釋されるのを敷力所で、特に右に引用した個所の直ぐ後につづく敘行で防いでいることは確かである。その敘行は、次のように述べている。(第二章一頁)。

「右に述べた意見は、つぎに述べるような見解が主張されることがあるとしても、その見解を支持するものと解釋してはならない。その見解というのは、連合國またはどの戦勝國でも、戦争犯罪人の裁判と處罰について規定するにあつて、確立した國際法またはその規則もしくは原則と矛盾する法律を制定または公布したり、それらと矛盾する權限を自國の裁判所に與えたりする權利を國際法上でもつていふこと、この見解である。このような戦争犯罪人の裁判と處罰という目的のために、裁判所を創設する權利を

行使し、その裁判所に権限を與えるにあつて、交戦國は國際法の範圍内で行動することができるとすべきなのである。

しかし、判決の他の個所、すなわち通例の戦争犯罪または人道に對する罪の共同謀議を犯罪であること認めることができないと本裁判所が言明しているような個所は、右の解釋がやはり多數裁判官の眞の指導的見解をあらわすものであることを示している。

本官はこのような見解に同意することができない。本件ではそうではないのであるが、かりに裁判所條例の起草者自身が平和に對する罪、通例の戦争犯罪、または人道に對する罪という表題の下に列擧された事實を犯罪とする意思をもつていたとしても、本裁判所は職務上當然にこれらの實體的な規定の合法性を検討し、それが起草者の権限を越えたものと認めなければ、それを適用することを拒絶する権限をもつているという事實は依然として變らない。もし被告からそのように要請されたならば、本裁判所はそうしないわけにはゆかないであろう。本裁判所の裁判官がこれらの任命を受諾したという事實からして、かれらは裁判所條例に含まれている實體的な條項の効力を否定することができないと主張された。この主張は根據がない。裁判官は、實體法について自分が諳てから知り、かつ是認している決定を下したり、意見を述べたりした權威者からでなくては、仕事を引受けないということがあり得る。この規則として定められているところがあり得る。この規則を法として明文化しているところはどこにもないし、またそれを

一般的に適用すれば、法の正當な執行を危くするであらう。裁判所の外で、裁判官が法を是認しても、裁判の當事者にも、それに従わせることはできない。それは綿密な被討を受けなければならぬし、被討の結果として、反対の決定に達することもあり得るのである。

3-10
實際において、多數裁判官がその判決のある部分では同意しながら、他の部分では却下しているところの意見とは反対に、裁判所條例の起草者は、ある事實を犯罪したり、ある犯罪の定義を與えたりする決意をどこにも述べていない。裁判所條例の第五條は、諸行爲を列挙して示すだけであつて、それらの行爲は、平和に對する罪、通例の戦争犯罪及び人道に對する罪という三つの表題の下に列挙され、本裁判所の管轄に属する犯罪であることされ、それに對しては個人的責任があること主張されている。

しかし、本裁判所を創設するに至つた諸文書の條項に含まれている意味は、起草者の考えでは、國家的政策の手段としての戦争または侵略戦争は犯罪であることである。これは間違のないところである。従つて、これらの文書が法を構成するものでなく、法として本裁判所を拘束するものではないとしても、それらはやはりこの法の證據として本裁判所を拘束するものである。

パリ條約の調印は、右に述べた諸文書と同じ命題を含んでいる。多數裁判官は述べた。本官の意見では、そうではない。同條約の締約國は、これらの協定の違反という結果を起すようなことを抑制する

ために、社會はこの程度の手段をこることを許されるのであるかといふことを敢えて究めることなく、國家的政策の手段としての戦争を不法とすることができた。しかし、締約國が、國家的政策の手段としての戦争または侵略戦争は犯罪であると定めることを希望しなかつたとか、ただ考慮しなかつただけであるかといふことは、かれがそれを犯罪でないと思へたといふことを少しも意味するものではない。

このような戦争は理性と普遍的良心——この國際裁判所でも、その裁判に委ねられた被告の行爲を判断するについて、基礎とすることができ、また基礎としなければならぬ自然法を表現するもの——に照らして見れば、今も犯罪であり、従來も常にそうであつたといふことについては、本官の念頭にはなんの疑いもない。

E-11

個人が自分の行爲によつて負わねばならなくなつた責任を團體の責任の蔭にかくすことはできないといふことも疑いのないことである。連帶責任が存在しているを假定しても、それは個人的責任に加えることができるだけであつて、個人的責任をとり去ることができないのは明らかである。これらの原則が本裁判所によつて尊重されなければならぬのは、それらが自然法の中に明示されているからであつて、條例の起草者によつて本裁判所の構成についての文書の中に明示されているからではない。但し、それらを想起したのは、起草者の名譽となることである。これらの考慮によつて判断すれば、法なければ犯罪なしといふ原則とか、法律不適用の原則とか、

個人責任の原則を述べている裁判所條例の規定は無効であるといふことかを基礎とした辯護側の異議を却下したことは正當であることがわかるであろう。

起訴狀の訴因第二十五及び第二十六によつて主張されている事實——ハサン湖地域とノモンハン地域における攻撃——に關して、これらの行爲に關連する責任があつたとしても、そしてそれらが刑罰を受けなければならぬ性質のものであつたと假定しても、一九三八年四月十九日と一九三九年九月九日と、それから一九四〇年六月九日と一九四一年四月のソビエツトと日本との間の協定があるので、それらの責任は免除されたといふことがさらに主張された。

多數裁判官はこの要求を、辯護側の議論の基礎になつてゐる協定のどれにもまつたく免除の特權が與えられておらず、刑事上またはその他の責任の問題も取扱われていないといふ理由で却下した。本官は多數裁判官の結論に同意する。但しそれは少し違つた理由からである。問題の協定については、それにも何も述べられていないといふことは、ただそれだけでは決定的でない。ある學說では、紛争を終結することを目的とする協定を調印することによつて、賠償に對する一切の權利は主張できなくなると考えられてゐるといふことを認めてゐる。それにしても、この學說は、當事者が互いに相手方に對して負擔してゐる賠償の問題にしか効果を及ぼし得ないものである。それ以上に進むことはできない。すなわち、だれも犯罪人を訴追するといふ社會の權利を處分することはできない。すくなくともそれに害を及ぼ

す程度にまで處分することはできない。疑いもなく、國內秩序の場合のように、この社會の權利には、時間的制限を加えなければならぬし、國際秩序においても、國內秩序においても、社會の行爲における遅延といふことを考慮に入れなければならぬ。しかし、問題の諸事實は、時效を援用することができたような孤立的な事實としてばかりでなく、諸事實を一つにまごめた全体の一部としても考えることができ、これらの事實の終局の日時が最近のものであつて、本氣に時效を問題にすることができないといふことがある。

通例の戦争犯罪

階級組織のすべての段階において、日本の陸軍及び憲兵隊に属する者が、抑留者及び占領地域の一般住民に對する最も憎むべき罪を犯したことは疑いの余地がない。

被告は捕虜の虐待を防止しなかつたものとして特に訴追されている。多数裁判官は、かれらによれば、この不作爲を犯罪としているところの、實體法を述べるとともに、ヘーグ條約の第四條を援用して、次のように言っている。

「捕虜と、一般人抑留者は、それを捕えた政府の標力内にある。これは必ずしも前から常にそうではなかつた。しかし、最近の二世紀の間に、この立場は承認され、この趣旨の慣習法は一九〇七年のヘーグ第四條約に正式に規定され、一九二九年のジュネーヴ俘虜條約でも繰返された。従つて、捕虜と一般人抑留者（以下すべて「捕虜」という）の保護の責任は、捕虜を留置している政府にある。この責任は、單なる扶養の義務に限られるものではなく、虐待の防止にも及ぶものである。特に、條約によつて、同様に慣習國際法によつても禁止されているところの捕虜に對する非人道的な行爲は、捕虜に對して責任のある政府が防止すべきものである。」（A部、第二章、第六及び七頁）。

右の條文の結果として、捕虜を捕えている者は、かれらが防止しなかつた虐待について、刑事責任を負うことになる。主張した後に、多数裁判官はさらに進んで、「政府」とは何を意味するかを明示した。

E-13

多数裁判官は『大体において、日本の手にあつた捕虜に對する責任は、次の者にあつたといつてよい。』
 (一)關係(二)捕虜を留置している部隊の指揮官である陸海軍武官、(三)・・・(四)文官であると、陸海軍武官であるとかかわりなく、捕虜を直接にみずから管理している職員と述べている。』

本官の意見では、右に列擧された者は、ある條件の下では、虐待を防止しなかつたことについて有罪とすることができるのは疑いが無い。しかし、この責任は、右に言及した第四條に基くものではないことはたしかである。同條の正確な言葉は、次ぎの通りである。『俘虜ハ敵ノ政府ノ權内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ權内ニ屬スルコトナシ。』もしこの條文が關係の責任の基礎をなすものと考えられるべきものならば、これは捕虜を捕えた個人または部隊を右に述べた責任から免除するものであると認めること——それはできることではない——が必要となるであらう。多数裁判官は、捕虜をその權内にもつてゐる者が責任を負わされることになる條件を検討するに當つて、次の場合を予想している。
 (一)これらの者が、妥當な取扱を確保する適當な組織を設けることと、捕虜の虐待を防止することを怠る場合。

(二)これらの者が、右のような組織は設けたが、その組織的な、效果的な運営を確保することを怠る場合。

(三)これらの者が組織の適用を知ることについて怠慢である場合(この怠慢は結果が生ずるのを必要と

しないようである。

(四) これらの者が、このような犯罪が行われていることを知っており、それを知つていながら、将来においてこのような犯罪が行われることを防止するために、自己の権限内にある措置をとることを怠つた場合。

(五) このような犯罪が行われたとして、右の者がそれを知らなかつたことについて過失がある場合。

あとの二つの場合には、「捕虜の管理について、自分よりいつそう直接に關係している他の者からの保證を受け容れた」ということを示しても、任かの點で責任があれば、その者は罪を免除されるのに充分ではない。すなわち、右の他の人の地位とか、このような犯罪の報告の回数とか、そのほかの一切の事情から見て、それらの保證の眞偽をさらに調査しなければならぬ立場におかれた場合である。犯罪がよく知られており、数が多く、時と場所から見ても常に廣い範囲にわたつているといふことは、知つていたものと推定するについて、考慮されるべき事項である。

(六) 内閣は政府の主要な機關の一つとして、捕虜の保證について、連帶して責任を負うものであつて、その關係は、すでに論じた意味の犯罪が行われていることを知っており、しかも將來このような犯罪が行われるのを防止する措置をとることを怠つたり、それに失敗しながら、あえて關係として引續き在任する場合には、彼は責

任を解除されることはない。たといかれの主管としてゐる省が捕虜の保護について直接に關係してゐない場合でも、これはあてはまることである。關係は辭職することができぬ。かれが捕虜の虐待を知つており、將來の虐待を防ぐ力がないのに、あえて内閣に留まり、これによつて引續き捕虜の保護についての内閣の連帶責任を分擔するならば、將來のどのような虐待についても、かれはみずから好んで責任を引受けるものである。

田 陸海軍の指揮官、陸軍大臣または海軍大臣は、かれらの轄内にある捕虜に對して犯罪が行われ、それが起りそうなることについて、あらかじめ知つており、または知つていたはずである場合に、責任がある。

丙 各省職員は、その職務の中に捕虜の保護組織の運営が含まれており、犯罪を知つていたか、知つていたはずであつて、將來においてその犯罪が起るのを防止するために、その権限の範囲内において効果的なことを何もしなかつた場合に、このような將來の犯罪に對して責任がある。本官はこれらの種々の命題に同意できない。

一、これらの命題の最初のものは、虐待を防止するため、妥當な取扱を確保するに適當な組織を設け、その組織的な、効果的な運営を確保する義務を、疑いもなく不注意に、四つの種類の者に負わせてゐるが、その中の三者に對しては、この性質の義務を負わせることは合理的であり

得ないし、その中の二者は、一九〇七年十月十日附のヘイダ第四條約の第四條によつて、明確に除外されている。

二、判決のこの部分の言葉づかいからして、多量裁判官は、考慮された八つの場合のそれぞれを、通例の戦争犯罪としての性質を有するすべての犯罪と同等に重大な犯罪であると認めていると考えられる。これらの各場合には、問題の犯罪にある明確な直接の遂行者があり、従つてその行為について直接に責任を負うのであるが、われわれの審理を受けている問題の犯罪容疑者は、その罪に對して責任を負うべきものといわれており、それについてはなんらの留保もないし、また直接の遂行者の責任について主張されるものと思われる言葉と疑いもなく同じ言葉が使われている。この責任は、どちらの場合においても、同じように重大であると判定されているように見える。疑いもなく、この直接の遂行者は一般に隠られた数の犯罪については、直接の遂行者は一般に隠られた数の犯罪についてだけしか訴追されないが、右の八つの假定においては、多数裁判官ははるかに多数の犯罪に對して責任を負うべき個人が取扱われていると認めるつもりであるという事實である。しかし、これに伴う責任は、直接の遂行者の責任とはまったく異つた性質のものであり、予想されている刑の宣告の重大さは、この責任の性質が明確にされない限り、決定することができない、というのが眞實である。

これを明確にするためには、自分の作爲または不作爲の必然的な結果以外のことに対して、たれも責任を負わされることはあり得ないということを思い起す必要がある。ある犯罪において、遂行者、共同遂行者または共犯者として、積極的に参加した場合には、右の原則を適用することは困難を伴うものではない。消極的な参加、すなわち不作爲による参加の場合には、これ以上の多くの問題があるわけはない。不作爲による責任は、言うまでもなく、その不作爲から起るところの不作爲のあつた者か、一人もしくは数人の他の者か原因のあるところの、究極的作爲を必要條件としている。この作爲の結果に對する責任は、もしその作爲がその不作爲から起る當然の結果である場合に、その不作爲のあつた者にだけ負わせることが出来るのである。因果關係は、不作爲のあつた者と作爲のあつた者とが同一人である場合には、容易に確めることができる。それが異つた者である場合には、最早それは行かない。この因果關係を立証する唯一の可能な方法は、不作爲のあつた者が、ある種の行爲によつて、作爲とその直接の有害な結果とを防ぐことができたはずであるということを證明することである。

これらの原則を適用すると、捕虜に對して行われた殘虐行爲の責任から生ずる結果は、それらの行爲に積極的に参加した者以外では、それを防ぐことができた筈であるのに防がなかつた者でない限り、どの個人にも負わせることができないという結論に達するのである。被告が捕虜の負傷、病氣、死亡等を

E-16

防止することができた苦であるという証明は、法律上の推定（これらの負傷、病氣、死亡等を直接の結果として引起すに至つた行為の遂行者として、被告が訴追され得る場合を除いて）や、犯罪容疑者の地位や、一定の性質の行為または命令を差控えたこと等の結果として得られるものではない。後者については、ある個人が罪を犯すことを確實に防ぐには、理性と良心とがとがめることによつて、かれがそれを行つて前もつて確實にできないようにすること以外には、可能な方法はないと言わなければならぬ。多数裁判官のように、陸海軍の指揮官は、命令によつて捕虜の妥當な取扱を確保し、虐待を防ぐことができるということを原則として述べるのは、経験によつて知られている事實のすべてに反するようには本官には思われる。『できる』という言葉は正しくない。『できるかもしれない』という言葉だけが正しいのである。この點については、一般的に規則を作ることはできないし、引起された害の原因が不作爲にあるという證據は、個々の場合に、檢察側から提出されなければならぬのである。

言うまでもなく、ある事態を容認したことに關連して、重要な義務を回避したということは、それ自体で、結果にかかわりなく、犯罪を構成することがありうる。究極的な結果が、法によつて特に有害であるとして認められている時には、いつでもそうである。これらの結果の重大さが憂慮されるので、立法府は、結果が現實に起るのを待たないで、義務の回避について犯人を罰することを許されている。しかし、一

方において、回避について有罪な者であつて、自分の行為の結果を考えなかつた者と、それを考えていながら、なお行動を差控えた者と、他方において、おそれられていた結果が起つたと假定される場合と、それが起らないと假定される場合との両方における犯人の場合とを、同じ立場におくのは正當でないであらう。

E-17

三、要するに、また右に述べた原則の結果として、戦争法規の違反または人道に対する罪について、消極的な共犯の罪があるのは、その違反を防ぐことができないのに、そうしなかつた者だけである。法律上の推定を援用して、戦争法規に対するこのような全面的または個々の違反を被告が防ぐことができなかつた筈であるというのを、確立することはできない。そして、その職業上の任務または道義上の責任を果すことを怠つたことは、怠慢、輕率または不作為による共犯の罪の要素と考えることは出來ないであらう。ただし犯された罪が、この怠慢、輕率または不作為の直接の結果であるか、この怠慢、輕率もしくは不作為がなければ犯されなかつた筈である場合は別である。

捕虜または人道に対する自分の義務を怠つた點で罪があるのは、輕率とか怠慢とかによつて、または命令もしくは規則を自分の意思で無視することによつて、戦争法規または人道に対する違反を増加させやすい事實上の状態をつくり出した者である。

次に挙げることは、捕虜に対する義務を怠つた罪を重くする事情となるものである。

イ、被告がかれの輕率、怠慢、または命令もしくは規則の不遵守から起る結果を予期したか、または職務上それを予期する義務をもつていたにもかかわらず、罪を犯したという事情。

ロ、輕率、怠慢または命令もしくは規則を故意に守らなかつたことによつて引き起されると同じ性質の戰爭法規または人道に對する違反が行われたという事情。

受けるべき罰は、
イ、戰爭法規または人道に對する違反について消極的な共犯の罪のある者は死刑。

ロ、捕虜及び人道に對する自分の義務を怠つたこととて罪のある者は、もしその怠慢が右に擧げた罪を重くする事情の少くとも一つを伴つていゝ場合には、終身の禁固刑。

ハ、捕虜及び人道に對する自分の義務を怠つたこととて罪のある者は有期の禁固刑。

E-18

本官の意見を述べるにあつて、国際法という言葉よりも、むしろ自然法または普通法という言葉を用いたことが数回あつた。国際法は、慣習、社会的な慣例、條約または協定のいずれから生じた諸國の權利義務の全体を指稱するために、あまりにもしばしば用いられて來た。この全体は、すべての個人とすべての國家とによつて認められている法に一致することとも、一致しないこともありうるが、これと同一のものではない。本官が「自然」とか「普遍的」とかいう形容をつけることにしているのは、この法についてである。それは國家の外に、そして國家の上存在している。その性質については、意見がまちまちであるとしても、その存在については、本気で争われることなく、また争うことのできないものであつて、この法の存在を言明するだけで、われわれの目的のためには充分である。

裁判所の手續に関する意見

本官の意見では、裁判所條例は、被告に對して、かれら自体を辯護するに足るだけの保證を與えることを許したのであるが、本官の考えるところでは、これらの保證が實際には與えられなかつた。基本的な原則であつて、それに違反すれば、たいがい文明國では、訴訟全体が無効になるような原則と、被告に對する訴追を棄却する裁判所の權利とが尊重されなかつた。本官は次のことだけを強調しておく。

イ、訴追が最も重大な性質の犯罪に關したものであ

E-19

り、その立證が非常に大きな困難をもたらすものであつたという事實にもかかわらず、被告は直接に本裁判所に對して起訴され、かれらは、予審という方法によつて辯護資料を手に入れたり、まとめたりするよう努力する機会を與えられなかつた。予審は、檢察側からも辯護側からも獨立した司法官が双方に同等に都合のよいように行うものであつて、その間に被告は辯護人の援助によつて利益を得たであろうと思われる。本官の意見では、この原則の違反から起る實際の結果は、本件においては特に重大である。口訴追は事物についてではなく、人について行われた。檢察側がすべての容疑者を同時に訴追しなくともよいという權利を主張したのである。本件訴追の提起に際して、本裁判所は、訴追が裁判に附し得るすべての者について、平等で充分に正當な方法で行われるように、支配力を及ぼし得る立場に置かれていなかつた。それどころか、不平等で正當化されないやり方で、訴追の嚴格さを評價しなければならぬ立場に置かれたのである。この不平等から起る結果は、天皇裕仁に關して、特に明白であり、また遺憾である。この裁判はかれが容疑者の一人と認め、差支のない者であつたことを明らかにした。そして、かれが裁判にかけられなかつたことは、もしかれの件が違つた標準で判断されるというのであれば、國際裁判はこれを行う價値があるものであろうかという疑を起させると共に、被告の辯護にとつてはたしかに不利益となつたのである。

ハ、評議の行われた方法は、國際法が被告に與え

ているところの保證のすべてをかれらが確實に與えられるようにしたかということに關して、争いの余地がある。これらの保證は次のように要約することができる。口頭の評議を、一切の影響を受けないうで、提出された證據のすべてに關して、裁判に列席したすべての裁判官の間で行うこと。判決の中の事實の認定に關する部分はすべて起草委員會によつて起草され、その起草が進むにつれて、まず最初に「多數」と呼ばれた七名の裁判官から成る委員會に提出された。この草案の寫しは、他の四名の裁判官にも配布された。後者は多數裁判官の討議のために、また必要が起つた場合には草案を修正するために、自分の見解を多數裁判官に提出することを要請された。しかし、本裁判所を構成する十一名の裁判官が判決のこの部分の一部または、全部を口頭で討議するため、に會合することを求められたことは一度もなかつた。草案の個人の件に關する部分だけが口頭の討議の對象であつた。

評議期間と言つてもよい期間中に、「少數」に屬する數名の裁判官は、草案を読んで思いついた意見を述べた覺書を書面で各裁判官に提出した。これらの意見のうちには、多數裁判官によつて採用され、最初の草案の修正をもたらししたものもいくつかある。すべての裁判官に配布されたものには、一つの反対意見の草案と、反対といえるかもしれないもう一つの意見の草案もあつた。

判決の終りに本官が署名したことは、裁判所の評議の通例の形式を尊重することを承認したものと解

E-20

釋されなければならぬ。それは判決を承認したものと解釋されてはならないということを、ここで言明しておくのは本官の義務であると考ええる。本官としては、次のことを否定することも、證明することもできない立場にある。(一)どの裁判官もみな出席させることになる口頭の評議の場合にそうであるように、多数に属する裁判官も少数に属する裁判官も、すべての裁判官が、各裁判官の述べるそれぞれの意見を聞き知つたということ、(二)多数裁判官が採用した法律論と事實の認定は、裁判官以外の者の一切の協力を受けないで採用されたということ、(三)裁判中に提出された證據のすべてが、そしてこのような證據だけが考慮に入れられたということ。

判定と刑

裁判所が缺陷のある手続きを経て到達した判定は、正當なものではあり得ない。しかし、多数裁判官がかれらの判定を發表したから、本官も本官の判定を發表することにする。これは慎重な考慮の下にであり、また修正の余地のあるものではある。

被告の辯護のためには、せひとも尊重しなくてはならない規則に違反したにもかかわらず、そして恐らくはこの違反のゆえに、平和に對する罪の訴追については、被告に確かに罪があるものと認めるわけには行かないという結論に本官は到達した。

被告にとつて有利である多数の事實上の理由の中から、本官は、次の二つだけを挙げることにする。というのは、これらの理由は、裁判所の注意を引き

もせず、長く引いてもいなかつた法についての考慮に關係があるからである。

一 正式に公布された法律がある以上は、檢察廳としては、被告がそれを知つていたということを立てる必要はないけれども、裁判官としては、非難すべきものと考えられる事實が起つたときに、被告がこれらの事實の犯罪的な性質を發見し得る立場にあつたということを確かめないうで、その被告を有罪とすることができないということは、依然として眞實である。

E-21

侵略戦争の共同謀議、計畫、準備、開始、または遂行が犯罪であるということは、起訴狀に含まれてゐる期間中に、だれでも確かに知り得る立場にあつた。しかし、共同謀議、計畫等というこれらの言葉は、當時あまりに曖昧であつたので、それ自体では、自國と他の諸國との關係の處理について、ある役割を演ずるようによつて要求された國の國民は、その役割がどんなものであるにせよ、自己の行爲の功罪について意見を立てるには、役に立たなかつた。共同謀議、計畫、準備、開始という言葉が、單獨で用いられた場合には、國際的な制止に關する限り、比較的容易に定義し得るものと當時考えられていたとしても、これらの言葉の意味は、「侵略戦争」という言葉に關連した場合には、明確に定めることが非常に困難となつた。その上に、右に述べた國民が達成するよつてに要求され、そしてしばしば命令によつて、または他の者の支配を受けていたところのかれらの職務の範圍内で、かれらが達成したところの、行爲の實

際の遂行者は、責任のどのような部分を負わされるのであるか。このように多くの問題を戦前に多くの国際法学者が熟考したけれども、これらを解決することはできなかつた。被告がいつそうよくこれに成功し得る立場にあつたということは、本官には疑わしく思われる。かれらが実際に成功したということについては、正式な証拠がない限り、この疑いは消えないし、また被告を有罪とすることは許されない。確かに、判決の中で被告の行つた演説や採用した政策等を引用している数カ所で、戦争という言葉に侵略略という形容詞がつけられ、この侵略という形容詞がいかに被告の口や筆から直接に出たもののようににされている。しかし、かれらの中のたれでも、戦争に對するかれらの憂慮とか、希望とか、または戦争の勃發を確實にし、妨げ、おくらせようとするかれらの努力とかを表明するに當つて、この戦争を侵略戦争と言つたことは一度もない。被告がかれらの罪を、従つて默示的に法を認識していたことを告白した、という結論に達することができような事實の認定を多数裁判官が書くことができたのは、これらの演説、政策等の原文それ自体の代りに、これらの演説、政策等を検討することによつて引き出される結論を用いたからにほかならない。

二 わかつていている個人の間で、わかっている日時に、特定の場所で、陰謀が計畫され、その目的が世界のある地方をその住民の意志に反して日本の支配の下におくことにあつたということについて、直接的な證據は提出されなかつた。證明されたことは、

E-22

日本國民のある有力な階級の間、どのような犠牲を拂つても、東アジアの日本以外の地方を日本の支配權に服させたいという希望があつたといふことだけに過ぎない。被告は繼續的または一時的にこの傾向に賛同した。しかし、このようにすることによつて、かれらが犯罪的に行動したかどうかという問題は、まだ完全に確かめられていない。この問題は檢察側によつて提出されもしなかつたし、また多數意見による判決によつて答えられもしなかつた。この傾向は、それが太平洋戦争の宣戦となつて具体的にあらわれた時まで進展した。この宣戦は孤立した行爲と見做されており、本官の意見では、平和に對して犯された行爲のうちで最も重大なものを構成したのであるが、その責任の問題は依然として答えられていない。否定することができないのは、そこに一人の主要な惹起者があり、その者が一切の訴追を免がれていることで、本件の被告は、いづれにしても、その者の共犯者としてしか考えることができないといふことである。もしこれらの被告を偶然的な共犯者以上のなにものかに作り上げ、主要な惹起者の責任の代りにかれらの責任をおきかえることが望まれているのであるならば、このような主張に反對するものとして、本官は法廷證第一一九八號の木戸日記から單に次の抜萃を引用しておく。

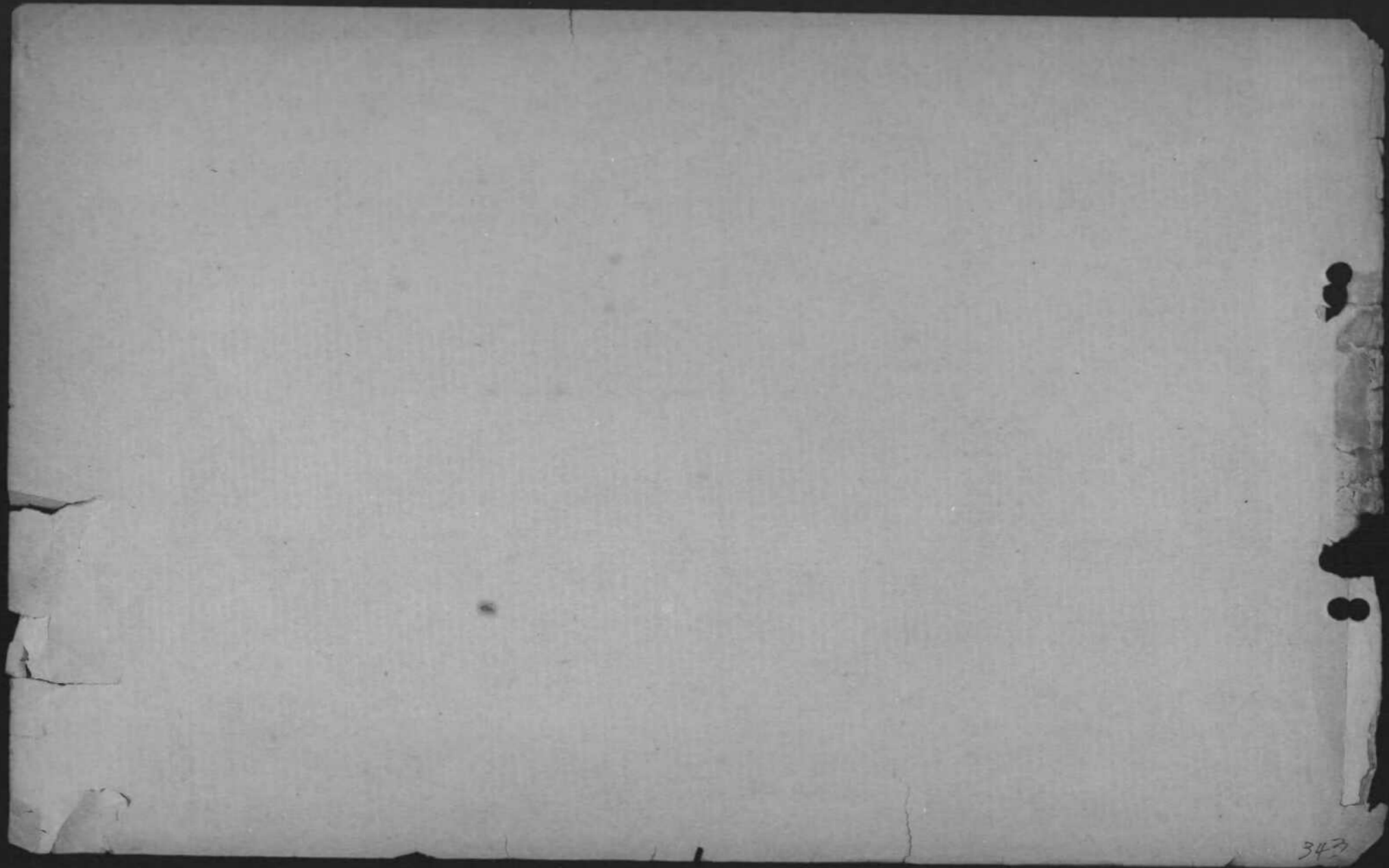
「三時半御召により拜謁す。高松宮殿下御上りになりたるが、其時の語に、どうも海軍は手一杯で、出来るなれば戦争はさけたい様な氣持だが一体どうなのだろうか、との御尋ねあり。時局の重大なる

に鑑み海軍大臣軍令部總長及び首相を御召になり御話置き願ひ度いと存じますと奉答す。六時三十五分再び御召により拜謁、海軍大臣總長に先程の件を尋ねたるに、何れも相嘗の確信を以て奉答せる故、豫定の通り進む様首相に傳えよとの御下命あり。

II-23
もあてはまる。
檢察側と裁判所がとつた手續の缺陷からして、本官としては、平和に對する罪の訴追から起つた問題に關して、確定的な意見を述べる事ができなかつたことをすてに述べておいた。このことは必然的に通例の戰爭犯罪及び人道に對する罪の訴追についてもあてはまる。

最も憎むべき罪は、最も大きな規模で、日本の憲兵隊及び陸軍の人員によつて犯された。それでも、本官は、被告のうちのある者がこれらの罪に對する責任の大きな部分を負うものであること、他の被告は確かに捕虜と人道に對する義務の重大な怠慢について有罪になつたことを言い得ると考へたし、またこの點について本官の念頭には少しも疑いがないことを附け加えておこう。判定の正確さは慎重な考慮を要するであろうし、刑の公正さはあまりにも争いの余地があるが、本官としては、判定の作成や刑の決定にこれ以上あえて立入ることはできない。





裏面白紙

343

23-11-12, 5

高橋義次

23-11-12 (5)
判決
1948年11月12日
（高橋義次判事）

CONCURRING OPINION
By the Honorable Mr. Justice Delfin Jaranilla
Member from the Republic of the Philippines
Japanese Translation by Language Division, IATF

同
意
見

フ
イ
リ
ン
・
ハ
ラ
ニ
リ
ヤ
共
和
國
代
表
判
事

一
九
四
八
年
十
一
月
一
日
英
文
一
三
五
頁

め
く
れ
ず

裏
面
白
紙

344

E-1

同意意見

フィリピン共和国代表判事
デルフィン・ハラニリヤ

われわれ多数意見の者は、すでにわれわれの決定を書き上げ、本官はそれに同意するのであるが、意見によれば、さらに論議と説明を必要とするいくつかの點があるので、本官はこの同意意見を善かないわけにはいかない。

裁判所條例による共同謀議

われわれの意見では、平和に對する罪については、^ア共通の計畫または共同謀議は犯罪とされているのであつて、^イ通例の戦争犯罪及び人道に對する犯罪には適用されない」と認定した。

これに該當する裁判所條例の第五條は、次の通り規定している。

^ア第五條 人並ニ犯罪ニ關スル管轄

本裁判所ハ、平和ニ對スル罪ヲ包含セル犯罪ニ付個人トシテ又ハ団体構成員トシテ訴追セラレタル極東戦争犯罪人ヲ審理シ處罰スルノ權限ヲ有ス。左ニ掲グル一又ハ數個ノ行為ハ個人責任アルモノトシ本裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪トス。

^イ(イ) 平和ニ對スル罪即チ、宣戰ヲ布告セル又ハ

ハ布告セザル侵略戦争、若ハ國際法、條約、協定又ハ保證ニ違反セル戦争ノ計畫、準備、

開始、又ハ遂行、若ハ右諸行爲ノ何レカラ
達成スル爲メノ共通ノ計畫又ハ共同謀議ヘ
ノ参加。

㉑ (ロ) 通例ノ戦争犯罪即チ、戦争ノ法規又ハ慣
例ノ違反。

㉒ (ハ) 人道ニ對スル罪即チ、戦前又ハ戦時中爲
サレタル殺人、殲滅、奴隷的虐使、追放其
ノ他ノ非人道的行爲、若ハ犯行地ノ國內法
違反タルト否トヲ問ハズ、本裁判所ノ管轄
ニ屬スル犯罪ノ遂行トシテ又ハ之ニ關聯シ
テ爲サレタル政治的又ハ人種的理由ニ基ク
迫害行爲。上記犯罪ノ何レカラ犯サントス
ル共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案又ハ實行
ニ参加セル指導者、組織者、教唆者及ビ共
犯者ハ、斯カル計畫ノ遂行上爲サレタル一
切ノ行爲ニ付、其ノ何人ニ依リテ爲サレタ
ルトヲ問ハズ、責任ヲ有ス。

第一に、裁判所條例によれば、共通の計畫または
共同謀議は、それ自体犯罪として述べられているの
ではない。判決が正しく認定しているように、^㉑裁
判所條例は五つの別個の罪を挙げている。これらは
侵略戦争、または國際法、條約、協定もしくは舊約
に違反した戦争の計畫、準備、開始、及び遂行であ
つて、この四つに加えて右のいづれかを達成するた
めの共通の計畫または共同謀議に参加するといふも
う一つの罪がある。^㉒ いつそう明確にいえば、最後
の罪は、はつきりさせるために、これを二つの種類
の参加にわけることができよう。すなわち、共通の

計登への参加と共同謀議への参加である。

これらの六つの罪のうちで、共通の計登または、共同謀議は平和に對する罪として擧げられているのではない。もし共通の計登または共同謀議に参加することが犯罪であるとすれば、その計登または共同謀議そのものもまた犯罪でなければならぬという議論があるかもしれないけれども、嚴密にいへばその計登または共同謀議そのものについて有罪と認定することは、右の理由からして、裁判所條例の條項に基いて行てできないことである。上に述べた裁判所條例の第五條によれば、共同謀議も共通の計登と同様に犯罪ではない。それらは犯罪の遂行のための一手段に過ぎない。罪はこのどちらかに参加することである。この双方の存在ということは要件ではない。部分的な共同謀議があつたか、共同謀議が全然なかつたかもしれないが、それでも、單に共通の計登だけに参加したということによつて、被告に平和に對する罪の中のどれかについて有罪だということがあり得る。

E-3

さて、多數意見の根拠は、上に引用した裁判所條例の第五條(イ)號の規定、すなわち「上記犯罪ノ何レカラ犯サントスル共通ノ計登又ハ共同謀議ノ立案又ハ實行ニ参加セル指導者、組織者、敎唆者及ビ共犯者ハ斯カル計登ノ遂行上爲サレタル一切ノ行爲ニ付其ノ何人ニ依リテ爲サレタルトヲ問ハズ責任ヲ有スルハ、もつげら(イ)號、すなわち平和に對する罪だけに關連しているということにある。その理由は、これが共通の計登または共同謀議が犯罪であるとされ

ているのはこの部類においてだけだからであり、⁷ 通例の戦争犯罪と人道に対する罪を犯す共同謀議は、本裁判所の條例では、犯罪とされていないから、この規定はこれらの犯罪には適用されまいというのである。言いかえれば、共通の計畫または共同謀議への参加が罪として擧げられているのは、平和に對する罪についてだけであつて、通例の戦争犯罪と人道に對する罪については、罪として擧げられていないと主張されているから、問題の規定は平和に對する罪だけに關係があるものとされるのである。

この意見は、少くともある程度までは、檢察側がこの見解に對して争わなかつたという事實に基いてゐるようである。しかし、見のがしてをらないのは、本裁判所と檢察側と辯護側が合意して裁判所條例の明白な、命令的な規定を無視したり、犯したりすることにはできないということである。

E-4
裁判所條例の本條は基本的なものである。その正確を辨譯によつてこそ、本裁判所の認定がまざるのであつて、それらの認定は、裁判に付せられた被告の責任に重大な影響を及ぼすばかりでなく、將來の國際關係と世界史の動向に強く影響するものである。

多数意見の達した結論は、上に述べた裁判所條例の第五條の字句にも精神にも反しているように思われる。その理由は、次のようである。

一、戦争の法規または慣例に對する違反（通例の戦争犯罪）は、一般的を意味では、また國際法の違反であり、國際法の違反については、⁷ 共通の計畫または共同謀議が適用される。

ニ 問題の規定は、「平和に對する罪」について、その一部分として含まれていないのに、もしその規定がこの罪に關係するものと考えられるべきであるからば、「人道に對する罪」について、右の規定が切りはかすことのできない部分として含まれているから、いつそう強い理由で、それはこの罪に關係すべきものであり、また實際に關係しているのである。

三 このようを參加は、二つの責任を伴うものである。(a)直接の參加について負うべき責任、(b)計畫を實行した者の行爲について負うべき 間接の參加から生ずる責任。従つて、平和に對する罪に參加した者は、共通の計畫を實行した者の行爲についても責任がある。これについての規定は(イ)號に含まれていないけれども、そうである。

四 人道に對する罪において擧げられたいわゆる指導者、組織者等は、共通の計畫または共同謀議の遂行に當つて、他のものによつて行われた行爲に對して責任があるが、かれらがみづから直接に行つた行爲に對しては、責任を負わせるわけにはいかないと主張するのは、意味をなさぬことである。従つて、參加を罪として含めて「平和に對する罪」の中の規定は、間接の參加に關する「人道に對する罪」の中の規定がやはり「平和に對する罪」に適用されると同様に、「人道に對する罪」にも適用されることは明らかである。

五 共通の計畫または共同謀議への參加を「平和に對する罪」については罪であると規定し、「通例

E-5

の戦争犯罪として人道に対する罪については、その規定をなぶくというのには、たしかに裁判所條例の意志でなかつた。これらの最後の二つの犯罪は同様に日本が行つた侵略戦争の結果であり、侵略戦争において、共通の計畫または共同謀議への参加に對して責任がある。

六 問題の規定は、上記犯罪の何れかを犯さんとするしという形式を含んでおるということに留意しなければならぬ。ところで、多數意見の認められるように、もしこの規定が全く平和に對する罪だけに關連するものならば、次の形式をとつていたであらうし、またそうあるべきであつた。すなわち、(イ) 號に挙げられた行為または犯罪の何れかを犯さんとするしという形式である。さらに、この字句は(イ) 號ではなくて、(イ) 號に含まれていたのであろう。しかし、實際に於てそれどころでなく、第五條全体の最後の部分になつてゐる。あるいは、ニールンベルグ裁判所條例のように、別個の一項とまつていたであらう。このようにして、どちらの場合でも、この字句は明かにその前に挙げられた三つの重大な犯罪のすべてに關係してゐるのである。これらの犯罪は、(イ) 上記犯罪の何れかという言葉によつて證明されてゐるように、平和に對する罪、通例の戦争犯罪及び人道に對する罪である。

七 (イ) 號のこの部分がいまいであるか疑わしいものであるとしても、その最初の部分に決定的である。この部分には、人道に對する罪を直接に共通の計畫または共同謀議に結びつけてゐる。それゆゑ人道に

對する罪の定義そのものをなすものであり、その遂行を「裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪ノ遂行トシテ又ハ之ニ關連シテ」と定義している。これに次のことを意味するにほかならない。「侵略戦争または國際法、條約、協定、誓約（イ號）、戦争の法規慣例（ロ號）に違反した戦争の計畫、準備、開始、もしくは遂行として、またはこれに關連して、または右に擧げた犯罪のいずれかを遂成する共通の計畫または共同謀議（イ號及びハ號）の遂行として、またはこれに關連してであつて、その理由はこれらのことはずべて本裁判所の管轄に屬する犯罪であるからである。」
言いかえれば、イ號それ自体が、その人道に對する罪の定義そのもので、共通の計畫または共同謀議の遂行として、またはこれに關連して行われた殺人その他の非人道的な行為に對する責任を明らかに規定している。

八 平和に對する罪についてだけでなく、通例の戦争犯罪及び人道に對する罪についても共通の計畫または共同謀議を規定した裁判所條例のこの意圖は、カイロ會議及びポツダム宣言の條項と降伏條件とに完全に一致するものである。これらのものをかて、戦争の法規慣例の違反及び人道に對する罪の遂行を許し、連合國が「野蠻ナル敵」及び「戦争犯罪人」と呼んだ日本の「無責任ナル」「我儘ナル軍國主義的助言者」及び指導者を裁判するという意圖を、連合國は明らかに表明した。確かにこれらの助言者及び指導者、すなわち連合國が「野蠻ナル敵」及び「戦争犯罪人」と呼んだ者は、本件における被告と、

E-7

恐らくはなおその他の者であつて、かれらは、共通の計畫または共同謀議に従つて、日本の侵略戦争の諸政策を立てたり、指導したりしたのである。ポツダム宣言は「吾等ノ俘虜ヲ虐待セルモノヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ對シテハ峻厳ナル正義ニ基キ處罰ヲ加フヘシ」と述べている。この規定は、殘虐な行爲を實行した者と、これらの行爲を命令しまたは許可したものとを明らかに區別している。

侵略戦争の計畫、準備及び

開始に關する訴因の無視

本裁判所は裁判所條例の中に述べてある罪についてしか管轄権がないといふことについて、われわれは意見が一致している。そういうわけであるから、裁判所條例の中で、平和に對する罪とは別個のものとして明確に示されている計畫と準備に關する訴因（訴因第六ないし第十七）及び開始に關する訴因（訴因第十八ないし第二十六）について、なぜわれわれは考慮することを差控えなければならぬのであろうか。これを差控えるのは、上に述べた計畫、準備及び開始を別個の罪として規定している裁判所條例第五條を見逃すことによる。裁判所條例によれば、計畫、準備及び開始というこれらの罪について判決を下すことは、明らかに本裁判所の義務とをなしている。裁判所條例に「左ニ掲クル一又ハ數個ノ行爲ハ本裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪トス」と規定してあり、また「本裁判所ハ」右に述べた罪について「訴追セラレタル・・・極東戦争犯罪人ヲ審理シ

處罰スルノ權限ヲ有ス」と規定してあるのは、本裁判所に、裁判所條例の規定に従つて、被告の訴追の事由となつてゐるところの右の罪について、かれらに裁罰し、處罰すべきものであるといふ意味である。

E-8

多數裁判官が到達した結論は、侵略戦争遂行の共同謀議について有罪である被告は、みな必然的にその計畫、準備及び開始についても有罪であるといふことを意味する。もし右の被告がみなそれを計畫し、準備し、開始し、遂行したのであるならば、これは正しい。しかし、もし計畫と準備と（または）開始だけについて有罪である被告があつたならば、これは正しくない。前の理由から、本裁判所は、ある被告が計畫と準備だけについて有罪である場合に、かれが戦争の遂行について無罪であるといふ理由で、かれを有罪であると判定することを差控えるべきであらうか。さらに、戦争の計畫と準備に参加した被告が、その戦争を開始もしたかしなければ、あるいはそれを單に遂行しただけであるかもしれない。開始と遂行は同じことを意味するものではない。遂行は開始を含むかもしれないが、必ずしもそうとは限らない。そして開始は遂行であるかもしれないが、遂行よりもゆるやかな限定されている。その上に、開始は遂行と同様に必ずしも戦争の計畫と準備を伴うものではない。なぜなら、被告は戦争の實際上の開始または遂行だけに参加したかもしれないが、共同謀議者の一部によつて、その目的のために、あらかじめ立てられた計畫と準備には参加しなかつたかもしれないからである。

E-9

裁判所條例の中で定義されている計畫と準備は、平和に對する各種の罪を列擧した第五條イ號の趣旨に従えば、必ずしも實際の遂行に包含されるか、これに關連していると限らない。それらに主として遂行の前に謀め企てられた計畫と準備であり、實際の遂行の罪とは別個の罪を構成する。従つて、被告の中で、戦争の遂行について有罪であるかもしれない者は、遂行の前及び遂行中の計畫と準備について、同じ程度に有罪であるといふことにはならない。ある者は双方について有罪であるかもしれないし、他の者は戦争遂行の以前または遂行中の計畫と準備だけについて有罪であるかもしれない。實際の程度について、これらの差異があるので、遂行とは區別されたところの計畫、準備及び開始の時期について、別個の認定がどうしても必要とされるのである。

従つて、多数裁判官の到達した結論は、戦争を遂行した者けすべて、例外なく、そして同じ程度に、それを計畫もし、準備もし、開始もし、遂行もしたという趣旨でない限り、それがどうして正確でありうるかを説明することにはできない。しかし、このことは明かにその趣旨ではない。なぜなら、これらの共同謀議者けすべてが最初に参加したわけではなく、また参加したものの一部けそれが終らないうちにその遂行についての活動をすでにやめていたし、ということをおかれわれは認めているからである。

殺人とその他の残虐行為に關する訴因

殺人についての共通の計畫または共同謀議を却下

し、従つてこれに該當する訴因第三十九をいし第五十二（第四十四を除く）を無視すると同時に、本裁判所は、その重要性か、その殺人に対する關係かを認識して、殺人は侵略戦争に含まれてゐると認定してゐる。これらの結論——共同謀議は殺人には適用されまいということ及び殺人は侵略戦争の中に含まれてゐるといふこと——は矛盾してゐる。もし殺人が侵略戦争に含まれてゐるとすれば、侵略戦争には計畫また共同謀議が存在するのであるから、その場合に、必然的にその殺人についての計畫または共同謀議もあつたといふことになる。假令を遂行する共同謀議を行つた者は、その戦争を遂行する計畫または共同謀議に含まれてゐると主張されてゐるところの殺人を行つた共同謀議も行つたといふことに、どうしてをらなむのか了解しがたいことである。

E-10

しかし、裁判所條例の中で考えられてゐる殺人の罪は、明らかに普通に戦争に伴うところのものでない。なぜなら、もしそうであるとすれば、どういふ必要があつて、裁判所條例は殺人とその他の人道に對する罪を本裁判所の管轄に屬する別個の罪として定義したのであるか。このように定義したことは、そのように定義された人道に對する罪は、本裁判所の管轄に屬する別個の犯罪であり、戦争に通常伴うところの殺害とは異なるものであつて、それについて、本裁判所は、起訴状の中で訴追されてゐるよりに、判決を下すべきものと裁判所條例によつて指令されてゐるといふことを意味するにほかならぬ。この點についてとられた立場は、その結果として、

裁判所條例のこの非常に重要な規定を無効にするこ
とになり、またそれに伴つて、本裁判所を設置した
適合國の斷乎たる意思、すなわち「野蠻ナル敵」と
「戦争犯罪人」を、かれらの侵略戦争についてばか
りてかく、かれらの恐しい「人道ニ對スル罪」につ
いても裁判するといふ意思も無効にすることになる
のである。

多数意見は、さらに、戦争が合法的であつたなら
ば、合法的な戦争は不法な殺害を伴うものでないか
ら、殺人といふ誘追は必然的に成り立たなくする
としている。それは非常に危険な断言の如くに思わ
れる。もしそうであるとすれば、合法的な戦争を行
う一國家の指導者は、思ふままにまた差別に殺人
とその他の人道に對する罪を犯し、またはそれが犯
されるのを許しても、罰を受けないで済むかもしれ
ない。いたる所で、またどのような時にも、人類を
破壊せんとされるこのような理論に、本官は實
成することができない。合法的な戦争は、裁判所條
例で考えられており、また本件で立証されたような
犯罪と残虐行為の遂行を正當化し得るものでない
ことと明らかである。これらの犯罪と残虐行為
は、冷血に、甚だしい邪慾と宿惡をもつて遂行され、
合法的であろうと不法であろうと、戦争の必要を全
くまた明確にこえていたものである。

E-11

ドイツ、イタリアとの共同謀議

われわれの意見は、「共同謀議者のうちのある者
は、これらの巨大を目的の達成を明らかに希望して

いたけれども、訴因第五に訴追された共同謀議が立証されているという認定を正當化するには、證據が不充分である」と認めている。一方において、われわれはまた「共同謀議者は、日本とドイツ及びイタリアとの同盟をもたらした。これらの兩國の政策は、かれら自身のもと同様に、侵略的であつた。そして外交の分野でも、かれらは兩國の支持を希望したのである。」と認めている。ついでに、日本、ドイツ及びイタリアの間の三國同盟は、政治的と経済的の分野の協力を考えていたということに注意しなければならぬ。

後に述べたわれわれの見解は、認めて充分に支持されており、従つて訴因第五に訴追された共同謀議が立証されなかつたと認定すること正しくない。

E-12
訴因第五は、日本とドイツとイタリアが戦争を實際に共同して遂行したと訴追してゐないといふことに留意しなければならぬ。一方では日本、他方でドイツとイタリアとの間に、この三國が「自己特有ノ國內ニ……夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル支配ヲ獲得スルコト……其ノ目的ノ爲相倚リ相扶ケ以テ其ノ目的ニ反對スル諸國、特ニ「アメリカ」合衆國、全「イギリス」連邦、「フランス」共和國、「オランダ」王國、中華民國、「ポルトガル」共和國、「タイ」王國、「フィリッピン」國及び「ソビエツト」社會主義共和國連邦ニ對シ……侵略戦争ヲ行フ」ことを目的としたところの共通の計畫または共同謀議を訴追してゐるだけである。

すでにわれわれが認めたとように、上にのべた目的のために、日本とその指導者が「日本、ドイツ、イタリア間の同盟をもたらした」ことについては、今や全く疑いはない。日本、ドイツ、イタリア間の三國同盟そのものと、その後の三國間の関係は、われわれの判決でありますところなく論じてあるように、この英同謀謀を決定的に立証している。日本、ドイツ、イタリアは、三國の力と資源とを合わせて、三國のそれぞれ勢力圏を、ドイツとイタリアはヨーロッパとアフリカに、そして日本は極東に確立することができると、右に述べた同盟を結んだことについては全世界が知っており、また歴史的な證據がある。この同盟は、ドイツとイタリアがすでに侵略戦争を開始したのちに結ばれたものである。ドイツとイタリアは、戦争の間に少くとも太平洋における連合國の行動を牽制することによつて日本を助け、また日本は、太平洋戦争の前にもその間にも、少くとも両半球における連合國の行動を牽制することによつて、同盟にドイツとイタリアを助けたということでは、證據が明かに示している。この同盟の締結國がこれらの國力の範圍を越えて、いつそ効果的な方法で、互いに援助することができなかつたというところのために、かれらの英通の計畫及び共同謀議と、それに従つてかれらが達成しようとして試みた目的が存在し、實効的なものであつたことが變更されるといふことはありえない。それこそまさに訴因第五で訴追されていることである。

E-13

裁判所に對する異議。

本裁判所の裁判官は、日本を敗北させた戦勝國の代表者であるから、正義を執行することはできないということ、被告は公平無私な裁判を受けることができないうことが主張された。この意見の中で、すでに述べてあるように、ポツダム宣言と降伏文書がこの裁判を規定したのである。

連合國最高司令官は、戦争犯罪の容疑者を裁判するため、裁判所を設置し、裁判官を任命する権限を降伏文書に基いて正當に與えられているのであつて、最高司令官が本裁判所を設置するに當つて實行したのは、まさしくこれであつた。そればかりでなく、十一の異つた連合國から、その資格、公正及び公平さについて、慎重に選ばれた十一名から成る國際軍事裁判所をかれは設立した。かれは一國に屬する艦隊から成る軍事委員會しか設立しなくてもよかつたのである。ポツダム宣言も降伏文書も、権限のある公平な裁判所を設立して、これに被告を裁判させることのできる戦勝國の権能とか、ポツダム宣言の目的を實現し降伏文書の規定を實施する最高司令官の権能とかに關する、ごのような種類の制限も含んでいない。それどころか、天皇に關する件を除いては、降伏は無條件であつた。

E-14

日本は無條件に降伏し、すべての戦争犯罪人の裁判を行い、その裁判の遂行に必要となるすべてのことを履行すべきことと定めた降伏文書に調印したのであるから、それに従つて行われたことに對して、今になつて有様な異議を申立てることはできない。

このように重要な歴史的な文書によつて、日本が嚴肅に締結し、誓約したことを、日本は否認する權利を全くもたない。

たといこのような文書がなくても、戦勝國は戦敗國の戦争犯罪人を逮捕し、裁判し、處罰する權能をもつてゐるといふことについて、著名な國際法學者や著述家の意見は一貫してゐる。戦争法規に違反した戦争犯罪人を捕えた軍は、その違反者が敵國民であらうとなかろうと、かれを訴追し、裁判する完全な權力と權利をもつてゐる。このようにして、現地の軍指揮官は、右の目的のために裁判所または委員會を設置し、その委員または裁判官と檢察官とを、敵と戦つたところのかれ自身の部下の將校の間から任命し、その判決を執行するのである。戦地における戦勝軍は、戦争犯罪人を裁判するその裁判所または軍事委員會に参加させるために、敵國人を任命することはしない。そして國內法でも國際法でも、このやうなことは全く要求されてゐない。

國際法の著名な著者オツペンハイムは次のように述べてゐる。

「戦時において自己の權力内に陥つた戦争犯罪人を處罰するといふ交戦國の權利は、國際法の原則として、廣く認められてゐるところである。その權利は、交戦國が敵國領土の一部または全部を占領し、その結果として、たまたまその地にある戦争犯罪人を逮捕し得る地位を占めてゐる場合に、有效に行使し得る權利である。休戦の條件として、交戦國は戦敗國の當局者に對

して、戦争犯罪を犯したとされる人々を引き渡すべき義務を負わせることができる。その場合に、この人々が、戦勝者の現に占領している領土、または戦争の終結において勝利を占めた場合に占領し得べき領土に在るか否かは問うところでない。何となれば、上の二つの場合ともに、被告は實質的に占領国の権力下にあるからである。そして、戦争犯罪人を訴追する権利は、講和協定の締結によつて喪失するのを常とするとはいえ、戦勝国が戦敗国に對して、休戦または講和協定の條項の一つとして、戦争犯罪を犯したとされる人々を、裁判に附するため引き渡すべき義務を負わせることを禁ずる国際法上の規定はない」と。

他の著名な著作者は次のように述べて同じ見解を表明した。

「交戦國は、攻撃の權利から直接生じて來るところの敵に對する權利を有しているほか、さらに戦争法規に違反した人々が自國の権力内に陥つた場合に、これを處罰する權利をも有する。」

「上の諸權利のうちの第一の權利の實行に對しては、交戦國が一時的に認められた法規に對する違背を罰するにとどめるといふかぎりにおいては、反對はあり得ない。」（ホール、國際法、四九五頁）。

類似した見解がガーナーによつて述べられた。
「戦争法規違反の行爲を犯した個々の軍人は、

それらの行爲が同時に一般刑事法上の犯罪である場合には、自國の裁判所において裁判及び處罰を受けるだけでなく、もしもその軍人が被害國の権力内に陥つた場合には、その國の裁判所によつて、裁判及び處罰を受けるべきものであるという原則は、長い間認められてきたものである。・・・と。

E-18

連合國最高司令官は、これと同じ手續をとることができたのであるが、日本の最も重大な戦争犯罪容疑者に最高度の公平無私な裁判をうけさせるために、かれは一國の、軍事委員會ではなく、十一カ國の國際裁判所を設置し、それぞれの國から資格があり、公平な裁判官を任命し、その裁判所について、世界の一流の國民が享受しているような民主主義的な慣行と保證との適用を確保する裁判所條例を規定した。このようにして、高度の資格をもつた人々によつて構成され、連合國間の協定と日本の受諾によつて設置された本裁判所が、右の協定と日本の受諾に従つて右の戦争犯罪容疑者を裁判し處罰するについて、一國の軍事委員會やただ一人の軍指揮官よりも、權力が少いとか、獨立性と公平さが少いとかいつて争うことが有效に成り立ち得るであらうか。上に述べた場合において、一國が國際法に基いてなし得ることなら、共通の協定に基づいて行動している能力國は、同様になし得るいつその理由があることは確かである。本裁判所の裁判官の公正と公平は、本裁判所がいろいろの起訴事實について被告を無罪とし、ある係争點に關して意見が異つたという

ことと、さらに一裁判官が戦勝国の一つに属するに
もかわらず、無罪釋放の意見を提出したというこ
とによつて証明されている。インド代表判事は、
この立場で、本裁判所におけるかれの同僚と本件に
ついて討論し、議論し、審議したのであるが、これ
らの同僚が任務を遂行するについて、道徳的な堅實
さ、人格の獨立、及び判断の正しさになんの缺陷も
見出さなかつた。従つて、本裁判所の公正と公平を
争つた辯護側の申立を却下するようになり、かれも投票
したのである。

カリフォルニア大学のハンズ・ケルゼン教授は、
ごのような種類の裁判所が戦争犯罪人を裁判すべき
かを指摘するにあつて、この見解を支持している。
かれは次のように述べている。

「戦争犯罪人裁判の権限は、いかなる種類の
裁判所に與えるべきか、國內裁判所か國際裁判
所か、という問題については、國內の普通裁判所ま
たは軍事裁判所よりも、國際裁判所の方がはる
かにこの仕事に適していることは、疑いの余地
がほとんどない。戦勝国のみならず、戦敗国を
もその締約国とする國際條約によつて設置され
た裁判所であつてこそ、國內裁判所の直面する
ある種の困難には遭遇しないですむであらう。

・ ・ ・

E-17
實際に、本裁判所に対して、いやしくもならぬ
の非難がなされるとしたならば、それはただ本裁判
所が被告のために非常に寛大な態度で行動し、かれ
らの辯護人を遣じて、かれらのもつていた辯護をど

のようなものでもすべて提出する機会を完全に與え、そのために裁判を長びかせたという事だけではある。檢察側も辯護側も平等に取り扱われ、平等の權利と特權を與えられたのである。

さらに、戦勝国は本件の場合におけるように、締結條約が調印されない間に、戦争犯罪人を裁判する權利をもつてゐる。たゞこのような條約がすでに實施されてゐたとしても、他の規定がない限りは、それは決してポツダム宣言または降伏文書の實施に對する障害とはならないのであり、この宣言と文書とは、戦争犯罪容疑者の裁判を行うことができ、または行わなければならない制限または條件をなにも規定してゐない。本件の場合におけるような犯罪容疑者の裁判を阻害するような國際法上のごのよゝな種類の規定も引用されたことはない。

「法律なくして犯罪なく。法律なくして刑罰なし」という法律格言

本裁判所の條例は、戦争犯罪を定義したものであり、戦争犯罪人の裁判についての規定を含んでゐるが、それは適及的とは認められないという趣旨の議論が申立てられた。法律なくして犯罪なく、法律なくして刑罰なしという法律格言を引用して、違法行為をなしたものを、その行為の遂行當時には違法行為でなかつた行為について、處罰するのは公正ではなく、その者はその行為が犯罪であり、それには處罰が伴うものであることを豫め知つてゐなければならぬと主張されてゐる。法律の一般原則として、

E-18

新しく制定された法律は、すでに行われた事前の行為に適用することはできないのであつて、その理由は、もしそうすれば、その法を事後法と考へ得るかであるといふことは眞實である。本件については、これを支持する充分な理由はなかと本官は考へる。なぜなら、われわれは一國の國內法とか、その國の法律に違反したその國の國民とかを取扱つてゐるのではなく、國際法と、國際的犯罪の遂行者としての國際法の違反者とを對象としてゐるからである。

この問題に關する國內法または他のどのような制定法もないものと假定しても、國際裁判所が國際法に反するものと普遍的に認められてゐる行為を正當に處罰することができないといふことにはならない。聯合國によつて國際裁判所として設置されたこの國際軍事裁判所は、國際法の一部と考へられてゐる戰爭の法規と慣例に違反した個人を適法に裁判し、處罰し得ることは確かであると本官は考へる。この戰爭は最も忌むべき、破壞的なものであり、言ひ盡せない殘虐行為がその間に遂行されたといふことは否定できない。われわれはこれらの國際的犯罪行為を見送し、それらが注目もされず、處罰もされなのままにしておいて、平然としてゐるべきだといふのである。國際法の違反者は世界の市民であり、國際法がその國の國內法の一部になつてゐるといふにかかわらず、世界の市民として國際法の適用を受けなければならぬ。

ホルヘ・アメリカノ教授は、「國際法の新しい基礎」といふ著書の中で、この法律語言は國際法には

適用されないと主張しているが、本官は教授にまつた、同意するものである。

「犯罪を定義する事前の法律がなければ犯罪はないという法則と、事前の法律的威嚇がなければ刑罰はないという法則とは国際法には適用されない。

「このような原則は成立し得ない。なぜなら、犯罪という範疇は国際法における有害な行為の範疇と異なるからであり、また犯罪の遂行に用いられる道具と他人の権利を侵害する可能性になんらかの制限があるのは、個人の範囲においてだけであるからである。

「国際法においては、技術的な方法が完成されるにつれて、この可能性はますます大きくなる。国際法が保証することを目指している基本的人権に關する特定の協定は別として、国際社會の恒久性はあまりにも變化しやすい標準に依存しているので、この變化する標準に對應する侵害行為を認め定めておくことはできない。」
(三八一九頁)。

この點に關しては、戰爭のはるか以前に、日本とその指導者の行為は、連合國側の強硬な、くり返して行われた抗議と警告の對象であつたといふことを想起するのが適當であらう。戰爭中に、連合國は引續いてこのような抗議と警告を行つた。日本とその指導者は、日本の約束と國際法と、そしてハル長官の言葉によれば、「道徳的の原則と法律の原則と、友交的で有益な一般的國際關係についての一般に認められた原理」に挑戰的に違反して、征服と憎惡の

戦争に乗り出しつつあることを完全に意識していた。かれらは、敗戦の場合に、その罪に對して懲きを受けるであろうということを知っていた。連合国はその立場を明らかにしていた。日本とその指導者は、かれらの條件を受諾した。事後法であるという辯護は、本件については、容認することはできない。

個人責任について

個人責任の原則は、われわれの條例の中で認められてゐる。それは次のように規定してゐる。

E-20

第六條。被告人の責任。

何時タルトヲ同ハズ被告人ガ保有セル公務上ノ地位、若ハ被告人ガ自己ノ政府又ハ上司ノ命令ニ從ヒ行動セル事實ハ、何レモ夫レ自体右被告人ヲシテソノ起訴セラレタル犯罪ニ對スル責任ヲ免レシムルニ足ラザルモノトス。但シ所カル事情ハ本裁判所ニ於テ正義ノ要求上必要アリト認ムル場合ニ於テハ、刑ノ輕重ノ爲メ考慮スルコトヲ得。

従つて、個人ではなく、國家が責任を負わなければならぬという理論は、裁判所條例の右の規定に反してゐる。國家または團體が犯罪を犯すという觀念は、今は擬制と考へてよい。被告は上司の命令とか、かれらの行爲は國家の行爲であつたとかいう事實を盾にして、それにかくれることはできない。階級の低い被告も、國家の行爲であると主張されるところのかれらの上司の命令によつて生じた責任を免れることはできない。卒直に言えば、犯罪はその行爲が國家のものであつても、常に人によつて行われ

るものである。國際法は國際團體を取扱ひ、これに義務を負わせるものであるといふことは眞實である。しかし、實体的事項が合理的でもあり、効果的な實施のために必要でもあること、違反に對して個人が一樣に責任を負わされなければならぬことが非常に明らかで

ある場合がある。このような措置は、各国民に、勝利の場合にも敗北の場合にも、棄する機会を與えな
いことになるであろう。その理由は、かれらが究極
の勝利を確信した場合には、もし残虐行為が處罰さ
れないものであると考えられたならば、遺慮なく残
虐行為を行い、敗北が差迫つた場合には、國際法は
残虐行為を諷め處罰し得るものとしていないとい
理論に基づいて、責任を免れることを予期することがで
き、無制限な残虐行為を行い得るからである。

E-21
個人責任に關しては、フイリップ・C・ジェサツ
ブ教授は「近代國際法」(一九四八年)と題する著
書の中で、國際法は國家と同様に個人にも直接適用
されるといふことが一般に認められていふと述べて
いる。もつとも、同教授は、個々の人の負うべき責
任については、定まつた法がないといふことを示し
ているように思われる。

「國家だけの間の法律としての傳統的な法の
この根本的な基礎が法學的にまた哲學的に確實
なものであるかどうかという問題については、
かなりの文獻がある。この原則は、例外があり
得るから、絶對的なものではないとしれば主
張されている。その著しい例外は、海陸の場合
であつて、海陸はこれを捕えたどの国でも處罰
することのできる人種一般の以といわれている。
戦争犯罪人の裁判は、同じ趣旨の學問的な論議
を惹き起した。ここでは、現行法に關して、こ
のような討論を續ける意志はない。ここで目的
とするところは、むしろ國際法は個人にも直接

適用され、国家と同様に個人をも直接に拘束し、またはすることができるといふ命題が一般に認められていたものと假定することと、この假定に照して、現行法が数世紀を通じて発展して来た次第を再検討して、現行法を新しい基礎に適合させるために、どのような変更とどのような修正が必要であるかを知ることである。

(九、十頁)

この點について、チエサツプ博士はさらに次のように述べている。

「……しかし、戦争裁判の純粹の成果から、特にそれに伴う論議にかんがみて、侵略戦争の遂行は、處罰を受けるべきものが人同化された国家という禁制か、實在の人間から成る内閣か、軍人かということにかかわりなく、國際犯罪と考えられるという結論が生れなければならぬ。傳統的な法のもとでは、戦争の違法性を完全に認めると、戦争を行つた国家が違法行為について有罪であるという結論が生れることになつたであろう。現在の發展段階では、國際的に犯罪的である行為を行つたものとされるのは個人にほかならない。傳統的な制度では、個人を制止する義務を国家に負わせることにしていたのに對して、戦争裁判の先例から考えると、處罰の悉怖という形の壓迫を個人に加えて、國家を制止させることになるように思われる。國際的な組織が發展し、完成されるにつれて、事前に國家または他の團體を制止するために、必

要な場合には築目的な力が用いられるであろうが、事の起つた後の處罰は、団体に対してではなくて、個人に対して加えられるものと予想して差支ない。」（一六〇―二頁）

合衆國最高裁判所は、最近のクワイリン事件において（一九四二年、三一七―一七〇―一）、戦争の遂行についての個人がこの責任を再び次のように強調している。

「本裁判所は、その歴史の始つたその時から、戦争法規を適用してきた。その中には、国際法の中で、戦争の遂行、敵國並びに敵である各個人の身分、權利、及び義務について規定しているところの部分を含んでいる。」

ニールンベルグ國際軍事裁判所の手續、裁判及び決定は、先例として考えるべきではないという議論があつた。しかし、國際連合はこれを先例として考えたばかりでなく、ジェサツ博士が述べているように、ニールンベルグ裁判所條例の規定を次のように補足している。

「戦争そのものの中心的な問題に關して、國際連合は裁判所條例の規定を補足するため、すでに重要な指針をとつた。一九四六年十二月十三日に、總會は全會一致で決議を採用し、その中で「ニールンベルグ裁判所の條例と同裁判所の判決によつて認められた國際法の諸原則」を確認した。

「總會は「同様な原則が極東における重大な戦争犯罪人を裁判するための國際軍事裁判所の

E-23

條例の中にも採用されている。．．．」という
 事實に留意した。」（一六〇—二頁）

今では先例と考えて差支ないところのニュールン
 ベルグ裁判における決定を見逃すことはできない。
 しかし、議論のために、それが先例ではないと假定
 しても、先例が全くない場合には、法律と正義に従
 つて先例がつくられることは疑もなく明らかである
 筈である。「正義を達成することは裁判所の根本的
 な目的である。成文法によつて禁止されていない限
 り、裁判所は正當に提訴された問題について、正義
 の執行を促進するような措置をとることができ、管
 轄権を行使するに當つては、關連性も重要性もない
 事項によつて、正義の執行が妨害されたり、遅延し
 たり、無効になつたりすることを許してはならない。
 （C. J. S 二一巻八九節、一三九頁）。ストーン
 最高裁判所長官が「近代世界における法理學の問題
 ．．．は、法は過去との繼續性と現在及び將來に
 對する適應性とを同時に持つていなければならぬ
 ．．．という要求の調和である」と指摘したのを
 引用して、チエサツプ博士は再び「過去三世紀に亘
 る國際法の發展において、すでになし違げられた進
 歩について無智であり、國際的な法律体系が依然と
 して原始的な性質のものであることについて盲目で
 あることは、一切の文明が廣島と長崎と同じ運命を
 たどつてはならないとするならば、必ずなし違げら
 れなければならぬこの將來進歩にとつて、同じよう
 に有害である。」（二四頁）

4-24

原子爆弾

原子爆弾は非人道的であり、正當と認められぬものである。従つたから、連合国は日本に對する戦争においてこれを用いるべきではなかつたという議論もあつた。この議論の目的は、本官の了解し得るところでは、戦争中に行はれた殘虐行為と非人道的行為に對する本件の被告の責任をできるだけ軽くすることであつた。第二次世界戦争は總力戦であり、この種のもつたものとしては、最初の全世界の戦争であつたから、交戦国の住民は一人残らず戦争に勝つための要素を構成したといふことを考慮するのが適切である。同そのものがその国の軍隊の主要な基地であり、従つてそのような基地として攻撃と破壊を受けるべきものであつた。

B-25

また攻撃中に小さい火器か、小型の破壊爆弾か、または最も大きな口径の大砲かのどれが用いられたとしても、その破壊と使用法にはかわりなく、目標物の近くに、または交戦員の近くにいて一般住民または非戦闘員が殺されることになり得るばかりでなく、戦術區域内にある私有の住宅や財産が破壊されることもあり得るということも考慮するのにもまた當を得ている。これらは戦時に伴う避け難い出来事であり、従つてこのような非戦闘員と私有財産は、原子爆弾の投下による同様の破壊の危険にもやはりさらされているのであつて、ただこの場合は規模が大きいだけのことである。

最近終つた戦争が全世界の戦争であり、これに參加したすべての國家は、勝つたためにかれらのあらゆる

る手段を用いる権利があつたといふことについて、
異議をはさむものはない。どの国家も、敵を打ち負
かす爲に、どのような種類の兵器でも製造し得るそ
の国家固有の権利をもつていた。たとえ、ドイツ
は飛行爆弾を製造し、その爆撃でイギリスをひどく
攻撃した。日本自身も獨特の飛行氣球を製造し、そ
れで合衆國を爆撃しようとして企てた。

従つて、もし日本が原子爆弾をもつていたとして、
日本は連合國に對する戦争にそれを使用しなかつた
であろうと主張し得るであろうか。その上に、原子
爆弾が日本に對して用いられた時には、日本はまた
降伏してゐなかつたのである。日本はその不利な戰
況とヨーロッパにおける同盟國の敗北によつて弱つ
てはいたが、依然として極東の廣い部分を占領して
いた。それは日本の侵略の活果として、その毒手が
まだジャワ、シンガポール、フィリッピン、滿洲そ
の他に伸びてゐたからである。

もし手段が目的によつて正當化されるならば、原
子爆弾の使用は、それによつて日本を屈伏させ、恐
るべき戦争を止らせたのであるから正當であつた。
もし原子爆弾が使用されないうで、戦争がさらに長く
續いたとすれば、どうすることもできない男や女や
子供で不必要に死に、また苦しんだものは、さらに
何十萬に上つたことであろうか。また殆んど回復す
ることのできない波瀾と荒廢が、さらにどれほど引
き起されたことであろうか。

陸軍長官ステイムソンは、原子爆弾が損害を防止
する以上に損害を引き起したかどうかという問題を

E-26

取り上げて、次のように言つた。

「われわれが投下した二つの原子爆弾は、使用し得るようにならなかつたところの、たつた二つのものであり、われわれの生産率は當時非常に少なかつた。もし戦争がかねて計畫されていた十一月一日の侵入まで續いたならば、B-29による焼夷攻撃がさらに行われて、同じ期間にわれわれが行うことができたものと思われ、非常に限られた回数に原子爆弾攻撃よりも、いつそより多くの生命財産を破壊したであろう。しかし、原子爆弾は恐るべき破壊の武器以上のものであつた。それは心理的の武器であつた。一九四五年の三月に、わが空軍は東京地区に對して最初の大きな焼夷攻撃を行つた。この攻撃で、廣島の場合よりもつと大きな損害ともつと多くの死傷者が生じた。何百トンと言ふ焼夷弾が投下された。同じような空襲が引續いて行われたので、日本の都會地の大部分が損失したが、それでも日本人は眠り續けた。八月六日にB-29一機が僅か一つの原子爆弾を廣島に投下した。三日の後に、第二の爆弾が長崎に投下され、それで戦争は終つた。日本人が知ることのできた限りでは、必要とあれば、一時に多數の飛行機を使つて、われわれが原子爆弾攻撃を行へ得る能力は、際限のないものであつた。カール・コンプトン博士が言つたように、「降伏をもたらししたのは一編や二編の原子爆弾ではなかつた。効果のあつたのは、原子爆弾が實際に人

間社会にどのようなことを引き起すかという経
 験と、これに加へてさらに澤山あるという恐怖
 であつた。」

「このようにしてこの爆弾はわれわれの考
 えていた目的の通りに役立つた。和平派は降伏の
 道を選ぶことができ、天皇の威信は全面的に平
 和のために用いられた。天皇が降伏を命じ、そ
 してかれに反対した小敵ながら危険な狂信者の
 一団が鎮定されると、日本人はまったく従順に
 なつたので、占領と武装解除という大きな事業
 は前例のないほどたやすく完成された。」(「平
 時と戦時に在りして」ステイムソン及びバンデ
 ィー著、六三〇頁)

陸軍長官ステイムソンは原子爆弾を使用するとい
 う決定を次のように説明している。

「二つの大國が、一九四五年十一月一日に始
 まることになつていた最後の決戦で互を交える
 時期に近づきつつあつた。われわれの敵日本は
 およそ五百萬以上の武装した兵力をもつていた。
 これらの軍隊の兵員は、かれらの防禦線の外廓
 をわれわれが突破するのに當つて、すでにわれ
 われに三十萬以上の戦死傷者を出させていた。
 まだ敗北していない敵の軍隊は、われわれにさ
 らに百萬の犠牲を出させる力をもつていた。日
 本政府が降伏を拒絶する限りは、われわれは土
 地を攻略してこれを持ちこたえ、われわれがす
 でに太平洋諸島において四年近くの間経験し
 たと同じような種類の、死物狂いで犠牲の多い

近接戦闘によつて、日本の地上部隊を粉砕するよりほかに仕方がないわけであつた。……

「わたくしの主な目的は、わたくしがその場に協力したところの軍隊の兵員の生命の犠牲をできるだけ少くして、戦争を勝利に終らせることであつた。公平に評價して、われわれがどちらか一つを選び得たところの二つのやり方を考えると、われわれの立場にあつて、われわれのような責任を負い、この目的を達成し、これらの生命を救うためにこのような可能性のある武器をもっている者は、だれでも、もしこれを使用することを怠つたならば、後になつて同胞の顔を見ることができないとわたくしは信じている。……」

「戦争のすがたは死のすがたである。死は戦時の指導者が興えるすべての命令に否應なしに伴うものである。原子爆弾を用いるという決定は、十萬人以上の日本人に死をもたらしした決定であつた。……しかし、この熟考された、計画的な破壊は、われわれの選り得た手段のうちで、最も思わしくないものであつた。廣島と長崎の破壊は、対日戦争を終らせた。それは焼夷爆撃と窒息させるような封鎖を終らせた。巨大な陸士部隊の間の衝突という恐ろしい幻影を消滅させた。」(六三一―六三三頁)

インド代表判事の反対意見

本官の同僚のインド代表判事の意見の一部に次の
ようなところがある。

「ある方面では、本裁判所は戦勝諸国によつて設置されたものであるから、これを設置する裁判所條例の諸規定のいずれに關しても、右諸國の權能に對して疑義を挾む權限は、本裁判所にはないとの見解を抱くものもあるようである。
・
・
・
右の見解を抱く人々は次のように言つてい
る。

「一、裁判所の判事の權力の唯一の源泉は、裁判所條例及び條例に従つて行動せよとなすその任命である。

「二、裁判所條例による以外はまつたく權限はない。

「三、本裁判所の各判事は裁判所條例に従つて服務せよという任命を受諾したのであつて、裁判所條例をはなれてはまつたく服務することができず、また命令を發する資格もない。

「右の諸點からして、前述のような見解を抱く人々は、「條例はかような問題を裁判所に附託していないのであるから」、本裁判所は連合國最高司令官が果して自己に委任された權限を越えたかごうかの問題を審判する權限はないと結論しているのである。

それから、インド判事の反対意見は次のように結論している。

「本裁判所條例は問題の犯罪を定義していな
いということ、ごのような犯罪でもこれを定義
することは條例の作成者の権限内にはなかつた
ということ、もし條例が何らかの犯罪を定義し
たとしてもその定義は越。權。行爲にならう。・
・ということ、この點に關して、條例の權威に
疑義を挟むことは、われわれの権限内にあると
いうこと。」

まず第一に、越。權。という言葉は、法またはその條
例によつて許されない團體の行爲についてだけ適用
される術語であり、従つて、この場合には、連合國
最高司令官の行爲に適用することはできない。

E-29

われわれは、すでにわれわれの決定の中で、裁判
所條例の有効性を支持する理由を述べておいた。し
かし、本官は、ここで追加的な見解を述べたいと思
う。その見解は、主として、裁判所條例の有効性を
問題にしている反對意見の裁判官がそういう権能を
もっているかどうかについてである。

反對意見の裁判官は、裁判所條例の第二條によつ
て任命を受けたのであるが、それは次のように規定
している。

「第二條 裁判官、本裁判所ハ降伏文書ノ署名
圖並ニ「インド」、「フイリツピン」圖ニヨリ
申出デラレタル人名中ヨリ聯合國最高司令官ノ
任命スル六名以上十一名以内ノ裁判官ヲ以テ構
成ス。」

これは本裁判所を設置した特別布告に基くものであ
り、それには「本裁判所ノ構成、管轄及ビ任務ハ本

官ニヨリ本日承認セラレタル。・。・。裁判所條例中ニ規定セラレタル所ニ依ルモノトス」と述べてある。そして本裁判所の裁判官としての任務を遂行する前に、かれはその就任の宣誓を行った。

右の宣誓を行ったのであるから、裁判所條例の效力と平和に對する罪の定義、その罪に對する個人責任等のような、條例の中のすべての規定をかれは無條件に容認したばかりでなく、『極東ニ於ケル重大戦争犯罪人ノ公正且ツ迅速ナル審理及ビ處罰ノ爲メ』に裁判所條例がかれに課した義務をも無條件に容認したのである。それだけではなく、そしてこれが最も支配的な考慮である——かれはそれによつて拘束されている。すなわち、かれに反對の意見があるとしても、それにかかわりなく、かれに管轄権を與え、かれの任務を規定した唯一のものであるところの、この條例の規定を實施するよう拘束されている。

E-30

裁判所條例に効力がないとするのは、裁判官としてのかれの任命が最初から無効であることになる。なぜなら、かれの任命は裁判所條例の權威に基くものであるからである。もしかれの任命が無効であるならば、その結果として、かれは有効な權能がまつたことなく、かれの行爲のすべては無効であり、かれがどのような意見を述べても、それにはどのような法的權威もなく、従つて、かれの行爲はすべてかれ自身のいわゆる『越權』であるということになるのである。

本官は、ニュールンベルグの裁判所條例につい

て、ライト卿が次のようにいつたことに全く同意する。『これらの規定は、裁判所が適用すべき法を確定し、裁判所を拘束したものである』ということ、
『裁判官はもちろんかれらの任命に關する権能に對して疑問をもつことができず、ロンドン協定と裁判所條例において定められた法の定義を適用すること
を拒絶することもできなかつた』ということである。
右と同じ趣旨で、ニユールンベルグの裁判所は、次のように主張した。『これらの規定は、本件に適用されるべき法律として、本裁判所を拘束するものである。』
『本裁判所の管轄權は、協定及び條例の中で確定されており、裁判所の管轄に屬する犯罪については、個人的責任を問われるべきものであつて、それらの犯罪は、第六條に規定されている。本裁判所條例の定めた法は、本裁判所にとつて決定的であり、またこれを拘束するものである』
と云ふことである。

一國の最高裁判所は、ある法を憲法違反であると宣告することができ、それによつて法を制定した立法府、またはその法を實施する行政長官の處置を拒否したり、却下したりすることができ、なぜなら、立法府の上に、また行政長官の上に、最高裁判所に對して、右のようなことをなし、それを支持する權限を與えているところの憲法、すなわち國家の最高法があるからである。同じように、たとえば、數カ國によつて創設され、それ自身の條例を有する國際裁判所は、少數派の主張がその裁判所の共同の合意と一致しないと認められた場合には、これを破棄するこ

とができる。なぜなら、その少数派の上に、相互の同意による條例を通して意見を述べる全体としての結合体があるからである。この反対意見は、本裁判所が国内の最高裁判所か、連合諸国及び最高司令官の上にある国際的な最高裁判所（これは遺憾ながらまだ存在していない）で、それによつてわれわれが任命されているという立場をとつていようか、本裁判所は、このような最高裁判所ではない。その構成法はその條例であり、この條例が裁判所の創設、管轄、権限及び任務の唯一の源である。また、本裁判所は、正式な協定によつて、上級または優位の條例に服従しなくてはならない従屬的な国際裁判所でもない。

本裁判所の裁判官が、裁判所條例に矛盾する反対意見をもつていても、それは裁判所條例に含まれるものであり、かれらの職務を越えたものである。たとえば、裁判所條例は侵略戦争は犯罪であると定義し、この犯罪について有罪であるものは、個人責任を負わなければならないと規定した。それから、さらに、裁判所條例は、本裁判所ハ、平和ニ對スル罪ヲ包含セル犯罪ニ付・・・訴追セラレタル極東戦争犯罪人ヲ審理シ處罰スル・・・と規定している。

この條例だけをその職務の根據としていふところの本裁判所の裁判官は、侵略戦争は犯罪でないとか、それを遂行した者は、個人責任を負うべきものではないとか言つてよいものであろうか。失禮ながら、本官の意見では、このような主張は背理と思われる。

E-52

本裁判所は、その職務を正當に遂行するにあつて、ある被告が裁判所條例に規定されている罪のごれかを犯したという立證がされなかつたという理由で、かれを無罪にすることはできるが、反對意見が主張しているように、侵略戦争は犯罪でないという理由で、無罪にすることはできない。

さらに、連合国は、日本の侵略をおさえるに當つて、はつきりとその目的を述べ、それから「離脱スルコトナカルベク」、「右ニ代ル條件存在セズ」、またそれを達成するために、「平和、安全、及び正義ノ新秩序」がたてられ、「無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラレ」、「日本國ノ競争力が破碎セラレ」、「平和的傾向ヲ有シ且ツ責任アル政府」が樹立されるまで、日本の領土を占領すると宣言した。これらのすべては、降伏文書によつて、日本が受諾したものである。

不相應な刑罰

起訴狀の訴因についての認定のなかで、侵略戦争を行う共同謀議の重大性を、本裁判所は次のように強調した。

「侵略戦争を遂行するための、これらの廣大な諸計畫と、これらの侵略戦争に対する長期の、複雑な準備及びこれらの戦争の遂行は、一人の人間の仕事ではなかつた。それらは、共通の目的を達成するために、共通の計畫を遂行しようとして行動した多くの指導者の仕事であつた。その共通の目的は、侵略戦争を準備し、遂行す

裏面白紙

ることによつて、日本による支配を確保しよう
 ということであつて、犯罪的な目的であつた。
 侵略戦争を遂行する共同謀議、または侵略戦争を
 遂行することよりも、いつそう重大な犯罪は、
 まことに想像することができない。なぜなら、
 その共同謀議は世界の人民の安全を脅かし、そ
 の遂行はこの安全を破壊するからである。この
 ような共同謀議からおそらく生ずる結果、また
 その遂行から必ず生ずる結果は、数知れぬ人間
 の上に、死と苦悶とが襲いかかるということである。
 共同謀議は、相互の誓約、激勸、協力によつて、共
 同謀議者について、さう大きな決意と大膽さを與え、意
 圖された方針を断念する可能性を事實上無くし、従
 つて予定の犯罪行為の遂行を確保したということ
 本官はつけ加えたい。さらに、この戦争を論ずるこ
 とは、日本の侵略の要素である無数の犯罪を論ずる
 ことである。

連合國は「日本の侵略をおさえ、かつ罰するため
 に」戦いもし、忍耐もした。そしてポツダム宣言に
 おいて、その目的を次のように宣言した。

「(四) 無分別ナル打算ニ依リ日本帝國ヲ滅亡
 ノ線ニ至ラシメタル我儘ナル軍國主義的助言者
 ニ依リ日本國ガ引續キ支配セラレベキカ又ハ日
 本國ガ理性ノ経路ヲ歩ムベキカヲ日本國ガ決定
 スベキ時期ハ到來セリ。

「(五) 吾等ノ條件ハ左ノ如シ。
 吾等ハ右條件ヨリ離脱スルコトナカルベシ。右
 ニ代ル條件存在セズ。吾等ハ遲延ヲ認メズ。

384

「(六) 無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラレザレバ、平和、安全及ビ正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ吾等ハ主張スルモノナルヲ以テ、日本國國民ヲ欺瞞シ、誤導シテ世界征服ノ舉ニ出デシメタル者ノ權力及ビ勢力ハ、永久ニ除去セラレザルベカラズ。

「(七) 右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ、且ツ、日本國ノ戦争ヲ惹起シ遂行スル能力ガ破碎セラレタルコトノ確證アルニ至ル迄ハ、聯合國ノ追ツテ指定スベキ日本國領域内ノ諸地點ハ、吾等ガ茲ニ指示スル根本的目的ノ達成ヲ確保スル爲占領セラレベシ。

「(八) 「カイロ」宣言ノ條項ハ履行セラルベシ、

「(十) 吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ、又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ意圖ヲ有スルモノニ非ザルモ、吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ對シテハ峻厳ナル正義ニ基キ處罰ヲ加フベシ。

「(十二) 前記諸目的ガ達成セラレ、且ツ日本國國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ、且ツ責任アル政府ガ樹立セラルルトキハ、聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤收セラレベシ。

したがって、これらの目的を達成するため、本
 裁判所が「極東ニ於ケル重大戦争犯罪人ノ公正且ツ⁴¹
 迅速ナル審理及ビ處罰ノ爲メ」設置されたのである。
 全世界の利益のための、これらの重大な、基礎的

な罪明にかんがみて、本裁判所によつて課せられるべき刑罰の單に少數のものについてだけではあるが、意見を異にしないわけには行かないのである——それらは、本官の判断では、あまりに寛大であり、みせしめにも、防止にもならないし、犯された罪の重大さにふさわしくもない。われわれは法と平和の世界に生活する権利がある。われわれの行動は、弱くもあつたし、失敗でもあつたと解釋されるかもしれない。国内的な犯罪と、平和に對するこれらの恐るべき国際犯罪、戦争犯罪および人道に對する罪とは、比較することができないし、また比較にもならない。その国際犯罪とは、全人類に對するものであり、従つて、文明が本當に存続されるものならば、國家的考慮を超越すべきものである。すでにあげた陸軍長官ステイムソンの著書のなかで、かれが言つたように、「それは一世代前にさかのぼる道徳的義務の實行である」し、侵略者を裁判所に「つれてきたものは、法律上の技巧ではなかつた」し、「それは「一般人類の集體的な怒りの力」であつた。」なぜなら、「いやしくも侵略戦争を行う者は、人類に對して戦争を行う」ものであり、「犯罪人である。」「侵略……は、きわめて深刻な憎むべき犯罪であるから、われわれはそのくりかえしには堪えられない。」（五八―九〇頁）

不治の病氣にかかつている被告については、人間の良心の許し得る程度の寛大な取扱を與えられてよいと本官は感じている。

結論

裏面白紙

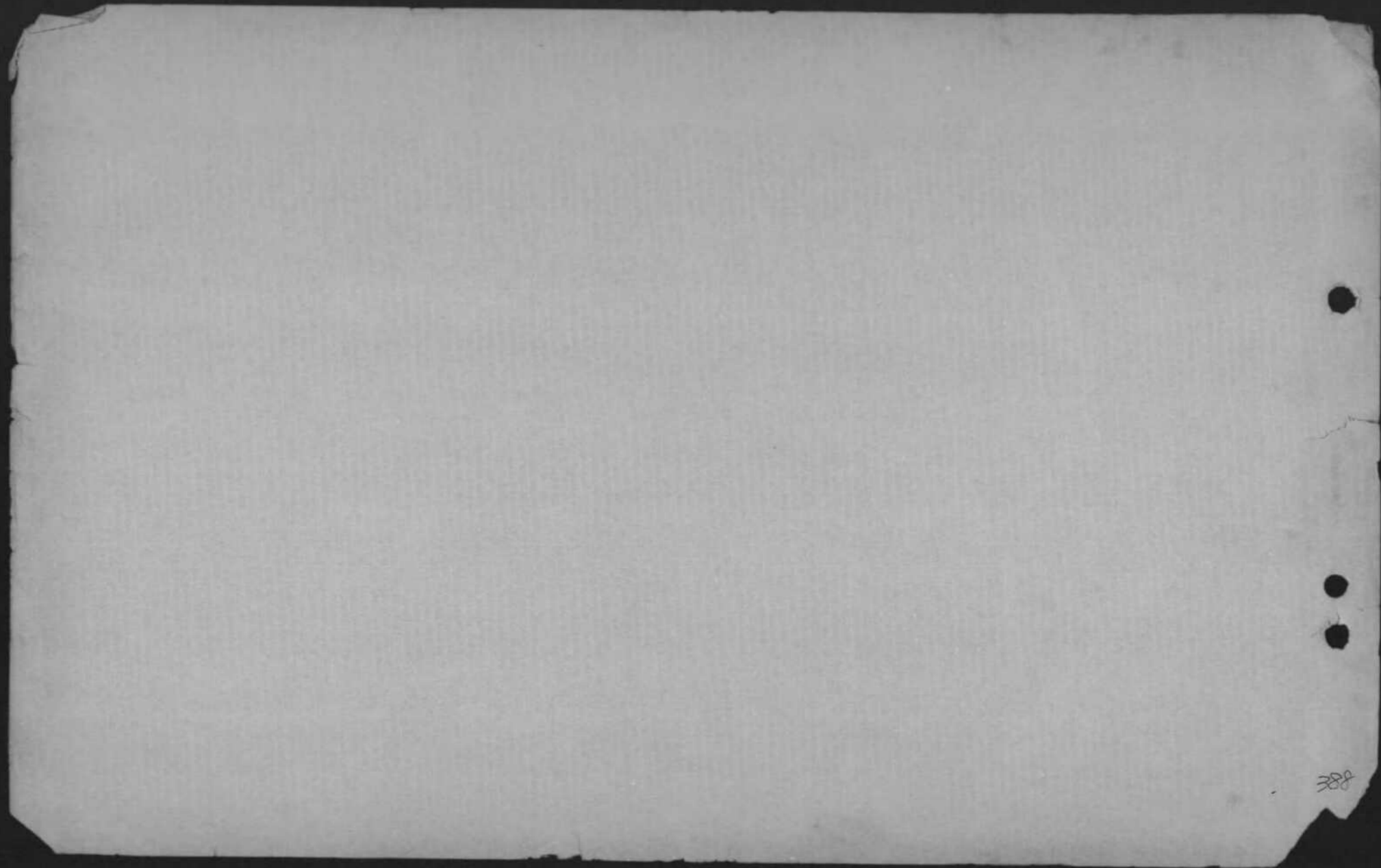
以上の考慮によつて、本件においてわれわれ多数意見をとる裁判官の起草した本裁判所の判決に、本官は同意するものである。

極東國際軍事裁判所

フィリッピン共和國代表判事

デルフィン・ハラニーヤ

387



裏面白紙